

# 平成 28 年度

## 千葉市包括外部監査の結果報告書

### 第 1 監査テーマ

介護保険事業における財務に係る事務の執行について

### 第 2 監査テーマ

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

千葉市包括外部監査人

公認会計士 川口 明浩



## 第1 監査テーマ

介護保険事業における財務に係る事務の執行について



## 目 次

<b>第1 外部監査の概要</b>	<b>1</b>
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	2
5. 外部監査の実施期間	4
6. 外部監査の補助者	4
<b>第2 介護保険事業に関する概要</b>	<b>5</b>
1. 介護保険事業等の全体像について	5
2. 介護保険関係事務機構について	6
3. 事務分掌について	7
4. 予算・決算の状況について	8
5. 要介護認定の状況について	12
6. 介護サービス事業所数の推移について	13
7. 介護保険事業の主要な事業の推移について	14
8. 介護保険事業の給付に係る政令市比較について	16
<b>第3 外部監査の結果</b>	<b>22</b>
I 外部監査の実施結果の一覧について	22
II 介護保険事業の監査の結果について	25
1. 介護保険料の賦課・徴収について	25
2. 過誤納金の還付処理について	35
3. 介護サービスに係る申請から指定までの事務について	37
4. サービス提供から報酬支払までの流れについて	47
5. サービス利用開始後の事業者に対する指導・監査について	50
6. サービス利用開始後の利用者からのクレーム対応について	57
7. 各種利用者負担軽減制度について	61
8. 介護給付適正化事業の取り組み状況について	68
9. 介護保険住宅改修費の給付等について	71
10. 医療情報の提供及び介護給付費通知書について	78
11. 介護予防事業について	82
12. 包括的支援事業について	87
13. 任意事業について	100
<b>第4 利害関係について</b>	<b>106</b>

注：外部監査結果報告書に掲載した表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。



## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37及び千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査対象

介護保険事業における財務に係る事務の執行について

#### （2）外部監査対象期間

平成27年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成28年度

### 3. 事件を選定した理由

介護保険事業は主として特別会計として実施されている事業である。平成26年度における歳入歳出決算は約560億円を超え、また、平成27年度における歳入歳出予算では625億円を計上している特別会計であり、特別会計の中でも公債管理や国民健康保険事業に次ぐ事業規模であり、重要性が高い。

現在、第6期の千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）が実施されている（平成27年度～平成29年度）。その計画の中では、千葉市の高齢化が今後、急速に進展するものと推計され、それに伴い、被保険者数、要支援・要介護認定者数及び介護サービス利用者数の急速な増加が見込まれている。このように急速に増加する介護サービス利用者等の増加により、介護保険事業における保険給付費及び地域支援事業費の見込みも第6期計画期間で大幅な増加が見込まれている。例えば、平成26年度の事業費実績額567億円に対して、平成29年度には698億円へと1.2倍の増加を見込んでいる。

一方、介護保険事業を支える財源としては、被保険者からの保険料収入が5割を超えており、残り5割弱の費用負担は国、県及び市の公費により賄われている。ちなみに千葉市一般会計からの繰入金は平成26年度決算で約80億円であった。保険料については、第6期の保険給付費等の増加見込に対して、全国的傾向と同様、千葉市も増加が見込まれている。そのため、「低所得者の負担に配慮しつつ負担能力に応じて保険料を賦課するよう保険料段階の多段階化の維持及び保険料率の見直しなど」を実施するとしている。

このように、千葉市における高齢化の急速な進展に伴う介護保険事業の事業費及び費用負担の増加が予想される中で、介護保険事業における保険料の賦課・徴収、保険給付事務及び地域支援事業等の事務の執行が法令及び条例等に準拠して適正に処理されており、併せてこれらの事務が効率的、効果的に執行されているかを検証する意義は高いものと考えられるため、特定の事件として選定するものである。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 外部監査の実施目的

平成10年10月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する市民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査の制度趣旨は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、その目的は、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合規性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合規性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

##### (2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

##### (3) 監査の視点

介護保険事業における財務に係る事務の執行についての主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 保健福祉局健康支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、高齢福祉課、高齢施設課及び高齢障害支援課介護保険室（区役所保健福祉センター）が実施する介護保険事業の歳入・歳出に係る財務事務の執行が、関連する各種法令及び条例・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて
- ② 当該介護保険事業の財務事務の執行等を合規性の視点で検証することと併せて、財務事務の執行等が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて

- ③ 地域支援事業（包括的支援事業、介護予防事業及び任意事業）が地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みの中で、効果的に実施されているかどうかについて

#### （４）主な監査手続等

特定の事件に対する監査手続としては、上記（３）に記載した監査の視点に基づき、外部監査の本旨である財務監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査手続等を実施した。具体的な監査手続等の概要は次のとおりである。

まず、保健福祉局健康支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、高齢福祉課、高齢施設課及び高齢障害支援課介護保険室（区役所保健福祉センター）が実施する介護保険事業について、関連する資料に基づき事業内容の説明を受けて、外部監査の実施に必要な質問を行い、平成 27 年度の事務の執行等について、各事業の趣旨、執行体制、執行額、実績及び課題等を把握した。併せて、介護保険事業の実施に係る内部統制の状況等についても検証し、監査計画に適切に反映した。

次に、介護保険事業の実施の現場部門である高齢障害支援課介護保険室を対象にして、現場往査を実施し、介護認定等の事務執行について、その合規性を検証すると共に、事務執行等の経済性・効率性等について検証した。

更に、法的側面からの監査では介護保険料の賦課徴収事務及び債権管理事務の執行について、合規性及び経済性・効率性等の側面から検証した。

なお、監査実施手続の全般について、監査の基準が要求する水準を確保するために、品質管理担当補助者による品質管理レビューを実施した。

#### （５）監査の結果

監査の結果については、「第 3 外部監査の結果」（22～105 頁）に記載しているとおりである。監査の結果として、指摘事項は 12 件、意見は 32 件であった。

#### （６）監査対象

##### ① 監査対象項目

介護保険事業における財務に係る事務の執行を監査対象とした。

##### ② 監査対象部局等

健康支援課、介護保険課、地域包括ケア推進課、高齢福祉課、高齢施設課、高齢障害

支援課介護保険室（区役所保健福祉センター）

## 5. 外部監査の実施期間

自 平成 28 年 6 月 16 日 至 平成 29 年 3 月 31 日

## 6. 外部監査の補助者

### （1）監査実証手続等実施補助者

草薙信久（公認会計士）、豊田泰士（弁護士）、松原創（公認会計士）、氏家美千代（公認会計士）、久保睦江（公認会計士）、高橋和則（公認会計士）、横塚大介（公認会計士）、柳原翼（公認会計士）

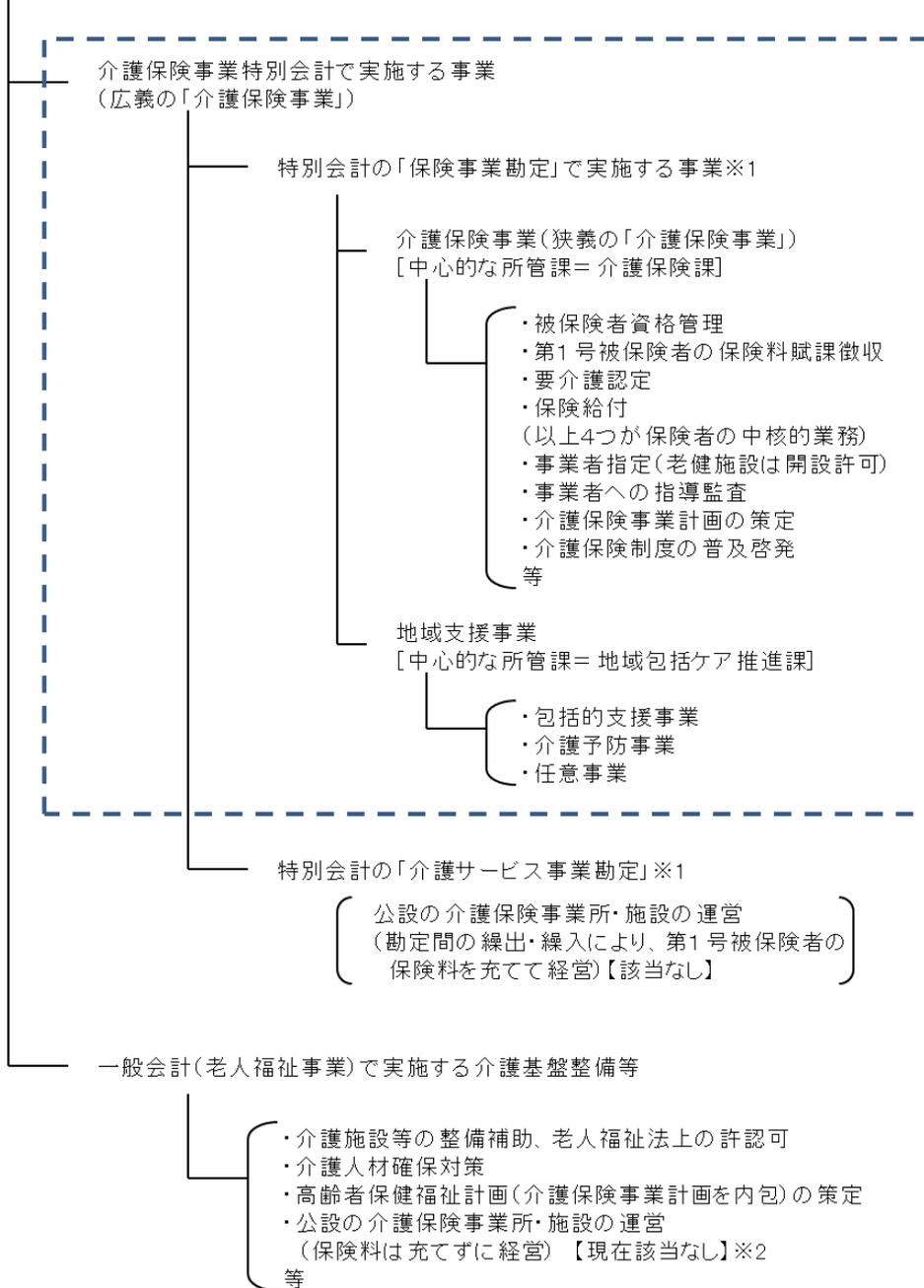
### （2）監査品質管理担当補助者

古屋尚樹（公認会計士）

## 第2 介護保険事業に関する概要

### 1. 介護保険事業等の全体像について

介護保険に関する事業



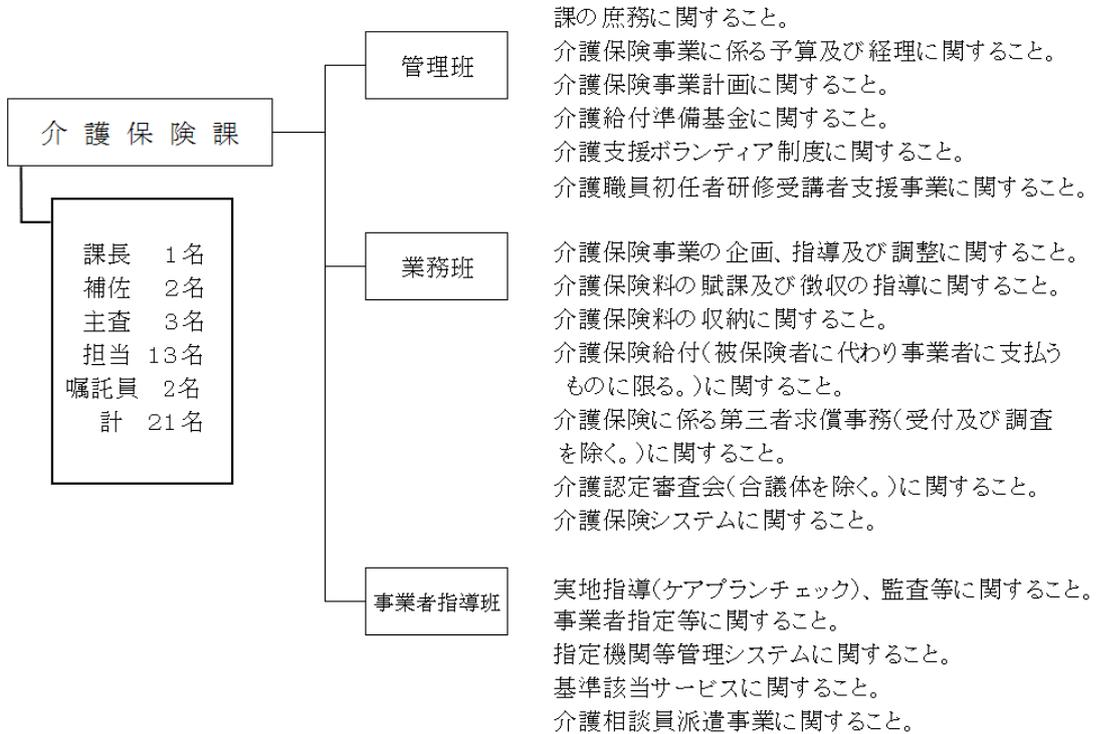
※1 千葉市では制度開始以来、保険料を公設事業所・施設の経営に充てたことはなく、今後の予定もないので、勘定の区分を設けていない。

※2 各区1か所の「いきいきプラザ」で行うデイサービス事業について、以前は市が介護保険の事業者指定を受けて実施していたが、現在は完全民営化済み。

## 2. 介護保険関係事務機構について



### 3. 事務分掌について



**地域包括ケア推進課**

地域包括ケアシステムの推進に関する事。  
 医療と介護の連携に関する事。  
 認知症対策に関する事。  
 介護予防事業の総合調整に関する事。  
 あんしんケアセンター(地域包括支援センター)に関する事。

**高齢福祉課**

高齢者保健福祉推進計画に関する事。  
 高齢者福祉全般に関する事。

**高齢施設課**

指定施設サービス、指定地域密着型サービス事業に関する事。

各区保健福祉センター  
 高齢障害支援課  
 介護保険室

(区合計)

室長	6名
主査	10名
担当	43名
(うち介護福祉士7名)	
小計	62名
嘱託員	60名
人材派遣	12名
(常勤換算)	

室の庶務に関する事。  
 介護保険被保険者の資格の得喪に関する事。  
 介護保険料その他の徴収金の賦課及び徴収に関する事。  
 介護保険料その他の徴収金の徴収猶予及び減免に関する事。  
 介護保険に係る認定に関する事。  
 おむつ代に係る医療費控除の確認に関する事。  
 介護保険給付(被保険者に代わり事業者に支払うものを除く。)に関する事。  
 高額介護サービス費等の貸付けに関する事。  
 介護保険に係る第三者求償事務の受付及び調査に関する事。  
 介護認定審査会(合議体に限る。)に関する事。  
 介護保険利用者負担額の減免に関する事。  
 居宅介護支援事業者等支援費の支給に関する事。

#### 4. 予算・決算の状況について

##### (1) 介護保険事業特別会計の推移について

(単位:千円)

科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
	決算額	決算額	予算現額	決算額
保険料	13,079,875	13,673,032	15,433,301	14,650,806
現年度分	13,012,883	13,600,399	15,359,612	14,572,521
滞納繰越分	66,992	72,633	73,689	78,285
国庫支出金	10,316,860	10,959,862	12,317,205	11,540,336
介護給付費負担金	9,219,049	9,532,800	10,928,311	9,965,002
国庫調整交付金	683,290	954,183	840,526	1,107,214
介護従事者処遇改善臨時特例交付金	0	0	0	0
地域支援事業交付金(介護予防事業)	63,692	71,742	73,822	66,440
地域支援事業交付金(包括的支援事業等)	349,359	398,644	445,090	394,668
施行経費補助金	958	1,862	29,456	6,715
災害臨時特例補助金(※23年度新規)	512	631	0	297
支払基金交付金	14,865,237	16,121,444	16,773,945	15,465,240
介護給付費交付金	14,786,970	16,036,489	16,691,264	15,382,559
地域支援事業支援交付金	78,267	84,955	82,681	82,681
県支出金	7,230,200	7,762,660	8,704,890	8,156,288
県介護給付費負担金	7,023,675	7,527,467	8,445,434	7,950,759
地域支援事業交付金(介護予防事業)	31,846	35,871	36,911	29,566
地域支援事業交付金(包括的支援事業等)	174,679	199,322	222,545	175,963
施行経費補助金(県)	0	0	0	0
借入金	0	0	0	0
交付金	0	0	0	0
財産収入	813	1,411	2,637	1,987
介護給付準備基金収入	813	1,411	2,637	1,987
介護従事者処遇改善臨時特例基金収入	0	0	0	0
繰入金	7,541,752	8,006,880	9,291,633	8,564,621
一般会計繰入金	7,530,722	7,990,165	9,269,773	8,549,836
介護給付費繰入金	6,162,876	6,532,358	7,451,457	6,864,579
地域支援事業費繰入金(介護予防事業費)	31,846	33,966	36,912	31,253
地域支援事業費繰入金(包括的支援事業等費)	177,829	196,219	222,546	203,204
その他一般会計繰入金	1,158,171	1,227,622	1,421,455	1,323,671
保険料公費負担分繰入金(低所得者負担軽減分)	0		137,403	127,129
介護給付準備基金繰入金	11,030	16,715	21,860	14,785
介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	0	0	0	0
繰越金	322,689	1,352,606	1,700,439	1,700,438
諸収入	13,221	12,236	5,610	79,769
市債	0	0	0	0
計(A)	53,370,647	57,890,131	64,229,660	60,159,485

(単位:千円)

科目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
		決算額	決算額	予算現額	決算額
歳 出	総務費	1,162,213	1,233,389	1,448,864	1,313,980
	総務管理費	636,088	677,024	797,898	707,688
	賦課徴収費	57,004	60,902	112,743	84,598
	要介護認定費	469,121	495,463	538,223	521,694
	運営協議会費	0	0	0	0
	保険給付費	49,311,086	52,265,445	59,611,781	54,990,800
	介護サービス給付費	44,269,672	46,884,100	53,492,067	49,374,970
	介護予防サービス給付費	2,525,005	2,665,333	3,022,634	2,605,778
	高額介護サービス等費	918,849	1,017,247	1,312,218	1,263,849
	高額医療合算介護サービス等費	122,344	133,183	171,934	152,962
	特定入所者介護サービス等費	1,426,086	1,518,334	1,561,917	1,542,409
	審査支払手数料	49,130	47,248	51,011	50,832
	地域支援事業費	1,157,108	1,267,029	1,439,079	1,293,795
	介護予防事業費	255,896	272,360	296,911	250,868
	包括的支援事業等費	901,212	994,669	1,142,168	1,042,927
	財政安定化基金拠出金	0	0	0	0
	基金積立金	176,752	641,045	794,076	793,426
	介護給付準備基金積立金	176,752	641,045	794,076	793,426
	介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金	0	0		
	諸支出金	158,111	730,014	930,860	924,170
	保険料還付金・加算金	11,030	16,715	21,705	15,018
	償還金	146,749	712,972	909,000	908,998
	災害臨時特例支給金 (※23年度新規)	332	327	155	154
財政安定化基金償還金	52,771	52,771	0	0	
予備費	0	0	5,000	0	
計(B)	52,018,041	56,189,693	64,229,660	59,316,171	

(2) 平成27年度介護保険事業特別会計の決算の概要について

【介護保険事業分】

(単位:千円)

歳入総額	58,865,690	歳出総額	58,022,376
事業費にかかる財源	57,531,390	事業費	56,708,396
保険料 第1号被保険者保険料 24.9% (H26: 24.15%)	14,342,477	保険給付費	54,990,954
社会保険診療報酬支払基金交付金 第2号被保険者保険料 28% (H26: 29%)	15,382,559	介護サービス給付費	49,374,970
国庫支出金 (介護給付費負担金) 居宅給付費分20% 施設等給付費分15%	9,965,002	要介護者に係る給付費	
国庫支出金 (財政調整交付金) 2.1% (H26: 1.85%)	1,107,214	介護予防サービス給付費	2,605,778
国庫支出金 (災害臨時特例補助金)	297	要支援者に係る給付費	
県支出金(介護・予防給付費負担金) 居宅給付費分12.5% 施設等給付費分17.5%	7,950,759	高額介護サービス等費	1,263,849
県支出金(財政安定化基金貸付金)	0	限度額を超えた場合に支給 高額医療合算介護サービス等費	152,962
一般会計繰入金(介護給付費負担金) 法定繰入率12.5%	6,864,579	特定入所者介護サービス等費	1,542,409
一般会計繰入金(低所得者保険料公費負担分)	127,129	審査支払手数料	50,832
介護給付準備基金繰入金 (介護給付準備基金取崩)	14,785	災害臨時特例支給金	154
財産収入 ・介護給付準備基金運用益	1,987	財政安定化基金償還金	0
繰越金	1,700,438	保険料還付金、加算金 過年度保険料の還付金	15,018
諸収入 保険給付にかかる延滞金、加算金、第三者納付金、返納金	74,164	介護給付準備基金積立金 基金運用益、前年度繰越金剰余 償還金	793,426
		前年度超過交付金等(全事業)の償還金	908,998
事務費にかかる財源	1,334,300	事務費	1,313,980
一般会計繰入金(要介護認定費分)	520,208	要介護認定費	521,694
要介護認定費分	520,208	認定審査会経費	121,378
国庫支出金(施行経費補助金)	645	認定調査等経費	400,316
県支出金(緊急雇用創出事業費収入) 介護認定調査員確保事業分		介護認定調査員確保事業費	0
諸収入(雑入)(広告料収入0円) 調査員雇用保険本人負担分	841	その他の経費	792,286
国庫支出金(施行経費補助金) システム関係経費充当分	6,070	一般職員人件費	603,833
一般会計繰入金(その他事務費分)	803,462	その他事務費	188,453
一般職員人件費分	603,833	一般事務費	82,033
一般事務費分	82,011	趣旨普及費	3,159
趣旨普及費分	3,159	システム関係経費	18,663
システム関係経費	32,914	保険料賦課徴収費	84,598
本年度支出分	12,593		
翌年度支出分(繰越明許分)	20,321		
保険料賦課徴収費分	81,545		
予備費分	0		
諸収入 延滞金、雑入(保険料還付返納)雑入(非常勤職員雇用保険本人負担分)	3,074	予備費	0

【地域支援事業分】

(単位:千円)

歳入総額	1,293,795	歳出総額	1,293,795
介護予防事業費の財源	250,868	介護予防事業費	250,868
保険料 第1号被保険者保険料 22% (H26: 21%)	40,091	介護予防事業特定高齢者施策	23,888
社会保険診療報酬支払基金交付金 (地域支援事業支援交付金)	82,681	二次予防事業の対象者把握	2,270
第2号被保険者保険料 28% (H26: 29%)		通所型介護予防	16,326
国庫支出金(地域支援事業交付金)	66,440	二次予防事業評価事業	5,292
介護予防事業 25%		介護予防一般高齢者施策	194,359
県支出金(地域支援事業交付金)	29,566	介護予防普及啓発	146,593
介護予防事業 12.5%		地域介護予防活動支援	47,766
一般会計繰入金(地域支援事業費繰入金)	31,253	介護予防事業人件費	32,621
介護予防事業 12.5%		介護予防事業人件費	32,621
諸収入(雑入)	837		
生活管理指導短期宿泊、その他事業 (利用者自己負担金等)			
包括的支援事業等費の財源	1,042,927	包括的支援事業費等	1,042,927
保険料(第1号被保険者) 22% (H26:21%)	268,239	包括的支援事業等費	654,749
社会保険診療報酬支払基金交付金	0	地域包括支援センター	629,116
国庫支出金(地域支援事業交付金)	394,668	高齢者福祉・介護保険専門分科会	308
包括的支援事業等 39.0% (H26:39.5%)		生活支援体制整備事業	6,860
県支出金(地域支援事業交付金)	175,963	在宅医療介護連携推進事業	1,010
包括的支援事業等 19.5% (H26: 19.75%)		認知症総合支援事業	7,417
一般会計繰入金(地域支援事業費繰入金)	203,204	地域包括支援事業人件費	10,038
包括的支援事業等 19.5% (H26: 19.75%)		任意事業	388,178
諸収入(雑入)	853	介護給付等費用適正化	26,309
高齢者虐待防止、その他事業 (利用者自己負担金等)		家族介護支援	314,085
		その他事業	31,245
		任意事業人件費	16,539

## 5. 要介護認定の状況について

平成27年度における千葉市各区の要介護認定の状況は、次に示すとおりである。

### (1) 申請受付数

(単位: 件)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
件数	8,195	7,346	5,762	6,800	4,169	4,717	36,989

### (2) 認定件数

(単位: 件)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
非該当	22	27	33	31	12	43	168
要支援1	1,288	1,638	876	985	449	852	6,088
要支援2	1,347	1,067	746	1,061	579	776	5,576
要介護1	1,574	1,669	1,198	1,490	880	992	7,803
要介護2	1,171	907	875	1,108	697	682	5,440
要介護3	898	721	631	802	515	494	4,061
要介護4	838	734	655	779	468	444	3,918
要介護5	775	580	543	636	438	379	3,351
計	7,913	7,343	5,557	6,892	4,038	4,662	36,405

### (3) 要介護(要支援)認定者数

平成28年3月31日現在(単位: 人)

区分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	全市
要支援1	1,163	1,414	804	865	437	729	5,412
要支援2	1,152	884	664	888	525	645	4,758
要介護1	1,760	1,738	1,276	1,700	939	975	8,388
要介護2	1,446	1,011	1,039	1,339	775	679	6,289
要介護3	1,132	808	768	1,054	611	513	4,886
要介護4	952	809	771	877	522	453	4,384
要介護5	828	602	596	638	468	395	3,527
計	8,433	7,266	5,918	7,361	4,277	4,389	37,644

## 6. 介護サービス事業所数の推移について

千葉市内に所在する介護サービス事業所（休止を含む）の事業所数の推移は、次に示すとおりである。

サービス種別		平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日	平成 28 年 4 月 1 日
介護予防支援		24	24	24
居宅介護支援		310	315	326
居宅サービス	訪問介護	261	267	270
	訪問入浴介護	17	17	16
	訪問看護	※434 (50)	※449 (55)	※458 (55)
	訪問リハビリテーション	※358	※369	※378
	通所介護	246	266	107
	(介護予防通所介護のみ)	(5)	(4)	(4)
	通所リハビリテーション	44	46	47
	短期入所生活介護	54	57	62
	短期入所療養介護	25	25	25
	特定施設入居者生活介護	51	54	55
	福祉用具貸与	52	54	56
	特定福祉用具販売	53	56	57
	居宅療養管理指導	※1287	※1,284	※1,270
居宅サービス等事業所 計		858	901	754
施設サービス	介護老人福祉施設	39	46	49
	介護老人保健施設	23	23	23
	介護療養型医療施設	2	2	2
	施設サービス事業所 計	64	71	74
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	0
	認知症対応型通所介護	9	10	10
	地域密着型通所介護	-	-	170
	小規模多機能型居宅介護	10	13	15
	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	2	2	1
	認知症対応型共同生活介護	93	94	96
	地域密着型特定施設入居者生活介護	1	2	2
	地域密着型介護老人福祉施設	2	2	3
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	6	9
地域密着型サービス事業所 計	119	129	306	
合 計		1,375	1,440	1,484

注:1 ※印は、みなし指定(介護保険法上の指定を受けたとみなされた医療機関等)である。

2 訪問看護の( )内は、市内の訪問看護ステーション数である。

3 居宅サービス事業所の計には、みなし指定は含まれていない。

## 7. 介護保険事業の主要な事業の推移について

千葉県介護保険事業の主要な事業の実績（件数及び給付費）の推移は、次に示すとおりである。

### (1) 居宅サービスについて

（単位：千円）

サービスの種類	H25年度決算		H26年度決算		H27年度決算	
	件数	給付費	件数	給付費	件数	給付費
訪問介護	80,318	5,512,510	84,051	5,720,945	90,202	6,112,747
介護予防訪問介護	32,743	624,597	31,589	595,197	31,077	585,321
訪問入浴介護	8,916	551,710	8,275	519,564	7,565	484,402
介護予防訪問入浴介護	11	330	27	732	22	698
訪問看護	24,605	1,060,723	27,247	1,186,899	30,129	1,299,496
介護予防訪問看護	1,789	54,586	2,199	67,543	2,652	83,535
訪問リハビリ	3,345	108,447	3,532	120,865	3,915	143,826
介護予防訪問リハビリ	284	7,246	285	7,851	282	8,215
通所介護	85,087	6,299,370	94,453	7,008,024	101,687	7,395,552
介護予防通所介護	26,126	852,144	28,681	939,438	31,837	879,259
通所リハビリ	28,399	2,010,542	29,458	2,101,579	31,238	2,210,329
介護予防通所リハビリ	5,648	236,276	6,150	254,408	7,084	237,348
福祉用具貸与	99,749	1,484,409	108,831	1,588,607	117,809	1,671,302
介護予防福祉用具貸与	15,648	118,147	17,903	133,300	20,893	150,931
短期入所生活介護	20,927	2,367,996	21,571	2,521,493	21,626	2,543,715
介護予防短期入所生活介護	426	13,571	417	12,352	366	11,967
短期入所療養介護(老健)	3,288	263,143	3,334	266,065	3,393	294,826
介護予防短期入所療養介護(老健)	60	2,197	34	1,350	25	683
短期入所療養介護(療養型)	10	394	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(療養型)	0	0	0	0	0	0
特定診療費	10	117	0	0	0	0
介護予防特定診療費	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	92,037	615,816	103,244	685,095	117,540	774,355
介護予防居宅療養管理指導	4,172	27,284	4,463	28,536	4,500	29,120
特定施設入居者生活介護	15,273	2,989,192	17,435	3,442,865	19,299	3,738,817
介護予防特定入居者生活介護	2,182	194,689	2,385	213,096	2,147	156,717
福祉用具購入費	2,319	69,498	2,526	73,687	2,486	77,042
介護予防福祉用具購入費	707	17,789	717	17,460	747	20,308
住宅改修費	1,539	166,993	1,756	172,387	1,771	172,320
介護予防住宅改修費	756	84,470	800	86,436	889	94,652
居宅介護支援	164,699	2,234,638	176,314	2,407,616	188,784	2,672,786
介護予防居宅介護支援	60,677	274,764	63,479	288,801	68,087	330,087
合計	781,750	28,243,588	841,156	30,462,190	908,052	32,180,357

(2) 施設サービスについて

(単位:千円)

サービスの種類	H25年度決算		H26年度決算		H27年度決算	
	件数	給付費	件数	給付費	件数	給付費
介護老人福祉施設	29,176	7,334,443	30,179	7,681,448	32,258	8,094,371
介護老人保健施設	19,994	5,430,438	20,630	5,597,711	20,448	5,591,197
介護療養型医療施設	1,922	656,938	1,390	474,768	1,334	436,381
特定診療費	1,922	39,937	1,390	19,368	1,334	19,441
特別療養費	79	1,135	54	336	29	119
合計	53,093	13,462,890	53,643	13,773,632	55,403	14,141,508

(3) 地域密着型サービスについて

(単位:千円)

サービスの種類	H25年度決算		H26年度決算		H27年度決算	
	件数	給付費	件数	給付費	件数	給付費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	237	32,237	466	69,445	883	150,324
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	1,516	153,386	1,513	156,880	1,659	186,047
介護予防認知症対応型通所介護	1	15	0	0	0	0
地域密着型特定施設入所者生活介護	0	0	102	17,825	435	80,562
小規模多機能型居宅介護	1,328	250,900	1,724	327,719	2,087	400,809
介護予防小規模多機能型居宅介護	136	6,684	247	12,994	254	15,165
認知症対応型共同生活介護	17,804	4,461,166	17,868	4,518,731	18,139	4,580,119
介護予防認知症対応型共同生活介護	50	10,217	25	5,839	10	1,772
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	645	148,263	683	166,785	798	195,413
合計	21,717	5,062,868	22,628	5,276,218	24,265	5,610,212

(4) 利用者負担軽減制度について

(単位:千円)

サービスの種類	H25年度決算		H26年度決算		H27年度決算	
	件数	給付費	件数	給付費	件数	給付費
特定入所者介護サービス費	43,066	1,426,085	45,545	1,518,334	42,094	1,542,409
高額介護サービス費等	89,167	918,849	97,585	1,017,247	116,442	1,263,849
高額医療合算介護サービス費等	4,016	122,344	4,307	133,183	4,949	152,962
合計	136,249	2,467,279	147,437	2,668,764	163,485	2,959,220

## 8. 介護保険事業の給付に係る政令市比較について

平成 26 年度における介護保険事業の給付に係る政令市の状況は次の各表に示すとおりである。

【政令指定都市の介護給付・予防給付の項目別給付費の比較】

(単位:百万円)

項目	千葉市	札幌市	仙台市	さいたま市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
居宅介護(介護予防)サービス -計-	30,462	55,719	31,805	37,577	119,069	39,813	18,775	30,731	26,696	24,155
-訪問サービス 計-	8,933	16,258	8,268	8,429	35,446	12,009	4,767	4,928	5,767	3,775
訪問介護	6,316	11,254	5,769	5,183	22,447	7,876	3,119	3,260	3,868	2,102
訪問入浴介護	520	369	598	603	2,243	777	326	278	531	277
訪問看護	1,254	3,175	1,251	1,344	7,114	1,885	713	1,046	996	1,041
訪問リハビリテーション	129	477	72	285	572	181	123	183	167	193
居宅療養管理指導	714	983	578	1,014	3,071	1,290	486	161	204	163
-通所サービス 計-	10,303	20,083	11,839	13,219	38,222	13,035	7,248	12,570	11,601	12,299
通所介護	7,947	14,801	8,846	10,385	30,443	10,903	6,130	10,565	9,199	9,081
通所リハビリテーション	2,356	5,282	2,993	2,833	7,779	2,132	1,117	2,006	2,402	3,217
-短期入所サービス 計-	2,801	2,569	3,822	3,227	8,299	1,992	1,269	7,213	2,800	2,840
短期入所生活介護	2,534	1,968	3,441	2,823	6,765	1,696	1,198	7,063	2,492	2,619
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	267	583	368	404	1,529	271	71	150	308	205
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	-	19	13	-	6	26	0	0	0	15
-福祉用具・住宅改修サービス 計-	2,072	3,285	1,989	2,305	8,161	2,697	1,467	1,967	1,868	1,562
福祉用具貸与	1,722	2,534	1,636	1,920	6,752	2,243	1,192	1,584	1,581	1,235
福祉用具購入費	91	191	91	100	320	126	66	88	80	65
住宅改修費	259	560	262	285	1,089	327	208	295	207	262
-特定施設入居者生活介護-	3,656	7,512	2,766	6,986	17,268	6,464	2,147	1,180	1,913	1,101
-介護予防支援・居宅介護支援-	2,696	6,011	3,119	3,412	11,672	3,616	1,877	2,872	2,748	2,579
地域密着型介護(介護予防)サービス -計-	5,314	20,029	6,671	3,467	23,193	8,670	3,405	6,476	7,042	6,557
-定期巡回・随時対応型訪問介護看護-	69	1,580	4	55	667	344	-	7	158	189
-夜間対応型訪問介護-	-	43	18	5	244	81	6	-	24	4
-認知症対応型通所介護-	157	986	696	193	2,772	1,237	255	341	997	555
-小規模多機能型居宅介護-	341	4,059	1,051	437	4,481	1,320	378	2,160	948	1,005
-認知症対応型共同生活介護-	4,525	11,608	3,893	2,526	14,374	4,809	2,685	1,851	4,433	3,307
-地域密着型特定施設入居者生活介護-	18	31	-	65	34	-	-	51	151	400
-地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護-	167	1,005	976	187	195	815	81	1,830	269	1,097
-複合型サービス-	37	719	33	-	425	64	-	235	62	-
施設介護サービス -計-	13,774	33,240	17,157	20,866	70,454	19,632	12,406	24,095	17,488	21,492
-介護老人福祉施設-	7,682	13,937	8,613	12,040	40,634	11,457	7,567	11,731	9,058	10,297
-介護老人保健施設-	5,598	13,085	8,118	7,282	26,819	6,159	3,531	10,437	6,777	8,758
-介護療養型医療施設-	494	6,217	427	1,544	3,001	2,016	1,308	1,927	1,653	2,438
総数	49,550	108,988	55,633	61,910	212,716	68,115	34,586	61,302	51,225	52,205
第1号被保険者数(人)	229,520	465,464	225,274	274,167	849,210	274,149	164,703	212,658	198,054	204,500
第1号被保険者あたり給付費(円/人)	215,884	234,149	246,958	225,812	250,487	248,461	209,988	288,264	258,643	255,279

出典：介護保険事業状況報告 平成26年度介護保険事業状況報告（年報）

注：以下、平成 26 年度の実績データである。

## 【政令指定都市の介護給付・予防給付の項目別給付費の比較】

(単位:百万円)

項目	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
居宅介護(介護予防)サービス -計-	86,670	56,113	133,417	38,001	62,081	27,416	43,887	42,113	46,370	27,383
-訪問サービス 計-	28,506	17,135	60,735	15,488	18,861	5,444	12,141	9,549	11,462	7,018
訪問介護	19,980	11,495	49,117	11,812	12,880	3,621	8,047	7,099	7,542	5,448
訪問入浴介護	1,052	765	1,202	306	736	101	317	213	287	140
訪問看護	4,820	2,848	5,900	1,910	3,803	1,158	2,568	1,190	1,805	1,026
訪問リハビリテーション	372	941	1,033	341	401	184	312	319	456	150
居宅療養管理指導	2,282	1,087	3,482	1,118	1,041	381	896	728	1,373	254
-通所サービス 計-	30,220	20,292	35,404	11,875	19,946	12,129	16,516	18,938	19,340	12,730
通所介護	23,278	15,409	27,456	9,227	15,430	8,935	12,335	15,167	14,810	8,008
通所リハビリテーション	6,942	4,884	7,948	2,647	4,516	3,194	4,181	3,770	4,530	4,722
-短期入所サービス 計-	5,097	3,992	5,002	2,249	5,166	2,202	4,024	1,932	2,332	1,374
短期入所生活介護	4,436	3,159	4,185	1,700	4,482	2,015	3,395	1,752	2,128	794
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	629	782	798	544	680	151	412	176	189	523
短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)	32	52	19	5	4	36	217	5	16	57
-福祉用具・住宅改修サービス 計-	5,658	4,939	9,250	2,693	4,126	1,794	3,203	2,592	2,767	1,643
福祉用具貸与	4,590	4,102	7,774	2,174	3,236	1,482	2,591	1,928	2,126	1,261
福祉用具購入費	281	228	479	139	199	78	150	168	180	96
住宅改修費	787	609	998	381	692	234	462	496	462	286
-特定施設入居者生活介護-	9,536	3,197	10,159	1,847	8,276	3,317	3,871	4,887	6,318	1,886
-介護予防支援・居宅介護支援-	7,654	6,557	12,866	3,850	5,705	2,530	4,132	4,214	4,150	2,733
地域密着型介護(介護予防)サービス -計-	15,114	10,113	13,261	4,911	9,666	9,250	8,895	9,365	8,402	6,038
-定期巡回・随時対応型訪問介護看護-	447	699	504	104	125	193	119	73	261	138
-夜間対応型訪問介護-	73	327	57	-	3	2	73	10	17	43
-認知症対応型通所介護-	731	882	1,438	337	592	176	329	678	482	735
-小規模多機能型居宅介護-	2,601	2,038	1,624	684	1,742	2,340	1,114	1,240	1,370	1,822
-認知症対応型共同生活介護-	8,827	4,332	9,014	3,313	5,408	4,627	6,808	5,804	4,960	2,256
-地域密着型特定施設入居者生活介護-	265	424	194	-	-	-	-	-	112	45
-地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護-	1,988	1,279	282	394	1,679	1,912	295	1,513	1,200	944
-複合型サービス-	182	131	147	79	117	-	157	47	1	55
施設介護サービス -計-	42,305	38,022	55,348	14,444	32,554	13,504	21,648	23,267	24,349	15,026
-介護老人福祉施設-	20,267	15,358	30,912	7,457	14,136	7,036	9,963	11,790	12,755	5,449
-介護老人保健施設-	19,717	12,704	21,429	5,509	15,509	6,038	7,000	8,802	8,032	6,322
-介護療養型医療施設-	2,321	9,960	3,006	1,477	2,909	430	4,684	2,675	3,563	3,256
総数	144,090	104,247	202,025	57,356	104,300	50,170	74,430	74,745	79,121	48,447
第1号被保険者数(人)	538,069	376,889	660,973	220,413	401,698	172,668	274,527	274,390	296,776	173,538
第1号被保険者あたり給付費(円/人)	267,790	276,599	305,648	260,220	259,648	290,559	271,120	272,403	266,603	279,170

出典：介護保険事業状況報告 平成26年度介護保険事業状況報告(年報)

## 【政令指定都市の高額介護(介護予防)サービス費の比較】

(単位:千円)

保険者	利用者負担 第一段階	利用者負担 第二段階	利用者負担 第三段階	利用者負担 第四段階	合計
千葉市	181,663	691,676	87,544	56,364	1,017,247
札幌市	453,158	1,612,287	213,305	77,703	2,356,454
仙台市	132,066	687,532	97,681	40,027	957,306
さいたま市	133,941	867,540	108,481	65,909	1,175,871
横浜市	672,149	3,083,254	442,656	254,741	4,452,800
川崎市	266,270	757,074	193,236	135,555	1,352,135
相模原市	108,866	445,829	74,199	33,166	662,059
新潟市	82,946	939,482	127,355	69,164	1,218,947
静岡市	105,528	671,800	111,683	41,584	930,595
浜松市	48,024	639,298	123,449	60,200	870,972
名古屋市	481,796	1,919,105	430,462	149,354	2,980,718
京都市	348,517	1,719,533	381,108	90,982	2,540,140
大阪市	1,610,254	2,646,306	544,033	141,647	4,942,240
堺市	280,096	808,761	150,722	48,399	1,287,978
神戸市	330,881	1,583,424	282,364	86,411	2,283,080
岡山市	95,364	548,037	106,446	24,665	774,512
広島市	161,557	612,299	111,649	79,206	964,710
北九州市	218,502	860,854	106,889	34,460	1,220,705
福岡市	325,586	1,135,979	214,694	76,002	1,752,261
熊本市	119,726	690,328	129,965	51,502	991,521

出典：介護保険事業状況報告 平成26年度介護保険事業状況報告（年報）

【政令指定都市の高額医療合算介護(介護予防)サービス費の比較】

(単位:千円)

保険者	低所得者Ⅰ	低所得者Ⅱ	一般	現役並み所得者 (上位所得者)	合計
千葉市	88,547	29,123	8,938	6,574	133,183
札幌市	264,777	80,655	23,686	9,225	378,342
仙台市	71,999	24,329	6,725	5,906	108,959
さいたま市	128,856	37,409	15,143	11,597	193,005
横浜市	446,180	150,138	44,060	47,483	687,861
川崎市	133,342	43,724	19,250	16,712	213,028
相模原市	59,816	23,115	5,720	4,599	93,249
新潟市	104,123	39,752	7,690	3,334	154,898
静岡市	85,363	30,924	4,117	4,465	124,868
浜松市	74,868	30,220	6,795	3,484	115,367
名古屋市	282,611	131,756	38,096	38,801	491,265
京都市	248,334	134,144	20,248	22,326	425,052
大阪市	339,669	138,145	24,583	27,107	529,503
堺市	99,036	39,793	9,256	6,975	155,059
神戸市	238,021	89,406	20,848	13,988	362,262
岡山市	96,590	50,897	9,269	5,854	162,610
広島市	72,299	29,048	7,307	6,325	114,979
北九州市	167,212	55,400	15,765	4,792	243,170
福岡市	155,670	70,884	17,145	14,443	258,141
熊本市	72,821	32,210	8,237	4,745	118,013

出典：介護保険事業状況報告 平成26年度介護保険事業状況報告（年報）

## 【政令指定都市の保険給付支払額(支払済額累計)の比較】

(単位:千円)

保険者	介護サービス等諸費	介護予防サービス等諸費	高額介護サービス等費	高額医療合算介護サービス等費	特定入居者介護サービス等費	その他の保険給付費	合計
千葉市	46,884,100	2,665,333	1,017,247	133,183	1,518,334	-	52,218,197
札幌市	100,477,169	8,510,555	2,356,453	378,342	4,047,030	-	115,769,550
仙台市	51,558,686	4,073,255	957,306	108,959	2,295,760	-	58,993,967
さいたま市	58,546,133	3,363,121	1,177,185	193,005	2,556,487	-	65,835,932
横浜市	201,833,586	10,882,415	4,452,800	687,861	7,443,585	-	225,300,247
川崎市	63,854,812	4,260,516	1,352,135	213,028	1,990,868	-	71,671,359
相模原市	32,769,496	1,816,235	662,059	93,249	1,277,125	-	36,618,165
新潟市	57,536,373	3,765,374	1,218,947	154,898	3,235,556	-	65,911,149
静岡市	48,390,516	2,834,807	930,595	124,860	1,961,044	-	54,241,821
浜松市	50,007,007	2,197,524	870,972	115,367	2,457,182	-	55,648,052
名古屋市	133,051,576	11,038,139	2,980,718	491,265	5,019,710	346,472	152,927,880
京都市	98,633,533	5,613,776	2,540,140	425,052	4,306,091	-	111,518,591
大阪市	186,308,615	15,716,589	4,942,240	529,503	6,268,209	-	213,765,157
堺市	53,146,787	4,208,987	1,287,978	155,059	1,738,771	-	60,537,583
神戸市	93,012,231	11,287,886	2,283,080	362,262	4,018,829	344	110,964,633
岡山市	47,264,464	2,905,703	774,512	162,610	1,791,612	-	52,898,901
広島市	68,219,781	6,209,992	964,710	114,979	2,197,915	-	77,707,377
北九州市	70,158,076	4,576,491	1,207,321	243,170	2,838,897	-	79,023,954
福岡市	72,756,584	6,364,518	1,752,261	258,141	2,898,877	-	84,030,381
熊本市	44,862,234	3,585,380	991,521	118,013	1,631,822	-	51,188,969

出典：介護保険事業状況報告 平成26年度介護保険事業状況報告（年報）

## 【政令指定都市の介護保険特別会計経理状況(保険事業勘定)の比較】

(単位:千円)

保険者	歳入合計	歳出合計	歳入歳出 差引残額	うち基金繰入額	介護給付費 準備基金保有額
千葉市	57,890,131	56,189,693	1,700,438	791,439	1,772,713
札幌市	121,289,814	121,256,433	33,381	33,381	2,641,666
仙台市	63,864,894	62,895,690	969,205	591,220	2,339,788
さいたま市	71,377,070	69,912,783	1,464,286	1,415,496	3,122,563
横浜市	241,662,141	237,022,786	4,639,355	2,234,941	-
川崎市	75,763,327	75,476,897	286,430	102,184	3,218,766
相模原市	39,114,449	38,796,768	317,682	179,736	2,140,626
新潟市	69,876,043	69,570,731	305,313	-	243
静岡市	57,548,607	56,823,601	725,006	291,159	1,923,292
浜松市	58,028,499	57,468,788	559,711	214,733	3,609,756
名古屋市	161,359,584	160,400,508	959,077	-	1,634,199
京都市	118,725,129	117,683,227	1,041,903	501,332	1,749,735
大阪市	223,736,851	223,296,690	440,161	-	-
堺市	63,731,165	63,491,105	240,060	-	615,700
神戸市	120,297,366	118,222,513	2,074,853	1,420,437	3,244,068
岡山市	56,535,638	55,641,587	894,051	621,951	1,091,042
広島市	82,145,528	81,512,563	632,964	93,083	2,975,571
北九州市	86,369,254	83,738,756	2,630,498	-	4,237,363
福岡市	89,397,337	88,539,373	857,964	-	1,356,727
熊本市	54,800,953	53,683,925	1,117,028	-	-

出典：介護保険事業状況報告 平成26年度介護保険事業状況報告（年報）

### 第3 外部監査の結果

#### I 外部監査の実施結果の一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果のうち、介護保険事業に係る監査結果を一覧表にして示したものが次の表である。この一覧表に記載されている大項目～小項目までの項目名称は、おおむね指摘及び意見の項目に合致している。ここで、指摘とは監査対象部門が執行する財務事務等について、法令等に反する場合や事務処理の結果等が不当であると考えられる場合に合規性違反として監査結果報告書に記載しなければならないものである。一方、意見は、当該財務事務等が合規性違反ではないが、経済性・効率性、又は有効性の面で改善の余地が大きい場合に、監査結果報告書に記載することができるものである。指摘も意見も監査対象部門の改善措置を求めるものとしては同様であるが、指摘は合規性違反に係るものであるため、より厳格に改善措置が要求されるものである。この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、指摘及び意見の内容について共通認識を持ち、今後の措置として必ず実施することに合意したものである。

なお、指摘の場合は第3 外部監査の結果に記載している【結果】欄の文章末尾を「～されたい。」という文言で統一している。また、意見の場合は同様に文章末尾をおおむね、「～することを要望する。」という文言で表現している。また、表中の数値の表記について、「①」は「指摘」が1件であることを、また、「1」は「意見」が1件であることを表している。一方、「i」は「提案」という区分を創設し、監査対象部門又は市として直接対応することができない意見であるが、法制度の改革により、行政の事務処理がより効率的に実施することが見込まれるもの等を表す。

【外部監査の結果一覧：監査項目別、監査対象部門別指摘・意見】

大項目	中項目	小項目等	A 介護 保険課	B 高齢 福祉課	C 地域包括 ケア推進課
1. 介護保険料の賦課・徴収					
	(1) 介護保険料の徴収猶予				
	①	介護保険料の徴収猶予手続	①		
	②	分割納付期間	①		
	(2) 生活保護受給者からの徴収		1		
	(3) 滞納債権の移管基準		1		
	(4) 相続人への請求		①		
	(5) 不納欠損処理と時効管理		①1		
2. 過誤納金の還付処理					
	(1) 還付対象者の請求法		1		
	(2) 相続人への対応		1		
	(3) 将来分への充当		1		
3. 介護サービスに係る申請から認定までの事務					
	(1) 要介護認定の所要日数		①		
	(2) 認定調査委託先の利益相反関係		1		
	(3) 認定調査事務の効率化		1		
	(4) 審査水準の平準化		1		
4. サービス提供から報酬支払までの流れ（解説）					
5. サービス利用開始後の事業者に対する指導・監査					
	(1) 実地指導の結果、過誤請求が発見された場合のてん末確認		①		
	(2) 実地指導の対象事務所の選定方針		1		
6. サービス利用開始後の利用者からのクレーム対応					
	(1) 苦情・相談対応事務の所掌等のあり方		1		
	(2) 苦情・相談記録のデータベース		1		
7. 各種利用者負担軽減制度					
	(1) 社会福祉法人等利用者負担軽減対策の利便性促進に向けた対応		i		
8. 介護給付適正化事業の取り組み状況					
	(1) ケアプラン点検の要員確保		1		
9. 介護保険住宅改修費の給付等					
	(1) 会計間の費用負担		①	①	
	(2) 住宅改修審査等業務委託の積算		①	①	

	(3) 設計内容の見直し	①1	①1	
10. 医療情報の提供及び介護給付費通知書				
	(1) 情報利用の視点	1		
	(2) サービス利用者への趣旨の伝達	1		
11. 介護予防事業				
	(1) 介護支援ボランティア			
	① 介護支援ボランティアの活動促進	1		
	② 制度導入効果の把握	1		
	(2) シニアリーダー講座			
	① シニアリーダーの活動促進			1
12. 包括的支援事業				
	(1) 地域包括支援センター			
	① 包括3職種の欠員			1
	② 業務量に応じた適切な人員体制			1
	③ 基幹的地域包括支援センターの設置			1
	④ 市レベルでの地域ケア会議の開催			1
	⑤ 行政との役割分担			1
	⑥ 実績評価			1
	⑦ あんしんケアセンターの認知度			1
	⑧ 運用期間と契約期間			1
	⑨ 権利擁護事業		1	1
13. 任意事業				
	(1) 認知症サポーター養成事業			
	① 認知症サポーターの活用促進			1
	(2) 在宅高齢者等おむつ給付等事業			
	① 所得要件等の見直し		1	
指摘の合計数 (延べ 12 件)		9	3	0
意見の合計数 (延べ 32 件)		18	3	11
提案の合計数 (1 件)		1	0	0

注：指摘及び意見の合計数の記載で「延べ」と表記しているのは、2課に共通する指摘が3件、同じく2課に共通する意見が2件存在し、それぞれを1件として数えているために「延べ」としているものである。

## II 介護保険事業の監査の結果について

### 1. 介護保険料の賦課・徴収について

#### (1) 概 要

##### ① 介護保険料の賦課徴収の仕組みについて

介護保険法第129条第1項は「市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。」と規定しており、同条第2項は「前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。」と規定している。

千葉市では、介護保険法施行令第38条第2項により算定された基準額に対して、千葉市介護保険条例第3条に基づく保険料率に基づき、保険料を算定している。

具体的には、介護保険法施行令第38条第2項により算定された基準額（平成27年度の基準額は年額61,800円）を第5段階の年額保険料として、本人の前年の所得や毎年6月に決定される当該年度の市民税・県民税の課税状況、4月1日の世帯状況に応じた保険料率により、第1段階（年額保険料27,810円）から、第13段階（年額保険料148,320円）に分類し、賦課している。

賦課された介護保険料は、被保険者が4月1日から継続して市に居住し、年金額が年額18万円以上の場合には、年金から天引きされる（特別徴収：介護保険法第41条）。他方で、年金額が年額18万円未満等、特別徴収によらない者については、納付書、口座振替及びマルチペイメント（料金・税金等の支払いが金融機関等の窓口のほか、ATM、電話、パソコン等の各種チャネルを利用してでき、即時に消込情報が収納機関に通知されるサービス）によって支払うことになる（普通徴収）。

他方で、40歳から64歳までの被保険者（2号被保険者）の介護保険料については、当該被保険者が加入している国民健康保険、共済組合等の医療保険毎に算定され、国民健康保険に加入している場合には、国民健康保険の保険料と併せて世帯主が納付することになっており、介護保険者として介護保険料の徴収は行わない（介護保険法第129条第4項）。

##### ② 介護保険料の未納の発生について

介護保険料を特別徴収の方法で徴収する場合には、年金から天引きされるため、未納が発生することはない。未納者は全て納付書や口座振替によって納付する普通徴収の対象者であり、平成27年度の普通徴収による収納率は88.68%である。

### ③ 未納介護保険料の年度推移について

介護保険料の収納状況に係る年度推移は、次の表のとおりである。

【介護保険料収納状況の年度推移】

(単位:千円)

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
調定額	現年度	9,519,807	12,619,539	13,227,971	13,809,546	14,750,190	
	滞納繰越分	312,077	286,702	331,401	436,278	449,329	
	合 計	9,831,884	12,906,241	13,559,372	14,245,824	15,199,519	
収納額	現年度	還付未済含む	9,361,788	12,407,160	13,012,883	13,600,399	14,572,522
		還付未済含まず	9,352,757	12,396,762	13,001,760	13,581,689	14,553,388
	滞納繰越分	還付未済含む	58,973	58,093	66,992	72,633	78,285
		還付未済含まず	58,847	57,889	66,815	72,505	77,898
	合 計	還付未済含む	9,420,761	12,465,253	13,079,875	13,673,032	14,650,807
		還付未済含まず	9,411,604	12,454,651	13,068,575	13,654,194	14,631,286
還付未済額	現年度	9,031	10,398	11,123	18,710	19,134	
	滞納繰越分	126	204	177	128	387	
	合 計	9,157	10,602	11,300	18,838	19,521	
収入未済額	現年度	還付未済含む	158,019	212,379	215,088	209,147	177,668
		還付未済含まず	167,050	222,777	226,211	227,857	196,802
	滞納繰越分	還付未済含む	253,104	228,609	264,409	363,645	371,044
		還付未済含まず	253,230	228,813	264,586	363,773	371,431
	合 計	還付未済含む	411,123	440,988	479,497	572,792	548,712
		還付未済含まず	420,280	451,590	490,797	591,630	568,233
収納率	現年度	還付未済含む	98.34%	98.32%	98.37%	98.49%	98.80%
		還付未済含まず	98.25%	98.23%	98.29%	98.35%	98.67%
	滞納繰越分	還付未済含む	18.90%	20.26%	20.21%	16.65%	17.42%
		還付未済含まず	18.86%	20.19%	20.16%	16.62%	17.34%
	合 計	還付未済含む	95.82%	96.58%	96.46%	95.98%	96.39%
		還付未済含まず	95.73%	96.50%	96.38%	95.85%	96.26%

平成27年度における介護保険料調定額の合計は、151億9,952万円であり、それに対する収納額は146億5,081万円(還付未済額含む)であったため、収納率は96.39%である。その結果、収入未済額は5億4,872万円であった。この収納額には、還付未済額(過誤納金で期末時点で返金が済んでいない額)が含まれているため、還付未済額を差し引いた収納額は、146億3,129万円であり、収納率は96.26%である。その結果、還付未済額を含まない収入未済額は、5億6,823万円である。このように、還付未済額を含まない収納額は、それを含む場合に比べて、1,952万円少なく、収納率も、0.13%だけ低くなる。

また、還付未済額を含まない収納率については、平成27年度において、現年度分が98.67%、滞納繰越分が17.34%であった。これらの収納率のうち、平成27年度の現年度分は、平成23年度(98.25%)に比べて0.42%だけ上昇しているため、収納率は改善していると言える。一方、平成27年度の滞納繰越分の収納率は、平成23年度(18.86%)に比べて1.52%だけ低下しており、必ずしも改善しているとは言えない。

#### ④ 介護保険料の徴収対策について

千葉市では、介護保険料の徴収対策として以下の対策を実施している。

- ア. 納期限から 30 日以内に納付が確認できなかった債務者に対して督促状を送付する。  
平成 27 年度の実績：72,513 通送付
- イ. 督促状送付後も納付がない債務者に対して催告書を送付する。  
平成 27 年度の実績：9 月に 7,956 通送付
- ウ. 介護保険料決定通知書に口座振替依頼書を同封して、口座振替を推進する。  
平成 27 年度の実績：23,566 通送付
- エ. 滞納者に対する臨戸催告のために徴収嘱託員を各区に配置する。  
平成 27 年度の実績：4 区に徴収嘱託員を配置
- オ. コールセンターによる電話催告を実施する。  
平成 27 年度の実績：通話件数 2,497 件、納付額約 1,635 万円
- カ. 納付可能な資産がある滞納者について、滞納処分を実施する。  
平成 27 年度の実績：233 件について債権管理課へ移管
- キ. コンビニエンスストアでの収納を可能とし、納付機会を拡充する。  
平成 27 年度の実績：75,467 件、約 4 億 7,000 万円の収納
- ク. マルチペイメント（多様な決済手段）を導入し、納付機会を拡充する。  
平成 27 年度の実績：37,133 件、約 2 億 2,885 万円の収納

#### ⑤ 介護保険料の未納発生後の徴収の流れについて

介護保険料が当初の指定期限までに納入されない場合には、千葉市介護保険条例第 8 条に、千葉市介護保険規則第 36 条及び千葉市市税条例第 7 条に則り、納期限後 30 日以内に、滞納者に対して、督促状を送付する。その督促状の送付の際には、介護保険システムにおいて滞納者を抽出し、督促状を作成する。

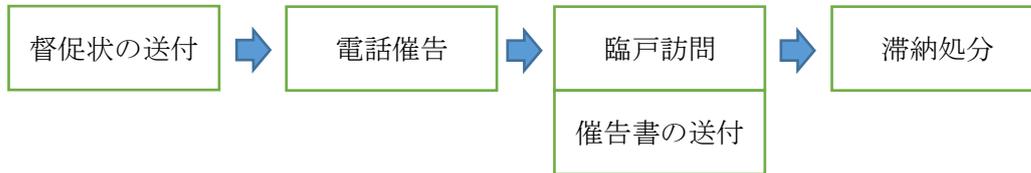
次に、督促状記載の指定期限までに支払のない滞納者に対しては、市担当課は業務委託契約を締結しているコールセンターから、滞納者に対して、一度電話連絡を行う。

更に、電話連絡に対しても支払のない滞納者に対しては、各区に 1 名配置されている保険料給付班の担当者が必要に応じて臨戸訪問を行い、滞納者に対し、支払を促している。

また、毎年 4 月及び 9 月には、滞納者に一斉に催告書を送付して支払を求めているが、平成 27 年度については、9 月のみ催告書を送付している。

その後、滞納者のうち、強制徴収債権引継事務処理要領に定められた引継対象事案に該当する場合には、市の債権管理課へ債権管理を移管し、債権管理課が滞納処分を実施し介護保険料の徴収を行う。

### 【徴収の流れ】



## (2) 手 続

介護保険料未納状況一覧表、滞納整理表、滞納折衝台帳、介護保険料納付誓約書、滞納繰越集計表、督促状、差押調書、滞納処分執行停止調書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 介護保険料の徴収猶予について

#### ア. 介護保険料の徴収猶予手続について（指 摘）【介護保険課】

##### 【現状・問題点】

介護保険料の徴収猶予につき、千葉市介護保険条例及び同規則は以下のとおり定めている。なお、千葉市区長事務委任規則第 2 条第 12 号「介護保険料その他の徴収金の賦課及び徴収に関すること（保険料率、徴収猶予基準及び減免基準の決定に関するものを除く。）」により、徴収猶予手続については区長に委任されている。

千葉市介護保険条例第 10 条第 1 項は、第 1 号被保険者、又はその属する世帯の生計を主として維持する者（主たる生計維持者）の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により減少した場合等の同条同項各号が定める要件に該当し、保険料の納付義務者が、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、市長が、その納付することができないと認められる金額を限度として、**6 月以内の期間を限って**、その徴収を猶予することができる旨、規定している。

当該申請をする者は、第 1 号被保険者及び主たる生計維持者の氏名及び住所、当該年度分の保険料額及び徴収猶予を受けようとする保険料額、徴収猶予を必要とする理由及びその他規則で定める事項を申請書に記載し、**徴収猶予を必要とする理由を証する資料を添付**

して、市長に提出しなければならないと規定されており（同条第 2 項）、申請を受けた区長は、速やかにその可否を決定し、**介護保険料徴収猶予決定通知書又は介護保険料減免決定通知書により当該申請者に通知**するものとするとしている（千葉市介護保険規則第 31 条）。

千葉市では、千葉市介護保険条例の徴収猶予の対象になる保険料を「期限未到来」に限定し、他方で「期限到来済」の保険料については徴収猶予の対象ではなく、千葉市介護保険条例及び同規則に根拠のない「分割納付」の対象として処理している。

徴収猶予の手続について、平成 28 年 5 月 16 日付「介護保険料猶予制度等事務マニュアル」が作成されるまでの間、千葉市介護保険条例第 10 条第 2 項が定めている「徴収猶予を必要とする理由を証する資料」の徴収を行わず、介護保険料徴収猶予決定通知書の送付も行っていなかったものの、上記マニュアル作成後は、千葉市介護保険条例及び同規則に則った処理を行っている。

他方、期限到来済の保険料については、平成 28 年 5 月 16 日付「介護保険料猶予制度等事務マニュアル」が作成後も、滞納者が分納を希望する場合には、区長は、滞納者から介護保険料納付誓約書の提出を受けただけで、原則 1 年以内の分納を認めている。

「期限到来済」の保険料については、「期限未到来」の保険料と比較して、既に滞納が生じている以上、その分納についてはより慎重な判断が要求されるどころ、現在の運用では、「期限未到来」の保険料が徴収猶予の規定により徴収猶予の可否が判断されている一方で、「期限到来済」の保険料については、条例や規則に根拠なく、介護保険料納付誓約書の提出のみで徴収猶予より長期間の「分割納付」を認めることになっている。

介護保険法第 142 条は「市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」と規定し、同条を受けて、千葉市介護保険条例第 10 条に保険料の徴収猶予についての規定が定められている。この点、介護保険法第 142 条は徴収の猶予の対象と保険料について、「期限未到来」の保険料に限定していない。したがって、条例に根拠がなく、かつ同条例における徴収猶予手続より緩和された手続で「分割納付」を認めている現在の運用は同法に違反していると考ええる。

なお、千葉市介護保険条例第 10 条も文言上、徴収猶予の対象となる保険料を「期限未到来」に限定しておらず、「期限到来済」の保険料についても、同条による徴収猶予の対象とすることは可能であると考ええる。

#### 【結果】

「期限到来済」の保険料について分割納付を認めるための根拠を千葉市介護保険条例に規定するか、あるいは同条例第 10 条第 2 項が定める徴収猶予の対象に含めて分割納付の手続を採らりたい。

## イ. 分割納付期間について（指 摘）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

千葉市では、分割納付の場合は原則 1 年以内での分割納付を認めている。しかし、滞納額が 10 万円を超えるケースで平成 30 年 12 月 3 日までの長期の分納計画を認めているものや、最終回以外の支払金額は「2,000 円」と少額でありながら、最終回は残額全額「3 万 8,304 円」を支払う計画とし、その後、最終回の残額については再度新たな「介護保険料納付誓約書」により、再分割納付による分納計画を提出させているケースがあり、通算すれば実質的には 1 年を越える期限を事実上認めている。

上記アで述べたとおり、千葉市の現在の運用では、「期限到来前」の保険料については、千葉市介護保険条例第 10 条により 6 月以内の徴収猶予が可能である一方で、「期限到来後」の保険料については、条例に根拠のない「分割納付」を認めており、分割納付期間も徴収猶予の場合の倍の 1 年である。更に、再度の分割納付を認めることで、原則 1 年以内の定めを潜脱する結果になっている。

他方で、滞納額が多く、支払原資が乏しいような場合には、1 年以内で完済する分納計画を作成することは困難であり、また、分納計画が履行される可能性も低い。

### 【結果】

現在の「分割納付」手続について、条例上の根拠が必要であることは上記アで述べたとおりであるところ、分割納付期間については、現在の徴収猶予と同じ 6 月以内の期限しか認めないと、実効的な分納計画を作成する上で、柔軟な処理を阻害し、実務において上記のような脱法的な弁済計画を作成せざるを得ない要因になる。

そのため、分割納付の期間について、滞納金額と滞納者の資力に応じて、合理的な期限についても設定することができるよう、条例又は少なくとも要綱において定められたい。

## ② 生活保護受給者からの徴収について（意 見）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

千葉市では、介護保険料を滞納している滞納者のうち、生活保護受給者からも、分割での返済を受けている。例えば、約 9 万円を滞納している 71 歳の債務者から、月額 2,000 円の分割返済を受けており、当該支払原資は生活保護費から捻出されているものと考えられる。

他方で、千葉市債権管理事務マニュアルにおいては、介護保険料の滞納者に対する滞納処分に関し、当該滞納者が既に生活保護法の適用を受けている場合には、地方税法第 15 条の 7 第 2 号による執行停止が可能であると記載されており、実際に市が滞納処分実施後に生活保護法の適用を受けていることが判明した滞納者に対して、執行停止処分を行っている。なお、滞納している介護保険料の支払義務については、執行停止後、最長で 3 年後

には時効により消滅する。

執行停止処分は、あくまで「できる」措置であるため、債務者が生活保護法の適用を受けているからと言って、必ずしも採らなければならない措置ではない。また、将来的に生活保護法が適用されないような債務者（例えば、比較的若年で一時的な失業により生活保護法の適用を受けているような者）は、将来的に生活保護法が適用されなくなる可能性があるため、執行停止処分の適用には慎重であるべきである。

他方で、生活保護法の適用を受けている滞納者からの返済は、生活保護費から行われており、「最低限度の生活を保障する」ための生活保護費の一部を返済原資とすることは、生活保護法の趣旨に合わない部分がある。また、仮に分割払いに応じず滞納処分に至ったとしても差押禁止財産に該当する生活保護費から強制的に取り立てられることはなく、また、執行停止処分を受ければ滞納している介護保険料の支払義務を将来的に免れることができるため、生活保護費から任意に返済を行う債務者が、返済を行わない債務者あるいは執行停止処分を受けて返済を免れた債務者と比較して不利益を被ることにもなり、不平等が生じている。

#### 【結果】

今後も継続して生活保護法の適用が余儀なくされるような滞納者については、当該債務者が自ら返済を望む場合は別として、市が積極的に返済を求めることは好ましくなく、むしろ執行停止処分を実施するよう要望する。

### ③ 滞納債権の移管基準について（意見）【介護保険課】

#### 【現状・問題点】

各区長は、介護保険料を滞納している者のうち、強制徴収債権引継事務処理要領に基づき、介護保険課を介して、債権管理課へ滞納処分のために引継ぎを行っている。平成 27 年度の移管件数は 233 件（移管総額 4,031 万円）である。債権管理課に移管された 233 件のうち、差押件数が 181 件、滞納処分の停止が 9 件、平成 28 年度への繰越件数が 43 件である。また、滞納処分により回収された金額は 2,248 万円である。

強制徴収債権引継事務処理要領は、介護保険料の滞納債権に係る移管基準について、原則として、滞納額が概ね 10 万円以上であるもの（既に債権管理課に引き継いでいる事案について新たに滞納が発生したものも含む。）とし、他方で、①交渉経過等の記録が不明確なもの、②各所管課において処分停止を行っているもの、③督促を行っていないもの、④引継年度内に全ての本料金及び延滞金の時効が到来するもの、⑤引継年度内及びその翌年度内に本料金の完納が見込まれるもの、⑥死亡者賦課及び既に滞納者が死亡しているもの、⑦調定額の変更が生じる恐れがあるもの又は疑義のあるもの、⑧各所管課で対応中のものについては、債権管理課への引継対象外とされている。

滞納処分については、その手続に人件費等のコストが伴うため、滞納額が高額な債務者

を優先することに合理性は認められる。但し、市において、10万円を基準として設定する際に、コストとの比較が行われた形跡はない。

他方で、平成26年度から滞納繰越された介護保険料は被保険者数8,812人で総額2億2,277万8,984円であり、滞納者一人当たりの滞納額は平均3万5,000円に止まるため、債権管理課への移管基準である「滞納額が概ね10万円以上」という金額設定では、多くの滞納者が移管対象から外れることになる。むしろ、滞納額が少額であれば、債権管理課への移管により完済される可能性が高くなる面もあることから、コストと比較しての合理性が認められる限り、滞納処分の対象範囲を広げていく必要がある。

#### 【結果】

滞納処分に伴う人件費等のコストについて、具体的に算出する一方で、将来的に、現在の移管基準による移管件数が減少した場合には、速やかに現在の移管基準の滞納額「概ね10万円」について減額を検討するよう要望する。

### ④ 相続人への請求について（指 摘）【介護保険課】

#### 【現状・問題点】

市では、介護保険料の滞納者が死亡した場合に、滞納者の相続人調査を行っておらず、相続人への請求も行っていない。ちなみに、毎年滞納者のうち1,000人ほどが死亡している。

他方で、市は滞納者の死亡を把握しても、滞納者宛の催告を消滅時効の完成に伴う不納欠損処理が行われるまで継続し、当該催告に対し、滞納者と同居していた家族等から返済の申し出があった場合には、市は「死亡した滞納者からの返済」として返済を受け入れている。

しかし、介護保険料の支払義務は金銭債務であり、滞納者の死亡と同時に法定相続分に応じて、相続人に相続されるため、債務者は相続人であり、また、滞納者自身は死亡しているため、滞納者による返済は法的に不可能である。

#### 【結果】

介護保険料の滞納者の死亡が判明した場合には、税務担当課と連携を行い、介護保険料以外の債務がある場合には相続人に関する情報を税務担当課から取得することや、現在の移管基準に基づく高額滞納者については移管先の債権管理課で相続人調査を実施してもらおうようにするなど、可能な限り相続人調査を行い、納付義務を負っている相続人に義務に応じた請求をされたい。

⑤ 不納欠損処理と時効管理について（指摘・意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

市では、滞納介護保険料について、2年間の消滅時効期間（介護保険法第200条第1項）の経過をもって、不納欠損処理を行っている。

市が介護保険料について平成27年度に実施した不納欠損処理の実績は合計で1億4,865万1,350円（32,208件：件数は債務者数ではなく、介護保険料の期別毎の件数）である。

なお、市が平成27年度に実施した不納欠損処理の理由は全て消滅時効の完成による債権の消滅であり、時効完成前の債権放棄等を理由に不納欠損処理を実施した事例はない。

【各区の平成27年度の不納欠損処理の実績】

区 分	件数	金額（円）
中央区	8,427	37,966,066
花見川区	5,654	26,004,689
稲毛区	4,776	23,215,965
若葉区	7,929	35,285,921
緑区	2,581	11,680,083
美浜区	2,841	14,498,626
合 計	32,208	148,651,350

【不納欠損処理事由別内訳】

区 分	件数	金額（円）
生活困窮	12,703	56,715,623
通知書未達	49	167,103
処分停止	231	914,081
所在不明	2,915	12,781,110
死亡（相続人不明）	1,456	6,153,222
接触拒否	157	846,953
その他	14,697	71,073,258
合 計	32,208	148,651,350

介護保険料の滞納債権に係る2年間の消滅時効の起算日については、①督促状の納期限、②分納の申し出があった場合には分納誓約書の日付、③分納誓約等により一部弁済があった場合には一部弁済の日付を基準に管理している。介護保険システム上、上記①から③の時効中断事由が発生した場合には、2年後の消滅時効完成日（介護保険システム上は「時効予定日」とされている。）が自動的に計算され、その間に再度の時効中断事由が発生しなければ、消滅時効完成日の属する年度の年度末に一括して不納欠損処理処理を行っている。

る。

他方で、市は、分納誓約書の提出を伴わない債務者から支払猶予の申出があったとしても、債務承認としての時効中断事由として扱っていない。また、納付書による一部弁済や分納誓約書に基づく分割払いがあったとしても、充当された期の介護保険料債務のみ時効中断債務承認としての時効中断を認め、滞納している介護保険料全体に対する時効中断として処理していない（例えば、第1期から第6期までを滞納しており、第1期の保険料の一部が支払われたとしても、他の第2期から第6期までの滞納保険料の時効中断効は生じないとの取り扱いをしている。）。

債務承認が時効の中断事由とされているのは、債務者が債務を認め、当事者間で債権の存在が明らかになったため、債権者として時効中断のために取立て権利行使をする必要がなく権利行使を控える理由によるためである。したがって、債務者が上記例において、第1期から第6期までの滞納を認識したうえで、その一部を支払った場合には、当事者間では第1期から第6期までの滞納の存在が明らかになっているため、時効中断の効力が滞納債務全額に及ぶことになる。

そのため、債務者からの支払猶予の申出や一部弁済は、債務承認として滞納介護保険料全体に対する時効中断効があると考えられるため、滞納介護保険料全体について当該時効中断の時点から新たに時効が進行することになるにも拘らず、介護保険システムに反映していない。そのため、介護保険システム上は、未だ消滅時効期間が経過していないにも拘らず、消滅時効が完成したものとして取り扱われている。

たとえば、サンプルで抽出した若葉区所管の平成27年度不納欠損処理対象者21名のうち、滞納折衝台帳上の記載から平成26年度及び平成27年度に債務者と直接交渉を行ったケースについて、8件を確認することができ、上記【不納欠損処理事由別内訳】の「生活困窮」に分類されていた。

当該8件の全てで債務者が滞納していることを理解した上で交渉を行った経緯が記載されており、平成26年度及び平成27年度中に「債務承認」としての時効中断が発生していたものと考えられる。しかし、当該8件の全てで「債務承認」による時効中断の判断をせずに、時効による不納欠損処理を行っていた。

現在の市の運用では、実質的には時効中断と判断することができ、未だ時効により消滅していない債権についてまで時効により消滅したものとして不納欠損処理を行い、債権管理の対象から除外していることから、不適法な債権管理と言わざるを得ない。

また、上記の抽出したサンプル21件のうち、9件が生活困窮に分類されており、そのうち8件において、平成26年度及び平成27年度中における「債務承認」を確認することができる。このことから、上記のサンプル以外で「生活困窮」に分類されるケースにおいても、債務者に直接接触した上で「債務承認」が認められるケースが多数を占めるものと推察される。

### 【結果①：指摘】

時効中断事由及び時効中断対象債権を適切に把握し、未だ消滅時効が完成していない債権を不納欠損処理しないようにされたい。

なお、債務者と折衝する際には、分納誓約書の提出に至らないケースにおいても、口頭の債務承認のみでは時効中断の証拠として客観性が不十分であることから、債務承認書等の「債務承認」を客観的に確認できる書面を用いるなどして、債務者に債務を認めさせた上で、時効中断として処理をされたい。

### 【結果②：意見】

複数期の滞納者が一部の期の債務を返済した場合は、分納誓約書に記載された債務に他の期の債務が記載されていれば、債務者は他の期の債務も認識した上で返済していると考えられ、当該返済による債務承認としての時効中断の効果は、債務者が債務を認識している他の期の債務にも及ぶことになるため、他の期の滞納分の債務についても、時効の中断を検討するよう要望する。

## 2. 過誤納金の還付処理について

### (1) 概 要

介護保険料の減額更正に伴い発生した過納保険料、被保険者の死亡後に同人の年金から特別徴収された誤納保険料といった過誤納保険料については、市において、早急に還付手続を実施することになっている。しかし、平成 27 年度に発生した過誤納保険料のうち、約 1,913 万円が還付未済であり、平成 22 年度から同 26 年度までに発生した過誤納保険料のうち 38 万 6,439 円が還付未済である。

市では、還付未済の過誤納保険料については、過誤納金還付通知書の送付日から 2 年経過した時点で、消滅時効が完成したものとし、以後は還付を行わない取り扱いとしている。

### (2) 手 続

介護保険料の決算状況、還付未済額内訳表（滞納繰越分）、過誤納金還付通知書、介護保険料還付請求書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

### (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり意見を述べることとする。

## ① 還付対象者からの請求法について（意見）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

市では、過誤納保険料が発生した場合に、被保険者の死亡による場合を除き、被保険者に対して、過誤納金還付通知書を送付し、還付希望者は同封されている介護保険料還付請求書及び振込先口座記入用紙に必要事項を記入・押印（自署の場合は押印は不要）の上で市に返送し、市は指定された口座に過誤納保険料を送金している。

しかし、還付希望者が本人であることを裏付ける資料の提出は求めておらず、また、振込先口座は還付希望者が他人名義の口座を指定することも可能であり、当該他人との関係を記載する必要もないため、過誤納金還付通知書入手した第三者が本人に成りすまして自身の口座に振り込ませることも容易に可能である。仮に、市が本来の還付請求者又は還付請求者が指定した者以外に還付をしても、準占有者への弁済（民法第478条）として還付が有効に取り扱われることも考えられる。

この点については、準占有者への弁済も、「弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する」ことから、現在の運用では本人確認の手続がなされておらず、市の過失が認められる可能性がある。

### 【結果】

還付希望者から介護保険料還付請求書及び振込先口座記入用紙の提出を受ける際には、適切な本人確認の手続を行うよう要望する。

## ② 相続人への対応について（意見）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

市では、過誤納保険料が発生した場合に、被保険者の死亡による場合は、被保険者の相続人の一人に対して、過誤納金還付通知書を送付し、還付希望者は同封されている介護保険料還付請求書、申出書兼振込先口座記入用紙に必要事項を記入・押印（自署の場合は押印は不要）の上で市に返送し、市は指定された口座に過誤納保険料を還付している。

申出書兼振込先口座記入用紙には「上記の者に係る介護保険料還付金の請求及び受領については、被保険者の相続人として私が行うことを申し出ます。なお、当該介護保険料還付金を私が受領することに起因する諸問題が発生した場合には、私が責任を負って対処することをお約束します。」と記載され、記入・押印は相続人代表者のみが行えばよい運用となっている。

しかし、過誤納金の還付請求権は金銭債権であり、相続発生と同時に各相続人が相続割合に応じて相続するものであり、相続人の一人が全額を受け取る場合には、他の相続人の同意が必要になる。

**【結果】**

申出書兼振込先口座記入用紙の提出を受ける際には、相続人全員の合意を確認した上で、還付手続を採るよう要望する。

**③ 将来分への充当について（意見）【介護保険課】**

**【現状・問題点】**

市では、過誤納保険料が発生した場合、還付請求者から要望があれば、将来発生する介護保険料へ充当することを認めている。しかし、市から積極的に将来の充当に関する説明を行うことはなく、過誤納金還付通知書にも充当に関する記載はない。

この点、千葉市介護保険条例第7条は「保険料の納付義務者は、到来した納期限に係る納付額を納付した後、その後の納期限に係る納付額を前納することができる。」と規定し、納付義務者による前納を認めている。そのため、過誤納金についても還付請求者が希望すれば将来分への充当も可能であると考えられる。したがって、還付手続と将来の納付手続の事務処理を省くことができることから、過誤納保険料の将来分への充当は広く実施されることも考えられる。

なお、地方税法第13条の2により、既に滞納者が滞納処分を受けている場合等においては、納期限前であっても繰り上げ徴収が可能であることから、当該滞納者に過誤納金が発生していることが判明した場合には、繰上げ徴収によって納期限を繰上げた将来分の介護保険料について、当該過誤納金を差し押さえた上で充当することが可能である。

**【結果】**

過誤納金還付通知書に将来分の充当について記載し、充当同意書を同封し返送を求めることも検討するよう要望する。

**3. 介護サービスに係る申請から指定までの事務について**

**(1) 概要**

**① 介護保険課における介護サービス事業者の申請から指定までの流れについて**

介護サービス事業者の指定申請の受付から指定通知の送付までの流れは以下のとおりである。

受付
受付の時期 指定月の前月1日から15日まで

### 受付方法

申請の受付は対面方式にて実施（各サービス担当※が対応）

### 申請書類

介護保険課ホームページに掲載されている「指定（許可）申請に係る書類一覧」のとおり



## 審査

### 審査基準

種別	法令	条例
居宅サービス	■ 介護保険法第 70 条 ■ 介護保険法施行規則第 114 条～第 126 条	千葉県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
介護予防サービス	■ 介護保険法第 115 条の 2 ■ 介護保険法施行規則第 140 条の 4～第 140 条の 15	千葉県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
居宅介護支援	■ 介護保険法第 79 条 ■ 介護保険法施行規則第 132 条	千葉県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
介護老人福祉施設	■ 介護保険法第 86 条 ■ 介護保険法施行規則第 134 条	千葉県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

### 審査方法

申請受付時に、担当者がチェックシートを用いながら、書類の不備・不足を確認する。



申請の受付後、班内で必要書類の有無や記載事項の不備を確認する。



部長決裁により申請に対する処分（指定・不指定）を決定する。



## 指定通知

受付月の月末までに事業者に対して指定通知を発送する。

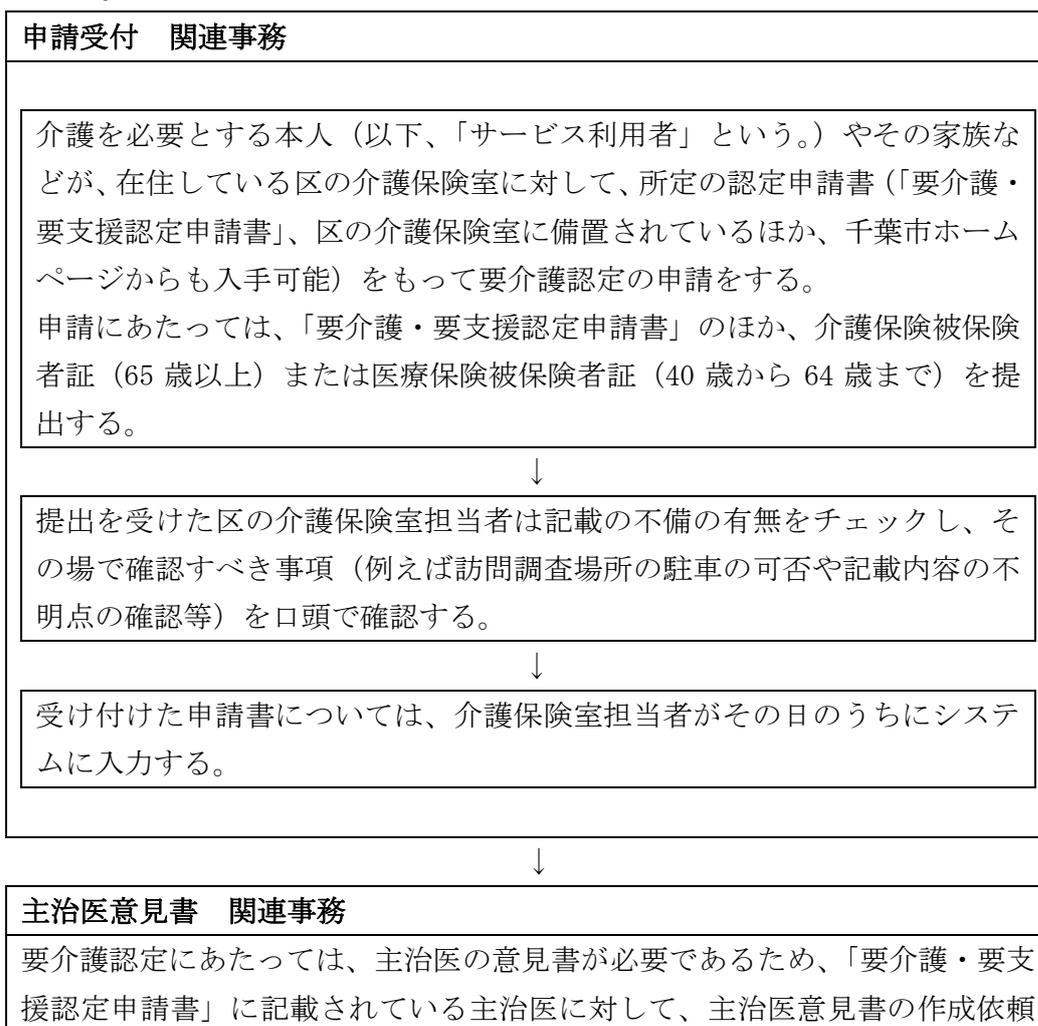
注：サービス種別によって申請先となる所管課が異なっている。

事業者のサービス種別と申請先は下表のとおりである。

サービス種別	申請先
居宅サービス	介護保険課
介護予防サービス	
居宅介護支援	
介護老人福祉施設	
地域密着型サービス	高齢施設課
地域密着型介護予防サービス	

## ② 介護サービス利用者の申請から認定までの流れについて

介護サービス利用者の申請受付から認定結果通知の送付までの流れは、概ね以下のとおりである。



を行う。

具体的な事務の流れは以下のとおりである。

申請書の内容をシステム入力すると、「介護保険主治医意見書作成依頼書」が出力される仕組みとなっており、申請のあった翌日には依頼書が送付される。



「介護保険主治医意見書作成依頼書」の送付を受けた医療機関は、依頼書添付の主治医意見書（OCR用紙）に必要な事項を記入するか、または医療機関の独自様式により主治医意見書を作成の上、介護保険室に返送する。  
なお、主治医意見書の提出が遅滞している場合には、介護保険室担当者から医療機関に対して提出を催促する。



主治医意見書を受領した介護保険室担当者は、記載の不備の有無をチェックし、不明点の確認を行ったうえで、審査会提出用に取りまとめる。



#### 訪問調査 関連事務

要介護認定にあたっては、調査員による訪問調査が必要であるため、「要介護・要支援認定申請書」に記載されている調査場所（自宅または施設、病院等）に調査員が訪問し、質問、観察等によってサービス利用者の心身の状況等を調査する。

具体的な事務の流れは以下のとおり。

申請を受けたら、介護保険室担当者は訪問調査の日程・担当者の調整を行う。調査を外部委託する場合には、委託先の事業所と日程調整を行う。  
なお、調査は、新規の申請の場合はすべて市職員が行うが、更新の申請の場合は一部を外部機関（入所先の介護保険施設や近隣の居宅介護支援事業者）に委託している。



調査を割り当てられた市担当者又は外部事業所認定調査員が調査場所を訪問し、調査を実施する。  
調査にあたっては、認定調査票（OCR用紙）を使用しているが、特記事項については文書で記載する様式となっている。  
調査完了後、調査票を作成し、介護保険室担当者に提出する。



介護保険室担当者は調査員から介護認定調査票の提出を受け、認定調査票（OCR用紙）をシステムに入力処理する。また、特記事項については審査会

提出用に取りまとめる。



#### 一次判定 関連事務

介護認定調査票及び主治医意見書をシステム入力処理すると、システムが自動的に一次判定結果を出力する。

介護保険室担当者は、出力された一次判定結果を介護認定審査会資料として、主治医意見書および認定調査票特記事項と合わせて取りまとめる。



#### 審査会（二次判定） 関連事務

審査会は医療、保健、及び福祉の専門家によって構成されている。千葉市には25の合議体があり、平日はほぼ毎日に近い頻度で審査会が開催されている。1つの合議体に7人の委員がおり、そのうち審査会には5人の委員が出席する。審査会に関連する事務の流れは以下の通り。

介護保険室担当者は、取りまとめた介護認定審査会資料（一次判定結果、主治医意見書および認定調査票特記事項）を介護認定審査会委員に対して事前に配布する。審査会委員は配布された資料を事前に読み込み、検討したうえで審査会に臨む。



審査会では、委員が事前に検討した内容をもとに合議を行い、要介護状態区分の判定が行われる。



介護保険室担当者は判定結果をシステムに入力する。また、審査会の議事を取りまとめ、介護保険室長に報告するとともに審査会の判定結果に基づく認定結果の通知並びに主治医への認定結果情報の提供を起案する。



介護保険室長は内容確認のうえ、決裁する。



#### 認定結果通知 関連事務

原則として申請から30日以内（介護保険法第27条第11項）に、区の介護保険室から認定結果が通知されることになっている。

認定結果通知に関連する事務の流れは以下のとおり。

介護保険室担当者はシステムから出力した「介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書」をサービス利用者に送付する。



サービス利用者は、認定結果に不服がある場合は、結果を知った日の翌日から3か月以内に千葉県介護保険審査会に対して審査請求ができる。

## (2) 手 続

上記の事務手続について、外部監査の実施上、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 要介護認定の所要日数について（指 摘）【介護保険課】

#### 【現状・問題点】

介護保険法第27条第11項によると、原則として申請のあった日から30日以内に認定結果を通知することになっているが、千葉市においては下表のとおり要介護認定の所要日数が30日を常態的に超過している。このように日数を要する主な原因としては、訪問調査実施のための日程・担当者調整の遅れ、主治医意見書の提出の遅れ等によって審査にかけられる日程が後ろにずれこんでしまうこと等が挙げられる。特に、千葉市の場合は、調査員の欠員による日程調整遅れが原因となっている。

千葉市の特徴として、審査会は毎日開催されており、審査会関連事務や認定結果通知関連事務についても速やかに実施できる体制が整備・運用されていることから、一次判定以降の日程のこれ以上の短縮は難しい。

【要介護認定申請日から審査判定日までの平均日数】

(単位:日)

区 分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	千葉市	千葉県	全国
平成23年度	34.4	30.4	34.7	30.8	33.0	36.6	33.1	36.6	36.2
平成24年度	34.6	31.6	32.0	29.6	37.5	38.9	33.5	36.8	36.1
平成25年度	34.2	33.9	33.2	32.2	42.8	37.4	35.0	38.2	36.9
平成26年度	35.7	46.4	36.4	35.0	40.0	39.5	38.8	40.0	38.4
平成27年度	38.2	39.7	34.7	35.3	40.1	35.5	37.3	40.9	38.9

出典：認定支援ネットワーク

逆に、訪問調査の実施については県内他都市や全国平均と比較しても相当日数を要して

いる状況であり、日数短縮の余地が十分にあるものと考えられる。

【要介護認定申請日から調査実施までの平均日数】

(単位:日)

区 分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	千葉市	千葉県	全国
平成23年度	13.4	12.5	12.4	15.0	12.2	17.6	13.7	13.0	12.3
平成24年度	13.5	13.7	12.9	13.2	18.7	20.2	14.8	13.5	12.5
平成25年度	14.7	17.5	15.7	17.6	26.3	18.6	17.8	14.6	13.0
平成26年度	16.8	28.2	17.0	17.7	23.7	18.5	20.2	15.1	13.7
平成27年度	19.4	28.0	13.8	20.6	19.0	15.7	19.7	15.3	14.1

出典：認定支援ネットワーク

なお、千葉市において訪問調査の実施までに時間を要している根本的な原因は認定調査員の不足にあると考えられる。千葉市においては現在においても認定調査の9割程度を直営で実施しており、認定調査を広く外部事業者へ委託できる体制が整っていない。一方で、他の政令市では直営比率が5割程度であり、認定調査を広く外部事業者へ委託できる体制を整備している自治体もあり、そのような自治体では認定申請から調査実施までの平均日数は千葉市よりも7日～9日程度短縮することができている。

【結果】

現時点においても認定申請日から審査判定日までの平均日数は県内他都市や全国平均と比較して短い状況にはあるものの、あくまで介護保険法上の原則である30日以内により近づけていく努力は必要である。

千葉市の場合、認定調査を広く外部事業者へ委託できる体制が十分に整備されていないため、中長期的には、③に後述の事務受託法人の導入のような方策が有効であると考えられるが、それが効果を発揮するまでの期間についても、認定調査委託の受け皿となる事業者を増やすような仕組みを構築するよう要望する。

② 認定調査委託先の利益相反関係について（意見）【介護保険課】

【現状・問題点】

居宅介護支援事業者への委託範囲を拡大するため、従来は当該被保険者が居宅支援を受けていない居宅介護支援事業者へ委託することとしていたが、平成28年度より居宅介護支援を受けている居宅介護支援事業者へも委託することができることとなった。

確かに、千葉市においては認定調査委託の受け皿となる事業者を増やすことが課題となっているため、当該課題を解決するためには、居宅介護支援を受けている居宅介護支援事業者へ調査委託範囲を拡大することは必要であると考えられる。また、居宅介護支援を受けている居宅介護支援事業者へ調査委託する場合には、担当の介護支援専門員以外の者が

認定調査を実施することを要請している。

しかし、担当者が異なっていたとしても、当該事業者に属する者が、当該事業者がサービスを提供している利用者の調査を行う場合、利益相反関係は生じていることから、当該事業者を利するような不当な調査が行われる可能性は高まる。

**【結果】**

不当な認定調査を牽制する仕組みを整備する必要があると考えられるため、例えば、以下のような仕組みを導入するよう要望する。

- i 事業者の倫理規範に不当な認定調査を実施しないことを盛り込むことを要請する。
- ii 事業者に不当な認定調査を実施しないことを宣誓させる。
- iii 実地調査の重点調査項目とする。
- iv 不当な認定調査が発覚したときの罰則を強化する。

**③ 認定調査事務の効率化について（意見）【介護保険課】**

**【現状・問題点】**

要介護認定者数が増えていくに従って、認定調査の質を一定に保つことが困難になってきている。また、認定調査員に欠員や療養休暇が発生した場合、速やかな補充が困難な状況にあり、それが要介護認定の所要日数の長期化につながっている。また、他都市においては、専門性の高い指定市町村事務受託法人に認定調査事務を委託することによって認定調査事務の効率化を図っている事例がある。千葉市の場合には、指定市町村事務受託法人の受け皿となる法人がないのが現状であり、認定調査事務のさらなる効率化に向けて課題を残している状況にある。

**【結果】**

中長期的な課題として事務受託の受け皿となる法人の新設を支援することも視野に入れる必要があると考えられ、例えば、千葉市社会福祉協議会等の既存の社会福祉法人が事務受託法人の指定を受けられるような環境整備を市として行っていくことについても検討するよう要望する。

**④ 審査水準の平準化について（意見）【介護保険課】**

**【現状・問題点】**

千葉市では、次の表に示すとおり、現在 25 の審査部会を設け、平日にほぼ毎日、審査会を開催することによって、要介護認定の迅速化が図られている。

【平成27年度の審査部会別の要介護認定結果】

(単位:回、件)

審査部会	開催回数	認定件数	要介護度別認定結果							
			非該当	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1	41	1,494	5	242	290	240	214	187	158	158
2	47	1,715	9	294	366	231	238	196	193	188
3	45	1,642	2	258	129	525	224	194	157	153
4	36	1,311	2	219	225	282	214	123	140	106
5	48	1,751	4	275	337	296	281	198	190	170
6	39	1,316	2	354	200	330	136	106	110	78
7	46	1,569	1	404	223	346	174	149	169	103
8	41	1,396	5	298	212	343	171	133	137	97
9	45	1,531	7	363	141	419	196	137	150	118
10	46	1,531	12	219	291	231	230	196	168	184
11	40	1,406	13	249	219	239	202	177	161	146
12	40	1,387	6	209	164	412	191	133	155	117
13	40	1,387	7	208	203	227	226	167	186	163
14	40	1,377	7	210	160	320	256	154	153	117
15	40	1,401	13	210	211	299	224	161	152	131
16	39	1,405	13	177	241	310	211	178	156	119
17	39	1,355	2	224	202	317	206	132	131	141
18	39	1,354	0	154	193	273	243	176	183	132
19	39	1,377	3	220	214	291	224	155	157	113
20	37	1,341	9	140	175	332	231	172	147	135
21	37	1,327	0	161	221	271	243	166	142	123
22	38	1,370	3	148	183	277	223	177	179	180
23	46	1,636	29	308	342	223	262	196	166	110
24	43	1,551	13	357	218	454	193	121	105	90
25	41	1,475	1	187	216	315	227	177	173	179
市合計	1,032	36,405	168	6,088	5,576	7,803	5,440	4,061	3,918	3,351

しかし、次に示す表のとおり、審査部会ごとの重度変更または軽度変更の件数・比率については相当なばらつきがあり、また、一次判定結果からの変更がほとんどない審査部会もあるなど、審査水準の平準化という点では課題がある。例えば、25番目の審査部会は変更率が34.98%と一番高く、逆に、7番目の審査部会は変更率が2.93%と一番低い。これら2つの変更率の間には、32.05ポイントの差異があった。また、ほぼ全ての審査部会の変更結果の傾向としては、上昇率の方が下降率よりも絶対値として高い傾向にあるが、10番目の審査部会だけは上昇率が2.68%に対して、下降率が6.86%と大きく上回っているという特徴がある。

## 【平成27年度の審査部会別の1次判定結果変更実績】

(単位:件)

審査部会	1次判定結果変更件数									
	総数	3段階 上昇	2段階 上昇	1段階 上昇	1段階 下降	2段階 下降	3段階 下降	変更率 (%)	上昇率 (%)	下降率 (%)
1	86	1	20	54	11	0	0	5.76	5.02	0.74
2	139	3	6	63	67	0	0	8.10	4.20	3.91
3	561	43	107	405	6	0	0	34.17	33.80	0.37
4	386	15	66	279	26	0	0	29.44	27.46	1.98
5	253	6	29	178	40	0	0	14.45	12.16	2.28
6	63	0	15	42	6	0	0	4.79	4.33	0.46
7	46	0	5	36	5	0	0	2.93	2.61	0.32
8	68	1	8	56	2	0	1	4.87	4.66	0.21
9	274	2	30	237	5	0	0	17.90	17.57	0.33
10	146	0	4	37	103	2	0	9.54	2.68	6.86
11	88	0	11	63	14	0	0	6.26	5.26	1.00
12	89	5	30	49	5	0	0	6.42	6.06	0.36
13	157	2	21	109	25	0	0	11.32	9.52	1.80
14	177	5	26	145	1	0	0	12.85	12.78	0.07
15	196	2	30	139	24	0	1	13.99	12.21	1.78
16	264	14	27	193	29	0	1	18.79	16.65	2.14
17	134	3	30	100	1	0	0	9.89	9.82	0.07
18	324	10	34	239	40	1	0	23.93	20.90	3.03
19	200	5	35	135	25	0	0	14.52	12.71	1.82
20	231	5	35	190	1	0	0	17.23	17.15	0.07
21	262	6	30	225	1	0	0	19.74	19.67	0.08
22	95	0	11	79	5	0	0	6.93	6.57	0.36
23	169	13	15	105	35	1	0	10.33	8.13	2.20
24	142	15	53	73	1	0	0	9.16	9.09	0.06
25	516	25	92	399	0	0	0	34.98	34.98	0.00
市合計	5,066	181	770	3,630	478	4	3	13.92	12.58	1.33

この点に関しては、平成27年度の審査部会ごとの一次判定結果変更データについては、平成28年度介護認定審査部会長会議（平成28年8月3日開催）に提出し、委員の注意を喚起しているということである。そこで、同会議の議事録を閲覧したところ、審査水準の平準化に関して、特に議論が行われた形跡はない。また、審査部会長への情報共有をすることができたとしても、審査部会の各委員まで情報が共有されることを担保することはできない。

そもそも、二次判定は機械的な判断ができず、申請者の実態を総合的に勘案して判断する必要がある以上、委員個人の知見や信念に依存せざるを得ず、審査部会の判定結果に多少のバイアス（偏り）がかかってしまうことはやむを得ないものとも考えられる。したがって、審査水準の平準化を図るためには、介護認定審査部会長会議における注意喚起では

限界がある。

#### 【結果】

審査部会の事務局である介護保険室担当者は、単に審査部会に出席して議事録をまとめるのではなく、過去の要介護認定結果の実績から当該審査部会における重度変更または軽度変更の傾向を事前に把握しておき、第三者的視点で、審査部会の議事を注視することも必要であると考え。例えば、重度変更が多い傾向のある審査部会において、重度変更が決定されようとしている場面では、各委員に対して論点の再確認を促したり、また、一次判定結果からの変更がほとんどない審査部会においては、事務局が進行次第を作成する際に「一次判定結果からの変更について」という議題を設けて、各委員に議論を促したりといった事務局としての取り組みが考えられる。

前掲の表【平成 27 年度の審査部会別の 1 次判定結果変更実績】の分析を踏まえると、審査部会の事務局である介護保険室職員には、専門家である委員に対して無用な遠慮を抱くことなく、審査判定の手順や基準が遵守されるよう積極的に関与するよう要望する。

## 4. サービス提供から報酬支払までの流れについて（解 説）

### （1）基本的な業務の流れについて

介護給付費の請求から支払までの基本的な業務の流れは以下のとおりである。

#### ア. 居宅サービスの基本的な流れ

要介護者又は要支援者（以下、「要介護者等」という。）は、居宅介護支援事業所に居宅介護支援サービスの提供を依頼するとともに、居宅サービス計画作成依頼の旨を市町村に届け出る。



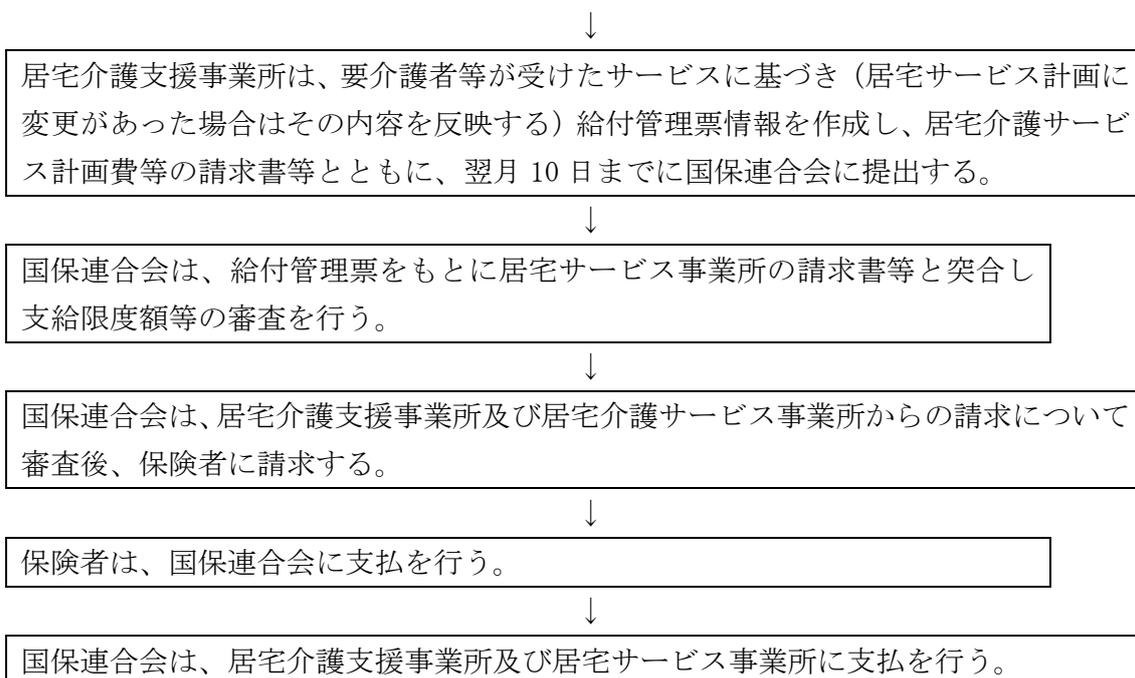
居宅介護支援事業所は要介護者等の同意をもとに、居宅サービス事業所とサービスの提供についての調整を行い、居宅サービス計画を作成する。また、作成した居宅サービス計画をもとにサービス提供票、サービス利用票を作成し、それぞれ居宅サービス事業所、要介護者等に交付する。



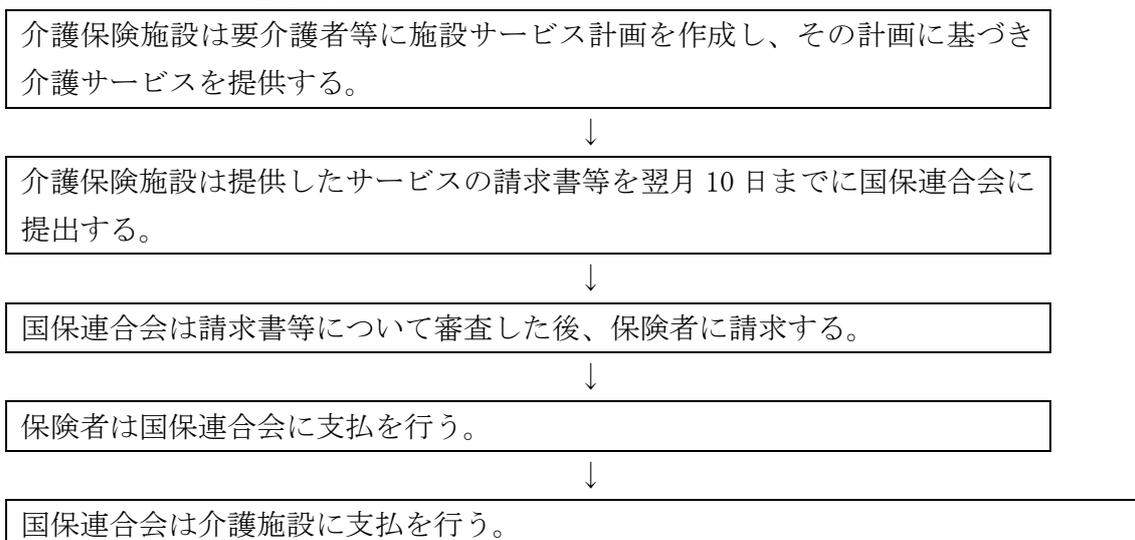
居宅サービス事業所は、サービス提供票に基づき要介護者等にサービスを提供し、利用者はサービス利用料の自己負担金を居宅サービス事業所に支払う。



居宅サービス事業所は、提供したサービスの介護給付費請求書情報及び介護給付費請求明細書情報（以下、「請求書等」という。）を翌月 10 日までに千葉県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）に提出する。



#### イ. 施設サービスの基本的流れ



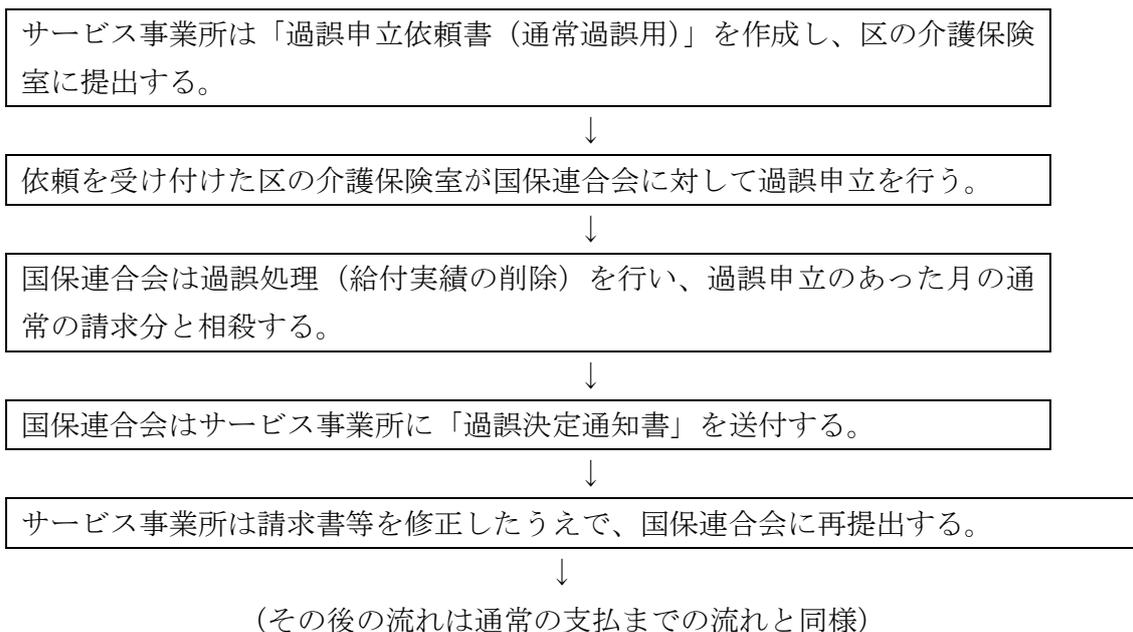
## (2) 過誤調整について

### ① 通常過誤について

サービス事業所は、支払額が決定した介護給付費請求明細書について、保険者に過誤申し立てをすることにより給付実績の取り下げ（以下、「取り下げ過誤」という。）を行うことができる。取り下げ過誤を行うケースには、以下の3通りが考えられる。

- i 誤って少ない金額で請求し、決定してしまった場合

- ii 誤って多い金額で請求し、決定してしまった場合
  - iii 請求できないにもかかわらず、誤って請求し決定してしまった場合
- i 及び ii の場合は、取り下げ過誤は支払が決定している請求明細書の請求額を全額取り下げる（既に支払いが決定している請求明細書の金額の一部だけを取り下げることができない）ので、取り下げ過誤を行った翌月に正しい内容で再請求する必要がある。  
再請求を行う場合の業務の流れは以下のとおりである。

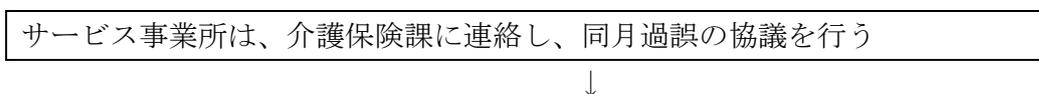


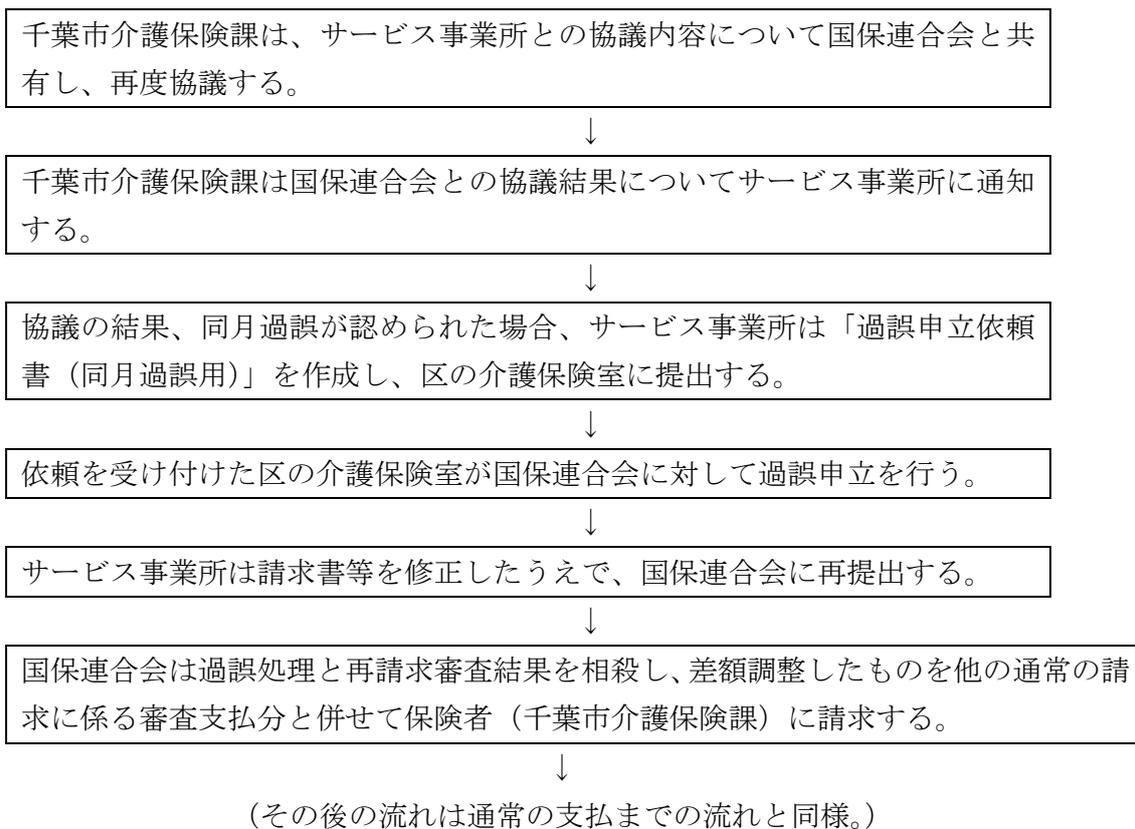
## ② 同月過誤について

同月過誤とは、過誤申立と事業所からの再請求の審査を同じ月に行う処理のことである。過誤と再請求を同月に処理するため、差額のみ調整となり、事業所にとっては、支払がマイナスになるケースを避けることができるという利点がある。（通常過誤では、過誤処理を行った月の過誤金額が、事業所への支払額よりも多く、支払がマイナスになるケースが発生する場合がある。）

ただし、千葉市においては、同月過誤は、一度に大量の過誤調整が必要な場合や多額の過誤調整で事業所運営に支障をきたすおそれのある場合に限られており、また、事前に千葉市介護保険課と協議する必要がある。

同月過誤の業務の流れは以下のとおりである。





## 5. サービス利用開始後の事業者に対する指導・監査について

### （1）概 要

千葉市においては、サービス利用開始後の所管課による事業者の指導・監督として、「集団指導」、「実地指導」並びに「監査」を実施している。なお、サービス種別と所管課は次の表のとおりである。

サービス種別	所管課
居宅サービス	介護保険課
介護予防サービス	
居宅介護支援	
介護老人福祉施設	地域福祉課監査指導室
介護老人保健施設	
介護療養型医療施設	
地域密着型サービス	
地域密着型介護予防サービス	

## ア. 集団指導について

### (ア) 目的

指定居宅サービス事業者等に対し、基準の解釈や制度改正点等の必要な情報を提供することを目的とする。

### (イ) 対象事業者

介護保険課が所管する事業者

### (ウ) 指導内容

主に以下のような内容について、対象事業者を所定の場所に集めて説明する。

- i 実地指導における主な指導事項や返還事例の紹介
- ii 介護給付に係る Q & A
- iii 基準改正、報酬改定に係るお知らせ
- iv その他介護保険関係の手続き等に関するお知らせ

### (エ) 平成 27 年度実績

開催日	平成 28 年 3 月 15 日及び 16 日 (2 日間) ※同じ内容の説明会を 2 回実施している。
開催場所	京葉銀行文化プラザ
対象事業所数	1,403 事業所 (うち 1,338 事業所が参加、参加率 95.4%)
内容	・介護保険サービスに係る指定基準条例の一部改正等について ・実地指導・ケアプラン点検の実施結果について ・介護給付 Q & A ・軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて ・変更届出書について ・千葉市の介護保険窓口におけるマイナンバーの取扱いについて ・平成 28 年度要介護等認定に関するお知らせ
決算額	997 千円 (主に資料作成費及び会場費)

## イ. 実地指導について

### (ア) 目的

保険給付に関する文書の提出及び質問等により、事業の運営状況、介護報酬の算定状況について確認し、必要に応じて指導を行い、介護給付等対象サービスの質の確保、保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (イ) 根拠法令等

介護保険法第 23 条

## 千葉市介護保険施設等指導監査実施要綱

### 介護保険施設等実地指導マニュアル

#### (ウ) 実施体制

##### a. 指導担当職員

原則として2人以上の者（事業者指導班の職員、必要に応じて管理職を含める）により実施する。なお、対象事業所における事業数が1事業の場合は2～3人、2～3事業の場合は4人、4事業の場合は5人を目安としている。

##### b. 実施時間

13時30分～16時00分を基本とする。ただし、サービス種類が多い場合等は、午前から午後にかけて実施する。

##### c. 居宅介護支援事業所に対して実施する場合の体制

居宅介護支援事業所に対して実地指導を実施する場合は、同時にケアプラン点検も実施できるように人員を確保する。

#### (エ) 事業所選定基準

年間160以上の事業所に対して実地指導を行うこととし、以下のいずれかに該当するものを優先的に選定する。ただし、医療みなし（訪問看護及び訪問リハビリテーション）については、給付実績が一桁の場合は選定の対象外とする。

- a. 過去に千葉県または千葉市による監査または実地指導が行われていないもの
- b. 過去に指導歴があり、実地指導により改善状況を確認する必要があるもの
- c. 苦情等を受け付けたもののうち、実地指導の範囲で対応可能なもの
- d. 他の指定権者による指定取消等の処分を受けた法人が千葉市でも事業を行っている場合であって、当該処分の対象事業を千葉市でも行っているもの
- e. 上記a.～d.のほか、直近の実地指導年月日が古いもの

#### (オ) 業務の流れ

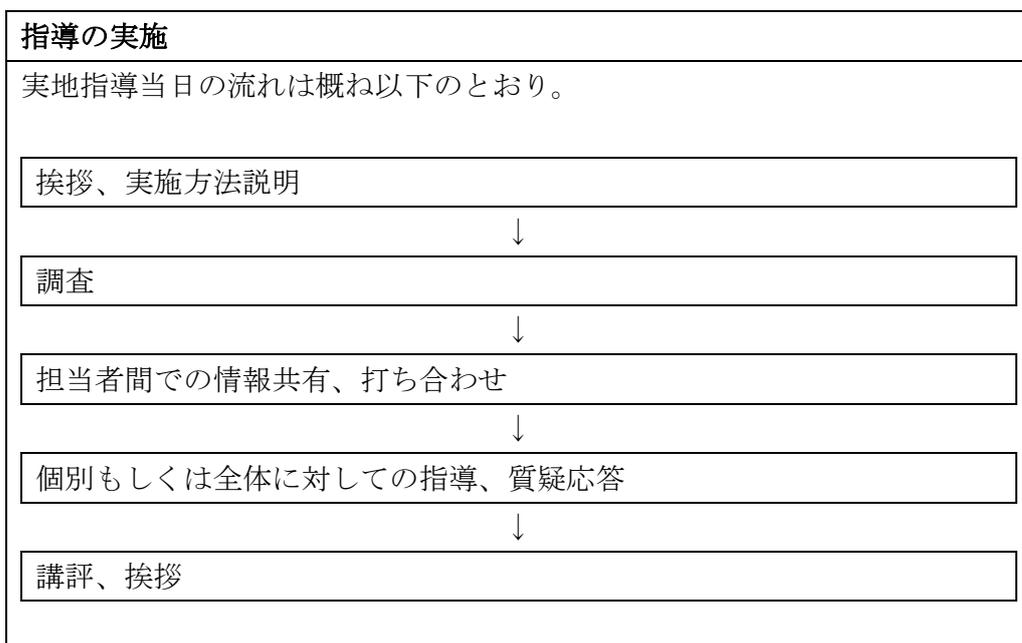
実地指導に係る一連の業務の流れは以下のとおりである。

事前準備
a. 事業所選定 上記の選定基準に従い年間計画を立て、必要に応じてこれを変更し、月次の計画として確定させる。なお、実施時期の検討にあたっては、監査指導室が行う実地指導の年間計画をあらかじめ入手し、実施時期が重複しないよう調整する。
b. 日程調整・担当職員の決定 実施の約2か月前に、給付実績や指定申請時の書類等をもとに事業所の傾向を確認し、当日の担当人数を決定し、各職員のスケジュールを確認の上、担当職員を決定する。
c. 情報収集及び資料の準備

介護保険システムのデータ等の非公表情報やホームページ、パンフレット等の公表情報から必要な情報を収集し、調査に使用する資料を準備する。

d. 実施通知  
実施予定日の2週間前までには対象事業所に通知できるよう準備し、毎月、部長決裁のうえ通知する。

e. 事業所への確認  
訪問前に事業所に電話し、実地指導の日程時間、事前資料が準備されているか等について確認する。



**事後処理**

a. 結果通知の送付等  
b. 改善報告書の受理、受理通知の送付

(カ) 平成 27 年度実績

実施期間	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月 (通年)
実施体制	・常勤保健師 1 人、常勤事務職員 1 人 ・非常勤嘱託職員 2 人 (週 30 時間) ※ケアマネジャー資格、実務経験者
実施事業所数	168 事業所
決算額	7,156 千円 (主に非常勤職員の人件費)

## ウ. 監査について

### (ア) 監査の概要

監査は、入手した各種情報により、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施するものである。監査の結果に応じ、行政指導（勧告）、行政処分（効力停止・取消等）といった行政上の措置を講じる。

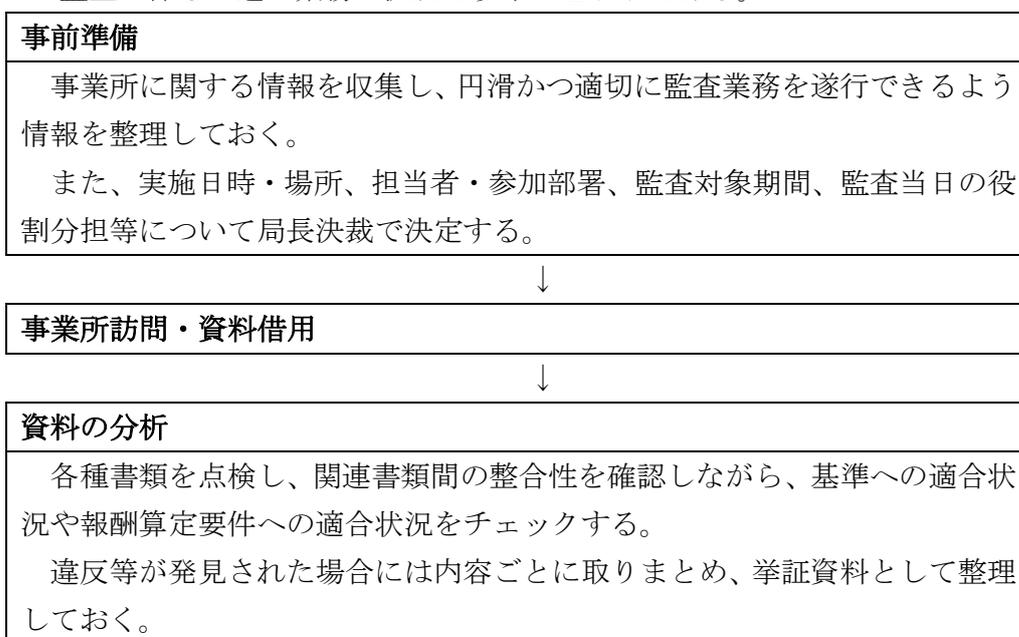
### (イ) 目的・対象

千葉市介護保険施設等指導監査実施要綱第 11 条の規定により、監査は、次のいずれかに該当する場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として実施する。

- a. 介護給付等対象サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき
- b. 介護報酬の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき
- c. 介護保険法第 74 条、第 78 条の 4、第 81 条、第 88 条、第 97 条、第 115 条の 4、第 115 条の 14、第 115 条の 24 及び平成 18 年旧法第 110 条に規定する基準に重大な違反があると疑うに足る理由があるとき
- d. 度重なる実地指導によっても介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に改善が見られないとき
- e. 正当な理由なく実地指導を拒否したとき

### (ウ) 業務の流れ

監査に係る一連の業務の流れは以下のとおりである。



処分等の程度の決定	
<p>処分等の程度決定にあたっては、原則として、不正行為の内容、程度を処分事由ごとに照らして判断する。</p> <p>具体的な処分の内容は以下のとおりである。</p>	
程度	内 容
軽 ↓ 重	勧告以外の行政指導
	勧告
	指定の一部効力停止 1 月（新規利用者受入停止等）
	指定の一部効力停止 3 月（新規利用者受入停止等）
	指定の一部効力停止 6 月（新規利用者受入停止等）
	指定の全部効力停止 1 月
	指定の全部効力停止 3 月
	指定の全部効力停止 6 月
	指定取消



事後処理
<p>a. 聴聞・弁明の機会付与</p> <p>指定取消を行う予定であるときは「聴聞」を、それ以外の不利益処分を行う場合には「弁明の機会付与」の手続きを取る。</p>
<p>b. 結果通知</p> <p>(a) 指摘なしまたは文書指導（勧告を除く）の場合            決裁終了後、結果通知を事業者へ郵送する。</p> <p>(b) 勧告の場合            決裁終了後、法人代表者等へ来庁を依頼し、課長が勧告書を手交する。</p> <p>(c) 不利益処分の場合            決裁終了後、法人代表者等へ来庁を依頼し、局長または部長が処分通知を手交する。</p>
<p>c. 公示・情報提供等</p> <p>不利益処分を行ったときは、介護保険法の規定に基づき、その旨を公示（告示）する。</p>

(エ) 平成 27 年度実績

件数	1 件（平成 27 年 6 月実施）
対象事業所	居宅介護支援

結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営基準違反（居宅サービス計画の作成なし等）あり</li> <li>・不正請求（運営基準減算せずに所定単位で請求）あり</li> </ul>
処分等	平成 28 年 2 月 1 日 指定の一部効力停止 (6 月の新規利用者受入停止・介護報酬の請求上限 7 割)
報酬の返還	返還等の総額 : 6,172,840 円 <内訳> 不正請求の返還対象額 : 4,409,182 円 加算金 (40%) : 1,763,658 円 平成 28 年 4 月 28 日全額返還済み

## (2) 手 続

上記の事務手続について、外部監査の実施上、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 実地指導の結果、過誤請求が発見された場合のてん末確認について（指 摘）

#### 【介護保険課】

##### 【現状・問題点】

実地指導の結果、サービス事業者による介護報酬請求の過誤が発見された場合には、過誤調整完了報告を徴求しててん末を確認している。しかし、事業者からの過誤調整完了報告を徴求するのは介護報酬分の過誤調整に係るもののみであり、利用者負担分については、実地指導の結果通知において適正に処理するよう指導しているものの、利用者に返金したかどうかの報告までは求めている。介護保険課によると、利用者負担分のやり取りについてはあくまで利用者と事業者の間関係であり、行政が立ち入るべきではないという認識がある。しかし、利用者の不利益の是正が担保されない仕組みは不当であるとする。

なお、地域福祉課監査指導室が実施する指導等の結果、過誤調整が発見された場合、介護報酬の過誤調整のみではなく、利用者負担に係る調整分の確認を報告の中で実施している。

##### 【結果】

実地指導の結果、過誤が発見された場合には、過誤調整完了報告と併せて利用者負担分を利用者に返金したことを証する報告書を徴求されたい。

## ② 実地指導の対象事業所の選定方針について（意見）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

実地指導マニュアルにおいては年間 160 件以上の実地指導を行う旨が定められており、平成 27 年度においては 168 事業所の実地指導を実施している。しかし、実地指導の対象となる事業所は 1,000 を大きく上回っており、サービス事業者指定の有効期間である 6 年の間に 1 回はすべての事業所の実地指導を行うという趣旨を達成することは困難であると考えられる。

一方で、事業所によって不正や事故のリスクは一樣ではないため、実地指導に割くべき人員・時間についてもメリハリをつけることが実地指導の有効性・効率性の点で望ましい。つまり、対象事業所のリスク分析を行ったうえで、リスクの低い事業所については指導手続の省力化を図ることにより、結果として、全体の指導の質を低下させることなく、年間指導先を増やすことが可能になると考えられる。

現状においては、効率的に実地指導を行う前提となる事業者のリスク分析を行うための情報の整理に課題がある。

### 【結果】

過去の実地指導の結果や苦情・相談記録、医療情報との突合及び縦覧点検情報によって得られる情報を整理することによって、事務ミスや不正、事故のリスクが高い事業者を客観的に把握することが可能になると考えられる。リスクに応じたメリハリのある実地指導のために、リスク分析のための情報をデータベース化し、活用するよう要望する。

## 6. サービス利用開始後の利用者からのクレーム対応について

### (1) 概要

介護サービスを利用して困ったことや相談したいことがあった場合には、まずはサービス事業者への連絡・相談により解決することを促しているが、事業者に伝え難いものや事業者への連絡・相談では解決に至らないものなどは、市所管課等で受け付けている。

区の介護保険室でも事業者の苦情・相談を受け付けており、保険給付に関することなど所掌する事務の範囲で対応しているが、所管外のものや調査を要するものなどについては、担当部署へ引き継いでいる。

介護保険課では、受け付けた苦情・相談について、指定基準等に照らして調査や指導の必要性を検討し、対応の結果までを記録したうえで、苦情相談の内容や対応の内容で分類し、資料として取りまとめている。また、集計結果は所管課内で共有されるほか、国保連合会にも提出される。(国保連合会にてデータの集計を行っている。)

過去3年度の集計結果は以下のとおりである。

【事業者に対する苦情やサービスに関する相談対応状況】

年 度	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
件 数	76 件		68 件		109 件	
苦情・相談者	本 人	5	本 人	12	本 人	14
	家 族	12	家 族	20	家 族	38
	ケアマネジャー	3	ケアマネジャー	5	ケアマネジャー	8
	事業所・施設	28	事業所・施設	10	事業所・施設	33
	その他	28	その他	21	その他	16
相談方法	来 所	9	来 所	11	来 所	24
	電 話	57	電 話	48	電 話	79
	文 書	10	文 書	6	文 書	3
	その他	0	その他	3	その他	3
内 容	ケアプラン	4	ケアプラン	23	ケアプラン	3
	サービス内容	40	サービス内容	26	サービス内容	32
	管理者・従事者	17	管理者・従事者	0	管理者・従事者	31
	行政の対応	3	行政の対応	4	行政の対応	2
	契約関係	8	契約関係	4	契約関係	5
	利用者負担	1	利用者負担	0	利用者負担	1
	被害・損害	0	被害・損害	0	被害・損害	16
	その他	3	その他	11	その他	19
対 応	相談者に説明等	20	相談者に説明等	17	相談者に説明等	62
	当事者間を調整等	13	当事者間を調整等	15	当事者間を調整等	21
	他機関を紹介等	1	他機関を紹介等	2	他機関を紹介等	0
	集団指導等で周知	1	集団指導等で周知	0	集団指導等で周知	0
	その他	41	その他	34	その他	26

(2) 手 続

上記の事務手続について、外部監査の実施上、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

## ① 苦情・相談対応事務の所掌等のあり方について（意見）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

介護サービスに関する苦情等の受付処理については、現在、介護保険課において苦情・相談対応記録を行っているが、苦情・相談等の第一次受付者となり得る区の介護保険室や千葉市あんしんケアセンター等では共通の様式を使用しての苦情・相談記録は行われていない。介護保険課によると、苦情・相談対応記録はあくまで介護保険課の所掌事務であり、区の介護保険室等の所掌事務ではないため、様式を特定して記録を要求することは難しいということであった。また、第一次受付者からは電話による報告を受け、それを介護保険課が記録票へ記録するという流れで業務上の支障はないということである。

しかし、苦情・相談等の内容については、サービス事業者の指導やサービス利用者の利益確保のために有用な情報であり、これを関係者が効果的、効率的に収集、記録し、有用な情報として正確に共有することは重要である。情報伝達の正確性・効率性等を勘案すると、情報の第一次受付者が関係者に共有しやすい形で記録できる仕組みが整備されるべきであり、現状の苦情・相談対応事務の所掌のあり方と記録様式のあり方には改善の余地があるものと考えられる。

### 【結果①】

伝達の正確性・効率性を勘案すると、第一次受付者（区の介護保険室や千葉市あんしんケアセンター等）となりうるすべての主体に共通の苦情・相談記録様式を導入する等、第一次受付者が介護保険課に提供する情報が不十分にならないように情報を引き出せる仕組みを整備するよう要望する。

### 【結果②】

また、共通の苦情・相談記録様式の導入等の仕組みの整備のために必要となるのであれば、所掌事務を見直し、苦情・相談対応とその記録を区の介護保険室の正式な事務として位置づけること、また、千葉市あんしんケアセンターへの委託事務としても位置づけることを検討するよう要望する。

## ② 苦情・相談記録のデータベースについて（意見）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

苦情・相談記録については平成 27 年度までは記録票をファイリング保管するのみであったが、平成 28 年度より ACCESS（関係データベース管理システム）を使用してデータベースを作成している。データベースに記録されている項目は以下のとおりである。

- i 対象事業所番号、ii 対象事業所名称、iii 対象事業所所在地、iv サービス種類、
- v 苦情相談受付年月日・曜日・時刻、vi 苦情相談方法区分、

- vii 苦情相談者区分・詳細、viii 対象者介護度、年齢、性別、詳細、
- ix 苦情相談内容区分・詳細、x 苦情相談内容（文章で具体的に記載）、
- xi 苦情相談対応区分・詳細、xii 苦情相談対応内容（文章で具体的に記載）

しかし、苦情・相談記録データベースには、例えば、地域包括ケア推進課が所管する千葉市あんしんケアセンターに対する苦情のように、介護保険課以外が所管する事業所への苦情・相談内容も詳細に記録されている。そのてん末については介護保険課で確認してデータベースに記録するという対応は行われていない。つまり、P（計画）・D（実施）・C（評価）・A（反映）サイクルの一气通貫した記録が必ずしも行われていない（下表参照）。

【「苦情相談内容」及び「苦情相談対応内容」の一部抜粋】

苦情相談内容	苦情相談対応内容
<p>在宅での介護が困難であったため、A 施設へ入所したが、入所してから施設内で 20 回以上の転倒事故にあっている。（中略）</p> <p>【不満に思う点】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設側の都合で退去させられるのに利用者側から「施設解約の申立書」を提出しなければならないのか。</li> <li>2. 施設側の過失で膝を脱臼したのではないか。</li> <li>3. 20 回以上も転倒事故にあったのは見守りが不十分だったのではないか。</li> <li>4. 施設の協力医院が膝の脱臼を見逃したのではないか。</li> </ol> <p>◎上記をふまえて市から施設へ指導して欲しい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設解約の申立書」の提出については、契約書に契約解除の条項があれば、提出を求められても仕方ないとも思うが、市が判断できることでは無いため、施設側と話し合いをしてもらうように伝えた。</li> <li>ちなみに、契約書に書かれている契約解除の条項には該当しないとのことだった。</li> <li>・高齢施設課へ情報提供し、対応を依頼した。</li> </ul>
<p>B 事業所の近隣住民から、叫び声などの騒音がうるさいと苦情の電話があった。</p> <p>管理者に何度電話しても対応してくれないとのこと、市から連絡してほしいとのこと。</p>	<p>事業所に連絡し、事実関係を確認したうえで、必要であれば指導を行う旨伝える。</p> <p>なお、当該事業所は介護保険課所管の施設ではないため、障害福祉サービス課に引き継いだ。</p>
<p>千葉県高齢者福祉課で受けた匿名通報についての情報提供。</p> <p>C 事業所について、日常的に機能訓練指導員の配置をせずにサービスを提供しており、実地指導や監査の際には本社の資格職員が事業所に配置されて対応しているとのこと。</p>	<p>平成 28 年 4 月より地域密着型通所介護に移行したため、高齢施設課へ情報提供を行った。</p>

<p>D事業所のEケアマネジャーに対する苦情。 苦情内容は、利用者の同意なく、サービス提供事業所を変更させられた（全てD系列）というもの。 （現在は、別事業所のケアマネジャーに変更している。）</p>	<p>あんしんケアセンターの所管が地域包括ケア推進課であるため、所管課へ情報提供する旨伝える。</p>
--	---

（出典：苦情・相談記録データベース）

また、データベースの現在の活用方法としては、確かに、介護保険課事業者指導班にて実地指導の前に対象事業所の苦情・相談履歴がないかどうかを確認するという活用はなされている。しかし、関連する他の所管課とのデータベースの共有は一切行われていない。

このように、サービス事業者への改善指導を通じて、介護サービス利用者の満足度を向上させるという最終目的を見据えた場合、苦情・相談記録データベースは大いに利用価値があるものと考えられる。蓄積されたデータベースの活用方法としては、例えば、短期的には指導監査の対象先の抽出に活用することが考えられるほか、長期的には事業者が苦情に対して真摯に対応している場合にその対応状況を、例えば「ちば福祉ナビ」（千葉県福祉施設等総合情報提供システム）<sup>注</sup>のような既存の情報開示システム等を参考に、千葉市で新たに業者評価システムを構築することによって、幅広く利用者や事業者に公表することが考えられる。これによって、利用者はサービス事業者選択に資する情報が得られることになり、事業者に対してはサービスの質の向上に向けた取り組みを強く促すことができるものと考えられる。

しかし、現状においては、記録の完全性、共有範囲並びに活用方法の点で課題がある。

#### 【結果】

データベースを介護保険課と関連性の高い他の所管課（地域包括ケア推進課、高齢福祉課、高齢施設課等）と共有し、介護保険課が他の所管課に引き継いだ苦情・相談のてん末については引き継いだ所管課が記録するという仕組みを構築するよう要望する。

注：「ちば福祉ナビ」（千葉県福祉施設等総合情報提供システム）については、次のウェブサイトを参照されたい。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/pbcfnfukushi/NAV0100.aspx>

## 7. 各種利用者負担軽減制度について

### （1）概 要

#### ① 利用者負担軽減制度の全体像について

千葉市においては、経済的に苦しい環境にあっても介護を必要とする人が広くサービス

を享受できるよう、以下のような利用者負担軽減制度を設けている。

- i 特定入所者介護サービス費
- ii 課税世帯における特例減額措置（居住費・食費）
- iii 高額介護サービス費等
- iv 高額医療合算介護サービス費等
- v 社会福祉法人等利用者負担軽減対策
- vi 利用者負担の減免制度

#### i 特定入所者介護サービス費について

下記の第1段階から第3段階に該当するサービス利用者は、申請により、食費と居住費の一定額以上が保険給付の対象となる。食費・居住費の基準費用額と自己負担限度額との差額分が、介護保険から給付される。

なお、食費・居住費の基準費用額は以下のとおりである。

食費	1,380円
居住費	ユニット型個室 1,970円
	ユニット型準個室 1,640円
	従来型個室（特養等） 1,150円
	従来型個室（老健・療養等） 1,640円、
	多床室 370円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 840円）

#### (ア) 対象者

介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者のうち下表の利用者第1段階から第3段階に該当する者。ただし、通所サービスは軽減対象にならない。

#### (イ) 軽減内容

第1段階から第3段階のサービス利用者の自己負担額が下表の金額になる。ただし、下記利用者負担段階のサービス利用者のうち、配偶者が市民税課税者である場合（世帯分離の場合も勘案される）、または預貯金等が一定額（単身 1,000万円、夫婦 2,000万円）を超える場合は、食費・居住費の自己負担軽減はない。

また、介護保険制度開始前からの特別養護老人ホーム入所者で、利用者負担割合が5%以下となる者については、居住費及び食費を含めた負担額が当時の負担額を超えないよう軽減措置を講じる。

【自己負担の軽減対象者とその負担限度額（日額）】

区 分		居 住 費				食 費
		ユニット 型個室	ユニット 型準個室	従来型 <sup>注</sup> 個室	相部屋 (多床室)	
利用者負担 第1段階	高齢福祉年金受給者で 世帯全員が市民税非課 税の者、生活保護受給 者、中国残留邦人等支援 給付を受給している者 等	820 円	490 円	320 円 (490 円)	0 円	300 円
利用者負担 第2段階	世帯全員が市民税非課 税で課税年金収入額と 合計所得金額の合計額 が80万円以下の者等 (平成28年8月以降は、 非課税年金収入額も含 む)	820 円	490 円	420 円 (490 円)	370 円	390 円
利用者負担 第3段階	世帯全員が市民税非課 税で第2段階以外の者 等	1,310 円	1,310 円	820 円 (1,310 円)	370 円	650 円

注：従来型個室の居住費は、上段が介護老人福祉施設、短期入所生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の金額であり、下段のカッコ内が介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の金額である。

(ウ) 手続

「介護保険負担限度額認定申請書」を区の介護保険室に提出する。

ii 課税世帯における特例減額措置（居住費・食費）について

世帯全員が市民税非課税でない場合でも、高齢夫婦世帯等で一方が個室に入った場合で、残された配偶者等の収入が一定額以下となる場合等には、申請により居住費及び食費の負担が引き下げられる。

(ア) 対象者

市民税課税世帯で、以下の a. ～f. のすべてに該当する者

- a. その属する世帯の世帯員の数が2以上であること（単身世帯は対象外）
- b. 介護保険施設に入所または入院し、利用者負担第1段階から第3段階に該当しないこと
- c. 世帯の年間収入から施設に支払う利用者負担（施設サービス費用1割分、居住費、食費の年額合計）の見込額を除いた額が80万円以下となること

- d. 世帯の預貯金等の額が 450 万円以下であること
- e. 世帯に日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- f. 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

(イ) 軽減内容

居住費及び食費またはその一方が利用者負担第 3 段階の負担限度額に軽減される。

(ウ) 手続

「介護保険負担限度額認定申請書」を区の介護保険室に提出する。

iii 高額介護サービス費等について

同じ月に利用したサービスの 1 割または 2 割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が高額になり、一定額を超えたときは申請により、超えた分が「高額介護サービス費等」として支給される。

(ア) 対象者：下表参照

(イ) 軽減内容：下表参照

(ウ) 手続

「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を区の介護保険室に提出する。なお、支給を受けようとする最初の 1 回だけ申請すれば、自動的に継続して支給されるため、原則としてその後の申請は必要ない。

【高額介護サービス費等の対象者及び軽減内容】

利用者負担段階区分			利用者負担上限額 (月額)
現役並み所得者	課税	同一世帯内に課税所得 145 万円以上の 1 号被保険者がおり、単身の場合収入合計が 383 万円、2 人以上の場合 520 万円以上の者	世帯で 44,400 円
一般		上記以外の者	世帯で 37,200 円
利用者負担第 3 段階	世帯全員が 市民税非課	下記以外の者	世帯で 24,600 円
利用者負担第 2 段階	税	課税年金収入額と合計所得額の合計が 80 万円以下の者等	個人で 15,000 円 世帯で 24,600 円
利用者負担第 1 段階		老齢福祉年金受給者、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している者等	個人で 15,000 円

#### iv 高額医療合算介護サービス費等について

介護保険と医療保険の両方に自己負担額があり、その負担合計額が高額となり、年間で一定額（限度額）を超えたときは、申請により超えた分が「高額医療合算介護サービス費等」として支給される。

なお、毎年8月1日から翌年7月31日までの自己負担額の合計が対象となる。

また、高額介護（予防）サービス費、高額療養費として支給（予定を含む）されたものは合算の対象とならない。

(ア) 対象者：下表参照

(イ) 軽減内容：下表参照

(ウ) 手続

毎年1月に対象に該当する利用者に対して区の保険年金課から勧奨通知が送付される。通知のあった利用者は、「高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書」を区の保険年金課に提出する。

#### 【高額医療合算介護サービス費等の対象者及び軽減内容】

(金額は8月1日～翌年7月31日の年額)

所得区分	後期高齢者+介護保険(75歳以上)	被用者保険または国保(世帯内の70歳~74歳)+介護保険	所得(基礎控除後の総所得金額)	70歳未満の者
現役並み所得者 (上位所得者)	67万円	67万円	901万円超	212万円
			600万円超 901万円以下	141万円
一般	56万円	56万円	210万円超 600万円以下	67万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円	210万円以下	60万円
低所得者Ⅰ※	19万円	19万円	市民税非課税 世帯	34万円

注：低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合は、自己負担限度額（19万円）が高額介護サービス費等の限度額（年間約30万円）を下回るため、低所得者Ⅱの自己負担限度額が適用される。

#### v 社会福祉法人等利用者負担軽減対策について

社会福祉法人等利用者負担軽減対策を実施している社会福祉法人等が提供するサービスを利用した場合に、申請により利用者負担が一部軽減される。

(ア) 対象者

世帯全員が市民税非課税で、以下の a. ~e. のすべてに該当する者または生活

保護等を受給している者

- a. 世帯の前年1年間の収入額が、1人世帯で150万円以下、以下世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した金額以下の者
- b. 預貯金などの額が、1人世帯で350万円以下、以下世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した金額以下の者
- c. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- d. 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- e. 世帯全員が介護保険料を滞納していないこと

(イ) 対象サービス

訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、  
通所介護、介護予防通所介護、  
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、  
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型通所介護、  
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、  
介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの入所）、  
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、  
看護小規模多機能型居宅介護

(ウ) 軽減内容

通常1割または2割負担の利用者負担と居住費・食費の利用者負担が次の通り軽減される。

老齢福祉年金受給者	1割の利用者負担、居住費・食費の50%を減額
上記以外の者	1割の利用者負担、居住費・食費の25%を減額

なお、生活保護受給者等は個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む）に係る利用者負担が軽減対象となる（軽減割合100%）。

(エ) 手続

対象者の要件に該当すると思われる場合、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書及び世帯票」のほか必要書類を添付して区の介護保険室に申請する。

要件を満たす場合には、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（以下、「確認証」という。）が交付される。

サービス利用者は確認証を事業所に提示することにより、確認証に記載された軽減割合の負担でサービスを利用することができる。

vi 利用者負担の減免制度について

災害その他特別の事情により、利用者負担の支払が困難と認められる場合は、申請により利用者負担が減免される。

具体的には、以下の a、b に該当する場合、被災から原則 3 か月以内に申請することにより、最長で 1 年間、介護サービスを利用した際に支払う利用料を 3% に軽減する。

- a. 災害により、介護保険の被保険者本人または被保険者の世帯の生計を主に維持する者が所有する住宅、家財等が半壊以上の損害を受けた者
- b. 世帯の生計を主に維持する者の死亡、長期入院、事業の休廃止等により、その後 1 年間の収入が著しく減少する見込みの者

## ② 社会福祉法人等利用者負担軽減対策について

社会福祉法人等利用者負担軽減対策を実施している社会福祉法人等が実施する介護サービスを利用した場合に、申請により利用者負担（1 割等）が一部軽減される。その場合、利用者負担軽減分は、当該社会福祉法人等が減収分を負担することとなる。ただし、社会福祉法人の減収分負担の上限は年度収益の 10% であり、それを超えた分については国が補助することになっている。

## （2）手 続

上記の事務手続について、外部監査の実施上、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、提案を述べることとする。

### ① 社会福祉法人等利用者負担軽減対策の利便性促進に向けた対応について（提 案）

#### 【介護保険課】

#### 【現状・問題点】

社会福祉法人等利用者負担軽減対策（以下、「本制度」という。）については、千葉市の社会福祉法人総数に対する申出法人数の割合が平成 27 年度末において 72.9% であり、3 割近くの市内社会福祉法人では利用できない状況である。また、平成 27 年度における本制度の利用人数は 23 人、軽減額総額は 1,652,483 円にとどまっている。このような状況に

対して、利用が進んでいない原因分析が必ずしも十分には行われておらず、利用者にとっての利便性を促進するような対応策が図られていないのが現状である。

#### 【結果】

本制度は国の制度であり、千葉市独自で制度設計を変更することはできない。しかし、他都市においても同じ要件で制度運用が行われている以上、千葉市と同様に利用者にとって利便性が進んでいない事態が生じていることが想定される。したがって、本制度の利用実態について調査を実施し、利用者にとって利便性が十分に進んでいないことが確認された場合には、本制度を導入している社会福祉法人にメリットが及ぶような仕組みの構築や利用者の認定要件の緩和等の対応を図ることを国に対して促すことを提案する。

## 8. 介護給付適正化事業の取り組み状況について

### (1) 概要

#### ① 介護給付適正化事業の全体像について

千葉市高齢者保健福祉推進計画（計画期間：平成27年度～平成29年度）において、介護給付適正化の推進が謳われている。

具体的には、国が示した「第3期介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知書」の主要5事業を実施すること、また、介護予防に資する効果的なプランとするため、介護支援専門員のスキルアップやケアプランの点検の充実を図ることが当該計画に明記されている。

#### ② 要介護認定の適正化について

介護給付適正化事業として要介護認定の適正化のために、以下の取り組みを実施している。

- ア. 新規・変更申請者については、原則として市の認定調査員が調査することとしている。更新申請者については、申請件数の増加に対応するため、委託調査を実施しているが、更新申請3回につき1回は、市職員が確認調査を実施している。また、委託した認定調査の結果に対して、区の職員がその点検等を確実に実施している。
- イ. 認定調査員に対し、公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識・技能を向上させ、判断基準の平準化を図るため、研修を実施している。
- ウ. 介護認定審査会委員に対して、公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために

必要な知識・技能を修得及び向上させるために、新任委員向けには委嘱時に必ず研修を実施している。また、現任委員向けには県で実施している年1回の研修への参加を促すとともに、必要に応じて市でも研修を実施している。

### ③ ケアプランの点検について

#### ア. 実施方法について

居宅介護支援事業所に対する指導と併せ、当該事業所に従事するケアマネジャー全員を対象にケアプラン点検を実施している。実施体制は保健師である常勤職員1人及び主任ケアマネジャーである非常勤嘱託職員2人の3人体制である。

#### イ. 業務の流れについて

実地指導の実施通知の際に、課題分析表及びケアプランの事前提出を依頼する。



事前にケアプランの内容を確認し、不十分と思われる点、疑義のある点（課題が不明確、解決すべき課題とサービスが整合しない等）を整理する。



実地指導の当日、事前に整理した事項の質問等を通じてケアプラン作成にあたっての視点や考え方等を確認し、適切なプランにするために必要な点について助言する  
アセスメントから抽出された課題とケアプランの内容が不一致のもの（サービスありきのプランニング等）についてはケアプランの再作成を指示する。



ケアプラン点検で見受けられた事例については集団指導で周知する。

#### ウ. 平成27年度実績について

37事業所、75件のケアプラン点検を実施している。

### (2) 手 続

上記の事務手続について、外部監査の実施上、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

### (3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ① ケアプラン点検の要員確保について（意見）【介護保険課】

##### 【現状・問題点】

適切なケアマネジメントに関する助言・指導を行うことは、適切なサービス提供につながるため、可能な限り点検数を増やしていくことが望まれる。一方で、ケアマネジャーに対して指導的な立場をとるケアプラン点検においては、ケアマネジャーと同等以上の知識・経験が求められる。したがって、千葉市ではケアプラン点検の品質確保のために、ケアマネジャーの資格をもつ非常勤嘱託職員2人を雇用し、ケアプラン点検に従事させている。

しかし、千葉県下のケアマネジャーの資格更新に当たって必要となる実務経験にケアプラン点検が含まれていないことから、ケアプラン点検要員としてのケアマネジャーの確保が困難な状況になっている。

なお、監査手続実施後、千葉県高齢者福祉課と改めて調整した結果、ケアプラン点検業務によっても主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たすこととなった（すなわち、ケアプラン点検業務も実務とみなされることとなった）ことにより、報告書作成日現在においてはこの課題は解消されているものの、依然として高品質なケアプラン点検を実施するための有能なケアマネジャーを恒常的に確保することは課題である。

##### 【結果】

ケアプラン点検のニーズは質・量ともに増大することが想定される。そのためには有能なケアマネジャーがケアプラン点検に充てられる時間を増やす必要がある。対応策としては、単に市で雇用するケアマネジャーを増やすことも考えられるが、働き方の多様化によって、今後はフルタイムでの従事を希望しないケアマネジャーも増加することが想定される。そこで、例えば、事前に広くケアマネジャーを登録しておく人材プールを構築しておく、登録されたケアマネジャーを都度ケアプラン点検にアサイン（割当・配置）するなど、有能なケアマネジャーを時間単位でより柔軟に活用できるような制度を構築することを検討するよう要望する。

## 9. 介護保険住宅改修費の給付等について

### (1) 概 要

#### ① 介護保険住宅改修費の給付制度について

介護保険で利用できるサービスの一つに、介護保険住宅改修費の給付制度がある。この介護保険住宅改修費の給付制度は在宅での暮らしを支える制度の一つであり、市所管課は介護保険課及び区の介護保険室である。

住宅改修費の支給を希望される方は、自宅の住宅改修工事を行う前に区の介護保険室に申請する。「手すりの取り付け」や「段差の解消」などの住宅改修には、専門的な知識が必要とされており、市所管課としては事前にケアマネジャーに相談することを推奨している。介護保険住宅改修費の事前事後の調査の対象となった場合には、事前調査が完了するまで着工を待つ必要があり、事後の調査を受ける必要もある。その現地調査は、介護保険課等が毎年度、千葉市住宅供給公社に対して、審査等の業務委託を行っているため、千葉市住宅供給公社の専門技術員及び看護師による調査を受けることとなる。

このようにして現地調査等を終えた住宅改修の所要経費については、上限額 20 万円为原则として 9 割（又は 8 割）が給付される。

#### 【対象となる住宅改修工事】

- i 手すりの取り付け、ii 段差の解消、iii 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、iv 引き戸等への扉の取替え、v 洋式便器等への便器の取替え、vi その他前各号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修

#### ② 介護保険住宅改修費の実績について

介護保険住宅改修費の給付の実績について、平成 27 年度までの年度推移は次の表のとおりである。

#### 【介護保険住宅改修実績の年度推移】

(単位:件、千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
住宅改修件数	2,295	2,556	2,660
実績額	251,464	258,823	266,973

この表によると、平成 27 年度の住宅改修件数は 2,660 件、その実績額は 2 億 6,697 万円であった。平成 25 年度の実績と比較すると、住宅改修件数は、365 件の増加で、15.9% の増加率であり、その実績額の比較では、6.2% の増加であった。

このように、住宅改修の実績は件数ベースで大幅な伸びを示し、実績額ベースでも増加

傾向にある。

また、千葉市内の6つの区及び市全体の申請件数（月別）について、平成27年度実績を集計した結果は次の表に示すとおりである。

【平成27年度介護保険事業特別会計の住宅改修に係る給付実績：市全体】（単位：件、円、円/件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
市全体	件数	275	260	193	219	260	218
	支給額	25,814,368	25,933,630	19,599,296	23,129,266	25,292,225	21,970,584
	1件当たり支給額	93,870	99,745	101,551	105,613	97,278	100,782
	申請額	28,678,343	28,815,176	21,777,012	25,699,197	28,105,162	24,560,850
	支給割合	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	89.5%

区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
市全体	件数	229	216	222	216	180	176	2,664
	支給額	24,220,863	22,910,338	21,271,628	21,291,169	18,397,262	17,321,136	267,151,765
	1件当たり支給額	105,768	106,066	95,818	98,570	102,207	98,416	100,282
	申請額	27,300,437	25,949,290	24,093,035	24,238,480	20,730,404	19,674,850	299,622,236
	支給割合	88.7%	88.3%	88.3%	87.8%	88.7%	88.0%	89.2%

【平成27年度介護保険事業特別会計の住宅改修に係る給付実績：中央区】（単位：件、円、円/件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
中央区	件数	58	51	50	41	49	52
	支給額	5,576,217	4,913,141	4,808,617	4,536,430	4,847,167	4,712,012
	1件当たり支給額	96,142	96,336	96,172	110,645	98,922	90,616
	申請額	6,195,801	5,459,052	5,342,913	5,040,479	5,385,743	5,257,794
	支給割合	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	89.6%

区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
中央区	件数	49	52	40	45	57	41	585
	支給額	5,591,413	4,898,509	3,559,817	3,858,871	5,983,596	3,604,993	56,890,783
	1件当たり支給額	114,110	94,202	88,995	85,753	104,975	87,927	97,249
	申請額	6,307,457	5,520,800	4,109,740	4,433,093	6,743,133	4,058,839	63,854,844
	支給割合	88.6%	88.7%	86.6%	87.0%	88.7%	88.8%	89.1%

【平成27年度介護保険事業特別会計の住宅改修に係る給付実績：花見川区】（単位：件、円、円/件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
花見川区	件数	46	38	35	56	68	53
	支給額	4,375,625	4,178,273	3,669,337	6,177,144	6,821,314	5,487,525
	1件当たり支給額	95,122	109,955	104,838	110,306	100,313	103,538
	申請額	4,847,050	4,642,534	4,077,044	6,863,497	7,579,248	6,114,913
	支給割合	90.3%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	89.7%

区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
花見川区	件数	44	38	37	46	30	31	522
	支給額	3,244,492	4,280,557	3,588,472	4,270,107	3,145,112	2,894,416	52,132,374
	1件当たり支給額	73,738	112,646	96,986	92,828	104,837	93,368	99,870
	申請額	3,669,976	4,891,582	4,047,594	4,834,579	3,577,469	3,356,097	58,501,583
	支給割合	88.4%	87.5%	88.7%	88.3%	87.9%	86.2%	89.1%

【平成27年度介護保険事業特別会計の住宅改修に係る給付実績：稲毛区】（単位：件、円、円/件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
稲毛区	件数	59	48	27	35	39	22
	支給額	4,884,703	4,703,468	2,236,615	3,302,895	4,310,254	1,907,414
	1件当たり支給額	82,792	97,989	82,838	94,368	110,519	86,701
	申請額	5,427,455	5,226,082	2,485,128	3,669,884	4,789,173	2,138,096
	支給割合	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	89.2%

区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
稲毛区	件数	42	32	39	42	21	35	441
	支給額	4,641,085	3,039,692	3,386,365	4,044,581	2,012,566	3,566,559	42,036,197
	1件当たり支給額	110,502	94,990	86,830	96,300	95,836	101,902	95,320
	申請額	5,226,819	3,437,882	3,848,132	4,631,486	2,238,870	4,038,205	47,157,212
	支給割合	88.8%	88.4%	88.0%	87.3%	89.9%	88.3%	89.1%

【平成27年度介護保険事業特別会計の住宅改修に係る給付実績：若葉区】（単位：件、円、円/件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
若葉区	件数	68	50	39	46	62	54
	支給額	7,149,803	5,500,824	4,751,672	4,993,766	5,838,294	6,137,335
	1件当たり支給額	105,144	110,016	121,838	108,560	94,166	113,654
	申請額	7,954,677	6,112,031	5,279,639	5,548,632	6,489,665	6,897,379
	支給割合	89.9%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	89.0%

区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
若葉区	件数	50	48	51	50	24	37	579
	支給額	5,868,172	5,366,427	5,616,126	6,072,891	2,698,753	3,582,543	63,576,606
	1件当たり支給額	117,363	111,801	110,120	121,458	112,448	96,825	109,804
	申請額	6,631,580	6,134,024	6,368,416	6,880,256	3,016,060	4,076,558	71,388,917
	支給割合	88.5%	87.5%	88.2%	88.3%	89.5%	87.9%	89.1%

【平成27年度介護保険事業特別会計の住宅改修に係る給付実績：緑区】（単位：件、円、円/件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
緑区	件数	19	38	21	19	24	15
	支給額	1,983,236	3,336,692	1,914,984	1,852,545	2,167,397	1,549,439
	1件当たり支給額	104,381	87,808	91,190	97,502	90,308	103,296
	申請額	2,203,599	3,707,440	2,127,763	2,058,385	2,408,221	1,721,601
	支給割合	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%

区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
緑区	件数	23	16	22	26	28	22	273
	支給額	2,726,228	1,860,670	2,548,022	2,335,910	2,724,164	2,735,812	27,735,099
	1件当たり支給額	118,532	116,292	115,819	89,843	97,292	124,355	101,594
	申請額	3,054,079	2,071,132	2,853,679	2,644,322	3,071,296	3,099,180	31,020,697
	支給割合	89.3%	89.8%	89.3%	88.3%	88.7%	88.3%	89.4%

【平成27年度介護保険事業特別会計の住宅改修に係る給付実績：美浜区】（単位：件、円、円/件）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
美浜区	件数	25	35	21	22	18	22
	支給額	1,844,784	3,301,232	2,218,071	2,266,486	1,307,799	2,176,859
	1件当たり支給額	73,791	94,321	105,622	103,022	72,656	98,948
	申請額	2,049,761	3,668,037	2,464,525	2,518,320	1,453,112	2,431,067
	支給割合	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	89.5%

区 分	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
美浜区	件数	21	30	33	7	20	10	264
	支給額	2,149,473	3,464,483	2,572,826	708,809	1,833,071	936,813	24,780,706
	1件当たり支給額	102,356	115,483	77,964	101,258	91,654	93,681	93,866
	申請額	2,410,526	3,893,870	2,865,474	814,744	2,083,576	1,045,971	27,698,983
	支給割合	89.2%	89.0%	89.8%	87.0%	88.0%	89.6%	89.5%

市全体の表に示されている件数は2,664件であり、支給額は2億6,715万円であった。これに対して、決算データは、件数が2,660件で4件の差異、支給額が2億6,697万円18万円の差異がそれぞれに生じている。これは、申請者の口座へ給付金が入金されるタイミングの差異によるものとされている。

給付件数が500件を超過している区は、中央区（585件）、若葉区（579件）及び花見川区（522件）である。また、給付額が一番多い区は若葉区の6,358万円であり、1件当たりの給付額が10万円を超過しているのは、若葉区（10万9,804円）及び緑区（10万1,594円）であった。

### ③ 住宅改修に係る審査等委託について

平成27年度では2,660件の住宅改修費の給付請求が発生しているが、そのうち、124件程度が、千葉市住宅供給公社への業務委託により、審査等の業務が行われている。この契約に係る市側の関係所管課は、介護保険課以外に、高齢福祉課及び障害者自立支援課である。

平成27年度における業務委託の内容は、次のとおりである（平成27年度契約書一式より抜粋。）。

#### i 件 名

「平成27年度千葉市高齢者住宅改修支援サービス事業、千葉市重度障害者住宅改造費助成事業及び介護保険住宅改修に係る審査等業務委託」（以下、「住宅改修に係る審査等業務委託」という。）

#### ii 契約金額

15,125,000円

(i) 高齢福祉課負担分：7,563,000円

(ii) 介護保険課負担分：7,562,000円

iii 委託業務の理念

受注者が本委託業務を執行するときは、住宅設備を高齢者又は心身障害者に適するように改修又は改造（以下、「改修」という。）する費用を助成（給付）することにより、高齢者及び心身障害者の自立の促進等を図るという事業の目的を念頭に置き、適正な事業の執行に寄与するよう努めるものである。

iv 業務の内容

(i) 確認審査業務、(ii) 決定検査業務、(iii) 事業者登録業務、(iv) その他

v 業務の執行

(i) 調査担当スタッフ：専門技術員、看護師等

(ii) 調査件数：平成27年度は492件とする。

vi 確認審査及び決定検査報告書

(i) 確認審査時の実地訪問調査には、専門技術員と看護師等が必ず同行する。

(ii) 決定検査時は専門技術員が実施し、必要に応じて看護師等が同行する。

vii 事務処理遅延対策

審査及び事務処理に非常に長期間を要している現状を鑑み、発注者・受注者共同で、処理時間の短縮を最優先課題として取り組むこと等。

## (2) 手 続

上記の事務手続について、外部監査の実施上、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 会計間の費用負担について（指 摘）【介護保険課・高齢福祉課】

#### 【現状・問題点】

住宅改修に係る審査等業務委託の契約金額は、概要でも示したとおり、15,125,000円であり、その業務委託経費を高齢福祉課と介護保険課が折半して負担している。その根拠は、予算編成時点での調査予定件数を次のとおり設定していることによる（平成28年度予算編成ベース）。

i 各課における調査予定件数

(i) 高齢福祉課：124件×2回＝248件

(ii) 障害者自立支援課：43 件×2 回=86 件

(iii) 介護保険課は申請案件から抽出して業務委託の案件とするため、件数は調整可能であるとしている。したがって、高齢福祉課と同数の 248 件としている。

ii 調査予定合計数：582 件

ちなみに、過去の施行決定時予定数は次のとおり増加するものとして設定されている。平成 27 年度：492 件、平成 26 年度：478 件、平成 25 年度：418 件

しかし、このような調査予定件数を根拠とする業務委託経費の折半については、次のような問題がある。

i 一見して、高齢福祉課と介護保険課との調査予定件数は 248 件で同数であると判断されるが、実際には、高齢福祉課の 248 件の中には、介護保険課との併用申請分が 8 割から 9 割程度含まれているため、介護保険課の 248 件とは別に同数が介護保険課分であって、高齢福祉課の 248 件の中に含まれていると考えられる。

ii このような調査予定件数に対して、実績は次のとおりであり、高齢福祉課分として 204 件（8 割から 9 割は併用分）、障害者自立支援課分として 69 件、介護保険課分として 246 件である（平成 27 年度業務完了報告書）。そして、高齢福祉課分のうち仮に 8 割が介護保険課との併用申請であるとする、実質的に介護保険課分の調査件数は約 410 件（204 件×8 割+246 件=409.2 件）であり、高齢福祉課と障害者自立支援課とを合わせた 273 件との比率は、介護保険課：（高齢福祉課と障害者自立支援課）=1.5:1 の割合が実態であると考えられる。

以上より、現在、会計間で折半されている費用負担割合は、一般会計に過重であり、市費での負担が重いものと考えられる。例えば、上記のような負担割合（1.5:1 の割合）で費用を按分するとした場合、介護保険事業特別会計の負担は約 900 万円で、一般会計の負担は約 600 万円とすることも考えられる。

#### 【結果】

以上のように、調査予定件数に基づいた業務委託経費の折半というルールについては、実績に応じた按分比率で再度見直し、その結果を踏まえて業務委託経費の按分を一定のルールに基づき実施されたい。

## ② 住宅改修審査等業務委託の積算について（指 摘）【介護保険課・高齢福祉課】

#### 【現状・問題点】

住宅改修に係る審査等業務委託契約の一式の中には、積算項目と金額のみ記載した簡単な積算書が添付されている。しかし、各積算項目の内訳について、高齢福祉課や介護保険課で作成した積算内訳書がなく、簡単な積算書の根拠資料となっているのは、当該随意契約の受託者である千葉市住宅供給公社が作成した「業務委託料の積算」という文書であった。この「業務委託料の積算」資料は、元々、次年度予算を編成する過程で予算要求資料

の一つとして、高齢福祉課が千葉市住宅供給公社から入手した資料を予算編成用の資料として使用しているものである。

事業者の参考見積もりを入手し、その積算項目や単価及び工数等の積算要素を市所管課として精査し、市所管課としての独自の積算資料とすることが適正な予算編成の実現や契約事務の公正性を担保するものと考えられる。

また、「業務委託料の積算」の内訳のうち、報酬項目は全体積算金額である 15,125 千円のうち、12,375 千円を占める重要な項目であるが、その労務費単価が市の給料表に基づく現員現給の単価（191,400 円）を使用しており、積算単価としては割高になっている。しかもその現員現給単価は事務職、検査員及び看護師の共通単価として使用されている。

更に、予算編成時の資料から使用し、契約時の積算内訳書としても事実上使用されている積算書の設定金額が、当該随意契約において、そのまま契約金額になっており、契約事務の公正性や業務改善の視点からの経済性・効率性等から問題が少なくない。

#### 【結果①】

予算編成時に入手した事業者参考見積もり金額が、そのまま契約金額につながることを実務とする事務処理を根本から改める必要があり、当該見積書はあくまで参考として、市所管課としての独自の積算内訳を設計されたい。

#### 【結果②】

委託業務の仕様内容に記載された異なる業務内容の性質に対応した異なる労務費単価の設定を検討されたい。

### ③ 設計内容の見直しについて（指 摘・意 見）【介護保険課・高齢福祉課】

#### 【現状・問題点】

住宅改修に係る審査等業務委託の仕様書には、概要に記載したとおり、原則として確認審査時における訪問調査に、専門技術者と看護師等が同行することを明記している。一方、住宅改修工事後の決定検査時においては、専門技術者が検査を実施し、必要に応じて看護師等が同行するとされている。仕様書に記載された業務実施方法を見ると、看護師と比較して、専門技術員の業務量が多いことを前提としているものとする。

しかし、事業者が市における予算編成時に参考見積もりとして提出したと考えられる積算書の内容には、専門技術員も看護師も 2 人ずつ 12 か月勤務する体制を予定しており、当該審査等業務への専従を前提に考えると、仕様書の内容と乖離が生じているものと考えられる。

また、市所管課はこのような専門技術員や看護師等の積算上の予定活動量に対して、これまでに業務従事状況を把握するための実績報告を入手していない。仕様書及び設計書に記載された標準的な業務量が実際にも適正に実施されているかを評価するためのデータが入手されておらず、業務委託の実質的な全体像を把握しておらず、受託者に対する適正

な評価が期待されない状況である。

更に、そもそも、当該業務委託の中で看護師が調査業務に従事することは、他の政令市等の状況と比較しても、住宅改修費の給付や助成に対する申請に対してより丁寧な審査を行っているように見受けられる。外部監査の過程で高齢福祉課が複数の政令市における同様の給付・助成申請に対する審査業務のあり方を調査したが、網羅的な調査ではないものの、その結果としては、千葉市のように審査業務に看護師が従事することは稀な状況が把握された。

調査実態として、平成 27 年度における介護保険住宅改修費給付に対する申請件数が 2,660 件にものぼり、そのうち、1 割程度しか適正性の審査が行われていない実態がある。その審査件数を増加させるためには予算の増額も必要であるが、現在の予算規模であっても、看護師が審査等の業務に従事する割合を削減するか、又は、従事しない仕組みとすることにより、その看護師の労務費積算分（約 500 万円）を専門技術員の増員に充てれば、同じ契約金額であっても、審査等の件数を増大させることができるものとする。なお、看護師が業務に従事しない事例は、他の政令市でも把握することができ、また、看護師の審査の機能はそもそも、申請者と契約しているケアマネジャー等の業務により、工事設計書等に反映されているものとする考えも可能である。

#### 【結果①：指摘】

専門技術員と看護師が実際にどの程度、審査等業務に従事しているのかを把握する必要があるため、受託事業者の業務報告の中に、申請案件 1 件当たりの審査等業務への従事時間等を記載させる様式を検討し、実績報告を行うよう検討されたい。

#### 【結果②：意見】

実績報告に基づき、業務委託仕様書の記載内容と積算内訳書との間に整合性がない積算箇所が明らかになった場合には修正を行うよう要望する。

#### 【結果③：意見】

より丁寧な審査等を行う必要性と給付等申請内容の適正化を広く担保する要請とを比較衡量し、現在の業務委託では前者に偏重していると考えられる業務委託契約内容について、より多くの給付等申請案件の審査が実施されるよう、積算内容の精査・変更を実施するよう要望する。

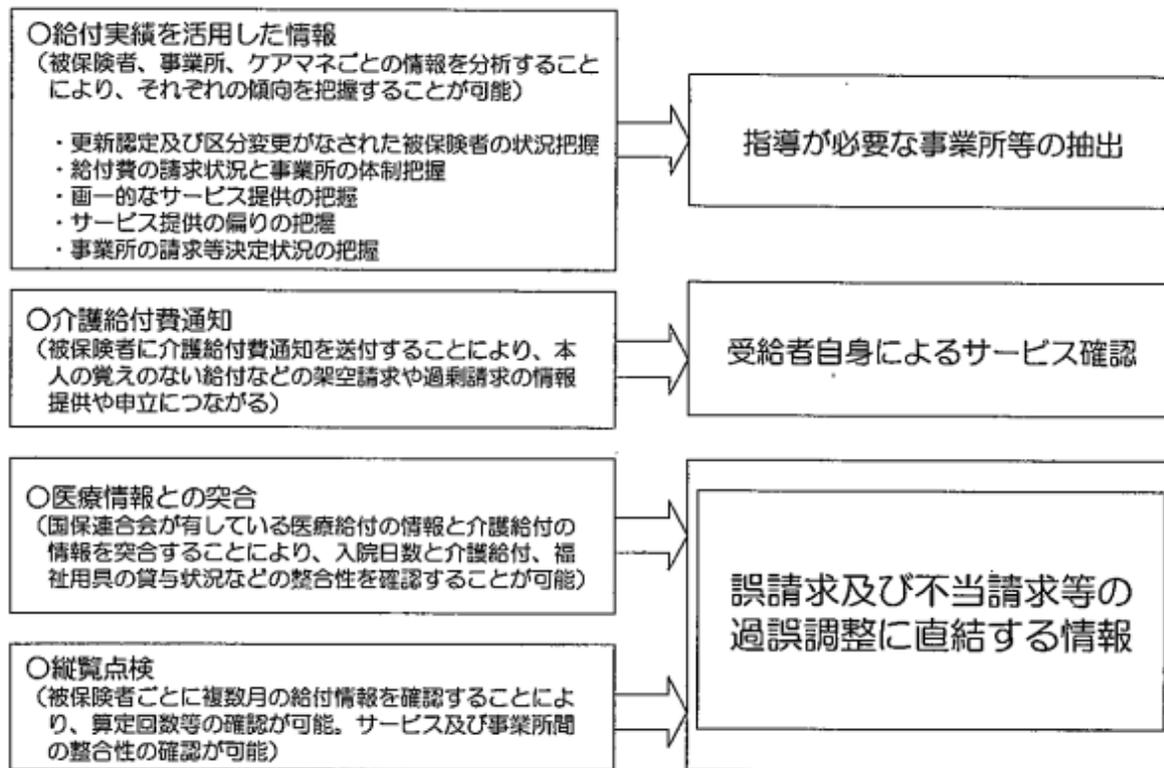
## 10. 医療情報の提供及び介護給付費通知書について

### (1) 概 要

#### ① 医療情報の突合、縦覧点検について

介護給付適正化システムの概要は以下のとおりである。

【介護給付適正化システムの概要】



出典：平成 19 年 6 月 29 日付介護給付適正化担当者会議資料「介護給付適正化事業における国保連合会との連携及び審査・支払システム・適正化システムについて」（厚生労働省老健局介護保険課）

千葉市においては、介護給付適正化事業の取り組みの一環として、介護給付適正化システムより入手できる資料を用いて誤請求及び不当請求等の端緒をつかみ、事業者への照会を行っている。

ア. 医療費情報との突合について

事業者からの介護給付費の請求について、医療機関の入院期間と重複していると思われる案件を事業者に照会し、報告書の提出を求め、必要に応じて返還させている。なお、介護給付適正化システムを利用した対象者の抽出は国保連合会に委託している。

【平成 27 年度実績】

返還件数：19 件

返還金額：836,360 円

## イ. 介護給付費縦覧審査について

事業者からの介護給付費の請求について、算定期間回数制限縦覧チェック一覧をもとに、報酬返還の必要が生じた案件を事業者に照会し、報告書の提出を求め、報酬を返還させている。なお、介護給付適正化システムを利用した対象者の抽出は千葉県国保連合会に委託している。

### 【平成 27 年度実績】

返還件数：24 件

返還金額：78,062 円

## ウ. 保険給付費（サービス計画費）の点検・確認について

居宅介護支援事業者等から給付管理票の提出があり、サービス計画費が審査決定されているが、サービス事業所からの請求がない案件を事業所に照会し、報告書の提出を求め、現にサービスの利用実績がないものは計画費を返還させている。なお、介護給付適正化システムを利用した対象者の抽出は千葉県国保連合会に委託している。

### 【平成 27 年度実績】

返還件数：45 件

返還金額：479,762 円

## (2) 介護給付費通知書について

自らが利用した介護保険サービスに係る費用へのコスト意識の喚起及び不正請求の防止を目的として、利用者全員へ年 2 回、介護給付費通知を郵送している。

### 【平成 27 年度実績】

#### <1 回目>

発送時期：平成 27 年 8 月末

対象サービス：平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月に受けたサービス

発送件数：30,777 件

決算額：4,067 千円

#### <2 回目>

発送時期：平成 28 年 2 月末

対象サービス：平成 27 年 4 月～平成 27 年 9 月に受けたサービス

発送件数：31,947 件

決算額：3,472 千円

## (2) 手 続

上記の事務手続について、外部監査の実施上、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 情報利用の視点について（意 見）【介護保険課】

#### 【現状・問題点】

「医療情報との突合」及び「縦覧点検情報」によって得られる特定の事業所等に関する情報（不当又は誤請求の多い事業所等に関する情報）については、当該事業所の事務ミスや不正のリスクの分析に有用な情報である。したがって、このような情報を指導監査の対象事業所の選定や実施手続の策定などに活用することによって、指導監査を効果的かつ効率的に実施することが期待される。

また、サービス計画費とサービス利用実績の比較情報等の「給付実績を活用した情報」については、厚生労働省が提示している資料においても「指導が必要な事業所等の抽出」に利用することが想定されている。

しかし、介護保険課においては、介護給付適正化システムから得られる情報は誤請求・不当請求等の把握とその返還要求に利用することを目的としており、指導監査の効率化に活用することは予定されていない。

#### 【結果】

医療情報との突合及び縦覧点検情報によって把握される特定の事業所等に関する情報を、指導監査の対象事業所の選定や実施手続の策定に反映させる等、有効な情報を積極的に活用し、より戦略的に指導監査を実施する方針とするよう要望する。

### ② サービス利用者への趣旨の伝達について（意 見）【介護保険課】

#### 【現状・問題点】

介護給付費通知書の送付状には利用料の請求や還付のお知らせではない旨の記載が強調されている。しかし、サービスの利用状況をお知らせする本来の趣旨（サービス事業者に対するモニタリング・牽制）が明記されていないため、受領者（サービス利用者）が通知書の趣旨を理解せず、事業者のモニタリング・牽制という本来の趣旨が達成されないお

それがある。

**【結果】**

サービス事業者による架空請求、水増し請求等の不正請求がないかどうかを利用者自身が確認することをもって、サービス事業者の不正請求を牽制することを目的としていることを、介護給付費通知書の送付状に明記するよう要望する。

## 11. 介護予防事業について

### (1) 介護支援ボランティアについて

#### ① 概要

千葉市では、65歳以上の方の介護予防を目的として介護支援ボランティア制度を導入している。介護支援ボランティア制度とは、高齢者施設等でボランティア活動を行って得たポイントを介護保険料等に充てることができる制度であり、高齢者が地域貢献、生きがいづくり及び社会参加活動を行うことを通じて、高齢者自身の介護予防を推進することを目的としている。

**【介護支援ボランティア制度の概要】**

区 分	内 容
対象者	市内在住の65歳以上の方（介護保険の第1号被保険者）で、介護支援ボランティア登録研修の修了者
ボランティア活動対象施設	介護支援ボランティアの受入機関として指定を受けた特別養護老人ホーム等の施設。
ポイントの取得方法	30分から2時間未満のボランティア活動に対してスタンプ1個を、2時間以上の活動に対してスタンプ2個を施設職員等がボランティア活動の実施状況を確認し、ボランティア手帳に押印（1日あたり2個を上限）
取得ポイントの交換方法	スタンプ1個を1ポイントと評価し、1ポイントを100円として換算し、保険料等に充当（上限5,000円まで）

出典：千葉市ホームページ

#### ② 手続

事業の効果検証表、千葉市介護支援ボランティア制度登録者アンケート調査結果等の関

連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ア. 介護支援ボランティアの活動促進について（意見）【介護保険課】

##### 【現状・問題点】

介護支援ボランティアの登録者数等の推移は、次の表のとおりである。

【介護支援ボランティア制度の登録者数等推移表】（単位：人、p/人）

区 分	平成 25 年度 <sup>注</sup>	平成 26 年度	平成 27 年度
登録者数	947	1,382	1,740
活動者数	563	685	785
登録者に占める活動者の割合	59.4%	49.5%	45.1%
取得ポイント	8,387 p	20,503 p	27,423 p
活動者 1 人あたりポイント	14.9	29.9	34.9

注：平成 25 年度は 7 月から登録開始のため対象は 9 か月間。

出典：事業の効果検証表

介護支援ボランティアへの登録者数と活動者数は増加している。しかし、登録をしたにもかかわらず活動に至らない者の割合も増加しており、平成 27 年度では登録者に占める活動者の割合は 45.1%と、登録者数の半数に至っていない。

また、平成 27 年 3 月に実施されたボランティア登録者 1,393 人を対象としたアンケートでは、次の表に示すとおり、改善事項として、受入機関を増やしてほしい人が 186 人で最も多く、次いで定期的に情報を提供してほしい人が 160 人となっている。つまり、受入機関の少なさと情報の提供に問題があることが分かる。

（単位：人）

区分	受入機関を増やしてほしい	対象となる活動分野を増やしてほしい	定期的に情報を提供してほしい	登録者への研修等を実施してほしい	特になし	わからない、その他、無回答
人数	186	132	160	117	317	248

出典：千葉市介護支援ボランティア制度登録者アンケート調査結果抜粋

## 【結果】

ボランティアの受入機関を拡大し、介護支援ボランティア登録者・活動者と受入機関とのマッチングを強化する等の対策を引き続き実行することを要望する。

## イ. 制度導入効果の把握について（意見）【介護保険課】

### 【現状・問題点】

平成 25 年度に介護支援ボランティアの活動を行った者（登録辞退者等を除いた 512 人）の 2 年後の要介護等認定率について、一般的な高齢者の 2 年後の認定率と比較したところ、介護支援ボランティア活動者の方が 3.3 ポイント低い結果となった。

### 【制度導入の効果】

（単位：人、％）

区 分	ボランティア活動者	一般的な高齢者
母集団	512 人	512 人 <sup>注</sup>
認定者数	11 人	28 人
要介護認定率	2.1%	5.4%

注：ボランティア活動者の分布（年齢・性別）にあわせて、一般高齢者の母集団の分布を補正している。

出典：事業の効果検証表

介護支援ボランティア制度は、ボランティア活動の実績に応じてポイントを交付することで実質的な介護保険料の抑制効果があり、また、高齢者が活動を通じて社会参加・地域貢献を行うとともに、自らの健康増進も図ることが可能である。

一方、介護支援ボランティアの活動者は、健康かつ意識の高い方が多く、他の健康づくり活動にも参加している場合が多いと推測されるため、認定者の出現率の差の主因が本制度の事業の効果だけであると考え難い。事業効果の定量化には複数の施策の効果寄与率を一定の条件の下で検証することが必要であり、信頼のある手法が確立していないのが現状である。このような事業効果算定上の問題点を踏まえつつも、外部監査人として一定の仮定の下で、次のとおり試算を行った。すなわち、介護支援ボランティア制度導入により、介護支援ボランティア活動を行っている者と活動を行っていない者との要介護等認定率に 3.3 ポイントの差異（=5.4%-2.1%）が出現していると仮定し、年間の新規要介護認定人数が 17 人抑制（=28 人-11 人）されていると試算した。また、この出現率の差異を平成 27 年度末の千葉市の要介護認定者数（37,644 人）に当てはめ、千葉市全体では年間に 1,242 人（=37,644 人×3.3%）の新規要介護者が抑制されていると推定することもできる。このような推定については次の表に取りまとめている。

### 【制度導入効果の試算例】

No	区 分	計算式	数 値
A	新規要介護者の抑制人数		1,242 人
B	要介護者 1 人当たりの平均介護費用 <sup>注 1</sup>		1,576 千円/人

C	介護支援ボランティア制度の費用効果	A×B	1,957,392 千円
D	介護支援ボランティア制度に要する費用 <sup>注2</sup>		4,149 千円
E	介護支援ボランティア制度による費用利得	C-D	1,953,243 千円

注1：Bは、歳出決算（59,316,171 千円）÷認定者数（37,644 人）

注2：Dは、平成27年度介護支援ボランティア事業の事業費（決算額）

### 【結果】

この制度導入効果の推定計算例は、記述のとおり、複数の施策の効果寄与率を一定とする条件の下で外部監査人が試算したという制限はあるが、新規要介護者の抑制人数に要介護者1人当たりの平均介護費用を乗じた介護支援ボランティア制度の費用効果から同制度に要する費用を控除し、同制度による利得を推定したものである。

今後、事業の効果については、その推定条件を明示しつつ可能な限り定量化して算出、公表することによって、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援することを要望する。

## （2）シニアリーダー講座について

### ① 概 要

シニアリーダー講座では、介護予防の重要性や知識、運動指導の技術を学び、地域の介護予防活動のリーダーとなる方を養成している。また、千葉市においては、シニアリーダーによる体操教室等のように、講座を修了したシニアリーダーが、ボランティアで地域の高齢者に介護予防の体操を教え、健康づくりに関する知識を伝える活動を支援している。

#### 【シニアリーダー講座の概要】

区 分	内 容
対象者	市内在住の65歳以上の方（要介護、要支援認定を受けている方を除く）。
講座内容	講座（介護予防の重要性や介護予防に関する知識等）と実習（運動指導の技術等）及びグループワーク等の全12回コース。
シニアリーダーの活動内容	市内自治会等の自主グループからの希望に応じて出向き、介護予防のための体操を教える。また、公民館等で高齢者を対象とした体操教室をシニアリーダーが自ら企画し実施する。

出典：千葉市ホームページ

## ② 手 続

シニアリーダー講座案内、参加者実績、アンケート結果等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. シニアリーダーの活動促進について（意 見）【地域包括ケア推進課】

#### 【現状・問題点】

平成 28 年 8 月現在、シニアリーダーの登録者の活動実績は、次の表のとおりである。この表によると、シニアリーダーの活動割合は、全体では 73% であるが、区によって 57% から 91% まで隔たりがある。登録者数のばらつきからは、若葉区の 45 人と美浜区の 24 人以外、30 人から 34 人までの範囲である。また、活動割合については、若葉区と緑区の活動割合が高く、中央区と花見川区の活動割合が低いことが分かる。登録者数が一番低い美浜区を除けば、活動会場数の多い緑区、若葉区、稲毛区の活動割合が高いことが分かる。

#### 【シニアリーダー修了者の活動実績表】 (単位：人、%)

区 分	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	合計
登録者数	30	33	34	45	33	24	199
活動者数	17	19	23	37	30	19	145
活動割合	57%	58%	68%	82%	91%	79%	73%
活動会場数	9 か所	9 か所	11 か所	11 か所	15 か所	5 か所	60 か所

出典：地域包括ケア推進課作成資料

#### 【結果】

講座修了者に対して継続的な学びの場を提供するとともに、公民館、自治会館等での体操教室の活動場所を増やすこと等によって、シニアリーダー登録者の活動割合を向上させる対策を引き続き推進することを要望する。

## 12. 包括的支援事業について

### (1) 地域包括支援センターについて

#### ① 概 要

地域包括支援センター（以下、「あんしんケアセンター」という。）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関である。千葉市は、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に、地域において包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担う中核的機関として、市内 24 の日常生活圏域に 1 か所ずつあんしんケアセンターを設置するとともに、介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護及び包括的・継続的マネジメント支援等の事業を実施している。また、あんしんケアセンターは、指定介護予防支援事業者として、要支援 1・2 の方のケアマネジメントを行っている。

#### ② 手 続

千葉市あんしんケアセンター運営事業委託契約書（以下、「委託契約書」という。）、千葉市あんしんケアセンター運営事業委託仕様書（以下、「委託仕様書」という。）、平成 27 年度地域包括支援センター介護予防関連状況例月報告（以下、「例月報告」という。）等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せてあんしんケアセンター千葉寺への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

#### ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ア. 包括 3 職種の欠員について（意 見）【地域包括ケア推進課】

##### 【現状・問題点】

委託仕様書によると、職員の配置と委託料の減額、戻入等に関して次の条項が規定されている。

#### 4 委託事業について

##### (5) 職員の配置

委託事業実施にあたっては、次のとおり必要な職員配置を行う。

ア 管理責任者：委託を受けた事業を統括する常勤職員 1 名を配置する。

イ 専門職種（以下、「包括 3 職種」という。）：次に掲げる包括 3 職種の区分に応じ、それぞれ常勤及び専らその職務に従事する職員を各 1 名以上配置する。

(ア)保健師又は地域ケア、地域保健等に関する相談業務の経験を有する看護師。  
ただし、准看護師は含まない。

(イ) 社会福祉士

(ウ) 主任介護支援専門員

また、包括 3 職種の 4 人目以降の配置については原則、常勤及び専らその職務に従事する職員とする。なお、包括 3 職種を 5 人以上配置するセンターにおいては次のとおりとする。

a 包括 3 職種 5 人配置においては各職種最大 2 名以内とする。

b 包括 3 職種 6 人配置においては各職種最大 3 名以内とする。

ウ 事務職員：事務職員を原則常勤・専任で 1 名配置する。

#### 5 委託料

(2) 次の事項に該当した場合、委託料の減額、戻入等を行う。

ア 本仕様書に規定される職員配置を満たさなかった場合

イ 以下、略

出典：委託仕様書より抜粋

平成 27 年度における包括 3 職種の配置基準は、高齢者人口が 0 から 9,999 人は 4 人、10,000 人から 12,999 人は 5 人、13,000 人以上は 6 人とされており、圏域の高齢者人口を基準としている。平成 25 年度から平成 27 年度において、この職員配置基準を満たさなかったため、委託料の減額（戻入）が生じた事案は、次の表のとおりであり、上記の委託仕様書の規定に忠実には従っていない事例が散見される。

(単位：円)

区 分	センター	包括 3 職種が欠員となった期間	戻入額
平成 25 年度	千城台	2 か月間	833,332
	土気	1 か月間	416,666
	平成 25 年度計		1,249,998
平成 26 年度	新千葉	1 か月間	416,666
	蘇我	3 か月間	1,250,000
	花園	4 か月間	1,666,666
	幕張	7 か月間	2,916,666
	山王	11 か月間	4,583,333

	天台	3 か月間	1,250,000
	小中台	4 か月間	1,666,666
	鎌取	7 か月間	2,916,666
	高洲	6 か月間	2,500,000
	平成 26 年度計		19,166,663
平成 27 年度	花見川	4 か月間	1,666,666
	みつわ台	1 か月間	416,666
	土気	7 か月間	2,916,666
	磯辺	1 か月間	416,666
	平成 27 年度計		5,416,664
合 計			25,833,325

出典：あんしんケアセンター支出負担行為何書等綴

配置すべき包括 3 職種の配置が欠員となる原因は、年度切り替え契約時の高齢者人口による増員若しくはセンター職員の退職によるものが多い。いずれの場合も、欠員の予定が明らかになった時点で、速やかに受託法人内の人員調整や求人募集等の人員確保の措置を開始している。これに対して、市所管課としては、包括 3 職種そのものが社会的に人材不足と言われている福祉・介護人材であり、それらの確保が容易でないことから、受託事業者側が相当の努力をしても欠員となったものと判断しているということであった。また、配置すべき包括 3 職種の配置が欠員となり、仕様書で要求されているサービスの水準が満たされているか否かについては、市所管課は、各あんしんケアセンターより毎月提出される報告にて状況を確認しているということであった。

平成 27 年 5 月から 8 月において委託料の減額（戻入）が生じたあんしんケアセンター花見川における実際の配置状況は、次の表のとおりである。なお、あんしんケアセンター花見川は、包括 3 職種 5 人配置のセンターであり、委託仕様書においては、包括 3 職種を常勤として配置し、且つ、同職種の配置は最大 2 名以内とすることが定められている。

（単位：人）

区分	保健師	社会福祉士	主任介護 支援専門員	実際の 職員数	仕様書換算 上の職員数
5 月	1.6	2	1	4.6	4
6 月	1.6	3	1	5.6	4
7 月	1	3	1	5	4
8 月	1	3	1	5	4

出典：あんしんケアセンター花見川専門職員配置状況

5 月は、包括 3 職種は 5 人配置されているが、うち 1 人が非常勤であるため、委託仕様書では 4 人配置とみなされ、1 人分を減額（戻入）している。また、6 月から 8 月は、包括 3 職種は 5 人配置されているが、同職種（社会福祉士）が 3 人であるため、委託仕様書

では同職種の配置は最大2名以内であるため、仕様書では4人配置とみなされ、1人分を減額（戻入）している（常勤の保健師若しくは常勤の主任介護支援専門員を配置する必要があった）。

このあんしんケアセンター花見川のように、委託料の減額（戻入）事由の中には、欠員によるもの以外に、形式的には包括3職種の配置数は満たし、人件費支出が発生しているにも拘らず、非常勤雇用であった場合や同職種を3人配置した場合も含まれている。結果的に、委託料の減額（戻入）に際しては、委託仕様書に規定された配置基準を満たしているかどうかといった形式的な側面だけで運用されており、サービスの水準を維持するために非常勤職員や同職種を雇用して実質的な配置職員数を満たした場合においても、純粋な欠員の実質的な配置職員数を満たしていない場合と同様に、減額（戻入）の規定が適用されている。

#### 【結果】

今後、欠員となる様々な原因の中でも、現在の委託仕様書の趣旨に反する対応を受託事業者側がとっている場合は、違約金や損害金を徴収する契約内容の変更を検討することを要望する。一方、非常勤職員や同職種を配置する対応を行っている場合には、業務の質の低下の発生等が生じていないか等について実質的に評価をすることにより、減額（戻入）の積算を欠員職員分予算額と補充職員実績額の差額に基づいて計算する等、より柔軟な対応も可能であるとするなど、検討することを要望する。

### イ. 業務量に応じた適切な人員体制について（意見）【地域包括ケア推進課】

#### 【現状・問題点】

平成27年度のあんしんケアセンターの実績（平成28年3月分）は、次頁に示す表のとおりである。

この表によると、包括3職種1人当たりの相談人数は、平均では22.1人である。平均で19人以上28人以下となっているセンターが13箇所を過半数を占めるが、花見川の43.4人のように平均で40人以上となっているセンターが2か所、30人から40人未満となっているセンターが2か所となっている。一方、小中台の0.3人のように平均で10人未満となっているセンターも2か所あり、センター間での隔りがある。また、包括3職種1人当たりの訪問回数においても、平均では19.8回となっているが、桜木の33.0回からみつわ台の4.0回まで隔り大きい。

【平成27年度あんしんケアセンター実績（平成28年3月分）】

	センター名	包括3職種人数	65歳以上人口	相談者			訪問		
				相談者延数	包括3種1人当たりの相談人数	65歳以上人口に占める相談割合	訪問回数	包括3種1人当たりの訪問回数	65歳以上人口に占める訪問割合
1	新千葉	4人	8,970人	50人	12.5人	0.6%	53回	13.3回	0.6%
2	中央	4人	7,399人	111人	27.8人	1.5%	88回	22.0回	1.2%
3	千葉寺	4人	6,822人	66人	16.5人	1.0%	80回	20.0回	1.2%
4	松ヶ丘	4人	9,734人	96人	24.0人	1.0%	34回	8.5回	0.3%
5	蘇我	5人	10,661人	156人	31.2人	1.5%	112回	22.4回	1.1%
6	こてはし台	4人	8,942人	139人	34.8人	1.6%	127回	31.8回	1.4%
7	花見川	5人	10,720人	217人	43.4人	2.0%	102回	20.4回	1.0%
8	花園	5人	12,934人	103人	20.6人	0.8%	152回	30.4回	1.2%
9	幕張	5人	11,493人	130人	26.0人	1.1%	149回	29.8回	1.3%
10	山王	5人	11,047人	33人	6.6人	0.3%	100回	20.0回	0.9%
11	天台	5人	10,973人	133人	26.6人	1.2%	115回	23.0回	1.0%
12	小中台	4人	8,359人	1人	0.3人	0.0%	57回	14.3回	0.7%
13	稲毛	4人	6,004人	86人	21.5人	1.4%	72回	18.0回	1.2%
14	みつわ台	4人	8,760人	78人	19.5人	0.9%	16回	4.0回	0.2%
15	桜木	6人	13,718人	98人	16.3人	0.7%	198回	33.0回	1.4%
16	千城台	5人	11,748人	58人	11.6人	0.5%	43回	8.6回	0.4%
17	大宮台	4人	7,576人	78人	19.5人	1.0%	61回	15.3回	0.8%
18	鎌取	4人	7,831人	160人	40.0人	2.0%	32回	8.0回	0.4%
19	誉田	4人	5,619人	96人	24.0人	1.7%	119回	29.8回	2.1%
20	土気	5人	10,586人	139人	27.8人	1.3%	94回	18.8回	0.9%
21	真砂	4人	7,113人	95人	23.8人	1.3%	114回	28.5回	1.6%
22	磯辺	5人	10,632人	50人	10.0人	0.5%	108回	21.6回	1.0%
23	高洲	5人	10,489人	131人	26.2人	1.2%	86回	17.2回	0.8%
24	幸町	4人	5,274人	86人	21.5人	1.6%	22回	5.5回	0.4%
	合計	108人	223,404人	2,390人	22.1人	1.1%	2,134回	19.8回	1.0%

出典：例月報告（平成28年3月）

## 【結果①】

あんしんケアセンターにおいては、在宅医療・介護との連携強化や地域ケア会議の推進が求められている。職員配置に際しては、高齢者人口だけでなく、相談件数・訪問回数の増加や困難事例の状況等の業務量等を勘案し、あんしんケアセンターの職員が地域ケア会議への出席、地域への訪問及び実態把握等の活動を十分に行えるように、適切な人員を配置することを要望する。

## 【結果②】

あんしんケアセンター委託料の算定においては、(1)包括3職種及び事務職員等に係る人件費（包括3職種の配置人数により計算）、(2)事務事業費を含む事務費（各センター同額）、(3)高齢者人口に応じた人口加算、(4)家賃補助（月額10万円を上限）の4項目からなっており、包括3職種1人当たり相談人数等は、委託料の算定には影響していない。相談人数等の業務量を勘案するなど、あんしんケアセンターの公平性が保たれる委託料の算定方法を検討することを要望する。

## ウ. 基幹的地域包括支援センターの設置について（意見）【地域包括ケア推進課】

## 【現状・問題点】

あんしんケアセンターは、圏域ごとに高齢化率や高齢者数のばらつきがあり固有の問題

があるが、地域・圏域の特性や課題を熟知しているそれぞれのあんしんケアセンターが事業計画を立案し、具体的な取組みや活動を行っている。

平成28年11月に包括外部監査の一環として、全てのあんしんケアセンターを対象としたあんしんケアセンターの管理受託に関するアンケート調査（以下、「センターアンケート調査」という。）では、千葉市における基幹的地域包括ケアセンター<sup>注</sup>の役割・機能の必要性等について、以下のような回答があった。

注：「基幹的地域包括ケアセンター」とは、センター間の総合調整や介護予防に係るケアマネジメント、地域ケア会議等の後方支援を実施するなどセンター間での基幹的な役割・機能を有するセンターを言う。

内 容
後方支援として機能するだけなら、今の区高齢支援班の役割と変わらない。地域包括でも対応が難しい困難ケースを担ってくれるのであればありがたい。業務遂行が難しいことについて、マニュアルに載っているようなことではなく実践に基づいて方法を示してくれるような人、一緒に訪問して手本を示してくれるような人が配置されるのであれば基幹型があっても良い。
必要だと考えている。委託包括は権限がなく、権限がある担当部署は現場の実態がわからないため、スピーディな対応ができない。困難ケースの介入や緊急性のあるケースの支援を期待している。
委託型のあんしんケアセンターでは情報収集に時間がかかったり、必要な情報を教えてもらえない場合も多いため、緊急を要する相談等での迅速な情報収集をお願いしたい。

出典：センターアンケート調査

センターアンケート調査は自由記述であるが、それらの自由記載欄の意見を要約すると概ね次のような項目となる。

- i 専門機関を含めた関係諸機関との連携、連絡、調整の要望
- ii 支援困難事案や緊急を要する事案等への対応支援、相談、指導の要望
- iii 市・区の関係各課とあんしんケアセンターの連携のため、直営型を設置する要望

## 【結果】

あんしんケアセンターにおいては、在宅医療・介護との連携強化や地域ケア会議の推進が求められている。委託型センターにおいては、アンケート結果のとおり、基幹的地域包括ケアセンターへの期待が大きい。

地域の課題や目標を共有しながら、あんしんケアセンター間の相互連携を強化し、地域全体におけるあんしんケアセンター業務のより効果的、効率的、一体的な運営体制を構築するため、直営型センターをはじめとして、地域の中で基幹となって、センター間や関連諸機関との総合調整、市レベルでの地域ケア会議の開催、支援困難事例に対する対応支援といった後方支援機能を有し、地域の中で基幹となるセンターを設置することを要望する。

## エ. 市レベルでの地域ケア会議の開催について（意見）【地域包括ケア推進課】

### 【現状・問題点】

地域ケア会議は、平成 23 年度に包括的支援事業を効果的に実施するため、多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築の 1 つの手法として、国の通知に位置づけられた。

委託仕様書においては、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築のための手法として、地域ケア会議を必要に応じて開催することが示されており、あんしんケアセンターでは、顔の見える連携作りを目指し、各区・圏域内の困難事例を通じた支援方法の検討や地域課題の発見、共有を目的として地域ケア会議を開催している。

### 【地域ケア会議議題別開催状況表】

(単位：回)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
困難事例個別ケース検討	86	181	133
地域課題の発見、検討	76	77	134
合 計	162	258	267

出典：千葉市あんしんケアセンター運営事業実績

市所管課としては、千葉市地域ケア会議運営要綱を策定し、地域ケア会議開催前後にあんしんケアセンターからの地域ケア会議事前・事後報告書の提出を受け、会議概要の確認を行うと共に、円滑な地域ケア会議の開催について支援している。また、あんしんケアセンターからの要望に応じて、会議運営に係る事前相談に対応するとともに、依頼のあった場合等は市職員が会議に出席し、地域包括ケアシステム構築へ向けて関係者の理解と協力を呼びかけている。

市レベルの会議としては、千葉市在宅医療推進連絡協議会（以下、「連絡協議会」という。）が平成 24 年度から年 2 回開催されており、千葉市医師会等の各関係団体の代表者及び市職員が、在宅医療における多職種連携の現状や課題について協議している。また、多職種連携会議は、連絡協議会から提言され、区ごとに関係職種が顔の見える関係を作ることとを目的として、あんしんケアセンターを中心に、平成 26 年度から全区で年 2 回開催している。

このように、連絡協議会は、在宅医療における多職種連携の現状や課題について協議している。一方、地域ケア会議は、多職種協働で高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法であるが、地域ケア会議という名称を用いた市全域レベルの地域ケア会議は開催されていない。したがって、市全域レベルでの直接的で、包括的なケア会議の機能が欠落しているものと考えられる。

### 【結果】

圏域レベルの地域ケア会議で蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するとともに、あんしんケアセンターで把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決

していくために、市全域レベルの地域ケア会議を開催することを要望する。

## オ. 行政との役割分担について（意見）【地域包括ケア推進課】

### 【現状・問題点】

委託仕様書によると、委託内容のうち、包括的支援業務に関して次の事業が明記されている。

- ア 包括的支援事業
  - (ア) 介護予防ケアマネジメント事業
  - (イ) 総合相談支援事業
  - (ウ) 権利擁護事業
  - (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

出典：委託仕様書より抜粋

包括的支援業務を効果的に実施するためには、様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。

センターアンケート調査において、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築のために、千葉市を含め、どのような活動が必要であると考えているかとの項目に対して、調査を行った。

センターアンケート調査は自由記述であるが、それらの自由記載の意見を要約すると概ね次のような項目となる。

- i 千葉市の関係部署による対応や理解の温度差、相違の改善に対する要望
- ii 市・区の関係部署と連携、協働できるような相互理解の促進に対する要望
- iii 地域住民や医療機関への働きかけに対する行政によるバックアップへの要望

また、介護保険法施行規則第 140 条の 67 の 2 では、地域包括支援センターを設置する市町村は、以下の地域包括センターの運営方針を示すこととされている。

- i 市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- ii 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- iii 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針
- iv 介護予防に係るケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施方針
- v 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
- vi 地域ケア会議の運営方針
- vii 市町村との連携方針
- viii 公正性及び中立性確保のための方針
- ix その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

センターアンケート調査の結果、包括的支援業務を効果的に実施するためには、例えば、地域住民への呼びかけや医療機関との連携の時のように、地域包括支援ネットワークを構築し地域包括ケアシステムを推進する局面において、あんしんケアセンターが常に中心的役割を担うことには、様々な課題が挙げられていることが分かる。

千葉市が策定する千葉市あんしんケアセンター運営方針については、規則第 140 条の 67 の 2 で定められた項目は網羅されている。しかし、センターアンケート調査では、「保健福祉センターで十分に解決できる問題も、あんしんケアセンターに回されるケースが後を絶たない。」等、市所管課で対応することも必要な事案についても、あんしんケアセンターが対応しているとの回答例があった。千葉市の関係部署による対応や理解の温度差に対する要望も多いことから、あんしんケアセンターと市関係部署との役割分担が不明瞭となり、連携が不十分となっている状況もある。

**【結果】**

今後、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進が重要となってくること、地域ケア会議の効果的な実施と多職種の協働体制によるケアマネジメント支援の充実を図ることが求められてくることから、より具体的な運営方針を受託事業者に対して提示し、千葉市との役割分担やあんしんケアセンターが担うべき業務内容をより明確に設定することを要望する。

**カ. 実績評価について（意見）【地域包括ケア推進課】**

**【現状・問題点】**

地域包括支援センターの設置者である千葉市は、自らその実施する事業の質の評価を行い、質の向上に努めること及び市においては、定期的にセンターの実施状況について点検を行うよう努めることが求められている（介護保険法第 115 条の 46 第 4 項及び第 9 項）。

千葉市においては、あんしんケアセンターに対する実績評価は、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会（以下、「運営部会」という。）が行っている。あんしんケアセンターに対する主な評価の取り組みは、次のとおりである。

	項目	主体	内容
5月	年度実績	運営部会で審議	前年度のあんしんケアセンターの運営実績に関する審議
10～11月	管理者面談	委託管理の一環として市所管課が実施	あんしんケアセンターの管理者を対象に管理者面談を行い、業務チェックシートを基に運営状況やあんしんケアセンターが抱

			える問題点等の聞き取りを行い、改善に向けて助言を実施
11～1月	実地調査	委託管理の一環として市所管課が実施	あんしんケアセンターを訪問し、仕様書に基づいた運営がなされているかという観点で行い、調査後に講評と改善点についての指導を実施
1月	あんしんケアセンター運営指針	運営部会で審議	翌年度のあんしんケアセンター運営方針に関する審議
3月	公平・中立性の評価	運営部会で審議	「あんしんケアセンターにおける介護予防支援業務の公正・中立性評価基準」に基づき12月を基準として実地した調査結果を審議
3月	年度計画	運営部会で審議	翌年度のあんしんケアセンターの運営事業計画を審議

出典：地域包括ケア推進課作成資料より

千葉市は委託管理の一環として実施している管理者面談及び実地調査について、実施後、共通する議題や参考となる取組事例については、後日、管理者会議を通じて情報提供、集団指導を行い、全体的なレベルアップに努めている。また、運営部会で審議されている年度計画、年度実績（あんしんケアセンターの自己評価、相談件数等）、公正・中立性の評価のうち、公正・中立性の評価及び年度実績については、運営部会後に、千葉市ホームページにて会議参考資料及び議事録として公開している。

しかし、運営部会での審議事項のうち、評価方法の手順、基準が定められているのは、公正・中立性の評価のみである。あんしんケアセンターがより充実した機能を果たしていくためには、運営に関する評価は必須である。

#### 【結果①】

10. (1) イ. で述べたように、あんしんケアセンターごとに事業実績に差異が生じている。あんしんケアセンターの効果的、効率的な運営を継続し、高齢者支援の質的標準化を図るためには、運営部会での実績評価に際して、運営に関する客観的かつ具体的な評価指標を設けてP（計画）・D（実施）・C（評価）・A（見直し・反映）を充実させる等、継続的に運営そのものを評価・点検する取組みを強化することを要望する。

#### 【結果②】

設置者である千葉市があんしんケアセンターを評価するだけでなく、あんしんケアセンターが千葉市の支援・連携を評価する等、千葉市からあんしんケアセンターへの支援方策に関する評価の導入についても、併せて検討することを要望する。

キ. あんしんケアセンターの認知度について（意見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

千葉市高齢者保健福祉推進計画（計画期間：平成 27 年度～29 年度）で公表されているあんしんケアセンターの認知度は、次の表のとおりであり、調査対象者 4,188 人中、70% 以上の方が、あんしんケアセンターを知らない又は内容はよくわからないと回答している。

知らない（名前を聞いたことがなき）	名前を聞いたことがあるが、内容はよくわからない	高齢者の相談機関であることを知っている	利用したことがある、または、知人等が利用したことがある	無回答
46.1%	30.0%	15.8%	4.6%	3.5%

出典：平成 25 年度実態調査

また、平成 26 年 3 月に実施した地区民生委員児童委員を対象としたあんしんケアセンターに関するアンケート調査におけるあんしんケアセンターの認知度は、次の表のとおりであり、調査対象者 66 人中、24 人、36%以上が、あんしんケアセンターを知らない、又は、あまり知らないと回答している。

（単位：人）

知らない	あまり知らない	大体知っている	知っている	無回答
1	23	8	33	1

出典：平成 25 年度あんしんケアセンターに関するアンケート調査（民生委員向け）

更に、同計画の中では、ケアマネジメントの専門職であり、ケアプランを作成し、自治体・各種サービス事業者・介護保険施設との間で連絡調整を行う役割を担っている介護支援専門員を対象として、平成 26 年 3 月にあんしんケアセンターに関するアンケート調査を実施している。あんしんケアセンターに相談したことがある者が 135 人、相談したことがない者が 64 人と回答している。また、相談したことがない理由は、次の表のとおりであった。

（単位：人）

相談する事例がないため	事務所や法人内等に相談できる上司や同僚がいるため	適切なアドバイスや情報を得られないと思わないため	対応が遅いため	相談できる機関という認識がないため	その他・無回答
38	28	6	1	2	138

出典：平成 25 年度あんしんケアセンターに関するアンケート調査（介護支援専門員向け）

その回答の中には、「適切なアドバイスや情報を得られるとは思わないため」(6人)、「相談できる機関という認識がないため」(2人)、「対応が遅いため」(1人)という意見もある。確かに、市所管課では、あんしんケアセンターのパンフレットを介護保険被保険者証と一緒に発送し、65歳到達の全ての方にあんしんケアセンターの案内が届くようにする等、周知を行っている。

しかし、このようなアンケート結果を見ると、あんしんケアセンターの適切な認識に向けた努力が必要であるものと考えられる。

**【結果】**

65歳以上の高齢者だけでなく、民生委員や介護支援専門員等の地域包括支援ネットワークの構築に欠かせない関係者や関係機関へ周知することにも努めるよう要望する。

**ク. 運用期間と契約期間について（意見）【地域包括ケア推進課】**

**【現状・問題点】**

市内に設置されているあんしんケアセンターの運営は、次のいずれにも該当する法人に委託しており、平成28年4月1日現在、直営型の地域包括支援センターはない。

- i 介護保険法に基づく事業所指定を受け、市内で3年以上事業所を運営していること。
- ii 介護支援専門員で構成される職能団体であること。
- iii 社会福祉士で構成される職能団体であること。
- iv 保健師・看護師で構成される職能団体であること。
- v 生活支援コーディネーター設置業務を受託した実績がある法人であること。
- vi 公益財団法人であり高齢者の福祉増資、健康づくりに資する活動を行っていること。

原則としてあんしんケアセンターの運用期間は5年間（開設準備、ケース引継、研修等期間を除く。）であるが、委託契約は単年度ごとに締結するものとされている。なお、受託者が委託契約に定められた事項を遵守しない場合は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合がある。

センターアンケート調査においては、委託契約が単年度ごとに締結されていることによる事業実施の上での課題として、次のような回答があった（複数回答可）。

（単位：件）

事務所又は駐車場の賃貸契約が複数年であるため、単年度契約では問題がある。	包括3職種の確保上、単年度契約では安定した雇用ができない。	地域包括ケアシステム推進の中心的な役割を担ううえで、単年度契約では、事業計画・業務遂行上、不都合がある。	単年度契約でも事業実施上、特に問題はない。
5	11	12	9

出典：センターアンケート調査

アンケートの回答の中には、包括3職種の人員基準において、その基準を満たす実際の人員の配置に余裕がないぎりぎりの場合、単年度契約では人数を増やしたり減らしたりということも生じ、会計面でも、職員間でも不安が常にあるという回答もあった。

この点に関連して、運用期間中の契約の解除については、公募要領に「受任者が委託契約に定められた事項を遵守しない場合は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。」という記載がある。

仮に、契約期間を正式に複数年である5年間とする場合、受任側である事業者は、5年間の要員計画や資金調達計画等が安定的に継続的に策定することができ、受託事業の品質を維持向上させることが可能になる一方、そのような効果を委託側である千葉市は享受することができるため、複数年契約の方が、委託側にとっても受託側にとっても効果的かつ効率的である。しかし、現在の契約期間はこのような契約当事者双方の利益を享受する契約期間ではない。

#### 【結果】

包括3職種の安定した雇用、圏域における安定的・継続的なサービスの提供が重要であることに鑑みた場合、例えば、運用期間と整合させた5年間の複数年契約を前提に、提案型のプロポーザル方式に契約方式を移行するなど、複数年契約を導入することを検討することを要望する。

### ケ. 権利擁護事業について（意見）【地域包括ケア推進課・高齢福祉課】

#### 【現状・問題点】

千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）運營業務実施要綱（別表）では、権利擁護事業は、被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業、その他被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う業務とされており、具体的に次の項目が掲げられている。

- i 成年後見制度の活用
- ii 老人福祉施設等への措置の支援
- iii 高齢者虐待防止への対応
- iv 困難事例への対応
- v 消費者被害の防止

成年後見制度とは、認知症や精神上の障害によって判断能力が十分でない方について、親族等からの申立てに基づき、家庭裁判所が、本人の権利を守る成年後見人等を選ぶことにより、本人を法律的に擁護する民法上の制度である。成年後見制度の活用については、委託仕様書には次の記載がある。

・成年後見制度の活用

高齢者や親族に成年後見制度について説明し、有効に活用できるよう必要に応じ成年後見支援センター等につなげていく。

また、申立てを行える親族がいない場合や、親族がいても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てを視野に入れた支援を行う。

出典：委託仕様書より抜粋

センターアンケート調査においては、高齢者の権利を擁護し、尊厳のある生活を維持するために、高齢者や親族に成年後見制度を説明した件数は年間合計で 365 件（平均 15.2 件）であった。このうち、千葉県社会福祉協議会が実施する成年後見支援センターに紹介し、つなげた事例は年間合計で 43 件（平均 1.8 件）であり、その他の機関に紹介し、つなげた事例は年間合計 68 件（平均 2.8 件）であった。

千葉県においては、成年後見制度に係る相談等は千葉県成年後見支援センターで対応しており、同センターでは、成年後見制度の利用に関する相談の他、日常生活自立支援事業を行っている。しかし、このようなアンケート結果に基づく実態を見ると、千葉県成年後見支援センターへつなげた件数の割合（38.7%）は少ないように考えられる。

**【結果】**

成年後見制度は、平成 12 年 4 月に介護保険と時を同じくして施行されているが、高齢化が進展しているにもかかわらず、その普及が十分ではない。千葉県成年後見支援センターと連携を密にする等、引き続き成年後見制度を有効に活用することを要望する。

### 13. 任意事業について

#### （１）認知症サポーター養成事業について

##### ① 概要

認知症サポーターは、日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、その人の尊厳を損なうことなく、できる範囲で適切な手助けをすることで、認知症の人と認知症の人を介護する家族の支えになることが期待されており、平成 24 年度に厚生労働省により策定された「認知症施策推進 5 か年計画（オレンジプラン）」では、認知症サポーターを全国で 600 万人養成するとの目標が掲げられている。千葉県においては、平成 29 年度末までに認知症サポーターを 45,000 人養成するとの目標を掲げて取り組んでいる。

【認知症サポーター養成講座の概要】

区 分	内 容
講座の概要	町内会、学校、商店会、職場、有志の集まり等に講師が出向いて、認知症についての勉強会を実施
講座の申込条件	市内に在住・在勤の方を中心とした集まりで、10名以上の受講生が集まれば開催可能。会場は千葉市内
開催を想定している団体（例）	地域の人たちでの自治会、老人クラブ、子ども会等。地域の企業・団体での商工会議所、同業者組合等。学校、PTA等
講座内容	「認知症サポーター養成講座」の標準テキストにもとづき、ビデオ上映も交えた60分から90分の講義
講師	「認知症サポーター養成講座」の講師の資格をもったキャラバン・メイト（講座開催のための研修を修了した人で、高齢者福祉の仕事に携わっている人や、認知症の家族の介護を経験した人、介護相談員、民生委員等）

出典：千葉市ホームページ

② 手 続

事業概要、事業実績等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 認知症サポーターの活用促進について（意 見）【地域包括ケア推進課】

【現状・問題点】

認知症サポーターの養成実績の推移は、次の表のとおりである。

（単位：人）

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
養成人数	1,254	2,741	4,073	6,501	10,266
計画人数	3,000	3,000	3,000	6,000	7,000
養成合計人数	11,516	14,257	18,330	24,831	35,097

出典：地域包括ケア推進課作成資料

市所管課においては、順調に養成人数を伸ばしているという認識を持っている。一方、認知症サポーターについては、できる範囲で適切な手助けをするという任意性を保ちつつ、地域の様々な場面で活躍できる機会を提供することが求められている。そのためには、認知症サポーターに対する継続的な養成プログラムが求められているものと考えているが、現在はそのような講座は設置されていない。

**【結果】**

認知症サポーターが復習もかねて学習する機会を設けるためのステップアップ講座を実施することを要望する。

**(2) 在宅高齢者等おむつ給付等事業について**

**① 概 要**

在宅高齢者等おむつ給付等事業は、紙おむつの給付又は布おむつの貸与を行うことにより、本人及び介護にあたっている家族を援助し、その日常生活における負担を軽減し、もって在宅福祉の増進を図ることを目的とし、昭和 57 年に事業を開始した。

**【在宅高齢者等おむつ給付事業の概要】**

区 分	内 容
対象となる方 (すべての要件を満たす方)	①介護保険の要介護 1～5 の認定者で常時失禁状態にある者 ②千葉市内に住所を有し、居宅で介護を受けている者 ③生活保護法による保護、中国残留法人等に対する支援給付を受けていない者 ④本人及び扶養義務者の前年所得が特別障害者手当の所得制限の限度額以下の者
給付の内容	要介護 1・2・3：4,000 円（市給付 9 割 3,600 円＋利用者負担 1 割 400 円） 要介護 4・5：8,000 円（市給付 9 割 7,200 円＋利用者負担 1 割 800 円） おむつの購入等に要する費用が、上記基準額より低い金額の場合は、かかる費用の 9 割（1 円未満の端数切捨て）を市が給付
その他	対象者がおむつの種類及び枚数を選択し、登録事業者が各利用者宅に配達。配達は、布おむつは週 1 回以上、紙おむつは月 1 回。

出典：千葉市ホームページ

また、本事業の利用実績の推移は、次の表のとおりである。

(単位：人)

区 分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
利用延人数	54,104	57,522	61,994	66,797	70,777
利用実人数	6,984	7,668	8,601	8,540	9,300

出典：高齢福祉課作成資料

(単位：千円)

区 分		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
決算額		258,597	275,124	292,826	303,530
財 源	保険料	54,306	67,082	52,185	66,777
	国費	102,145	102,463	121,872	118,377
	県費	51,073	51,231	60,936	59,188
	諸収入		14		
	一般財源	51,073	54,334	57,833	59,188

出典：高齢福祉課作成資料

## ② 手 続

千葉市在宅高齢者等おむつ給付等事業実施要綱等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該事務手続の合規性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 所得要件等の見直しについて（意 見）【高齢福祉課】

#### 【現状・問題点】

おむつ給付事業は、政令市 20 市中、名古屋市と岡山市を除く 18 市が実施しており、各政令市における所得要件と対象者の介護度は次の表のとおりである。

【おむつ給付事業の政令市比較表】

政令市	所得要件	対象者の介護度
千葉市	特別障害者手当の所得制限限度額	要介護 1～5
札幌市	所得要件なし	要介護 3～5
新潟市	介護保険の保険料段階区分 <sup>注</sup>	要介護 1～5
仙台市	市民税非課税世帯	要介護度 4・5
さいたま市	介護保険料を納め滞納がない方	要介護 3～5
横浜市	市民税非課税世帯	要介護 1～5
川崎市	所得要件なし	要介護 3～5
相模原市	市民税非課税世帯	要介護度 4・5
静岡市	市民税非課税世帯	要介護 1～5
浜松市	市民税非課税世帯	要介護度 4・5
京都市	市民税非課税世帯	要介護度 4・5
大阪市	市民税非課税世帯	要介護 3～5
堺市	市民税非課税世帯	要介護 3～5
神戸市	市民税非課税世帯	要介護度 4・5
広島市	市民税非課税世帯	要介護度 4・5
北九州市	市民税非課税世帯	要介護 3～5
福岡	介護保険料を納め滞納がない方	要介護 3～5
熊本市	市民税非課税世帯	要介護度 4・5

注：介護保険の第1号保険料段階区分の第1段階から第5段階に該当する方

出典：高齢福祉課作成資料

対象者の所得要件では、市民税非課税世帯としている政令市が12市で最も多く、対象者の介護度では、要介護3～5と要介護と4・5としている政令市が各々7市であった。

千葉市の対象者の所得要件である特別障害者手当の所得制限限度額は、次の表のとおりである（平成14年8月以降適用。）。

【所得制限】

（単位：円）

区 分	本 人	配偶者及び扶養義務者
扶養義務者の数	所得額	所得額
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000

また、千葉市において、個人市民税が非課税の人（均等割も所得割もかからない人）は、次の表のとおりである。

1	生活保護法の規定によって生活扶助を受けている人
2	障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人、
3	前年の合計所得金額が次の算式（35万円×（控除対象配偶者＋控除対象扶養親族数＋16歳未満の扶養親族数＋1）＋21万円）で求めた額以下の人

出典：千葉市ホームページ

利用者がおむつを必要とする具体的な身体状況の判断基準がないことに加え、他市に比べて所得制限が低基準である。

**【結果】**

今後、任意事業の枠組で継続して実施するためには、所得要件や対象者の介護度等の見直しを行うことを要望する。

#### 第4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 監査テーマ

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人  
千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行  
並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る  
所管課等の事務の執行について



## 目 次

	頁
<b>第 1 外部監査の概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 外部監査の種類 . . . . .	1
2. 選定した特定の事件 (テーマ). . . . .	1
3. 事件を選定した理由 . . . . .	1
4. 外部監査の方法 . . . . .	2
5. 外部監査の実施期間 . . . . .	4
6. 外部監査の補助者 . . . . .	4
<b>第 2 監査対象である 2 つの社会福祉法人に関する概要</b> . . . . .	<b>5</b>
<b>I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団に関する概要</b> . . . . .	<b>5</b>
1. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の組織機構について . . . . .	5
2. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事務分掌について . . . . .	7
3. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事業内容について . . . . .	10
<b>II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に関する概要</b> . . . . .	<b>19</b>
1. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の組織機構について . . . . .	19
2. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事務分掌について . . . . .	20
3. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事業内容について . . . . .	23
<b>第 3 外部監査の結果</b> . . . . .	<b>34</b>
<b>第 3-1 外部監査の実施の結果一覧について</b> . . . . .	<b>34</b>
1. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団に係る外部監査結果一覧 . . . . .	34
2. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に係る外部監査結果一覧 . . . . .	38
<b>第 3-2 外部監査の総括的所見</b> . . . . .	<b>41</b>
1. 地域包括ケアシステムの構築について . . . . .	41
2. あんしんケアセンター業務における課題について . . . . .	45
3. 地域包括ケアシステムを支える社会福祉法人の課題について . . . . .	47
4. 2 つの社会福祉法人の経営改革とその方向性について . . . . .	59
<b>第 3-3 外部監査の結果：各論</b> . . . . .	<b>63</b>
<b>I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果</b> . . . . .	<b>63</b>
1. 事業団の管理運営について . . . . .	63
(1) 経営理念の浸透について . . . . .	63
(2) 経営管理の責任と権限について . . . . .	64
(3) 人事考課制度について . . . . .	65
(4) 積立資産の会計処理と預金振替処理との整合性について . . . . .	67
(5) 財務諸表に関する開示について . . . . .	69
(6) ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校OB会について . . . . .	72

(7) ハーモニープラザ管理：ボランティアコーディネーターについて	74
(8) ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校の定員割れについて	76
(9) ハーモニープラザ管理：障害者福祉センターの人員配置について	79
(10) ハーモニープラザ管理：修繕業務について	81
(11) ハーモニープラザ管理：アンケートの実施について	83
(12) 外部業務委託における仕様書及び委託費（随意契約の妥当性）について	87
(13) 外部業務委託における入札・契約の執行について	93
<b>2. 千葉市桜木園について</b>	<b>96</b>
(1) 専門職員の欠員について	96
(2) 個別修繕の実施により取得した財産の管理について	101
(3) 防災計画について	104
(4) 通所支援事業について	106
(5) 医薬品の管理について	108
(6) 被服管理について	110
(7) 外注費について	114
<b>3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について</b>	<b>120</b>
(1) 千葉市社会福祉事業団和陽園の概要について	120
(2) 利用者預り金の管理について	126
(3) 被服の管理について	133
(4) 保険請求の確認について	138
(5) 業務の外部委託について	140
(6) 訪問介護事業に関する事業計画について	146
(7) 施設再整備に関する事業計画について	148
<b>4. 千葉市社会福祉事業団いきいきプラザについて</b>	<b>154</b>
(1) 業務の外部委託について	154
<b>5. 千葉市療育センターについて</b>	<b>159</b>
(1) 各施設の業務内容及び運営状況について	159
(2) 療育相談所における自己負担額の徴収業務及び保険請求業務について	173
(3) 施設定員の考え方について	177
(4) 業務の外部委託について	183
<b>II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果</b>	<b>189</b>
<b>1. 社会福祉協議会収入管理について</b>	<b>189</b>
(1) 各区事務所および本部における会費収入管理について	189
(2) 共同募金について	193
<b>2. 共同募金配分金事業サービス区分について</b>	<b>196</b>

3. 人件費及び運営費補助金について	198
4. 会費及び寄附金の税額控除等について	202
5. 雇用保険料預り金の会計処理について	204
6. 地域支え合い活動について	205
7. ボランティアセンターについて	211
8. 千葉県ハーモニープラザ管理運営業務委託について	215
(1) 自主事業について	215
(2) モニタリングの内容について	219
9. 外部団体との経費の精算について	226
10-1. 放課後児童健全育成事業の会計処理について	228
(1) 固定資産について	228
(2) 現金・預金の管理について	230
10-2. 放課後児童健全育成事業の人員配置について	232
(1) 計画と実績の比較について	232
10-3. 放課後児童健全育成事業の児童数の増減について	233
(1) 当初計画と実績の比較について	233
10-4. 放課後児童健全育成事業の運営管理について	235
(1) 運営管理について	235
11. 自立支援等事業について	237
(1) 補助金の積算方法について	237
12. 生活福祉資金貸付事業について	239
(1) 千葉県社会福祉協議会の窓口業務としての受託業務について	239
(2) 経理区分間繰入金支出の取り扱いについて	242
13. 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会たすけあい金庫貸付について	244
14. 高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金について	246
<b>第4 利害関係について</b>	<b>249</b>

注：外部監査結果報告書に掲載した表の合計は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。



## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37及び千葉市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件（テーマ）

#### （1）外部監査対象

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課等の事務の執行について

#### （2）外部監査対象期間

平成27年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成28年度

### 3. 事件を選定した理由

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会は千葉市の外郭団体に含まれる。前者について、障害福祉サービス課が市の所管課であり、出資金500万円のうち市の出資は500万円の全額出資団体である。常勤役員4人のうち2人が市のOBである（平成27年4月1日現在。以下、同様。）。一方、後者については、地域福祉課が市の所管課であり、出資金30万円のうち15万円が市の出資である。常勤役員2人のうち2人が市のOBである。

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団は、様々な社会福祉事業を実施しているが、第1テーマである介護保険事業との関連も強く、各区に設置されている「いきいきプラザ」の管理運営や地域包括ケアシステムの重要な役割を担う「千葉市あんしんケアセンター」（地域包括支援センター）と連携した事業を実施しており、千葉市介護保険事業の主要な担い手の一つである。

また、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会は、会費及び寄附金等を財源として、地域の福祉を地域住民等の参加を得て実施している外郭団体である。特にボランティアセンター、成年後見支援センター、社会福祉研修センター及び生活自立・仕事相談センター中央において、地域福祉への支援や研修等を実施している。具体的には各区事務所において、地域福祉の推

進を区内の地区部会活動の支援を行うことにより実施している。また、ボランティア活動の推進、共同募金の受付、各種事務局機能の実施等を行い、さらには学童保育の運営も行っている。

このように2つの社会福祉法人は千葉市の外郭団体の中でも介護保険事業や地域福祉の推進に重要な活動を行っており、それら法人の出納その他の事務の執行及び市からの出資及び財政的援助等に係る所管課等の事務の執行について、外部監査を実施する意義が高いと考えられるため、特定の事件として選定するものである。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 外部監査の実施目的

平成10年10月から施行された外部監査制度の目的は、地方公共団体の監査機能の強化にあり、監査に係る専門性及び独立性を担保することにより監査に対する市民の信頼を高めることにあると認識している。特に、包括外部監査は地方公共団体の様々な監査機能のうち、特に財務監査の機能強化を中心とするものであり、監査テーマに選定した特定の事務の執行等が法令及び条例等に従って合规性の面で問題がないかどうかを検証すること、併せて、経済性及び効率性等の面で意見を述べる必要はないかどうかを検討し、外部監査結果報告書に取りまとめることにある。したがって、地方公共団体が作成する決算書の正確性を全体として保証するものではないが、包括外部監査人が選定した監査テーマに関して、合规性の観点での限定的な保証を中心とし、併せて事務事業の改善等に資する経済性及び効率性等の観点での意見を述べることで、地方公共団体の財務事務の改善を促し、事務事業の見直しの際の指針等に活用されるべき効果を有するものとする。

##### (2) 監査基準

一般に公正妥当と認められる公監査の基準

##### (3) 監査の視点

監査対象である2つの社会福祉法人及びその所管課における事務の執行についての主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会が実施する社会福祉事業及び公益事業等の事務事業が関連する各種法令及び規程・規則・要綱等に従い処理されているかどうかについて
- ② 当該社会福祉事業及び公益事業等の事務事業を合规性の視点で検証することと併せ

て、当該事務事業が経済性・効率性等の面でも改善余地がないかどうかについて

- ③ 両社会福祉法人が策定し実施している経営改善計画等の実施について、地域の高齢者福祉、障害者福祉及び保育等の向上の視点から効果的に進捗しているかどうかについて

#### (4) 主な監査手続等

特定の事件に対する監査手続としては、上記(3)に記載した監査の視点に基づき、外部監査の本旨である財務監査を基礎とし、併せて経済性・効率性及び有効性等を検証するための監査手続等を実施した。具体的な監査手続等の概要は次のとおりである。

まず、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会が実施する社会福祉事業及び公益事業等の事務事業について、関連する資料に基づき事業内容の説明を受けて、外部監査の実施に必要な質問を行い、平成27年度の事務事業の実施状況について、各事業の趣旨、実施体制、執行額、実績及び課題等を把握した。併せて事務事業の実施に係る内部統制の状況等についても検証し、監査計画に適切に反映した。

次に、2つの社会福祉法人の事務局及び拠点施設の現場往査を行い、事務局の監査においては、常勤役員等への質問等により経営環境を把握し、評価を行い、併せて事務局職員の事務事業の実施状況を視察した。また、各拠点施設の監査では施設長等への質問等により、施設の経営状況等を把握し、評価を行い、併せて各拠点施設の専門職員等の事務事業の実施状況を視察した。

市所管課との契約等に関連して、2つの社会福祉法人が実施する指定管理事業及び自主事業等の執行状況や当該社会福祉法人が業務を外部に委託する際の事務執行状況の合規性等を検証した。また、市所管課の補助金の交付状況及び事業拠点等における収入処理の状況を検証した。

更に、法的側面からの監査では、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会で実施していた貸付事業の債権管理について、合規性及び経済性・効率性等の側面から検証した。

なお、監査実施手続の全般について、監査の基準が要求する水準を確保するために、品質管理担当補助者による品質管理レビューを実施した。

#### (5) 監査の結果

監査の結果については、「第3 外部監査の結果」(34～248頁)に記載しているとおりである。監査の結果、指摘事項は47件、意見は77件であった。

## (6) 監査対象

### ① 監査対象項目

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課等の事務の執行を監査対象とした。

### ② 監査対象部局等

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び障害福祉サービス課並びに社会福祉法人千葉市社会福祉協議会及び地域福祉課

## 5. 外部監査の実施期間

自 平成 28 年 6 月 16 日 至 平成 29 年 3 月 31 日

## 6. 外部監査の補助者

### (1) 監査実証手続等実施補助者

草薙信久（公認会計士）、豊田泰士（弁護士）、松原創（公認会計士）、氏家美千代（公認会計士）、久保睦江（公認会計士）、高橋和則（公認会計士）、横塚大介（公認会計士）、柳原翼（公認会計士）

### (2) 監査品質管理担当補助者

古屋尚樹（公認会計士）

## 第2 監査対象である2つの社会福祉法人に関する概要

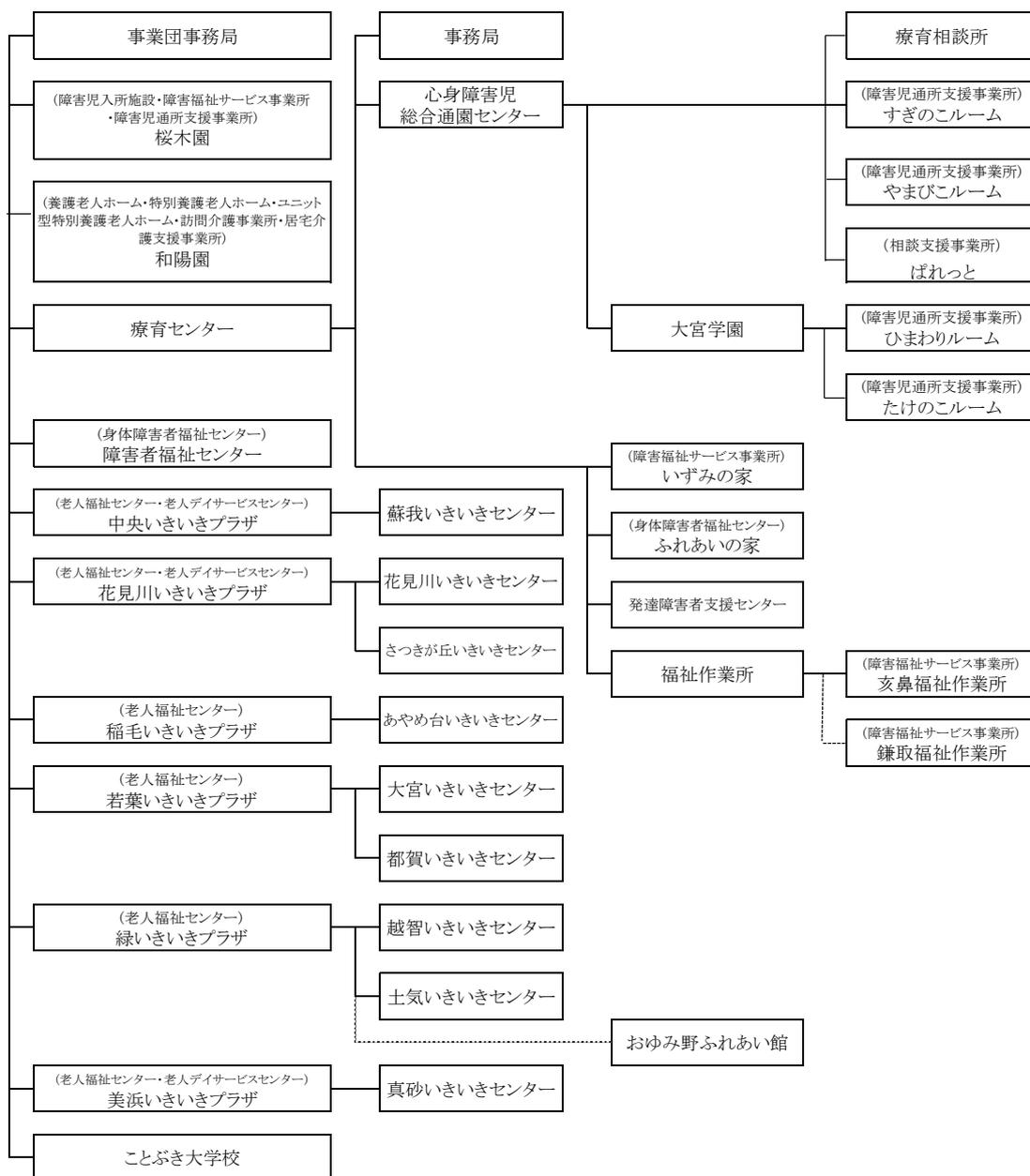
### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団に関する概要

#### 1. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の組織機構について

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の組織機構は次のとおりである。

組織図

平成28年3月31日現在



職員の構成

平成28年3月31日現在

施設名	職種(名)	事務局長・センター長	事務局長・補佐・所長・ルーム長・科長	主査、係長	事務職	医師	看護師	栄養士	薬剤師	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	心理判定員	保育士	指導員・相談員	介護員	用務員	小計	非常勤嘱託職員	非常勤職員	小計	合計
		事務局 <sup>注1</sup>	2	1	2	3														8		2
桜木園 <sup>注2</sup>	1	1	1	1	1	21	1	1	2					3	3	8	2	46	20	17	37	83
和陽園 <sup>注2、注3</sup>	1	1		3		5	1									32		43	3	45	48	91
養護		1		1		1										8		12	2	5	7	19
特養				1		2	1									10		14	1	15	16	30
特養(ユニット型)	1			1		2										11		14		9	9	23
訪問介護等																2		2		13	13	15
居宅介護支援																1		1		3	3	4
療育センター <sup>注3</sup>	3	13	2	4	1	3	2		5	4	8	4	13	24				86	19	49	68	154
事務局	2	1	1	3														7		2	2	9
心身障害児総合通園センター	1	7	1	1	1	3	2		4	4	8	3	13	11				59	12	28	40	99
療育相談所	2			1					1	2	4	1		2				13	6	8	14	27
すぎのこ	1					1				2	1		1	3	1			10		4	4	14
ぱれっと <sup>注4</sup>	1														4			5			0	5
やまびこ	1						1					3		1				6	3	3	6	12
大宮学園 <sup>注5</sup>	1	2	1	1	1	1	1		1	1	1	1	9	4				25	3	13	16	41
ひまわり	1	1	1	1	1		1					1	8	2				17	2	8	10	27
たけのこ	1					1				1	1		1	2				8	1	5	6	14
いずみの家	1													5				6	2	2	4	10
ふれあいの家	1								1					1				3	3	4	7	10
発達障害者支援センター	1												1	1				3		4	4	7
玄鼻福祉作業所		2																5	1	4	5	10
鎌取福祉作業所																		3	1	5	6	9
障害者福祉センター <sup>注6</sup>	1		2						1	1					1			6	8	9	17	23
中央いきいきプラザ	1	2	1												2	1		7	3	44	47	54
老人福祉センター			2	1														4	2	13	15	19
デイサービスセンター	1														1	1		2		22	22	24
蘇我いきいきセンター															1			1	1	9	10	11
花見川いきいきプラザ	1	1	2												3	1		8		61	61	69
老人福祉センター			1	2														4		12	12	16
デイサービスセンター	1														1	1		2		32	32	34
花見川いきいきセンター																		1		9	9	10
さつきが丘いきいきセンター															1			1		8	8	9
稲毛いきいきプラザ	1	1	2												1			5		16	16	21
老人福祉センター		1	1	2														4		9	9	13
あやめ台いきいきセンター															1			1		7	7	8
若葉いきいきプラザ	1	1	2												2			6		24	24	30
老人福祉センター			1	2														4		10	10	14
大宮いきいきセンター	1														1			1		7	7	8
都賀いきいきセンター															1			1		7	7	8
緑いきいきプラザ	1	1	2												2			6		31	31	37
老人福祉センター			1	2														4		9	9	13
越智いきいきセンター	1														1			1		9	9	10
土気いきいきセンター															1			1		10	10	11
おゆみ野ふれあい館																		0		3	3	3
美浜いきいきプラザ	1	1	2												2	1		7		48	48	55
老人福祉センター			1	2														4		10	10	14
デイサービスセンター	1														1	1		2		29	29	31
真砂いきいきセンター															1			1		9	9	10
ことぶき大学 <sup>注3、注6</sup>	1																	1	1	3	4	5
計	8	23	12	24	2	29	4	1	8	5	8	4	16	40	43	2	2	229	54	349	403	632

注1: 常務理事が事業団事務局長を兼ねる。注2: 事務局長が庶務係長を兼ねる。  
 注3: 和陽園長、療育センター長及びことぶき大学校事務局長は常勤嘱託職員。  
 注4: 療育センター事務局長補佐がぱれっと所長を兼ねる。注5: 療育センター事務局長が大宮学園長を兼ねる。  
 注6: 障害者福祉センター事務職中1人がことぶき大学校事務職を兼ねる。

## 2. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事務分掌について

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事務分掌は次のとおりである。

### 事業団事務局

- (1) 事務局の庶務に関すること。
- (2) 渉外及び広報に関すること。
- (3) 事業団の基本的計画の策定に関すること。
- (4) 理事会に関すること。
- (5) 職員の任免、配置、服務その他の身分に関すること。
- (6) 職員の給与に関すること。
- (7) 財産の管理に関すること。
- (8) 定款及び諸規程等の制定改廃に関すること。
- (9) 予算・決算のとりまとめに関すること。
- (10) 職員の福利厚生及び労務災害補償に関すること。
- (11) 各施設の連絡調整に関すること。
- (12) その他、他の所掌に属しない事項に関すること。

### 千葉市桜木園

- (1) 園の庶務に関すること。
- (2) 心身障害児（者）の入退園に関すること。
- (3) 入園児（者）の療育に関すること。
- (4) 入園児（者）の健康管理に関すること。
- (5) 入園児（者）の給食に関すること。
- (6) 心身障害児（者）の相談及び指導に関すること。
- (7) サービス利用に係る費用の請求に関すること。
- (8) 生活介護・放課後等デイサービス・児童発達支援事業に関すること。
- (9) 送迎バス等自動車の運行管理に関すること。
- (10) 外来診療に関すること

### 和陽園

- (1) 園の庶務に関すること。
- (2) 高齢者の入退園に関すること。
- (3) 利用者の介護、生活相談及び日常生活の支援に関すること。
- (4) 利用者の機能訓練及び健康管理に関すること。
- (5) 利用者の給食に関すること。
- (6) サービス利用に係る費用の請求に関すること。
- (7) 短期入所生活介護事業に関すること。
- (8) 生活管理指導短期宿泊事業に関すること。
- (9) 高齢者虐待居室確保事業に関すること。
- (10) 居宅介護支援事業に関すること。

(11) 訪問介護事業に関すること。

千葉県療育センター  
事務局

- (1) 千葉県療育センターの庶務に関すること。
- (2) 千葉県療育センター各施設の連絡調整に関すること。
- (3) 給食に関すること。
- (4) 送迎バス、福祉バス等自動車の運行管理に関すること。
- (5) サービス利用及び医療費に係る費用の請求に関すること。
- (6) 千葉県療育センターの他の所掌に属さないこと。

心身障害児総合通園センター療育相談所

- (1) 心身障害児に係る各種相談に関すること。
- (2) 心身障害児に対して、診察、検査及び訓練に関すること。
- (3) 心身障害児の療育に関すること。
- (4) 心身障害児の保護者支援に関すること。
- (5) 関係機関との連絡調整に関すること。

心身障害児総合通園センターやまびこルーム

- (1) 難聴幼児の入退園に関すること。
- (2) 難聴幼児の聴能訓練及び言語機能訓練等療育に関すること。
- (3) 保護者支援に関すること。

心身障害児総合通園センターすぎのこルーム

- (1) 肢体不自由児の入退園に関すること。
- (2) 肢体不自由児の機能訓練及び生活指導等療育に関すること。
- (3) 児童発達支援事業に関すること。
- (4) 保護者支援に関すること。
- (5) 日中一時支援事業に関すること。

心身障害児総合通園センター相談支援事業所ぱれっと

- (1) 障害児（者）の日常生活の相談に関すること。
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供に関すること。
- (3) サービス利用計画又は障害児支援利用計画の作成及び評価に関すること。
- (4) 訪問による継続的なモニタリングに関すること。

心身障害児総合通園センター大宮学園ひまわりルーム

- (1) 大宮学園の庶務に関すること。
- (2) 大宮学園各施設の連絡調整に関すること。
- (3) 給食に関すること。
- (4) 送迎バス等自動車の運行管理に関すること。
- (5) サービス利用に係る費用及び医療費の請求に関すること。
- (6) 知的障害児の入退園に関すること。
- (7) 知的障害児の身辺自立及び集団適応等療育に関すること。
- (8) 保護者支援に関すること。

(9) 日中一時支援事業に関する事。

#### 心身障害児総合通園センター大宮学園たけのこルーム

- (1) 肢体不自由児の入退園に関する事。
- (2) 肢体不自由児の機能訓練及び生活指導等療育に関する事。
- (3) 大宮学園在園児及び卒園児等の外来診療に関する事。
- (4) 児童発達支援事業に関する事。
- (5) 保護者支援に関する事。
- (6) 日中一時支援事業に関する事。

#### いずみの家

- (1) 知的障害者の利用に関する事。
- (2) 利用者の就労支援に関する事。
- (3) 利用者の生活支援及び作業支援に関する事。
- (4) 日中一時支援事業に関する事。
- (5) 土日余暇支援事業に関する事。

#### ふれあいの家

- (1) 身体障害者の機能訓練に関する事。
- (2) 身体障害者の社会適応能力の向上に関する事。
- (3) 身体障害者の健康の維持及び増進に関する事。
- (4) 身体障害者の更生相談に関する事。
- (5) 身体障害者の創作的活動に関する事。

#### 発達障害者支援センター

- (1) 発達障害者の相談支援に関する事。
- (2) 発達障害者の発達支援に関する事。
- (3) 発達障害者の就労支援に関する事。
- (4) 発達障害者への理解、支援に関する普及、啓発及び研修等に関する事。

#### 福祉作業所

- (1) 知的障害者及び身体障害者の利用に関する事。
- (2) 利用者の就労支援に関する事。
- (3) 利用者の生活支援及び作業支援に関する事。
- (4) 土日余暇支援事業に関する事。

#### 障害者福祉センター

- (1) 障害者福祉センターの庶務に関する事。
- (2) 障害者の機能訓練に関する事。
- (3) 障害者の社会適応能力の向上に関する事。
- (4) 障害者の健康の維持及び増進に関する事。
- (5) 障害者の更生相談に関する事。
- (6) 障害者の創作的活動に関する事。

#### いきいきプラザ

- (1) いきいきプラザのとりまとめ及び統括に関する事。(中央いきいきプラザに限る。)

- (2) いきいきプラザの庶務に関すること。
- (3) 高齢者の生活相談、健康相談及び就労指導に関すること。
- (4) 高齢者の機能回復訓練に関すること。
- (5) 高齢者の教養講座等に関すること。
- (6) 工芸品の制作その他作業の指導助言に関すること。
- (7) 老人クラブに対する援助に関すること。
- (8) 生きがい活動支援通所事業等の高齢者の福祉の増進に関すること。
- (9) 老人デイサービス事業に関すること。  
(稲毛いきいきプラザ、若葉いきいきプラザ及び緑いきいきプラザを除く。)
- (10) 介護報酬の請求に関すること。  
(稲毛いきいきプラザ、若葉いきいきプラザ及び緑いきいきプラザを除く。)

#### ことぶき大学校

- (1) ことぶき大学校の庶務に関すること。
- (2) 学習計画の作成及び実施に関すること。
- (3) 学生の募集、入学者の選考、修了の認定等に関すること。
- (4) 講師の選任に関すること。
- (5) 学生の指導に関すること。

注：「社会福祉法人千葉市社会福祉事業団組織規程」より抜粋した。

### 3. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の事業内容について

平成 27 年度における社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の主要な事業については、次に掲げるとおりである。

#### (1) 事業団事務局

#### (2) 千葉市桜木園

##### ① 医療型障害児入所

重症心身障害児を入所により、診療、検査、看護、保育及び教育並びに日常生活の指導及び援助を行う。

##### ② 療養介護

重症心身障害者を入所により、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を提供する。

##### ③ 短期入所・日中一時支援

重症心身障害児者を介護している保護者が、病気等の理由で介護ができなくなった場合等に、重症心身障害児者を預かり、日常生活の支援を行う。

##### ④ 児童発達支援

在宅で暮らす就学前の重症心身障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動

作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

#### ⑤ 放課後等デイサービス

在宅で暮らす就学中の重症心身障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

#### ⑥ 生活介護

在宅で暮らす重症心身障害者に対し、通所により、入浴・排せつ・食事等の介護及び創作活動等日中活動の機会を提供する。

#### ⑦ 外来診療

医療的ケアを必要とする在宅の障害児者等に対して、診察・検査・機能訓練等を行う。

#### ⑧ 千葉市地域療育等支援

在宅で暮らす障害児者及び保護者や療育・介護を実施する施設職員等に指導・助言などを行う。

### (3) 和陽園

#### ① 養護老人ホーム

65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方に対し、喜びや生きがいを感じながら自分らしく安心して可能な限り自立した生活が送れるように施設サービス計画を策定し、日常生活の援助や健康管理を行う。

また、短期宿泊事業は一時的な宿泊入所によって生活習慣の指導を行うとともに、体調管理を行う。生命・身体に重要な危険が生じている恐れがあると認められる方を、入所により一時保護を行う。

#### ② 特別養護老人ホーム

老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、利用者の意向を尊重し、個人の尊厳の保持に努め、一人ひとりが真に安心して心豊かに快適で幸せな生活を送ることが出来るよう利用者本位のサービス計画を策定し、きめの細やかなサービスの提供と実践に努める。

また、短期入所生活介護事業においては、身体状況や介護状況の急激な変化や介護者からの虐待を受けている方など、在宅介護が困難になった要介護者の緊急一時入所を行う。

#### ③ 訪問介護・介護予防訪問介護事業所

介護福祉士又は訪問介護員が要介護等の状態にある方に対し、自立した日常生活を営むことが出来るように「入浴、排泄、食事の介護やその他生活全般」において支援を行う。

#### ④ 居宅介護支援事業所

介護支援専門員が要介護等の状態にある方に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう適切な居宅介護支援を行う。

#### (4) 千葉市療育センター

##### ① 療育相談所（相談・検査部門）

心身の発達についての相談・診察に基づき、必要な支援を行う医療機関である。

ア 発達の遅れや障害のある、もしくは障害の疑いのある 18 歳未満の児童についての相談を行う。

イ 医師の診察・診断を行う。

ウ 医師の指示の下での各専門職員による評価（検査）・個別療育指導を行う。

エ 相談支援・福祉制度の情報提供・育児支援等の保護者支援を行う。

オ 他の関係機関（行政・福祉・教育・医療等）との連携を図る。

カ 過去に療育相談所利用履歴のある 18 歳以上の方に対して年金診断書・総合福祉医師意見書等を作成する。

##### ② すぎのこルーム（障害児通所支援事業所）

###### ア 医療型児童発達支援センター（定員 10 人）

就学前の身体に障害のある児童（障害児通所給付費の支給決定を受けた児童）が保護者とともに通園し、日常生活上の基本動作の指導及び集団生活への適応訓練などを行う。

4、5 歳児を対象として、保護者と離れて行う分離保育を実施し、自立心や社会性を育てる療育を行う。

###### イ 児童発達支援事業（定員 10 人（1 日 20 人））

障害児通所給付費の給付決定を受けた就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

###### ウ 日中一時支援事業（定員 1 人）

千葉市地域生活支援給付費の給付決定を受けた小学校 3 年生までの肢体不自由児を日中一時的に預かり、見守り及び身体等の介護などを行う。

##### ③ やまびこルーム（障害児通所支援事業所）

###### 福祉型児童発達支援センター（定員 20 人）

ア 0 歳から就学前の聴覚に障害を持つ児童が保護者と共に通所する施設で、聴力検査、補聴器の調整、言語・コミュニケーション指導、および保護者支援を行う。

イ 指導形態は、年齢別グループ指導と個別指導を行う。

ウ 日々の指導に加え、秋祭り、運動会、クリスマス会などの全体行事を実施する。また、保護者が将来の見通しを持ち前向きに子育てができるよう、卒園生の体験談や専門家の講演会等、保護者向けの勉強会を年 3 回程度実施する。

エ 児童の通う幼稚園や保育所などを訪問して情報交換すると共に、当ルームの療育参観を実施することにより難聴児への理解を広げ、児童の地域での生活を支援する。

オ 関係する医療機関や聾学校、難聴学級、保健福祉機関等を対象とした公開療育を実施することにより、やまびこルームの周知を図る。

④ 相談支援事業所ぱれっと（障害児相談支援事業所、特定相談支援事業所）

障害福祉サービスもしくは通所給付決定の申請・変更を希望する障害者もしくは障害児の保護者に対し、サービス等利用計画や障害児支援利用計画の作成を支援する。

また、障害者や障害児の保護者からの各種相談に応じ、情報の提供及び助言等必要な便宜を供与する支援を行う。

⑤ 大宮学園ひまわりルーム（障害児通所支援事業所）

ア 福祉型児童発達支援センター（定員 40 人）

3 歳から就学前の知的障害児（障害児通所給付費の支給決定を受けた児童）が日々保護者のもとから通園して、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる能力の基礎づくりを促すとともに、保護者が主体性をもって子育てを行い豊かな日常生活が送れるよう支援する。

イ 日中一時支援事業（定員 1 人）

千葉市地域生活支援給付費の給付決定を受けた満 3 歳から小学校 3 年生までの知的障害児を一時的に預かり、見守り及び身体等の介護などを行う。

⑥ 大宮学園たけのこルーム（障害児通所支援事業所）

ア 医療型児童発達支援センター（定員 10 人）

就学前の身体に障害のある児童（障害児通所給付費の支給決定を受けた児童）が保護者とともに通園し、日常生活上の基本動作の指導及び集団生活への適応訓練などを行う。

4、5 歳児を対象として、保護者と離れて行う分離保育を実施し、自立心や社会性を育てる療育を行う。

イ 児童発達支援事業（定員 10 人（1 日 20 人））

障害児通所給付費の給付決定を受けた就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

ウ 日中一時支援事業（定員 1 人）

千葉市地域生活支援給付費の給付決定を受けた小学校 3 年生までの肢体不自由児を日中一時的に預かり、見守り及び身体等の介護などを行う。

エ 外来診療

たけのこルーム卒園児、ひまわりルーム及び児童発達支援事業を利用している対象児に対して外来診療を行い、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理判定員による評価・個別訓練を行う。

⑦ いずみの家（障害福祉サービス事業所）

ア 就労移行支援事業（定員 6 人）

65 歳未満で就労を希望する知的障害のある方に一定期間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

イ 就労継続支援 B 型事業（定員 34 人）

生産活動やその他（生活支援・行事・レク等）の機会を通じて必要な支援を実施する。

#### ウ 日中一時支援事業（定員 3 人）

千葉市域生活支援給付費の給付決定を受けた 15 歳以上の知的障害者を一時的に預かり、見守り及び身体等の介護などを行う。

#### エ 土日余暇支援事業

地域参加の促進及び自立支援の一環として土・日曜日に余暇活動の機会を提供する。

#### オ 主たる作業内容受注事業

- (ア) 菓子箱やギフト用箱折り等
- (イ) 手提げ袋や薬袋、レントゲン袋等の制作
- (ウ) 保冷剤箱詰め
- (エ) ハンガー組立等自主生産事業

### ⑧ ふれあいの家（身体障害者福祉センター）

#### ア 更生相談事業

身体障害者の更生に必要な福祉、医療、生活等、各種の相談及び身体障害者手帳の取得のための診断、判定を行う。

#### イ 機能訓練事業

身体機能の維持、改善を図るため理学療法・作業療法・言語訓練による「施設内訓練」と、重度身体障害者で通所困難な方を対象とする身体機能の維持、拘縮予防を目的とした理学療法士等による「巡回訓練」を行う。また、必要に応じ医学的診断も行う。

#### ウ 社会適応訓練事業

障害者の社会活動への参加や適応の援助（聞こえにくくなった方の勉強会・バス旅行など）を目的に相談・訓練を行う。

#### エ 創作的活動事業

文化教養を高めるため各種講座（障害者福祉講座（書道、アート DE ふれあい、組紐等））を実施する。

#### オ スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の少ない障害者に対し、体力増強・仲間づくり等を目的とした障害者福祉講座（卓球、ボッチャ、STT 教室（視覚障害者）等）等の各種講座や交流会を開催する。

#### カ ボランティア養成事業

生涯学習施設の履修者等をボランティア講師とした各種講座を開講し、資質の向上や社会貢献の機会を提供する。

#### キ 施設貸出、その他の事業

- (ア) 障害者及びボランティア等に対するサークル活動等の会場提供。
- (イ) 社会参加の促進等を図るため障害者福祉バス「たいよう号」の運行と、福祉カー「ゆうあい号」の無料貸出。
- (ウ) 視覚障害者に対する情報提供事業として「声の市政だより」の発送事業。

## ⑨ 発達障害者支援センター

### ア 千葉市発達障害者支援センター運営事業

#### (ア) 相談支援・発達支援

相談支援・発達支援は、日常生活（コミュニケーション、行動上のこと、学校や所属機関でのこと等）の様々な相談に応じる。

また、必要に応じて所属機関（保育所（園）、幼稚園、学校、福祉施設、医療機関等）と連携・協働し、本人や家族が安心して地域で暮らせる環境作りのための支援も行う。

#### (イ) 就労支援

就労支援は、就労準備（専門機関での職業相談・評価や発達障害者支援カリキュラム等の活用、他の就労支援機関の利用等）や就職活動（ハローワークや民間求人サイト等）、就労後の定着など、一人ひとりのニーズに即した支援を行う。

#### (ウ) 普及・啓発、研修事業

普及・啓発、研修事業は、一般市民や関係者を対象とした講演会を開催し、発達障害の理解浸透を図る。

また、発達障害の理解や対応に関すること、就労支援に関することなど、関係機関が開催する研修会などに職員を講師として派遣する。

### イ 千葉市発達障害等に関する巡回相談事業

市内の保育所（園）及び幼稚園において、発達障害等が疑われる児童を早期に発見のうえ、適切な支援機関につなげることを目的に実施する。

保育所（園）及び幼稚園を利用している児童の保護者、施設職員からの発達障害に関する相談のほか、児童の発達上の課題などの悩みに対応する。なお、より詳しい相談が必要な方は、専門の相談機関を紹介する。

## (5) 障害者福祉センター

### ① 更生相談事業

障害がある方の更正に必要な各種の相談（生活、健康、医療等）に応じる。

### ② 機能訓練事業

身体機能の維持、改善を図るため理学療法・作業療法・言語訓練等を行う。

### ③ 社会適応訓練事業

障害者の社会活動への参加や適応の援助を目的に相談・訓練等を行う。

（バス旅行・パソコン教室・音楽療法など）

### ④ 創作的活動事業

文化教養を高めるため各種講座を実施する。

障害者福祉講座（書道、編み物、英会話等）

### ⑤ スポーツ・レクリエーション事業

スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の少ない障害者に対し、体力増強・仲間づ

くり等を目的とした各種講座や交流会を開催する。

カ ボランティア講座

生涯学習施設の履修者等をボランティア講師とした各種講座を開講し、資質の向上や社会貢献の機会を提供する。

⑥ 施設貸出事業

障害者及びボランティア団体、60歳以上の方などに無料貸出を行う。

⑦ 住宅改造相談事業

障害者や高齢者の住環境改善を考える方に対して、相談・情報提供を行う。

⑧ 福祉機器関連事業

障害者、介護者、関連事業従事者等に対して、福祉機器に関する情報提供を行う。

⑨ 水浴訓練室利用事業

市内在住・在勤の障害者手帳所持者や団体に対し、体力維持に資するとともに、施設の有効活用を図る。

⑩ 車いす貸出事業

障害者等を対象に2週間を限度とする車いすの貸出を行う。

(6) 中央・花見川・稲毛・若葉・緑・美浜いきいきプラザ、蘇我・花見川・さつきが丘・あやめ台・大宮・都賀・越智・土気・真砂いきいきセンター及びおゆみ野ふれあい館

① 老人福祉センター（全いきいきプラザ・いきいきセンター）

ア 老人福祉センター事業

(ア) 生活相談

専門の知識のある指導員が、高齢者の身の上や在宅福祉など、日常生活における様々な悩み事に関して相談に応じる。また必要に応じて、関係機関と連携をして支援を行う。

(イ) 健康相談（訪問健康生活相談）

看護師が高齢者の疾病の予防・治療に関する相談に応じ、必要な援助を行う。また、浴室のない中央・美浜いきいきプラザ及び全いきいきセンターでは、要望に応じて地域の集会所等に看護師と指導員を訪問させ、生活相談や健康相談を行う。

(ウ) 機能回復訓練

理学療法士及び介護予防指導士等が看護師と連携し、終了後も家庭で継続できる筋力トレーニングやストレッチ等の機能回復訓練プログラムを年間4コース行う。

(エ) 高齢者福祉講座

生きがいや健康作り、仲間作りを目的として、高齢者の教養の向上及びレクリエーションなどの、幅広くかつ誰でも気軽に参加できるような初心者向けの内容の講座を企画する。また、年間を通じた講座の他、受講機会を増やすために、半

年単位での講座も開講する。

#### (オ) 高齢者講演会

高齢者の方やそのご家族が、日常生活にとって有意義な、高齢者福祉、地域福祉、医療などの専門的な内容の講演会を行う。

#### (カ) 同好会等への活動支援

高齢者福祉講座を受講した方で構成される同好会や、地域の同好会・団体等に、活動の場や施設で所有する備品を提供することでその活動を支援する。また、同好会登録をしていただいた団体には、利用したい部屋の年間貸しの申請をしてもらうことで、優先的に部屋の貸し出しを行うなど、定期的な活動の支援を行う。

#### (キ) 個人利用の機会の提供

個人利用者に対し可能な限りロビーや集会室、教養娯楽室など諸室の開放をはかり、各自が自由に参加し、活動を楽しむなど、高齢者同士のコミュニケーションの場を提供する。また、花見川・稲毛・若葉・緑いきいきプラザには浴室が、中央・美浜いきいきプラザにはシャワー室が設置されており、「浴場運営に関する協定書」ほか各種法令を遵守し実施する。そのほか、花見川・稲毛・若葉・緑いきいきプラザにはゲートボール場が設置されており、生きがい作りに役立てるよう積極的な活用を行う。

#### (ク) 地域交流等

高齢者福祉講座受講者及び同好会会員等が、日頃の学習の成果を発表し、高齢者相互の親睦と地域交流の場となるようフェスティバルを開催する。

また、高齢者と地域の小・中学生など異世代との共同学習や活動を通じてお互いに協力し合い、さらに知識・技能の交流や伝承を図ることを目的として世代間交流事業を行う。そのほか、福祉関係職員等の育成、地域への貢献として、実習生、ボランティア及び様々な施設見学・体験を受け入れる。

### イ 生きがい活動支援通所事業

介護認定を受けていない65歳以上の方に、教養講座・体操や運動・趣味活動など、心身の機能の維持・向上を図る機会や、高齢者同士の交流の機会を提供することで、要介護状態になることの予防を図る。

### ウ 地域福祉サービス事業

地域で安心して生活できるように訪問健康生活相談及び出張体操等を実施し、地域福祉の活性化に努める。

## ② 老人デイサービスセンター（中央・花見川・美浜いきいきプラザ）

### ア 通所介護

要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することによって、要介護者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

## イ 介護予防通所介護

要支援状態にある高齢者に対し、介護予防通所介護を提供することによって、要支援者ができる限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

### ③ 元気アップ運動教室

介護予防事業の二次予防事業として、要介護状態等となるおそれが高いと認められる高齢者を対象に、中央いきいきプラザ及び若葉いきいきプラザにおいて、運動器の機能向上プログラムを行い、要介護状態又は要支援状態になることの予防に努める。

### ④ おゆみ野ふれあい館（高齢者活動支援施設）

高齢者の自主的な活動を支援する場所を提供し、高齢者活動支援事業を行う。

## (7) ことぶき大学校

高齢者等が変化する社会環境の中で必要とされる知識・技術を自ら取得するとともに、仲間づくりを行い、日頃の学習の成果をボランティア活動に活かすなど、高齢者等の生きがいつくりと地域の活性化を図るための学習と活動の場を提供するため、各種講座及び学校行事を実施する。

### ア 専門講座

ボランティア実践コース	福祉健康学科	定員 90人
	園芸学科	定員 60人
創造活動コース	美術学科	定員 30人
	陶芸学科	定員 30人

### イ 地域活動実践講座（全学科学生対象）

### ウ ボランティア体験、ボランティア相談、ボランティアガイド小冊子の発行（在校生、一部卒業生対象）

### エ 多世代交流講座（園芸学科・陶芸学科学生と小学生対象）

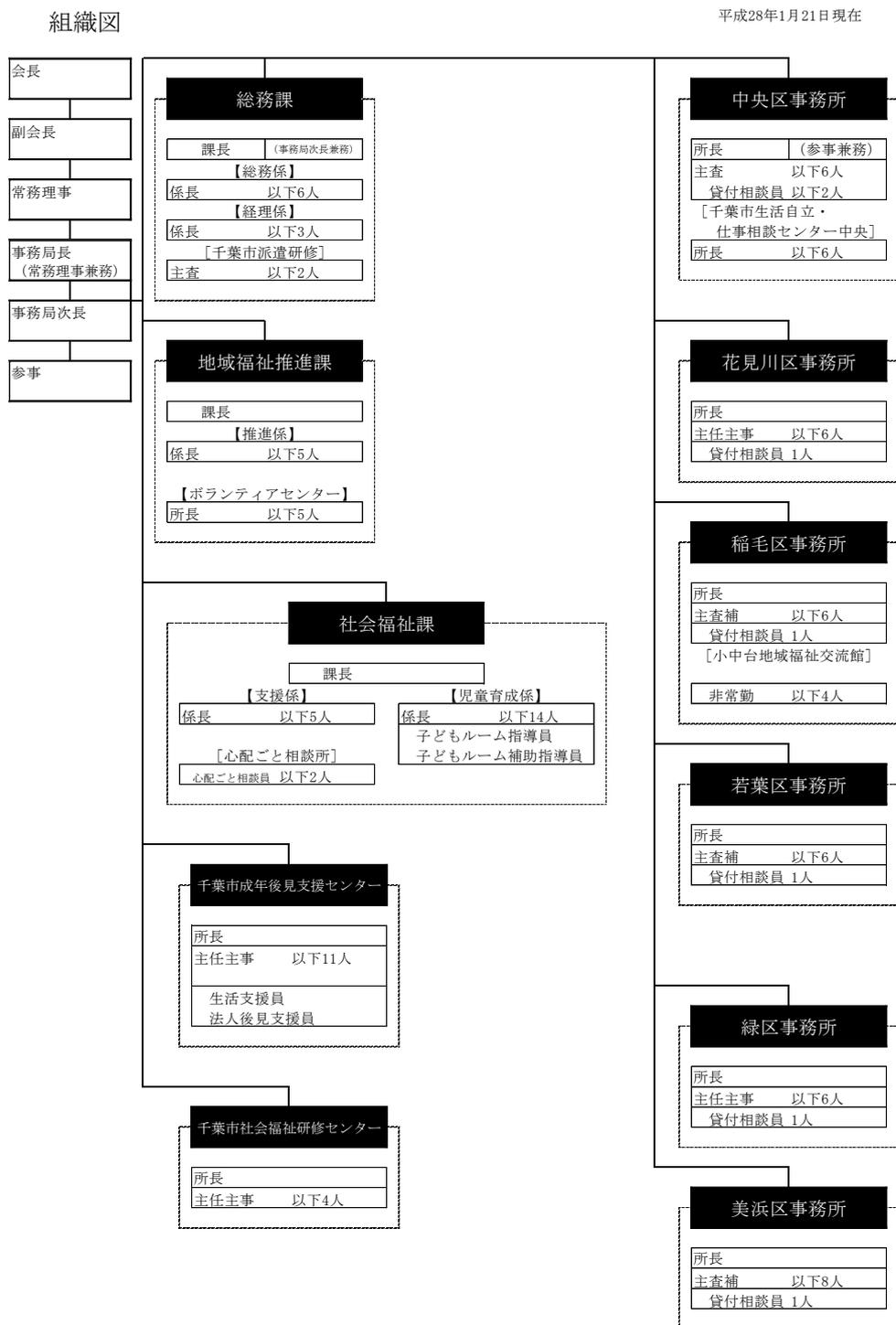
### オ 学生自治会の支援

### カ 自主事業（公開講座）

## II 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に関する概要

### 1. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の組織機構について

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の組織機構は次のとおりである。



職員数（平成28年4月1日現在） （単位：人）

区 分	独 自	派 遣
常勤役員	2	
事務局長		
次長、参事、課長、主幹	10	1
補佐		
係長	5	1
事務	48	
技術		
その他		
嘱託	480	
非常勤	478	
合 計	1,023	2

注：兼務の場合は、高い方の職に算入。例えば、常勤の理事と事務局長を兼務している場合は、常勤役員として算入している。

## 2. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事務分掌について

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事務分掌は次のとおりである。

総務課

総務係

- (1) 定款その他諸規程の制定改廃に関する事。
- (2) 理事会及び評議員会に関する事。
- (3) 社会福祉法人の登記事務に関する事。
- (4) 会長の秘書に関する事。
- (5) 儀式及び交際に関する事。
- (6) 公印に関する事。
- (7) 基本的な計画の策定及び調査研究に関する事。
- (8) 会長表彰及び各種表彰に関する事。
- (9) 広報紙誌の発行及び啓発に関する事。
- (10) 役職員の報酬及び給与に関する事。
- (11) 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。

- (12) 退職手当、退職年金及び遺族年金の支給に関する事。
- (13) 職員の福利厚生に関する事。
- (14) 職員の衛生管理及び安全衛生に関する事。
- (15) 労働災害補償等に関する事。
- (16) 職員の任免、分限、懲戒、服務その他身分に関する事。
- (17) 職員の採用計画に関する事。
- (18) 事務局の庶務及び文書事務の総括に関する事。
- (19) 共催、後援等に関する事。
- (20) 区事務所との連絡及び調整に関する事。
- (21) 都道府県及び指定都市社会福祉協議会関係会議等に関する事。
- (22) 外郭団体等との連絡及び調整に関する事。
- (23) 労働組合に関する事。
- (24) 行政財産の使用に関する事。
- (25) 情報公開に関する事。
- (26) ホームページの管理・運営に関する事。
- (27) 事業計画書及び事業報告書に関する事。
- (28) 前各号に掲げる以外の他の係の所掌に属しない事項に関する事。

#### 経理係

- (1) 財政の計画及び統計調査に関する事。
- (2) 予算の編成、執行管理及び決算に関する事。
- (3) 資金計画及び運用に関する事。
- (4) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (5) 固定資産、物品等の管理に関する事。
- (6) 税金の申告及び納付に関する事。
- (7) 寄付金等に関する事。
- (8) 前各号に掲げる以外の経理事務に関する事。

#### 地域福祉推進課

##### 推進係

- (1) 会員募集に関する事。
- (2) 区地域福祉計画推進の総合調整に関する事。
- (3) 小地域福祉ネットワーク事業に関する事。
- (4) 地区部会設置及び育成に関する事。
- (5) 地区部会との懇談会に関する事。
- (6) 福祉活動推進員に関する事。
- (7) 福祉のまちづくり推進事業に関する事。
- (8) ふれあい食事サービス事業に関する事。

- (9) 買物支援サービスモデル事業に関すること。
- (10) 各種イベント事業に関すること。
- (11) 生活困窮者自立促進支援事業の総合調整に関すること。
- (12) 前各号に掲げる以外の地域福祉に関すること。

#### ボランティアセンター

- (1) ボランティア活動の相談助言に関すること。
- (2) ボランティアの登録及び斡旋に関すること。
- (3) ボランティア講座の開催に関すること。
- (4) 福祉教育事業の普及に関すること。
- (5) 学生等ボランティア体験学習の開催に関すること。
- (6) ふれあいトークに関すること。
- (7) ボランティアの意識及び実態調査に関すること。
- (8) ボランティアセンターの広報及び啓発に関すること。
- (9) NHK学園体験実習の受入に関すること。
- (10) ボランティア基金に関すること。
- (11) 企業及び施設ボランティア活動普及に関すること。
- (12) 福祉ライブラリー運営に関すること。
- (13) ボランティア情報ネットワークに関すること。
- (14) ボランティアセンター運営委員会に関すること。
- (15) ボランティア連絡協議会に関すること。
- (16) 災害時におけるボランティア支援活動計画の策定に関すること。
- (17) 前各号に掲げる以外のボランティア振興に関すること。

#### 社会福祉課

##### 支援係

- (1) 社会福祉事業振興資金貸付事業に関すること。
- (2) 社会福祉施設及び団体助成に関すること。
- (3) 社会福祉施設相互間の連絡及び調整に関すること。
- (4) 共同募金配分金の申請及び報告に関すること。
- (5) 歳末たすけあい募金の配分に関すること。
- (6) 児童及び母子福祉に関すること。
- (7) 心配ごと相談所の運営に関すること。
- (8) 民生委員児童委員協議会に関すること。
- (9) 日本赤十字社千葉県支部千葉市地区の業務及び赤十字奉仕団業務に関すること。
- (10) 千葉県共同募金会千葉市支会の業務に関すること。
- (11) 福祉遊具提供事業に関すること。
- (12) 前各号に掲げる以外の福祉事業に関すること。

#### 児童育成係

- (1) 放課後児童健全育成事業（子どもルームの運営）に関する事。
- (2) 前号に掲げる以外の児童育成に関する事。

#### 千葉県成年後見支援センター

- (1) 成年後見支援制度の利用相談に関する事。
- (2) 成年後見申立て支援に関する事。
- (3) 成年後見候補者の情報提供に関する事。
- (4) 市民後見人の養成及び候補者の登録に関する事。
- (5) 成年後見制度の広報及び啓発に関する事。
- (6) 関係機関、団体等との連携及び協議に関する事。
- (7) 日常生活自立支援事業に関する事。
- (8) 生活福祉資金等貸付事業に関する事。
- (9) 前各号に掲げる以外の福祉サービス利用支援に関する事。

#### 社会福祉研修センター

- (1) 社会福祉研修センターの管理及び運営に関する事。
- (2) 研修及び講座の開催に関する事。
- (3) 研修歴管理に関する事。
- (4) 社会福祉研修センターの広報に関する事。
- (5) 教材及び講師の情報収集に関する事。
- (6) 実習生の受け入れに関する事。
- (7) 前各号に掲げる以外の社会福祉研修センター事業に関する事。

注：「社会福祉法人千葉県社会福祉協議会事務分掌規程」より抜粋した。

### 3. 社会福祉法人千葉県社会福祉協議会の事業内容について

平成 27 年度における社会福祉法人千葉県社会福祉協議会の事業計画書に基づく主要な事業については、次に掲げるとおりである。

#### (1) 情報のキャッチボール

##### ① 情報の発信

##### ア 社協だよりの発行

社協活動の広報紙として、社協だよりを年 4 回、各 3 万 2 千部発行し、各町内自治会での回覧や公共施設などに配架し、多くの市民へ情報を提供する。

##### イ ホームページの充実

ホームページで、本会や地区部会、各種ボランティア団体等の活動状況を掲載するとともに、地域で必要とする福祉情報を発信する。

## ウ 災害等緊急時の情報提供

ボランティアセンターのホームページに、災害ボランティアセンターの情報を掲載し、市民に対して被災地のボランティア募集等の情報を発信する。

## エ 啓発ポスターなどの作成

市民に福祉への関心をもってもらうために、「福祉のまちづくり推進福祉体験標語・ポスター・作文コンクール」の受賞作品を啓発ポスターや啓発物品の図柄として採用し、啓発活動に活用する。

## ② 情報の収集

### ア メールやアンケートによる意見収集

市民の声を広く集め、地域福祉活動に反映させるため、メールによる意見の受付や、各種講座やイベント等において受講者及び参加者に対しアンケートを行う。

## (2) 福祉教育の推進

### ① ボランティア学習の推進

#### ア ボランティア活動推進協力校等指定事業

千葉市教育委員会の協力を得て、市内の小・中学校からボランティア活動推進協力校等を指定し、学校が主体となって行うボランティア学習の取組みを支援する。

#### イ 福祉教育研究大会の開催

千葉市教育委員会の協力を得て、若松中学校を平成 27 年度の福祉教育研究大会開催協力校として指定し、学校が主体となって行う福祉教育プログラムの開発の取組みを支援する。

また、近隣の小・中学校の教員や児童・生徒のほか地域住民にも参加を呼びかけ、同校の取組みの発表や参加者のボランティア体験学習の場として、同校を会場として福祉教育研究大会を開催する。

#### ウ 高校生介護等体験特別事業

千葉県立若松高等学校を平成 26 年度から平成 28 年度まで 3 年間の介護等体験協力校として指定した。若松地区部会、若葉区事務所と共催で子育てサロンを開催し、生徒がボランティアとして参加したほか、認知症サポーター養成講座やボランティア入門講座などを実施するための支援を行う。

#### エ 福祉のまちづくり推進福祉体験標語・ポスター・作文コンクール

市内の小・中学校の児童・生徒を対象に、福祉やボランティアをテーマにした作品コンクールを開催し、学校における福祉教育の取組みを支援する。

### ② 福祉教育の支援

#### ア 福祉教育情報の提供

市内の小・中学校の福祉教育担当教員を対象に、効果的な福祉教育に資するための「福祉教育ニュース」を発行する。

市内の小学 4 年生から中学 3 年生を対象に福祉のこころを育むための「わたしもぼ

くもボランティア」を発行する。

このほか、ボランティア活動推進協力校の取組みをまとめた事例集を作成し、市内の小・中学校に配付する。

#### **イ 小学生向け福祉冊子**

市内の小学4年生を対象とした福祉教材として、「超高齢社会」を支えていく子どもたちに「福祉」への関心を抱かせる福祉冊子の制作を行う。

#### **ウ 教員向け福祉教育講座の開催**

市内の小・中・特別支援学校教員を対象に、学校で福祉教育を進めるうえで必要な福祉教育の目的・視点について整理し、ボランティア学習プログラム作成に資することを目的として、福祉教育講座を開催する。

#### **エ 福祉体験用具貸出**

市内の小・中・高等学校が行う福祉教育を支援するため、福祉体験用具の貸出しを行った。より多くの学校への貸出しができるようPRチラシを学校に配付し、福祉教育ニュースに案内を掲載する。

#### **オ 講師派遣**

市内の小・中・高等学校に障害のある方を講師として派遣し、学校による福祉教育のための講演会の支援を行う。より多くの学校への派遣ができるようPRチラシを学校に配付し、福祉教育ニュースに案内を掲載する。

#### **カ 出張ボランティア・福祉体験講座の開催**

市内の小・中・高等学校などからの依頼により職員を派遣し、ボランティアに関する講演や高齢者疑似体験、車椅子の体験指導を行う。より多くの学校へ派遣することができるようPRチラシを学校に配付し、福祉教育ニュースに案内を掲載する。

#### **キ 地域でのボランティア体験の場・活動機会の提供**

地区部会に小・中学校の児童・生徒の「ボランティア受入協力地区」としての協力を得て、地域における福祉教育への協力体制の構築を図るため、小・中学校を訪問し、地区部会との連携の働きかけを行う。

### **(3) 小地域福祉活動の活性化**

#### **① 地区部会活動の支援**

##### **ア 広報紙の発行**

地域住民に対して地区部会活動への理解と担い手を確保・育成していくことを目的とした広報紙（地区部会だより）を発行する地区部会を支援する。

##### **イ ふれあい食事サービス事業の推進**

65歳以上の独居高齢者を対象に心身の健康保持と社会参加を目的とし、定期実施型・行事实施型・施設利用型の3形態で行われる会食会や配食を実施する地区部会を支援する。

#### **ウ ふれあい・いきいきサロンの推進**

地域の中に高齢者同士の語らいの場を設け、閉じこもり防止や寝たきり、認知症の予防を行うとともに、高齢者の仲間づくりを図ることを目的としたサロンを実施する地区部会を支援する。

#### **エ ふれあい・子育てサロンの推進**

子育て中の親子が自由に集い、地域ボランティアとともに交流を通して、仲間づくりを目的としたサロンを実施する地区部会を支援する。

#### **オ ふれあい・散歩クラブの推進**

高齢者とボランティアによる散歩を通して、閉じこもりの防止や健康保持を目的とした活動を実施する地区部会を支援する。

#### **カ 地区部会ボランティア講座の開催**

地区部会活動への理解と担い手を確保・育成していくためのボランティア講座を開催する地区部会を支援する。

#### **キ 見守り活動の推進**

ひとり暮らし高齢者等に対して、日常的な見守りや声かけによる安否確認等により、安心して地域で暮らせるよう見守り活動の仕組みづくりを支援するとともに、活動を実施する地区部会（町内自治会）に助成する。

#### **ク 地域支え合い活動の推進**

掃除や買い物などの生活行為の一部が困難な方等のために、安心して地域で暮らせるような仕組みづくりを各区事務所から地域の各種団体・機関へ働きかけるとともに、新たに活動を実施する3地区部会へ助成するとともに支援する。

#### **ケ 福祉活動推進員研修会の実施**

地区部会活動の中心的な役割を担う福祉活動推進員を対象に、地域の福祉課題の発見・把握、課題解決につなげるための知識や情報を習得してもらうための定期研修会を年4回開催する。

#### **コ ふれあい食事サービス事業研修会の実施**

ふれあい食事サービス事業ボランティアに対して、参加者に喜ばれる食事の調理や食中毒等の予防に関する調理実習と衛生講習の研修会を年1回開催する。

#### **サ 地区部会役員・実務者研修会の実施**

地区部会が継続的に地域の福祉課題に取り組めるよう、地区部会役員等を対象に、地域福祉活動に関する知識や実務に関する研修会を年2回開催する。

### **② 地区部会活動推進のための基盤整備**

#### **ア 地区部会設立の支援**

市内全域で住民主体による小地域福祉活動が展開できるよう、地区部会未設置区域の住民や団体等に対して地区部会設立のための働きかけを行う。

#### イ 地区部会活動拠点確保の支援

継続的に地区部会活動を展開していくため、地域における社会資源を把握するとともに、行政、民間企業、社会福祉施設等へ地域福祉への理解を求め、活動拠点確保に向けた働きかけを行った結果、1地区の活動拠点を確保する。

#### ウ 地域福祉活動推進のための制度設計

地域福祉活動を推進していく上で、地域住民が地域の福祉課題を共有化し、効果的かつ効果的に課題解決に向けた取組みができる仕組みのあり方を調査する。

### ③ 各種団体・関係機関との連携・協働

#### ア 各種団体・関係機関との連携・協働

あんしんケアセンター等と地域福祉の推進について連携・協働するとともに、区支え合いのまち推進協議会と協力し、区支え合いのまち推進計画の推進に努めた。また、千葉県ことぶき大学校福祉健康学科と連携し、地区部会が実施するサロン活動への実習受入れの調整及び支援を行う。

#### イ 買物支援サービスモデル事業の実施

日常の買物に不便さを感じている独居高齢者が多数存在する買物困難地域の課題解決を図るため、高齢者福祉施設、店舗、民生委員や地域住民等が連携し、買物支援事業の仕組みづくりを行い、平成27年2月よりモデル事業として若葉区大宮台の5地区で実施する。

#### ウ 千葉県生活支援コーディネーター設置業務の実施

日常生活上の支援が必要な高齢者に対して多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、緑区における千葉県生活支援コーディネーター設置業務を千葉県より受託する。支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図るため、平成27年度は、生活支援コーディネーターを1名配置し、地域の生活支援・介護サービスなど社会資源の把握に努める。

## (4) ボランティア活動の促進

### ① ボランティアの育成

#### ア ボランティア活動のきっかけづくり

千葉県と協力して、区役所など市内16か所にエコキャップ回収箱を設置し、市民の自主的なエコキャップの収集・リサイクル活動の促進を図り、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを支援した。

#### イ ボランティア入門講座の開催

ボランティア活動を始めるきっかけづくりとして、世代別に体験を含めた入門講座を開催する。

- (ア) 将来の地域福祉活動の担い手として期待される小学生、中学生、高校・大学生を対象とした講座を開催する。

(イ) ボランティア活動を始めたい市民を対象とした講座と併せて、受講者を概ね中学校区単位の地区部会エリアに限定し、その地域の“見守り”・“支え合い”活動への参加を呼び掛ける「ボランティア入門講座」を開催する。

#### ウ ボランティア養成講座の開催

入門講座修了者やボランティア活動実践者を対象に、各区のニーズに応じた高齢者福祉、児童福祉等の分野別の講座を開催する。

### ② 相談、支援体制の強化・充実

#### ア ボランティア相談の受付

ボランティア活動をしたい市民や活動を実践している方が必要とする情報をパンフレット（ボランティア活動の手引き）、リーフレット（応援しますボランティア）、ホームページ等を用いて提供し、ボランティア活動の促進を図る。

#### イ ボランティアの紹介

ボランティアを必要とする市民の相談に応じ、ボランティアの調整・紹介を行う。ボランティアを必要とする人とボランティアをしたい人を結びつけるための広報紙（ボランティアセンターのお知らせ）を年9回、各1,500部発行し、登録ボランティアに配付する。

#### ウ 社会福祉施設等のボランティア担当者のための支援

ボランティアと受け入れ施設側の双方がより良い関係を築けるよう支援するため、社会福祉施設のボランティア担当者を対象に、ボランティアを受入れる基礎知識や活動プログラム作成等の研修を実施する。

#### エ 企業の社会貢献活動への相談・支援

企業からの社会貢献の相談に応じ、情報の提供を行う。

#### オ ボランティア基金事業

ボランティア基金より、ボランティアグループへの助成を行う。また、ボランティア活動を促進するための資金確保として、使用済み切手等を収集し、ボランティアの協力のもと仕分け作業を行い、売却収入をボランティア基金に積み立てる。

### ③ 災害時におけるボランティア体制の整備

#### ア 災害ボランティア講座の開催

千葉市で大規模な自然災害が発生した際に立ち上げる災害ボランティアセンターの運営を担うボランティアを養成する「災害ボランティアセンター運営ボランティア講座」を開催する。

#### イ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

千葉市ハーモニープラザを災害ボランティアセンターと想定し、社協職員と災害ボランティアセンター運営ボランティアの協働による設置運営訓練を実施する。

#### ウ 災害時における避難行動要支援者の避難支援等に対応した避難訓練の実施

地域の関係団体等と連携した避難訓練を検討し、実施する。

## (5) 権利擁護の充実

### ① 成年後見支援センター機能の充実

#### ア 成年後見制度等の周知

成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発を図るため、市民向けの講習会を行う。また、市内の町内自治会でのチラシ回覧と社会福祉施設などでポスターの掲示を行う。

#### イ 成年後見制度に関する相談・対応

成年後見制度の利用や家庭裁判所への申立て手続きに関する相談などに対応する。また、弁護士による法律相談を実施する。

#### ウ 日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力に不安を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する。

#### エ 権利擁護事業の支援体制整備

権利擁護事業に関する各区事務所の初期相談機能を強化するための職員研修を実施する。また、成年後見支援センターは専門的な相談や業務が行われるよう専門員を増員して支援体制の強化を図る。

#### オ 関係機関との連携強化

あんしんケアセンターや相談支援事業所などの関係機関や弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職との情報交換を通じて権利擁護の連携強化を図る。

#### カ 市民後見人の養成

市民後見人を養成するための研修を行い、研修修了者を後見人等候補者として登録するとともに、更なるスキルアップの機会を設ける。

#### キ 法人後見の推進

法人として成年後見人等を受任する。

業務の実施にあたっては、本会に登録した市民後見人候補者から法人後見支援員を雇用して対応する。

## (6) 在宅福祉サービスの充実・支援

### ① 在宅福祉機器の貸与

#### ア 車椅子貸与事業

短期間車椅子が必要な方へ2か月(最長6か月)を限度として、無償で貸し出し、利用者や介助者の経済的負担を軽減する。

### ② 心配ごと相談所の運営

#### ア 相談業務の実施

市民の生活上のさまざまな悩み事相談に、経験豊かな相談員が面談、電話で応じて問題解決を図るとともに、相談者の悩みの解消に努める。

また、法律問題を伴う相談に応じるため、弁護士による法律相談を行う。

#### イ 相談員の研修の実施

相談員が、変化する社会情勢に対応した適切な助言ができるよう、相談員の資質と相談技術の向上のための研修を実施する。

### (7) 子育て支援

#### ① 放課後児童健全育成

##### ア 放課後児童健全育成事業

就労等により昼間家庭にいない保護者の小学校児童に対して、授業終了後の遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育てを支援する事業を千葉市から受託し、実施する。

#### ② 交通遺児援護

##### ア 交通遺児援護事業（交通遺児援護基金）

小・中学校在学の交通遺児に対して入学祝い金 10,000 円や歳末慰問金 5,000 円を、お祝いのことばを添え、担当民生委員・児童委員を通じて支給する。

#### ③ 心身障害児福祉の推進

##### ア 心身障害児福祉事業

小学1年生から中学3年生までの特別児童扶養手当を受給している心身障害児の養育者に対して、歳末慰問金 4,000 円に激励文を添え、担当民生委員・児童委員を通じて支給する。

### (8) 生活安定のための支援

#### ① 経済的な自立更生の支援

##### ア 生活福祉資金貸付事業

事業の実施主体である千葉県社会福祉協議会との緊密な連携のもと、貸付金を必要とする市民へ速やかに融資する。また、借受世帯に対し訪問や面接を行い、世帯の自立を支援する。

##### イ 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者の様々な状況とその問題点を把握・評価・分析し、自立に向けた効果的な支援が行われるように支援計画を策定し、支援を行う。

##### ウ 緊急一時的な食糧支援事業

フードバンクちばと連携し、生活困窮者へ緊急一時的な支援を行う。

### (9) 福祉施設や団体との連携・支援

#### ① 施設団体等助成

##### ア 施設団体等助成事業

民間社会福祉団体の適正な運営と民間社会福祉施設の事業が適切に実施されるよう、運営等に要する経費を助成する。

##### イ 福祉施設・団体の歳末行事等への助成事業

福祉施設・団体の歳末行事等の開催に要する経費の一部を助成する。

② **社会福祉事業振興資金貸付**

ア **社会福祉事業振興資金貸付事業**

民間社会福祉施設へ、事業概要のPRを図る。

③ **各種団体・関係機関との連携・協働**

ア **各種団体・関係機関との連携・協働**

あんしんケアセンター等と地域福祉の推進について連携・協働するとともに、区支え合いのまち推進協議会と協力し、区支え合いのまち推進計画の推進に努める。また、千葉県ことぶき大学校福祉健康学科と連携し、地区部会が実施するサロン活動への実習受入れの調整及び支援を行う。

(10) **人材育成のための研修の充実**

① **指定管理の研修・指定管理以外の研修**

千葉県社会福祉研修センターの管理運営を行い、福祉を担う人材の育成と資質の向上を図るため、社会福祉事業に従事する社会福祉施設職員、行政職員等を対象に幅広い研修を、計画的・体系的に実施するとともに、市民を対象とした社会福祉セミナーを実施する。

② **社会福祉士養成課程相談援助実習の実習生の受入れ**

社会福祉士養成課程における相談援助実習プログラムの充実を図り実習生を受入れ、各部署において社会福祉士として必要な知識及び援助技術を取得するための実習指導を行う。また、新たに社会福祉主事任用資格取得に係る社会福祉現場実習生の受け入れ、実習指導を行う。

(11) **広報活動の充実**

① **社協のPR活動**

ア **社協だよりの発行**

社協活動の広報紙として、社協だよりを年4回、各3万2千部発行し、各町内自治会での回覧や公共施設などに配架し、多くの市民へ情報を提供する。

イ **ホームページの充実**

ホームページで、本会や地区部会、各種ボランティア団体等の活動状況を掲載するとともに、地域で必要とする福祉情報を発信する。

ウ **各種イベントでのPR活動**

各区単位で開催された区民まつりや、地区部会が主催するイベント等に積極的に参加し、市民へ本会や地区部会活動への理解促進に努める。

エ **出前講座の実施**

市民や団体等からの依頼により、本会の職員が地域に出向き、本会の活動内容などを説明し、理解促進に努める。

## (12) 体制の充実・強化

### ① 会員の拡大

#### ア 住民会員の拡大

市民に社協の活動を理解してもらい、本会の会員として継続的に地域福祉に参加してもらえるよう、地区部会を通して会員の拡大に努める。

#### イ 特別会員・賛助会員の拡大

千葉市老人福祉施設協議会、千葉市民間保育園協議会、千葉市身体障害者施設連絡協議会への訪問依頼や社会福祉施設・企業等や入会案内により、継続的に地域福祉に参加してもらえるよう、特別会員・賛助会員の拡大に努める。

#### ウ 会員制度の見直し

会員制度について本会の会員制度の仕組みや意義を理解してもらえるよう、他都市の制度等の調査を行うとともに、本会の会員制度のあり方について検討を行う。また、地域住民や町内自治会に対し会員募集のチラシの配布や会員制度の仕組みや意義の理解促進に努める。

### ② 自主財源の確保

#### ア 収益事業の検討・実施

マスコットキャラクターを使用した商品を作製し、販売するなど自主財源の確保に努める。

#### イ 赤い羽根共同募金の増額

新たな協力者（寄付者を含む）の拡大を図る中で、法人への訪問を強化するために共同募金の現状、仕組み、使いみち等を記載した資料を作成し説明を行い、理解促進に努める。

#### ウ 有料広告の利用促進

社協だよりやホームページに、広告掲載を希望する企業等を募集する。

### ③ 組織体制の充実・強化

#### ア 区事務所の機能充実

地域の特性やニーズ等を踏まえ、各区事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域福祉活動のコーディネートをよりきめ細かく活発に行う。

また、成年後見支援センター、千葉市生活自立・仕事相談センター中央等の内部機関との更なる連携を図り、課題解決を総合的に支援する体制の強化に努める。

#### イ 職員の資質向上

職場内研修の実施や職場外研修への派遣とともに、資格取得を促進する。

また、平成 27 年度における社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事業報告書に掲載されている決算書に基づく主要な事業については、次に掲げるとおりであり、前記の事業計画書に基づく分類とは相違している。

**(1) 社会福祉事業**

**① 法人運営事業**

ア 法人運営事業

**② 連絡・助成事業**

ア 調査・企画・広報等事業

イ 地域ぐるみ福祉ネットワーク事業

ウ ボランティア活動事業

エ 在宅福祉・助成援護等事業

オ 共同募金配分金事業

カ 基金運営等事業

**③ 自立支援等事業**

ア 日常生活自立支援等事業

イ 生活福祉資金貸付事業

**④ 放課後児童健全育成事業**

ア 放課後児童健全育成事業

**(2) 公益事業**

**① 施説管理運営等事業**

ア 社会福祉研修センター管理運営事業

イ 地域福祉活動支援事業

ウ 成年後見支援センター運営事業

エ 生活困窮者自立促進支援事業

オ 千葉市生活支援体制整備事業

### 第3 外部監査の結果

#### 第3-1 外部監査の実施の結果一覧について

今年度の包括外部監査の実施結果のうち、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に係る監査結果を一覧表にして示したものが次の表である。この一覧表に記載されている大項目～小項目までの項目名称は、おおむね指摘及び意見の項目に合致している。ここで、指摘とは監査対象部門が執行する財務事務等について、法令又は規程等に反する場合や事務処理の結果等が不当であると考えられる場合に合規性違反として監査結果報告書に記載しなければならないものである。一方、意見は、当該財務事務等が合規性違反ではないが、経済性・効率性、又は有効性の面で改善の余地が大きい場合に、監査結果報告書に記載することができるものである。指摘も意見も監査対象部門の改善措置を求めものとしては同様であるが、指摘は合規性違反に係るものであるため、より厳格に改善措置が要求されるものである。この一覧表にまとめられた指摘及び意見は、外部監査人側と監査対象部門とが数回にわたって協議を重ね、指摘及び意見の内容について共通認識を持ち、今後の措置として必ず実施することに合意したものである。

なお、指摘の場合は、第3 外部監査の結果に記載している【結果】欄の文章末尾を「～されたい。」という文言で統一し、また、意見の場合は文章末尾を、「～することを要望する。」という文言で表現している。また、表中の数値について、「①」は「指摘」が1件であることを、また、「1」は「意見」が1件であることを表している。一方、「i」は「提案」という区分を創設し、監査対象部門又は市として直接対応することができない意見であり、法制度の改革により、行政の事務処理についてより効率的に実施することが見込まれるもの等を表す。

#### 【外部監査の結果一覧：監査項目別、監査対象部門別指摘・意見】

##### 1. 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団に係る外部監査結果一覧

大項目	中項目	小項目等	A 事務局	B ことぶき大学校	C 障害者福祉センター	D ハーモニープラザ	E 千葉市桜木園	F 和陽園	G いきいきプラザ	H 千葉市療育センター	I 地域福祉課	J 障害福祉サービス課
1. 事業団の管理運営												
	(1)	経営理念の浸透										
	①	経営理念の浸透	1									
	(2)	経営管理の責任と権限										
	①	経営監理の責任と権限	1									
	(3)	人事考課制度										

	① 人事考課制度における評価方法	1										
	(4) 積立資産の会計処理と預金振替処理との整合性											
	① 口座残高の確認	①										
	(5) 財務諸表に関する開示											
	① 減価償却累計額の開示	1										
	② リース資産に係る重要な会計方針	1										
	(6) ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校OB会											
	① ことぶき大学校OB会		1									
	(7) ハーモニープラザ管理：ボランティアコーディネーター											
	① ボランティアコーディネーターの活用		1									
	(8) ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校の定員割れ											
	① ことぶき大学校の定員割れ		1									
	(9) ハーモニープラザ管理：障害者福祉センターの人員配置											
	① 障害者福祉センターの人員配置			1								
	(10) ハーモニープラザ管理：修繕業務											
	① 修繕業務					①					①	
	(11) ハーモニープラザ管理：アンケートの実施											
	① アンケート回収					1						
	(12) 外部業務委託における仕様書及び委託費											
	① 清掃業務委託の仕様書（特別清掃）					①						
	② 清掃業務委託の仕様書					①						
	③ 外部業務委託における競争入札					1						
	④ 外部業務委託における予定価格の適正性					①						
	⑤ 外部業務委託のモニタリング					1						
	(13) 外部業務委託における入札・契約の執行											
	① 随意契約に係る合理的理由					①						
	② 業務委託の複数年契約					①1						
	2. 千葉市桜木園											
	(1) 専門職員の欠員											
	① 常勤看護師の欠員補充					1						
	② 資格取得のための職務専念義務免除等の活用					1						1
	③ 人件費の返納基準の明確化					1						1
	(2) 個別修繕の実施により取得した財産の管理											
	① 個別修繕の結果報告					①						
	② 個別修繕により取得した財産					①						

	(3) 防災計画												
	① 風水害マニュアルの更新					1							
	(4) 通所支援事業												
	① 送迎車両の不足					1							1
	(5) 医薬品の管理												
	① 実地棚卸結果の会計責任者への報告					①							
	② 医薬品の貸借対照表への計上					①							
	(6) 被服管理												
	① 貸与品及び貸与期間					①							
	② 貸与品の返納及び廃棄処分					①							
	(7) 外注費												
	① 予定価格の設定					1							
	② 実施計画の入手と履行状況の評価					1							
	③ 随意契約に係る合理的理由					①							
	④ 業務委託の複数年契約					①							
	3. 千葉市社会福祉事業団和陽園												
	(1) 和陽園の概要												
	(2) 利用者預り金の管理												
	① 利用者預り金の簿外管理								1 i				
	② 預り金（現金）の出納簿の記載方法								①				
	③ 預り金状況報告の未実施								①				
	④ 預り金総括表の未作成								①1				
	⑤ 預り金残高に関する確認の内部統制								①				
	⑥ 個人別預貯金出納簿の記載誤り								①				
	⑦ 受領書の入手								①				
	(3) 被服の管理												
	① 貸与品管理台帳及び貸与品個人台帳の未作成								①				
	② 被服の管理								①1				
	(4) 保険請求の確認												
	① 外泊のシステム入力誤りによる保険請求の過少								①				
	② 介護請求時の請求内容の確認方法								1				
	(5) 業務の外部委託												
	① 業務委託の複数年契約								①				
	② 委託に関する実施計画書の入手及び評価								①				
	③ 清掃業務委託予定価格設計書の管理費の設定								①				

	④ 清掃業務委託予定価格の設定						1				
	⑤ 落札した事業者による契約の辞退						1				
	(6) 訪問介護事業に関する事業計画										
	① 訪問介護事業に関する事業計画						1				
	(7) 施設再整備に関する事業計画										
	① 施設再整備に関する事業計画						1				
	② 施設整備積立金の積立て漏れ						①				
	③ 施設整備積立金の計上拠点						1				
	4. 千葉市社会福祉事業団いきいきプラザ										
	(1) 業務の外部委託										
	① 業務委託の複数年契約							1			
	② 予定価格の設定							①			
	5. 千葉市療育センター										
	(1) 各施設の業務内容及び運営状況										
	① 相談から療育方針決定までの待機期間								1		1
	② 専門職員の配置状況								1		
	③ 周辺都市との経営状況の比較、分析								1		
	④ 職員の倫理綱領及び行動指針の掲示								1		
	(2) 療育相談所での自己負担額の徴収業務・保険請求業務										
	① 療育相談所の業績管理								1		
	② 査定減、返戻、保留に係る案件の管理								1		
	(3) 施設定員の考え方										
	① 施設定員に関する決定方針								1		
	② 施設の定員及び利用者数に対する評価手法								1		
	(4) 業務の外部委託										
	① 予定価格の設定								①		
	② 委託業務の履行状況の評価								1		
	③ 随意契約に係る合理的理由								①		
	④ 業務委託の複数年契約								①		
	指摘の合計数 (延べ 33 件)	1	0	0	6	8	13	1	3	1	0
	意見の合計数 (延べ 43 件)	5	3	1	4	7	9	1	9	0	4
	提案の合計数 (1 件)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

注：指摘及び意見の合計数の記載で「延べ」と表記しているのは、2部門に共通する指摘が1件、同じく2部門に共通する意見が4件存在し、それぞれを1件として数えているために「延べ」としているものである。

## 2. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会に係る外部監査結果一覧

大項目	中項目	小項目等	A 事務局	B 地域福祉課	C 区事務所	D ボランティアセンター	E 社会福祉研修センター	F 千葉市成年後見支援センター
		1. 社会福祉協議会収入管理						
		(1) 各区事務所及び本部における会費収入管理						
		① 各自治会収納の住民会費の網羅性に対する牽制	①1					
		② 各区事務所での収納の網羅性	①					
		③ 各区事務所での会計処理のタイミング	1					
		④ 会費の会計的性格	1					
		⑤ 事業報告書における会員の状況に関する集計ミス	①					
		(2) 共同募金						
		① 現金での受付の管理	1					
		② 募金箱の現金回収	1					
		2. 共同募金配分金事業サービス区分						
		(1) 共同募金配分金事業に係るサービス区分等の設定	1					
		3. 人件費及び運営費補助金						
		(1) 人件費	1					
		(2) 所管課における実績報告等の検証		1				
		(3) 提出書類の明確化		1				
		4. 会費及び寄附金の税額控除等						
		(1) 税額控除に関するホームページ上の記載	1					
		(2) 領収書の適正な管理	①		①			
		5. 雇用保険料預り金の会計処理						
		(1) 過年度雇用保険料の預り金の滞留	①					
		6. 地域支え合い活動						
		(1) 平成 27 年度の実績	1					
		(2) ボランティアセンターとの連携	1					
		(3) 補助金交付申請書の添付書類	1					
		7. ボランティアセンター						
		(1) ボランティア入門講座				1		
		(2) ボランティア登録者				1		

8. 千葉市ハーモニープラザ管理運営業務委託							
	(1) 自主事業						
	① 自主事業の計画の必要性					1	
	② 自主事業に係る剰余金の取扱い					1	
	(2) モニタリングの内容						
	① 研修の延べ参加者数					1	
	② 研修の受講率の算定方法の誤り					①	
	③ アンケート総合評価					1	
9. 外部団体との経費の精算							
	(1) 民児協職員給与の支払、精算時の会計処理	①					
	(2) 民児協職員給与の取扱い	1					
10-1. 放課後児童健全育成事業の会計処理							
	(1) 固定資産						
	① 国庫補助金等特別積立金積立額の計上	①					
	② 固定資産の取扱い	①					
	(2) 現金・預金の管理						
	① おやつ代の会計処理	1					
	② おやつ代管理口座残高の取扱い	1					
10-2. 放課後児童健全育成事業の人員配置							
	(1) 計画と実績の比較						
	① 他団体との連携	1					
10-3. 放課後児童健全育成事業の児童数の増減							
	(1) 当初計画と実績の比較						
	① 利用児童数増減分析	1					
10-4. 放課後児童健全育成事業の運営管理							
	(1) 運営管理						
	① 目標設定	1					
	② 他団体比較	1					
	③ モニタリング	1					
	④ 積算方法	1					
11. 自立支援等事業							
	(1) 補助金の積算方法						
	① 補助金の積算方法	①					
	② 予算実績差異分析	1					
12. 生活福祉資金貸付事業							

	(1) 千葉県社会福祉協議会の窓口業務としての受託業務						
	① 目標設定	1					
	② 会計処理科目	①					
	(2) 経理区分間繰入金支出の取扱い						
	① 兼務人件費の積算	1					
	② 事業従事人件費の実績集計とその評価	1					
13. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会たすけあい金庫貸付							
	(1) 消滅時効未完成の借受人への対応						①
	(2) 消滅時効完成の借受人への対応						1
14. 高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金							
	(1) 消滅時効未完成の借受人への対応						①
	(2) 消滅時効完成の借受人への対応						1
指摘の合計数 (延べ 14 件)		10	0	1	0	1	2
意見の合計数 (34 件)		24	2	0	2	4	2
提案の合計数 (0 件)		0	0	0	0	0	0

注：指摘の合計数の記載で「延べ」と表記しているのは、2 部門に共通する指摘が 1 件存在し、それぞれを 1 件として数えているために「延べ」としているものである。

## 第3-2 外部監査の総括的所見

### 1. 地域包括ケアシステムの構築について

#### (1) 介護の必要性と介護認定の現状について

現在、日本においては地域における高齢化が劇的に進行している。平成28年9月現在の65歳以上高齢者人口は3,411万人で、75歳以上高齢者人口は1,662万人であり、平成24年度（それぞれ3,035万人、1,492万人）と比較して、65歳以上高齢者人口で376万人の増加、75歳以上高齢者人口で170万人の増加であった。また、平成37年度には65歳以上高齢者人口は3,657万人（平成28年9月時点と比較して246万人の増加）で、75歳以上高齢者人口は2,179万人（同じく517万人の増加）となるものと推計されている（「日本の将来人口推計」より）。

このような劇的な高齢化の中で、認知症高齢者も増加するものと推計されており、平成24年度における認知症高齢者は462万人（65歳以上高齢者に占める割合15%）であったものが、平成37年度には約700万人（同じく約20%）になるものと推計されている（「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」）。また、世帯主が65歳以上の単独世帯及び夫婦のみの世帯も増加していくものと考えられている（「日本の世帯数の将来推計」より）。

このような高齢化の劇的な進展と認知症等の増加の中で、介護や医療等のサービスを必要とする地域の住民が更に増えるものと考えられる。現在では、それらのサービスを、誰が、いつ、どのように受けることができるのか、また、それらのサービスは誰によって提供されるのかという基本的なサービス提供の仕組みを有機的に連携させて構築することが喫緊の課題となってきた。

そもそも、介護を必要とする市民の方々は、介護保険制度が始まるまでは、主として自宅で家族による介護を中心にケアを受けてきたが、介護保険制度が始まると居宅介護や施設介護等のサービス事業者が提供する介護に係るサービスを受けることができるようになり、家族による介護の負担が飛躍的に削減されてきた。その一方で、介護保険サービスの給付の現状は年々増大し、それに伴い、介護保険制度における保険者（市町村）の財政的な負担は拡大しており、国や都道府県を始め、保険者である市町村の行財政的な課題となっている。

また、介護保険事業や高齢福祉・障害福祉事業を支える人材の確保と定着等についても、現在、大きな課題となっている。介護福祉士、保健師及び看護師等、介護保険事業を支える人材の育成をどのように進めるか、そして、それらの人材が各機関において将来のキャリア・パスを描きながら、いきいきと介護保険事業等に従事し続けることができる仕組みをどのように構築していくか等の課題に、行政としてもどのように応えていくかが問われ

ている。

介護保険事業の現状を見ると、介護を必要とする方々の状況（要介護度等の相違）に応じて給付の必要性が異なり、また、給付額が増大してきている。ここで、介護を必要とする方々の状況を全国と千葉市において見てみることにする。

まず、平成28年9月末現在における全国の介護認定の状況を被保険者別、認定区分別に示し、更に平成22年度末現在の状況と比較したものが次の2つの表である。

【平成28年9月末現在 全国要支援・要介護別被保険者数及び構成割合】 (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
第1号被保険者	878,955	845,643	1,218,897	1,067,072	806,718	743,490	592,088	6,152,863
構成割合	14.3%	13.7%	19.8%	17.3%	13.1%	12.1%	9.6%	100.0%
65歳以上75歳未満	125,185	120,253	142,742	134,453	90,597	76,954	70,059	760,243
	構成割合	16.5%	15.8%	18.8%	17.7%	11.9%	10.1%	100.0%
	75歳以上	753,770	725,390	1,076,155	932,619	716,121	666,536	5,392,620
	構成割合	14.0%	13.5%	20.0%	17.3%	13.3%	12.4%	9.7%
第2号被保険者	12,623	19,487	22,909	28,854	18,498	15,626	17,284	135,281
構成割合	9.3%	14.4%	16.9%	21.3%	13.7%	11.6%	12.8%	100.0%
合 計	891,578	865,130	1,241,806	1,095,926	825,216	759,116	609,372	6,288,144
構成割合	14.2%	13.8%	19.7%	17.4%	13.1%	12.1%	9.7%	100.0%

注1:「介護保険事業状況報告」厚生労働省

注2:平成28年9月末の網掛けは、平成22年度末からの構成割合の増加区分に付している。

【平成22年度末現在 全国要支援・要介護別被保険者数及び構成割合】 (単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数	
第1号被保険者	651,564	647,363	882,474	862,319	675,258	619,202	569,259	4,907,439	
構成割合	13.3%	13.2%	18.0%	17.6%	13.8%	12.6%	11.6%	100.0%	
65歳以上75歳未満	92,811	96,262	111,096	111,204	83,317	69,665	68,746	641,101	
	構成割合	14.5%	15.0%	17.3%	17.3%	13.0%	10.9%	100.0%	
	75歳以上	558,753	551,101	771,378	743,115	591,941	549,537	500,513	4,266,338
	構成割合	13.1%	12.9%	18.1%	17.4%	13.9%	12.9%	11.7%	100.0%
第2号被保険者	11,968	20,632	24,479	34,298	22,633	18,564	22,225	154,795	
構成割合	7.7%	13.3%	15.8%	22.2%	14.6%	12.0%	14.4%	100.0%	
合 計	663,528	667,995	906,953	896,617	697,891	637,766	591,484	5,062,234	
構成割合	13.1%	13.2%	17.9%	17.7%	13.8%	12.6%	11.7%	100.0%	

注1:「介護保険事業状況報告」厚生労働省

平成28年9月末現在の表で網掛けの部分は、被保険者別、認定区分別の人数の構成割合について、平成22年度末現在のそれと比較して増加した区分を表している。

次の表は平成22年度末現在と比較して、平成28年9月末現在の被保険者別、認定区分別人数の増減と全体の総数での増減に対する差異を示した表である。

【全国における平成22年度末現在に対する平成28年9月末現在の認定数の増減の状況】

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
第1号被保険者	134.9%	130.6%	138.1%	123.7%	119.5%	120.1%	104.0%	125.4%
平均との差異	9.5%	5.3%	12.7%	-1.6%	-5.9%	-5.3%	-21.4%	0.0%
65歳以上75歳未満	134.9%	124.9%	128.5%	120.9%	108.7%	110.5%	101.9%	118.6%
平均との差異	16.3%	6.3%	9.9%	2.3%	-9.8%	-8.1%	-16.7%	0.0%
75歳以上	134.9%	131.6%	139.5%	125.5%	121.0%	121.3%	104.3%	126.4%
平均との差異	8.5%	5.2%	13.1%	-0.9%	-5.4%	-5.1%	-22.1%	0.0%
第2号被保険者	105.5%	94.5%	93.6%	84.1%	81.7%	84.2%	77.8%	87.4%
平均との差異	18.1%	7.1%	6.2%	-3.3%	-5.7%	-3.2%	-9.6%	0.0%
合 計	134.4%	129.5%	136.9%	122.2%	118.2%	119.0%	103.0%	124.2%
平均との差異	10.2%	5.3%	12.7%	-2.0%	-6.0%	-5.2%	-21.2%	0.0%

注1:「介護保険事業状況報告」厚生労働省

注2:網掛けは、総数での増減率(平均)との差異がプラスである区分に付している。

これらの特徴としては、次のとおりである。

- i 全国的には、平成22年度末現在と比較して、平成28年9月末現在の認定区分別認定者数の構成割合は要支援1・2と要介護1の区分が増加し、要介護2～5の区分は減少している。この傾向は第1号被保険者、第2号被保険者ともに該当する。ただし、65歳以上75歳未満の区分では、要支援1・2と要介護1・2の区分が増加し、要介護3～5の区分は減少している。
- ii 平成22年度末現在と比較して、平成28年9月末現在の認定区分別認定者数の増減をみると、第1号被保険者と第2号被保険者の合計及び第1号被保険者の区分では、全て増加しているが、第2号被保険者の区分では、要支援1の区分が増加した以外は、要支援2、要介護1～5までの区分で減少している。
- iii また、平成22年度末現在と比較して、平成28年9月末現在の認定区分別認定者数の増減率をみると、第1号被保険者と第2号被保険者の合計で30%以上の伸びを示している区分は要支援1(34.4%)と要介護1(36.9%)であり、一方、最も伸びが低い区分は要介護5(3.0%)である。

このような全国の状況に対して、千葉市の状況を示すと次のとおりである。

【千葉市要支援・要介護別被保険者数及び構成割合並びにその増減】

(単位:人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
平成28年9月末現在	5,619	4,805	8,656	6,398	5,075	4,514	3,551	38,618
構成割合	14.6%	12.4%	22.4%	16.6%	13.1%	11.7%	9.2%	100.0%
平成22年度末	4,451	3,821	4,951	4,787	3,604	3,535	3,180	28,329
構成割合	15.7%	13.5%	17.5%	16.9%	12.7%	12.5%	11.2%	100.0%
増 減	1,168	984	3,705	1,611	1,471	979	371	10,289
構成割合	11.4%	9.6%	36.0%	15.7%	14.3%	9.5%	3.6%	100.0%

注:「介護保険事業状況報告」厚生労働省

この表の中で、平成 28 年 9 月末の網掛けは、平成 22 年度末からの構成割合の増加区分に付している。また、「増減」欄の網掛けは、増減の構成割合が 10%以上である区分に付している。この表から、千葉市の場合は平成 28 年 9 月末現在、平成 22 年度の状況と比較して、次のことが分かる。

- i 千葉市の場合、認定者数の構成割合が増加した区分は要介護 1 と要介護 3 である。
- ii 「増減」欄の人数の構成割合が 10%以上の区分は 4 区分あり、要支援 1、要介護 1～3 である。
- iii 要介護 1 の区分の増加の構成割合が 36.0%と大きな割合である。

このように全国の状況と比較して千葉市は認定区分別の認定者数の構成割合の増減に差異が認められ、特に要介護 3 の増加が特徴的である。

## (2) 地域包括ケアシステムの必要性について

このような介護認定状況の特徴を踏まえて、様々な介護サービス等を必要とする市民の方々が、適時、適切に相談を受けることができ、通常的生活を送る中で円滑に介護サービス等を受けることができる仕組みとして、地域包括ケアシステムが構築されつつある。

ここで、地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制とされている（社会保障制度改革プログラム法第 4 条第 4 項、医療介護総合確保促進法第 2 条第 1 項）。

この地域包括ケアシステムの構築については、国や地方公共団体において、介護保険制度の見直しや医療機関、居宅・施設等介護事業者との連携、介護予防事業の推進等の諸施策の連携が図られつつあるが、各地域の実情に応じて試行錯誤によりその構築が進められているようにも感じられる。

このような地域包括ケアシステムの現状認識において、その構築を担う各機関（行政、介護保険事業者、医療機関、ボランティア団体等）がいかに有機的に連携しながら、介護等の需要に効果的に対応していくかが、地域包括ケアシステムの運用を評価する際に、重要な評価の視点の一つとなるものと考えられる。しかし、今年度の包括外部監査を通じて、介護保険事業や外郭団体である 2 つの社会福祉法人が実施する事業の現状を把握し、財務的な問題点や業務上の課題を認識した。それらの問題点等に係る指摘事項及び意見については、第 3 外部監査の結果、Ⅱ各論等を参照されたい。それらの問題点等を踏まえて、ここでは総括的な所見として次の論点を掲げることとする。

- i 地域における介護等の潜在的な需要に関して、市民の方々から相談を受ける際に、適時、適切にその相談を受入れ、対応しているかについては、一部、十分になされていない可能性があること。
- ii 地域包括支援センター業務を現場において実施する際に、特に地域ケア会議の効果的

実施や相談事例のうち対応が困難とされる事例への対処方法等について、行政と受託事業者との認識に乖離が生じているものと考えられ、その認識の乖離が十分には調整されていないこと。

以上、i 及び ii については、市が社会福祉法人や医療法人にその業務を委託するあんしんケアセンターに対して、外部監査人が行ったアンケート調査の結果によって明らかになった。

iii 地域包括ケアシステムを担うボランティア、特に日常生活支援に係るボランティアの育成が十分ではないこと。

iv 市の外郭団体としての社会福祉法人の事業展開において、地域における介護等のサービスの担い手としての期待に十分には応えていないこと。

これらの論点に関して、以下では総括的な所見を述べることとする。

## 2. あんしんケアセンター業務における課題について

市は地域包括支援センターとしての機能を有するあんしんケアセンター業務を、現在 24 か所で展開している。そのあんしんケアセンター業務は全て委託により社会福祉法人又は医療法人によって実施されている。外部監査の実施においては、あんしんケアセンター業務の委託契約書一式及び業務実績等の資料を監査資料として入手し、分析・質問等を繰り返した他、現場視察及び各あんしんケアセンターに対するアンケート調査を実施した。その結果、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるためには、あんしんケアセンターの業務の実際の運用上、次の点が課題であると考えられる。

### (1) 対応困難な相談への対処について

あんしんケアセンターの受託事業者はその契約における仕様書に従い、包括 3 職種（i 保健師又は地域ケア、地域保健等に関する相談業務の経験を有する看護師、ii 社会福祉士、iii 主任介護支援専門員）を確保し、地域においてケアを必要とする市民の方々の相談内容に応じて、介護予防ケアマネジメント事業や総合相談支援事業及び権利擁護事業を効果的に実施することが求められている。そして、地域において必要な介護給付サービス、障害者サービス及び権利擁護・成年後見等が受けられるよう、適時、適切に誘導することが求められている。そのような相談等の業務の中で、民間の受託事業者単独では適切な対応に苦慮している事例が存在するようであり、個々の事例に応じて地域包括ケアシステムの担い手である各機関の連携が必要な場合があるものと考えられる。そのような連携が現時点では十分には機能していないものと考えられる。

ここで、困難事例とは、次のような要因を伴う事例であり、実際には複数の要因が関連する複合的な事例とされている。

すなわち、困難事例とは、「①援助者への依存と非難を繰り返すなど、対人関係に偏りがある、②本人や家族に精神障害や知的障害がある、③必要なサービスを拒否する、④自己放任（セルフネグレクト）、⑤在宅の意志が強いが、独居等で在宅に限界がある、⑥病傷害による生活環境の変化や不治の病を受容できない、⑦不適切な介護法に固執する家族（家族に悪意がない場合）、⑧高度な医療ケアが必要だが、そのニーズに応えられない、⑨虐待、⑩不当な多重債務や年金搾取等の権利擁護を必要とする、⑪収入が少なく生活に支障があるなどの経済的困難、⑫問題行動が伴う認知症、⑬本人の意志決定が困難で、代わって決定する人がいない⑭その他」の因子を持つ事例である。特に、地域包括支援センターの担当地区で特に多いとされる困難事例としては「②本人や家族に精神障害や知的障害がある」62.8%、「⑪収入が少なく生活に支障があるなどの経済的困難」46.5%、「⑨虐待」42.4%とされている<sup>注</sup>。

注：出典は「地域包括支援センターの運営にみる困難事例への対応」井上信宏稿（信州大学経済学部）22頁脚注15）である。

## （２）地域ケア会議の実施状況について

あんしんケアセンターの受託事業者はその契約における仕様書に従い、地域包括ケアシステムを効果的に機能させ、包括支援事業を効果的に実施するためには、様々な社会的な資源が有機的に連携することができる環境整備を行うことが重要である。こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築が必要とされ、その構築のための手法の一つとして「地域ケア会議」を必要に応じて開催することを求めている。

ここで、地域ケア会議とは、i 個別課題解決機能、ii 地域課題発見機能、iii ネットワーク構築機能、iv 地域づくり・資源開発機能、v 政策形成機能を有する重要な会議である。すなわち、「地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援 専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化して、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、更には、介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる（厚生労働省説明資料「地域ケア会議について）」機能を有する会議であるとされている。一般にその構成員は、自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）、ST（言語聴覚士）、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他とされている。

この地域ケア会議の実施状況については、24か所のあんしんケアセンターの業務実施において、それぞれ異なることを外部監査の実施過程で行ったアンケート調査で確認した。そして、各受託事業者の意見として、地域ケア会議での事例検討が不十分であることや市

全体としてのノウハウの蓄積、そのノウハウに基づいた現場における効果的な対応等について、不十分であるという回答が目立った。

### (3) 基幹型地域包括支援センター機能の育成について

以上のことから、地域包括支援センターの機能を更に充実させるためには、困難事例等にも効果的に対応することができるネットワークシステムの構築が求められているものと考えられる。現状では、24か所のあんしんケアセンターにおいて、様々な社会的・個人的要因を有する相談事例に対応しているが、地域ケア会議における困難事例等の検討結果等を踏まえ、各機関及び多職種連携により、地域における困難事例にも的確に対応することができる体制を備えた基幹型の地域包括支援センター機能を育成することが急務であると考えられる。

### (4) 市レベルの地域ケア会議の機能について

また、地域包括ケアシステムの構築のためには、次のことが求められている（厚生労働省説明資料「地域ケア会議」を活用した個別課題解決から地域包括ケアシステム実現までのイメージより）。

- i 地域包括支援センター又は市町村が、多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援のための実務者レベルの地域ケア会議を開催するとともに、必要に応じて、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有するための地域ケア会議を開催する。
- ii 市町村は、地域包括支援センター等で把握された有効な支援方法を普遍化し、地域課題を解決していくために、代表者レベルの地域ケア会議を開催する。ここでは、需要に見合ったサービス資源の開発を行うとともに、保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等によるネットワークを連結させて、地域包括ケアの社会基盤整備を行う。
- iii 市町村は、これらを社会資源として介護保険事業計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの実現へとつなげる。

市においては、現状では、代表者レベルの地域ケア会議（上記ii）の機能を認識することができない。

## 3. 地域包括ケアシステムを支える社会福祉法人の課題について

以上のような地域包括支援センター機能の現在の課題を解決するためには、市において地域包括ケアシステムの再構築を進めなければならないものと考えられる。それと密接に関連する事項として、今回包括外部監査の対象となった市の外郭団体である2つの社会福祉法人の課題等についても、以下では所見を述べることとする。

## (1) 地域包括ケアシステムの機関としての社会福祉法人に対する期待について

地域包括ケアシステムが有機的に機能するためには、各機関がネットワークとしてそれぞれの役割を認識し、困難事例にも適切に対応することが求められている。その機関のうち中核的なものの一つとして、千葉市社会福祉協議会があり、介護保険事業等の事業者でもある千葉市社会福祉事業団が位置付けられなければならないものとする。

まず、包括外部監査の実施過程で、地域包括ケアシステムの構築のためには、千葉市社会福祉協議会の役割に対して、あんしんケアセンターの主任介護支援員からはイベント型のボランティアだけではなく、日常生活における支援ボランティアの育成にも力を入れてもらい、相談者の要望に適切に対応できる仕組みを確立してほしいという希望が寄せられた。現状では日常生活のボランティアが未だ育成途上であることを把握した。

次に、市においても明らかに方針を示していたとおり、千葉市社会福祉事業団が指定管理者として実施していることぶき大学校の管理運営において、当初から卒業生には卒業後のボランティアを実施することが期待されており、その支援を行うことになっていた。しかし、卒業後のボランティア活動に対する支援の機能を期待された「ことぶき大学校卒業生連絡協議会」（平成23年度発足準備）は、結局正式に発足していないため、その支援機能は果たされないまま推移しており、ことぶき大学校の卒業生の間では、地域におけるボランティア活動への情報共有が必ずしも十分とは言えない状況である。

また、千葉市社会福祉事業団が実施する社会福祉事業（千葉市桜木園、和陽園、千葉市療育センター等の事業）においては、専門職種の人員が不足している。このような社会福祉事業において各専門職種により提供されるサービスのノウハウは、地域包括ケアシステム構築における地域ケア会議において検討されている困難事例等への対処やアドバイス等の機能において、必要とされる経験やノウハウの蓄積であるものとする。

医師、看護師、介護員、栄養士、薬剤師、PT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）心理判定員、保育士、指導員等の専門職種の方々が、その専門業務に可能な限り集中できるような職場環境を創造し、彼らが実際に行っている事務的な業務をサポートする体制を構築することも必要であるものとする。

そのための人材交流を社会福祉法人内部で工夫をし、また、2つの社会福祉法人間の人材交流によって実現することも検討する必要があるものとする。

2つの社会福祉法人が抱える専門職種の専門性を活かした専門職の有効活用により、市が推進する地域包括ケアシステムの構築、特に地域ケア会議における困難事例等の検討に対して積極的に参加する仕組みを構築することが求められているものとする。

## (2) 外郭団体としての2つの社会福祉法人の現状と課題について

外郭団体である2つの社会福祉法人の現状と課題について、財務面を中心にみていくこととする。

まず、千葉市社会福祉協議会と千葉市社会福祉事業団の財政状態を概観するために、次のとおり、平成27年度末現在の貸借対照表を掲げ比較することとする。

【2つの社会福祉法人の財務状況比較：流動比率と純資産比率】  
貸借対照表（平成28年3月31日現在）

千葉市社会福祉協議会		千葉市社会福祉事業団	
区 分	金 額	区 分	金 額
流動資産	614,228,368	流動資産	787,907,733
固定資産	882,099,379	固定資産	1,386,030,458
基本財産	300,000	基本財産	466,096,501
その他の固定資産	881,799,379	その他の固定資産	919,933,957
<b>資産の部合計</b>	<b>1,496,327,747</b>	<b>資産の部合計</b>	<b>2,173,938,191</b>
流動負債	547,936,848	流動負債	468,618,411
固定負債	618,203,073	固定負債	584,237,371
<b>負債の部合計</b>	<b>1,166,139,921</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>1,052,855,782</b>
基本金	300,000	基本金	5,000,000
国庫補助金等特別積立金	7,835,316	国庫補助金等特別積立金	252,275,254
その他の積立金	313,327,483	その他の積立金	331,439,559
福祉資金積立金	123,325,219	施設整備等積立金	214,992,120
退職積立金	18,116,143	人件費積立金	116,436,000
ボランティア基金積立金	109,645,749	工賃平均積立金	11,439
交通遺児援護基金積立金	44,994,686	次期繰越活動増減差額	532,367,596
たすけあい金庫積立金	10,000,000	(うち当期活動増減差額)	196,214,684
振興資金欠損補てん金積立金	5,272,860		
高・障居室等増改築資金欠損補てん金積立金	1,972,826		
次期繰越活動増減差額	8,725,027		
<b>純資産の部合計</b>	<b>330,187,826</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>1,121,082,409</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>1,496,327,747</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>2,173,938,191</b>
流動比率	112.1%	流動比率	168.1%
純資産比率	22.1%	純資産比率	51.6%

注：表内の表示金額の単位は、円である。

貸借対照表のデータを比較すると、平成27年度において千葉市社会福祉協議会の総資産は14億9,633万円であり、一方、千葉市社会福祉事業団の総資産は21億7,394万円であったため、前者は後者の68.8%の規模である。千葉市社会福祉協議会の財政状態の特徴として、純資産比率（財務の長期安定性の指標の一つ）が極端に低く22.1%であり、流動比率（財務の短期安定性の指標の一つ）も112.1%と十分ではない。一方、千葉市社会福祉事業団については、純資産比率は51.6%であり、流動比率も168.1%と特に問題にする水準ではない。

以上より、千葉市社会福祉協議会の長期的、短期的財務の安定性には大きな課題があるものと考えなければならない。

次に、平成27年度における2つの社会福祉法人の事業計算書に表示されているサービス活動増減の部を抜粋して掲げることとする。

【2つの社会福祉法人のサービス活動状況比較】

事業活動計算書：一部（（自）平成27年 4月 1日（至）平成28年 3月31日）

千葉市社会福祉協議会			千葉市社会福祉事業団			
区 分		金 額	区 分		金 額	
サービス活動増減の部	収 益	会費収益	42,271,649	収 益	介護保険事業収益	426,049,831
		寄附金収益	4,373,238		老人福祉事業収益	157,193,484
		経常経費補助金収益	588,868,128		就労支援事業収益	25,133,749
		受託金収益	2,169,934,510		経常経費委託料収益	2,740,619,606
		貸付事業収益	947,400		経常経費補助金収益	19,953,820
		事業収益	10,445,554		喀痰吸引等研修事業収益	8,937,855
		負担金収益	502,648		退職給与積立補助金収益	70,332,000
		その他の収益	435,243		経常経費寄附金収益	652,092
					その他の収益	745
	サービス活動収益計(1)	2,817,778,370	サービス活動収益計(1)	3,448,873,182		
	費 用	人件費	2,464,413,109	費 用	人件費	2,184,460,680
		事業費	193,447,021		事業費	424,105,739
		事務費	92,834,016		事務費	593,187,543
		助成金費用	62,499,237		就労支援事業費用	25,681,572
減価償却費		2,771,809	減価償却費		42,612,731	
国庫補助金等特別積立金取崩額		△ 1,097,614	国庫補助金等特別積立金取崩額		△16,750,969	
その他の費用		36,070	その他の費用		22	
サービス活動費用計(2)	2,814,903,648	サービス活動費用計(2)	3,253,297,318			
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	2,874,722	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	195,575,864			

注：表内の表示金額の単位は、円である。

平成 27 年度において千葉市社会福祉協議会のサービス活動収益は 28 億 1,778 万円で、サービス活動費用は 28 億 1,490 万円であり、それらの差額は 287 万円であった。一方、千葉市社会福祉事業団のサービス活動収益は 34 億 4,887 万円で、サービス活動費用は 32 億 5,330 万円であり、それらの差額は 1 億 9,558 万円であった。事業活動計算書のデータを比較すると、前者は後者より収益が 6 億 3,109 万円、18.4%だけ少なく、費用は 4 億 3,840 万円、13.5%だけ少ない。したがって、収益から費用を控除した差額は 1 億 9,271 万円も少ない

このような収益と費用の状況について、財務指標で分析すると次のとおりである。

【2つの社会福祉法人の財務指標分析：平成27年度】

社会福祉協議会	財務指標分析	自己収入比率	2.1%	社会福祉事業団	財務指標分析	自己収入比率	17.9%
		補助金依存率	20.9%			補助金依存率	2.6%
		収益対人件費比率	87.5%			収益対人件費比率	63.3%
		収益対事業費比率	6.9%			収益対事業費比率	12.3%
		収益対事務費比率	3.3%			収益対事務費比率	17.2%
		収益対減価償却費比率	0.1%			収益対減価償却費比率	1.2%
		収益対費用比率	99.9%			収益対費用比率	94.3%

これらの指標をみると、千葉市社会福祉協議会は、千葉市社会福祉事業団と比較して、自己収入比率は 2.1%と極端に低いことが分かる（千葉市社会福祉事業団：17.9%）。これに対して、補助金依存比率は前者が 20.9%であるのに対して、後者は、2.6%であった。

千葉市社会福祉協議会は、千葉市社会福祉事業団と異なり主要な介護保険事業、障害者福祉事業等を実施していないことが自己収入比率の低さと補助金依存比率の高さに表れている。また、千葉市社会福祉協議会は、収益対人件費比率が 87.5%と極端に高いが、放

課後児童健全育成事業（市からの受託事業）における嘱託職員及び非常勤職員の人件費が大きく影響しているものである。

ちなみに、千葉市社会福祉協議会の平成 28 年 4 月 1 日現在の職員数は 1,025 人（うち、市からの派遣職員 2 人）で、その内訳は、常勤役員 2 人、事務局の正職員 65 人、嘱託職員 480 人及び非常勤職員 478 人である。また、正職員の年齢構成は次のとおりであり、40 歳台の割合が多いのが特徴である。剰余金獲得等のための諸活動においてこのような年齢層の職員の能力が十分に活かされることが期待される。

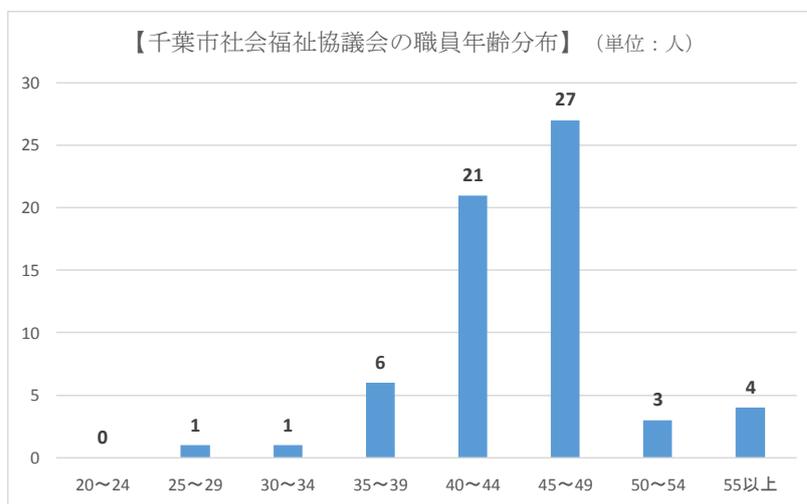
【職員年齢分布】

（単位：人）

年齢（歳）	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55以上	合計
人数	0	1	1	6	21	27	3	4	63

注1：平成28年3月31日現在

注2：「資料 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の概要」より抜粋、加工した。



以上より、千葉市社会福祉協議会は千葉市社会福祉事業団と比較して、剰余金を獲得する事業構造が構築されていないことが分かる。

### （3）政令指定都市比較における千葉市社会福祉協議会の課題について

千葉市社会福祉事業団と比べても財務面で大きな課題を有する千葉市社会福祉協議会が、他の政令指定都市の同じ社会福祉協議会と比較してどのように位置づけられるのかについては、千葉市社会福祉協議会の中で既に一定の比較分析がなされている。以下では、それらの既存の比較データ（主として平成 26 年度実績）を活用することにより、千葉市社会福祉協議会の現状と課題を把握することとする。

#### ① 財務安定性に係る比較とその分析結果について

財務安定性について、政令指定都市の中で千葉市社会福祉協議会は他の政令指定都市の中でどのように位置づけられるのかを示したものが次の図表である。

【平成26年度政令指定都市の社会福祉協議会の財務比較：①財務安定性の比較】

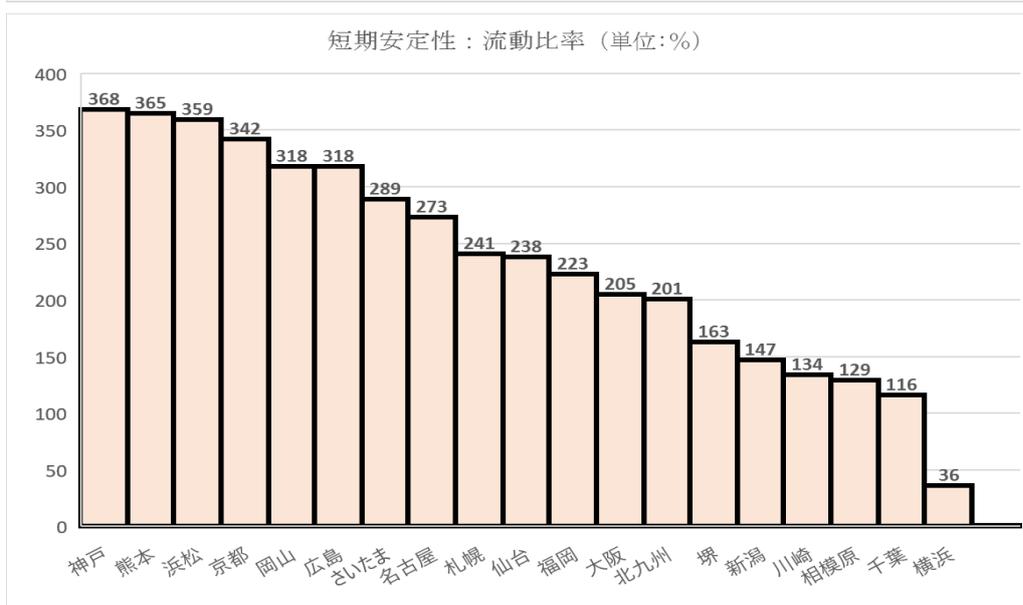
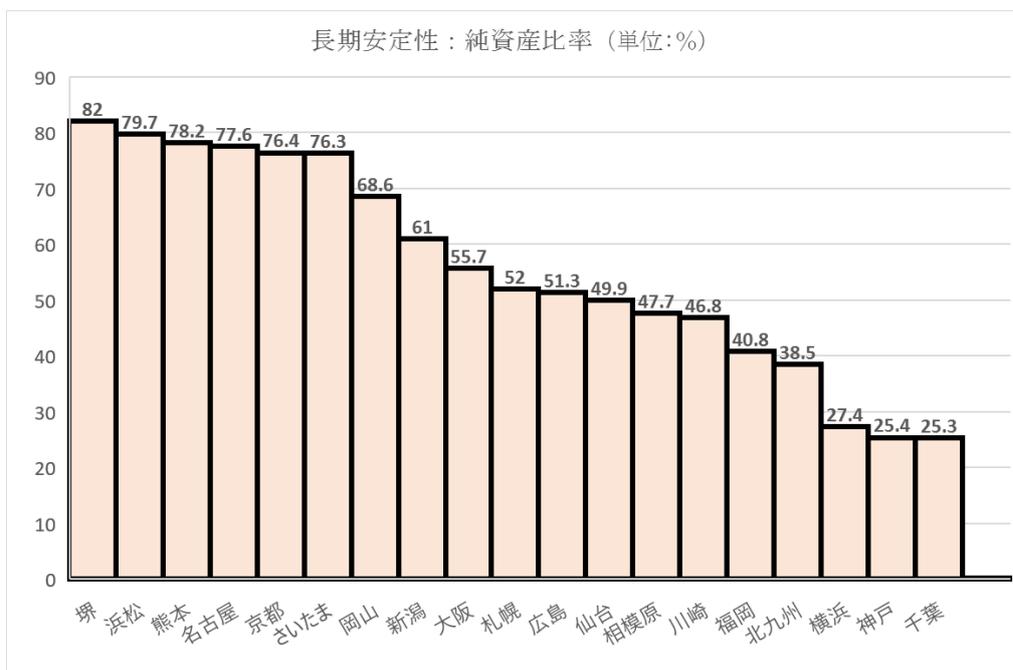
(単位%、位)

区分	千葉	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	相模原	新潟	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
長期安定性：純資産比率	25.3	52.0	49.9	76.3	46.8	27.4	47.7	61.0	79.7	77.6	76.4	55.7	82.0	25.4	68.6	51.3	38.5	40.8	78.2
順位	19	10	12	6	14	17	13	8	2	4	5	9	1	18	7	11	16	15	3
短期安定性：流動比率	116	241	238	289	134	36	129	147	359	273	342	205	163	368	318	318	201	223	365
順位	18	9	10	7	16	19	17	15	3	8	4	12	14	1	6	5	13	11	2

注1：純資産比率は大きいほど安定的である。

注2：流動比率は200%以上であれば安定的であり、100%以下は不安定である。

注3：「基盤強化検討委員会資料1（平成28年6月2日（木）」より抜粋、加工した。なお、静岡市社会福祉協議会は資料が公開されていないため、省略している。



千葉市社会福祉協議会の純資産比率は 19 位と最下位であり（静岡市のデータは非公開であるということで 19 政令指定都市での比較である。以下、同様である。）、流動比率は 18 位である。政令指定都市の中でも極めて低いことが分かる。

## ② 総資産額の規模に係る比較とその分析結果について

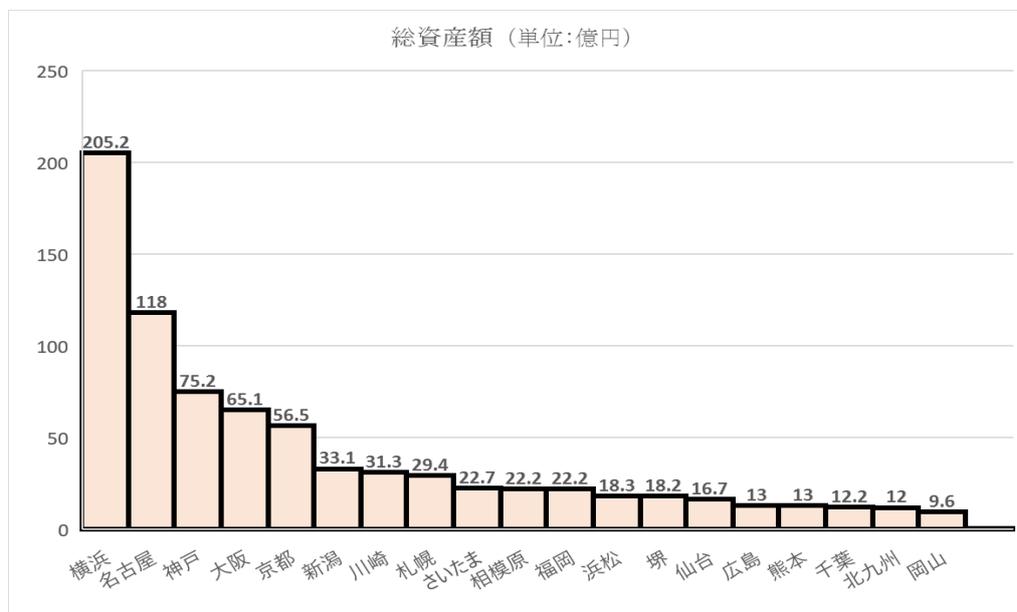
総資産額の規模について、政令指定都市の中で千葉市社会福祉協議会は他の政令指定都市の中でどのように位置づけられるのかを示したものが次の図表である。

【平成26年度政令指定都市の社会福祉協議会の財務比較：②-1 総資産額の比較】

(単位:億円、位)

区 分	千葉	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	相模原	新潟	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
総資産額 (億円)	12.2	29.4	16.7	22.7	31.3	205.2	22.2	33.1	18.3	118.0	56.5	65.1	18.2	75.2	9.6	13.0	12.0	22.2	13.0
順 位	17	8	14	9	7	1	10	6	12	2	5	4	13	3	19	15	18	11	16

注:「基盤強化検討委員会資料1(平成28年6月2日(木))」より抜粋、加工した。なお、静岡市社会福祉協議会は資料が公開されていないため、省略している。



千葉市社会福祉協議会の総資産額は 17 位であり政令指定都市の中でも極めて低水準であることが分かる。

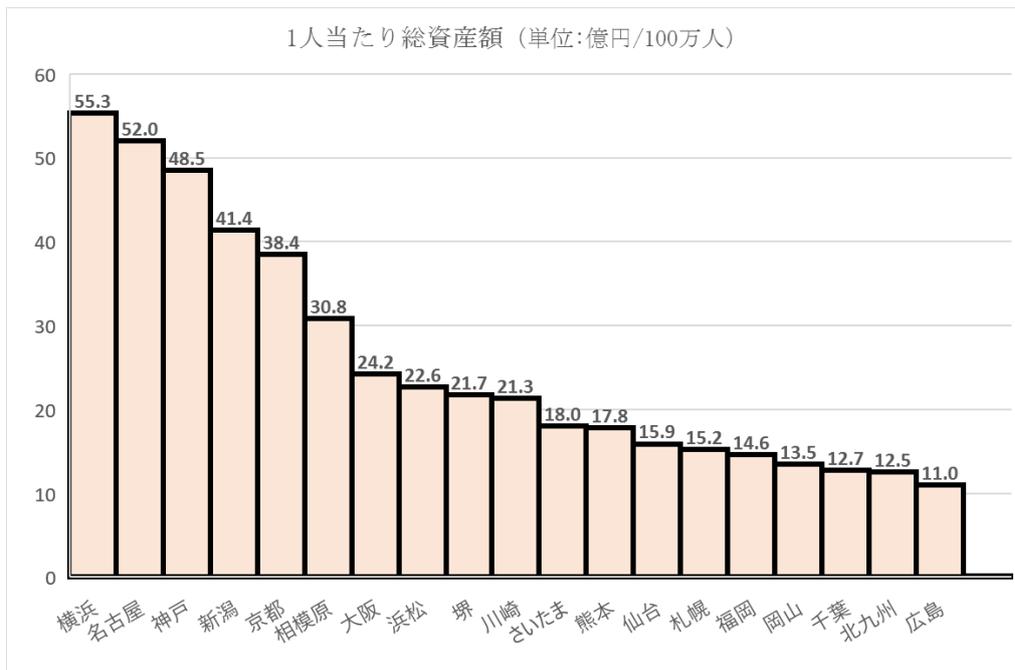
また、市民 1 人当たりの総資産額を他の政令指定都市と比較した図表は次のとおりである。

【平成26年度政令指定都市の社会福祉協議会の財務比較：②-2 1人当たり総資産額の比較】

(単位:億円/100万人、位)

区 分	千葉	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	相模原	新潟	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
1人当たり総資産額	12.7	15.2	15.9	18.0	21.3	55.3	30.8	41.4	22.6	52.0	38.4	24.2	21.7	48.5	13.5	11.0	12.5	14.6	17.8
人口 (100万人)	0.96	1.93	1.05	1.26	1.47	3.71	0.72	0.8	0.808	2.27	1.47	2.69	0.839	1.55	0.71	1.185	0.96	1.52	0.73
順 位	17	14	13	11	10	1	6	4	8	2	5	7	9	3	16	19	18	15	12

注:「基盤強化検討委員会資料1(平成28年6月2日(木))」より抜粋、加工した。なお、静岡市社会福祉協議会は資料が公開されていないため、省略している。



千葉市社会福祉協議会の市民1人当たり総資産額は17位であり、政令指定都市の中でも極めて低水準であることが分かる。

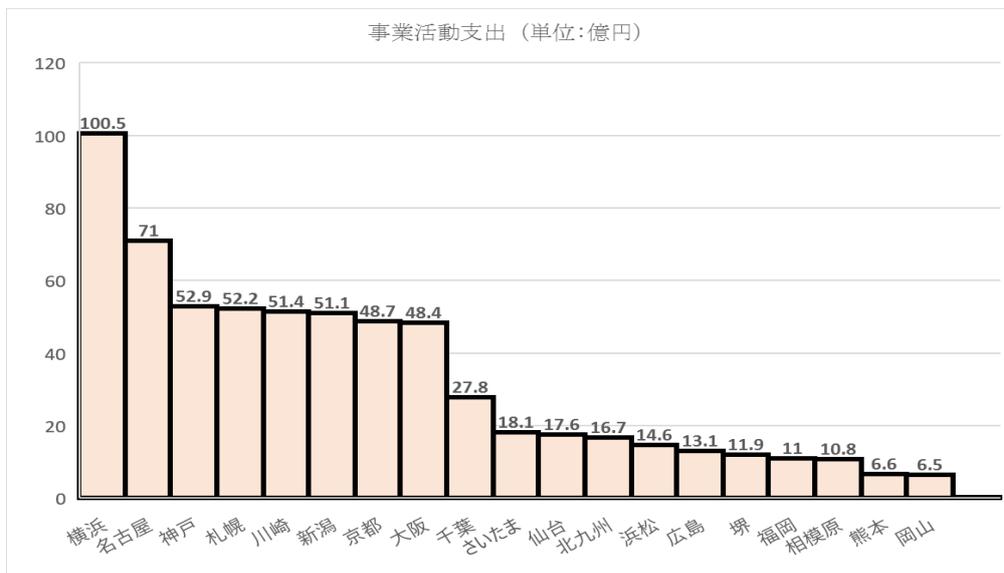
### ③ 事業活動の規模に係る比較とその分析結果について

事業活動の規模について、政令指定都市の中で千葉市社会福祉協議会は他の政令指定都市の中でどのように位置づけられるのかを示したものが次の図表である。

【平成26年度政令指定都市の社会福祉協議会の財務比較：③-1 事業活動支出の比較】 (単位:億円、位)

区分	千葉	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	相模原	新潟	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
事業活動支出 (億円)	27.8	52.2	17.6	18.1	51.4	100.5	10.8	51.1	14.6	71.0	48.7	48.4	11.9	52.9	6.5	13.1	16.7	11.0	6.6
順位	9	4	11	10	5	1	17	6	13	2	7	8	15	3	19	14	12	16	18

注:「基盤強化検討委員会資料1(平成28年6月2日(木))」より抜粋、加工した。なお、静岡市社会福祉協議会は資料が公開されていないため、省略している。



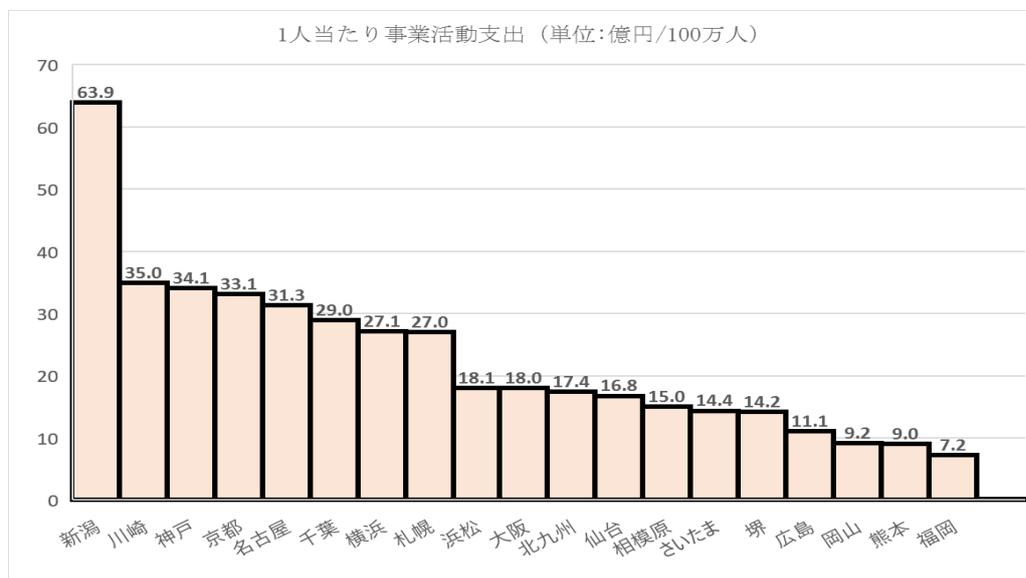
千葉市社会福祉協議会の事業活動の規模は9位であり、政令指定都市の中では中程度であることが分かる。これは放課後児童健全育成事業の受託等による影響が大きいものと考えられる。

また、市民1人当たりの事業活動の規模を他の政令指定都市と比較した図表は次のとおりである。

【平成26年度政令指定都市の社会福祉協議会の財務比較：③-2 1人当たり事業活動支出の比較】 (単位:億円/100万人、位)

区分	千葉	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	相模原	新潟	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
1人当たり事業活動支出	29.0	27.0	16.8	14.4	35.0	27.1	15.0	63.9	18.1	31.3	33.1	18.0	14.2	34.1	9.2	11.1	17.4	7.2	9.0
人口(100万人)	0.96	1.93	1.05	1.26	1.47	3.71	0.72	0.8	0.808	2.27	1.47	2.69	0.839	1.55	0.71	1.185	0.96	1.52	0.73
順位	6	8	12	14	2	7	13	1	9	5	4	10	15	3	17	16	11	19	18

注:「基盤強化検討委員会資料1(平成28年6月2日(木))」より抜粋、加工した。なお、静岡市社会福祉協議会は資料が公開されていないため、省略している。



千葉市社会福祉協議会の市民1人当たり事業活動の規模は6位であり、政令指定都市の中では中程度であることが分かる。これは放課後児童健全育成事業の受託等による影響が大きいものと考えられる。

このように事業活動規模では、政令指定都市の中でも中程度でありながら、純資産比率や剰余金の規模が低いのは、業務委託における積算手法の中で管理費を積算しない構造となっており、剰余金が発生することを仕組みとして抑制していることも影響している。また、委託料の精算の仕組みが存在していることもその要因の一つであると考えられる。

#### ④ 積立金保有状況に係る比較とその分析結果について

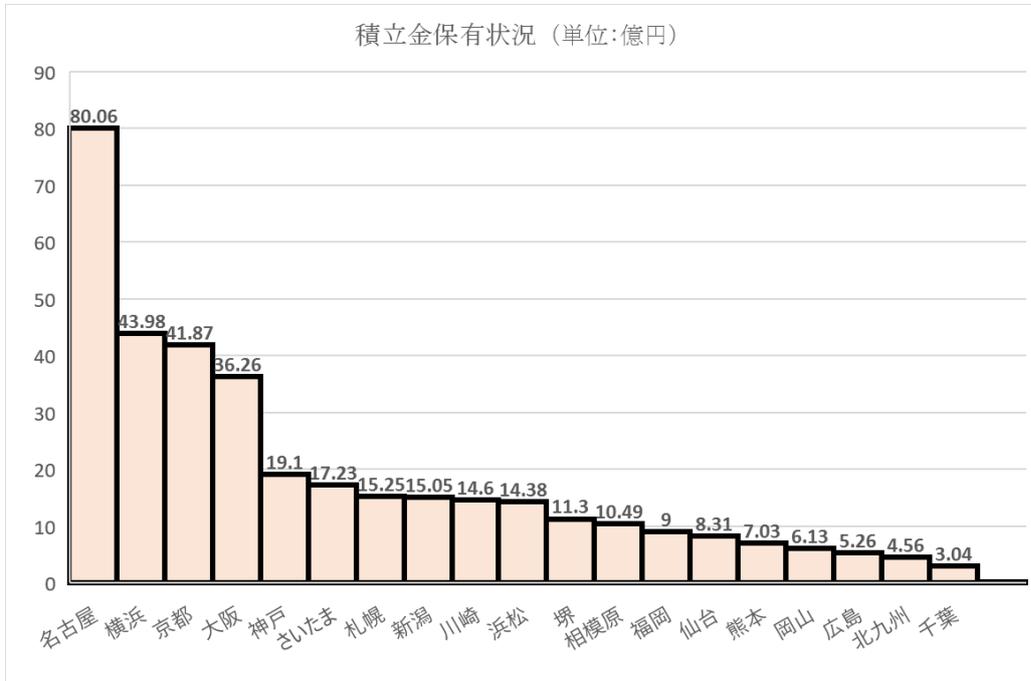
積立金の保有状況について、政令指定都市の中で千葉市社会福祉協議会は他の政令指定都市の中でどのように位置づけられるのかを示したものが次の図表である。

【平成26年度政令指定都市の社会福祉協議会の財務比較：④-1 積立金保有状況の比較】

(単位:億円、位)

区分	千葉	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	相模原	新潟	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
積立金額合計	3.04	15.25	8.31	17.23	14.60	43.98	10.49	15.05	14.38	80.06	41.87	36.26	11.30	19.10	6.13	5.26	4.56	9.00	7.03
順位	19	7	14	6	9	2	12	8	10	1	3	4	11	5	16	17	18	13	15

注:「基盤強化検討委員会資料1(平成28年6月2日(木))」より抜粋、加工した。なお、静岡市社会福祉協議会は資料が公開されていないため、省略している。



千葉市社会福祉協議会の積立金の保有状況は 19 位であり、政令指定都市の中でも極めて低水準であることが分かる。

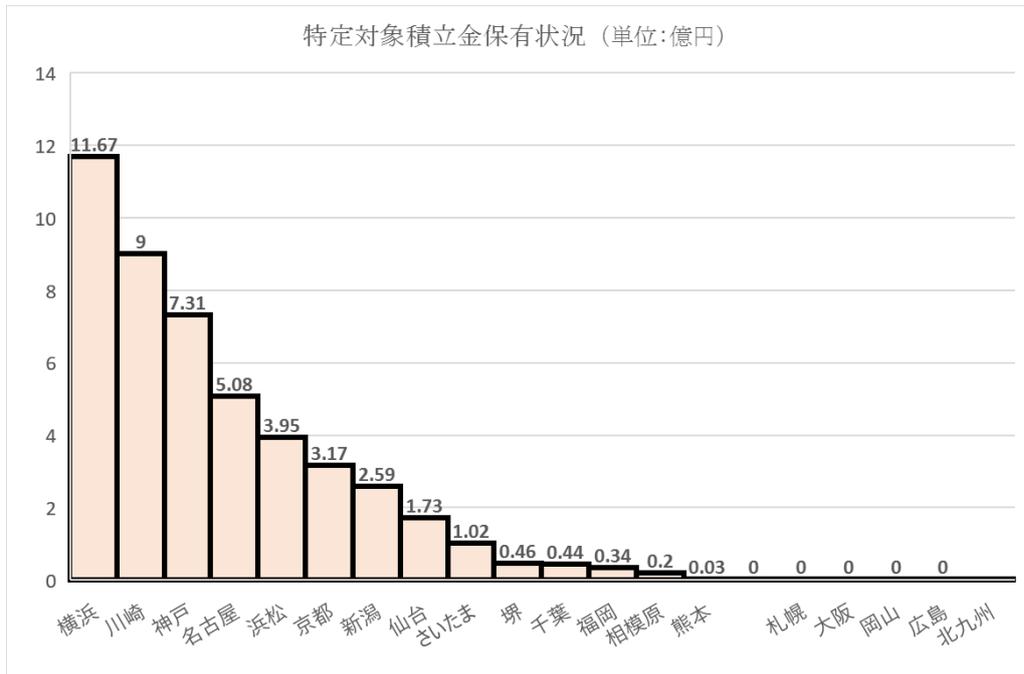
それらの積立金のうち、特定の対象者のための福祉積立金の積み立て状況は次の図表に示すとおりである。

【平成26年度政令指定都市の社会福祉協議会の財務比較：④-1 特定対象積立金保有状況の比較】

(単位:億円、位)

区分	千葉	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	相模原	新潟	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
特定対象者福祉積立金	0.44	0.00	1.73	1.02	9.00	11.67	0.20	2.59	3.95	5.08	3.17	0.00	0.46	7.31	0.00	0.00	0.00	0.34	0.03
児童福祉	0.44			0.14			0.20		0.25				0.46	5.01				0.34	0.03
障害者福祉				0.85		11.67								2.30					
老人福祉				0.02															
介護福祉			1.73		9.00			2.59	3.70	5.08	3.17								
積立金(表内)の数	1	0	1	3	1	1	1	1	2	1	1	0	1	2	0	0	0	1	1
順位	11	15	8	9	2	1	13	7	5	4	6	15	10	3	15	15	15	12	14

注:「基盤強化検討委員会資料1(平成28年6月2日(木))」より抜粋、加工した。なお、静岡市社会福祉協議会は資料が公開されていないため、省略している。



特定対象積立金については、19 政令指定都市のうち 14 市が積立を行っており、そのうちでも千葉市社会福祉協議会は児童福祉の積立金 44 百万円を有しており、11 位と決して多くはない。これらの積立金は概ね実施している事業に関連しており、横浜市が 11 億 67 百万円で 1 位であり、障害者福祉分野での積立である。続いて川崎市が 2 位で介護福祉分野の積立金 9 億円を有している。

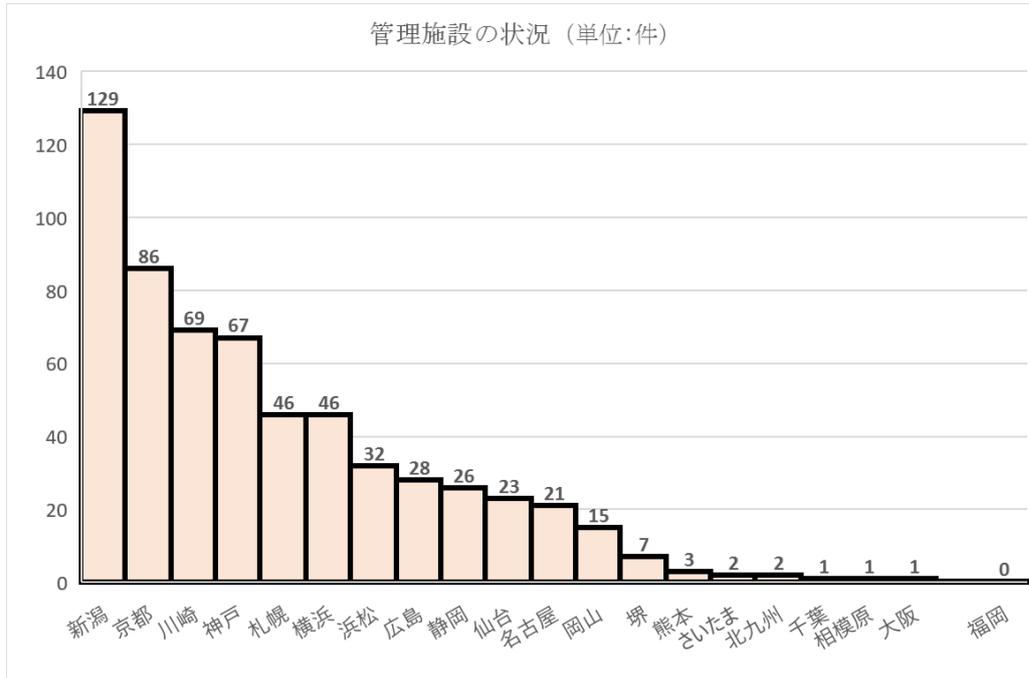
### ⑤ 管理施設に係る比較とその分析結果について

管理施設の状況について、政令指定都市の中で千葉市社会福祉協議会は他の政令指定都市の中でどのように位置づけられるのかを示したものが次の図表である。

【平成26年度政令指定都市の社会福祉協議会の管理施設比較：⑤ 管理施設の状況の比較】 (単位:件)

区 分	千葉	札幌	仙台	さいたま*	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
管理施設件数合計	1	46	23	2	69	46	1	129	26	32	21	86	1	7	67	15	28	2	0	3
地域福祉センター			2		1	19	1	2	6	7							13			
老人福祉センター		8	4		55	6		5	1	10		16					2	14		
介護保険事業施設 (うち地域包括ケアセンター)			15	11	2	11	17		14	8	6	18	34		7	5	2			2
児童館			8	4	2	3	17			4	4		5							
その他	1	23	6		2	4		108		11	1	33	1		58	9				1

注:「資料 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の概要」より抜粋、加工した。



千葉市社会福祉協議会が管理している施設は社会福祉研修センターであり、指定管理者である共同事業体が管理する千葉市ハーモニープラザ内に設置されている。他の政令指定都市の社会福祉協議会の多くは、複数の管理施設を有していることが分かる。

## ⑥ 収益構造に係る比較について

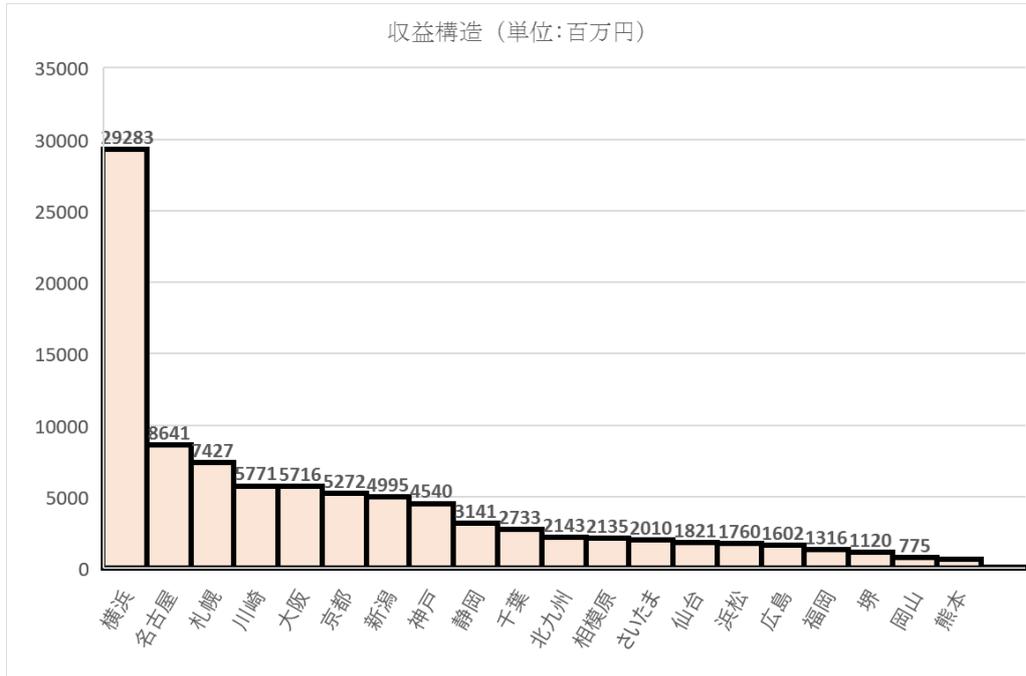
収益構造について、政令指定都市の中で千葉市社会福祉協議会は他の政令指定都市の中でどのように位置づけられるのかを示したものが次の図表である。

【平成26年度政令指定都市の社会福祉協議会の収益構造比較】 （単位：百万円）

区分	千葉	札幌	仙台	さいたま	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本
収益合計	2,733	7,427	1,821	2,010	5,771	29,283	2,135	4,995	3,141	1,760	8,641	5,272	5,716	1,120	4,540	775	1,602	2,143	1,316	632
補助金収入	527	648	706	590	2,295	5,112	493	604	257	187	1,058	565	671	532	908	149	705	376	727	250
受託金収入	2,079	1,593	695	480	912	1,811	362	1,817	1,078	645	1,940	2,238	1,633	451	2,836	193	111	593	108	75
介護保険収入		2,238	239	205	810	1,927		1,617	1,182	274	3,042	1,938			686	119				68
会費収入	42		15	63	3	20	42	84	59	36	21	6	1	11	7	22	7	7	1	3
その他	85	2,948	166	672	1,751	20,413	1,238	873	565	618	2,580	525	3,411	126	103	292	779	1,167	480	236
自主財源比率	5%	70%	23%	47%	44%	76%	60%	52%	57%	53%	63%	47%	60%	12%	18%	56%	49%	55%	37%	49%

注1: 自主財源比率は、介護保険収入、会費収入およびその他収入の合計が収益合計に占める割合をいう。

注2: 「資料 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の概要」より抜粋、加工した。



千葉市社会福祉協議会の収益は、平成 26 年度で約 27 億円であるが、そのほとんどが、受託金収入（約 21 億円）と補助金収入（約 5 億円）である。したがって、自主財源比率は 5%と極めて低く、他の政令指定都市の社会福祉協議会と比較しても最も低い水準である。このことは純資産比率が低水準であることを帰結するものと考えられる。

#### 4. 2つの社会福祉法人の経営改革とその方向性について

前項までの説明及び意見では、地域包括ケアシステムの構築のために、地域包括支援センターであるあんしんケアセンターの再構築が必要であることを述べ、また、その再構築との関連で、市の外郭団体としての 2 つの社会福祉法人が地域包括ケアシステムの構築の中でどのように位置づけられ、その主要な機関としてどのような期待を寄せられているのかを概観してきた。そして、それらの 2 つの社会福祉法人の位置づけや期待に対して、主として財務面での特徴を明確化し、併せて課題を把握した。

以下では、市の外郭団体である 2 つの社会福祉法人がこれまでに進めてきた経営改革を踏まえて、地域包括ケアシステムの効果的な構築のために、今後、社会福祉法人としてどのような経営改革を目指すべきかについて、外部監査の個別の結果の延長線上でその方向性を述べることとする。

## (1) 財務面での社会福祉法人改革の方向性について

市が進める地域包括ケアシステムの構築に貢献するためには、2つの社会福祉法人は財務面で経理的な基礎を再構築する必要があるものとする。

まず、市からの委託業務の受託に当たっては、当該業務を実施するための直接の人件費（労務費）及び経費等を業務従事の実態に合わせて積算することが必要である。その直接費と併せて法人の事務局経費等に該当する間接費を適正に積算することが必要である。そして、業務委託に当たっては、業務実施の評価を適正に市所管課が実施することを前提として、経営努力による剰余金の存在を社会福祉法人自らが明らかにし、剰余金の精算までをすることのないよう、仕組みを変更することを検討すべきである。特に年度の剰余金が低水準であり、純資産比率も極めて低い千葉県社会福祉協議会においては、市からの業務委託の改革のための検討に早急に取り組むことが求められる。

次に、市からの補助金収入について、事業に直接従事する職員の人件費に充当する補助金だけでなく、事務局において管理運営に従事する職員のうち、事業に間接的に従事する職員の人件費に充当する補助金をも明確に識別して把握し、補助金を申請する様式にその区別を反映するよう、検討すべきである。また、それ以外の補助金については、具体的な事業には関与しない人件費等に充当する補助金として峻別し、管理することが重要である。そのように識別等を行うことにより、指定管理業務や管理委託業務に間接的に従事する職員の人件費等を明確に積算することが可能になる。

市からの業務委託や補助金交付の仕組み（積算方法、精算、補助金交付様式等）は2つの社会福祉法人に経営努力としての適正な剰余金を生み出すことを認めない方式となっているため、見直しが必要であるとする。

更に、2つの社会福祉法人の職員給与体系に対して、独自給与体系を導入することと併せて、人事考課制度を導入することが人材育成の面でも、業務改革へのモチベーションを醸成するうえでも必要であるものとする。

収益の拡大努力については、社会福祉法人が実施する事業に直接関連して収益を拡大させることができる場合と一般的財源としての会費等収入を拡大させる場合とが認識できる。前者は、千葉県社会福祉事業団が実施する独自事業としての特別養護老人ホームや訪問看護事業等である。新規事業としての計画の企画策定に対しては、その合理性と実現可能性を適正に評価することを前提として、経営者は適時適切に実施することが求められている。一方、後者は千葉県社会福祉協議会の会費収入が該当するが、会費の位置づけが曖昧である点や会員でなくともサービスを楽しむこと等、提供するサービスとの関係で会費収入の確実性が担保されていない点を改善する必要がある。

また、指定管理事業の実施に際して、利用料金制度を採用していない事業（千葉県療育センターや千葉県桜木園等の事業）については、収益性の管理ではなく、事業実施のコスト管理にも経営者は留意することが重要である。

## (2) 人材育成面での社会福祉法人改革の方向性について

これまで2つの社会福祉法人は職員の人材育成のために研修計画の策定と実施及び市への職員派遣等を行ってきた。職員の資質向上を目指す場合、どのような資質が求められているか、現在の職員に足りない資質とは何か等、より具体的に事業との関係で、戦略的な事業展開を担う職員像を経営者は明確に職員に示す必要がある。

現在、市が進める地域包括ケアシステムの構築に関連して、2つの社会福祉法人の職員にはどのような資質が求められ、何が期待されているのかという問題提起を経営者は職員に対して行うべきであると考え。また、将来の新規事業の展開に備えて、介護保険事業等を実施している千葉市社会福祉事業団の各施設に、千葉市社会福祉協議会の職員を一定期間、派遣するなどして、介護福祉や障害福祉の現場で困難事例等にどのように対応しているかを実践的に身に付けることが人材育成につながるものと考え。それを踏まえて、介護福祉等の資格取得が活かされる事業展開を企画することが必要である。

また、千葉市社会福祉協議会における事業の改革として、地区部会の拡大とその活動の活性化等が規定されているが、詳細なデータ解析の実施と併せて、地域社会に日頃から飛び出して、街頭レベルでの助け合いに関する情報収集を常に実施することも、業務改善と併せて人材育成に寄与するものと考え。

専門職を多く抱える千葉市社会福祉事業団の各施設においては、専門職のキャリアパスについてもより積極的に対応することにより、職員の自己実現や職場への定着につながるものと考えられる。また、資格取得による特別加算等の収益向上に寄与することも、職員の人事考課等につなげることができる要素の一つである。

## (3) 業務実施面での社会福祉法人改革の方向性について

地域包括ケアシステムの推進のためには、各機関がそれぞれの経営資源を最大限に活用し、ネットワークとして連携することにより、現場における困難事例等に対して適時、適切に対応することができるものと考えられる。各機関としては、行政、介護保険事業者、医療機関、ボランティア団体等であるが、市の外郭団体としての社会福祉法人は、公助又は共助の意識をもって、常に事業実施の現場において情報収集・情報交換や事業連携を模索するなど心がけることが重要である。

例えば、千葉市社会福祉協議会が実施するボランティアセンターの管理運営を担う職員には、介護の現場やあんしんケアセンターの相談業務等で何が課題であるかを、地域ケア会議へ出席したり、直接、現場視察を行い相談等の実態を把握したりすることによって、より適切にその課題を把握して、組織にフィードバックすることが重要である。そして、各区事務所に配置されているボランティア担当職員等との連携を深めることも期待されるものと考え。

また、2つの社会福祉法人においては、各事業の進捗管理を含めた施設長レベルの職員も出席する経営会議等を少なくとも月次で実施することが重要である。当該経営会議を定期的で開催することにより、期中において業務実施に係る指揮命令系統を明確にし、経営者からの改善指示や現場からの改善提案等の改善・改革につながるものと考えられる。

#### (4) 組織戦略面での社会福祉法人改革の方向性について

あんしんケアセンター業務における困難事例等に対する対応を有機的に各機関の切れ目ない連携により実施するためには、業務の再構築が必要であることを、外部監査の個別意見でも述べている。困難事例等に対して効果的に対処するためには、現在24か所で展開しているあんしんケアセンター業務の質的な向上を更に求めることも一つの解決策である。それと併せて、基幹型の地域包括支援センター機能を増設することも考えられる。このような要請がある場合、外郭団体としての社会福祉法人にとって、特に、千葉市社会福祉協議会にとっては、これまで述べてきた組織的、財務的な課題を解決するために、新規事業の展開を得ることができる機会であり、経営者としても戦略的な準備が必要であるものとする。

2つの社会福祉法人の事業構造を考慮すると、千葉市社会福祉事業団は介護福祉事業や障害福祉事業等の施設福祉に強みがあり、専門職をより多く抱えており、財務的にも比較的安定している。一方、千葉市社会福祉協議会は地域における助け合いやボランティアの育成、情報提供等に強みがあるが、専門職を抱えておらず、財務的には不安定な体質である。

また、基幹型又は既存型の地域包括支援センターの管理運営のためには、包括3職種と言われる専門職の確保等が必要になるが、人材確保の戦略を着実に進めるために組織変革を行う必要がある。

2つの社会福祉法人の事業展開等のためには、双方が協力して事業展開を行うことも考えられる。たとえば、双方の人材の交流を行い、専門職の業務の軽減を目指しながら、一方で、介護福祉や障害福祉等の現場における困難事例等の対処のノウハウを蓄積することが可能な仕組みを構築するなどである。また、千葉市社会福祉事業団が実施することぶき大学校の管理運営において、地域の助け合い等に寄与するボランティアの育成にも力を注いでいる点などを考えると、指定管理者の構成法人間での事業譲渡等を考慮するなどにも検討する価値があるものとする。

このような経営戦略の変更に合わせて組織の変革も必要である。その意味で、将来的には、2つの社会福祉法人の事業提携などの協力関係と関連して、お互いの強みを活かし、人材面や財務面でのシナジー効果(相乗効果)を得るために、組織を統合することにより、地域包括ケアシステムの効果的な構築に寄与することが期待できるものとする。

### 第3-3 外部監査の結果：各論

#### I 社会福祉法人千葉市社会福祉事業団の外部監査の結果

##### 1. 事業団の管理運営について

###### (1) 経営理念の浸透について

###### ① 概要

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団（以下、「千葉市社会福祉事業団」という。）では、次のような経営理念を掲げている。

###### 【経営理念】

千葉市社会福祉事業団は、千葉市における社会福祉の増進に寄与するため、社会福祉事業の主たる担い手として、高い専門性を活かし種々の社会福祉事業を適切かつ効率的に行うとともに、地域福祉の増進に取り組みます。

- (1) ご利用者本位のサービス提供
- (2) 地域における社会福祉事業の担い手
- (3) 事業団らしさの発揮

この経営理念を受け、各施設において、自らの基本方針を定めている。

###### ② 手続

経営理念に係る資料を査閲し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて、千葉市社会福祉事業団事務局への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

###### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

## ア. 経営理念の浸透について（意見）【千葉市社会福祉事業団】

### 【現状・問題点】

事業計画の周知徹底において、大宮学園や千葉市療育センター等では、掲示板を利用して「療育センター倫理綱領」及び「療育センター職員行動指針」を示している。しかし、各施設の現在の経営理念の周知方法は、基本的には、新規採用職員研修で説明したり、千葉市社会福祉事業団のホームページや経営改善計画に掲載したりして周知している。

また、経営理念は千葉市社会福祉事業団全体として掲げているため、各施設においては、千葉市社会福祉事業団全体の経営理念を踏まえて、基本方針を定めている。その基本方針は事業計画書や運営方針に記載し、職員及び利用者に対し、年度初めの利用者説明会や利用契約更新時に配布し周知しているということであった。

さらに、「人事評価シート利用マニュアル」における「人事評価シート（事業団職員共通）」において「事業団及び所属施設の理念、方針および目標を理解し、行動できていたか」との項目を作成し、評価項目の一つとして位置付けており、職員に対する意識付けを行っている。

### 【結果】

経営目標や経営理念は組織運営を行っていく上で重要なものであり、これが明確であり、かつ、組織内に浸透していなければ組織として十分な成果を上げることはできず、職員のモチベーションアップにもつながらないため、十分に周知を行う必要がある。その周知方法については、現在、施設ごとに差異が生じているため、それらの統一を効果的に図り、より一層、経営方針の浸透を図っていくことを要望する（千葉市社会福祉事業団内部での取組のなかでも、千葉市療育センターや大宮学園の取組を参考にその取組方法を統一する方向性について意見を述べている（171～173頁参照）。）。

## （2）経営管理の責任と権限について

### ① 概要

経営管理の責任と権限について、千葉市社会福祉事業団の社会福祉法人千葉市社会福祉事業団組織規程（以下、「組織規程」という。）の6.では、次のとおり規定されている。

「6 総務課長補佐、事務局長補佐、事務長、副園長及び所長補佐は、総務課長、事務局長、園長、所長を補佐し、総務課長、事務局長、園長及び所長に事故があるときには、その職務を代理する。なお、障害者福祉センター所長、中央いきいきプラザ所長及びことぶき大学校事務局長に事故があるときは、総務課長がその職務を代理し、いきいきプラザ所長（中央いきいきプラザ所長を除く。）に事故があるときには、中央いきいきプラザ所長がその職務を代理する。」

## ② 手 続

組織規程やその他の規程等を入手し、必要と認められる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、当該規定の合規性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 経営管理の責任と権限について（意 見）【千葉市社会福祉事業団】

#### 【現状・問題点】

組織規程第6条において、職責が記載されており、同条第6項において、各長に事故があるときには、各長の補佐が職務を代理する旨の記載がなされている。各長の補佐が職務を代行する時に事故等が起こった場合の責任については規定がない。

実際に、過去に事故が起こったことはないということであるが、仮に、補佐級の職員で判断できないような事故の場合は、千葉市社会福祉事業団事務局の総務課長や千葉市社会福祉事業団事務局長に判断を求める運用になっている。各長に事故がある場合以外では、補佐が職務を代行する場合には、施設長が年次有給休暇取得や出張時に早急な決裁が必要な場合で簡易なものについては、代行する場合がある。その場合には、決裁規程により代決することとなっている。

#### 【結果】

代行を行っている場合においても、責任の所在を明らかにする点において、必要な規定を設けることは有用であり、代行に基づく意思決定により、問題が生じる可能性が必ずしもないとは言えないため、代行業務を例示列挙するなど責任の範囲を明確化することを検討するよう要望する。

### (3) 人事考課制度について

#### ① 概 要

千葉市社会福祉事業団では、平成26年6月から新しい人事考課制度を導入している。この新人事考課制度の目的は、千葉市社会福祉事業団の職員全員が適正に職務を遂行するための基準を示し、それに基づいた評価を実施することで、職務遂行能力のレベルアップを図ること及び各職員が自身の評価を通じて、新たな気づきを得て、仕事に対するモチベ

ーションの向上につなげることにあるとしている。

## ② 手 続

「経営改善計画（平成 23～27 年度）とその進捗実績及び評価に関する資料に基づき法人運営状況の説明」等の文書を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて、千葉市社会福祉事業団事務局への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 人事考課制度における評価方法について（意 見）【千葉市社会福祉事業団】

#### 【現状・問題点】

「第 3 次経営改善計画の概要」の「1 運営体制 (1)人材活用の適正化」において、人材育成の仕組みづくりの一環として評価制度を導入し、当該評価制度から得られた評価を基に人事異動を行っている。具体的には、平成 26 年度から実施した人事評価制度の結果で、A評価（優秀なレベル）の者のうち、次年度（平成 27 年 4 月 1 日付け）にポスト職に登用する者の候補者を選定し、人事異動時に反映している。

この人事考課制度における現在の問題点としては、昇格等の人事異動において、所定の評価シートを活用しているが、給与体系には反映されていないこと及び人事評価において上長の属人的な評価を行っている段階であり、統一的な評価ができていない問題が生じていることが挙げられる。

第 3 次経営改善計画においては、給与体系に人事評価シートを活用し、反映させることが予定されている。

具体的には、「第 3 次経営改善計画の概要」の「2 人事 (2)人事考課制度」において、職務執行能力の適正評価及び向上を図り、平成 32 年度に給与体系への反映を検討すると記載されているが、具体的なスケジュールについては、未定である。

しかし、今後、経営改善計画に記載されている「平成 32 年度給与体系への反映を検討」に向けて、随時、人事評価制度（評価シート等）の見直しを実施する予定であるとされている。例えば、平成 28 年度において、人事評価シートの一部見直し（管理職に対する新たな目標管理シートの作成）を行い、平成 29～31 年度において、人事評価制度（評価シート等）の見直しを実施することにより、人事評価制度の定着を図る方針である。そして、

平成 32 年度では、人事評価の結果を基に賞与等に反映することを検討し、規程の見直しを実施する予定であるということであった。

人事評価において上長の属人的な評価を行っている段階であり、プロセス評価を行っている者もいれば、結果評価を行っている者もいるため、統一的な評価が実施されていないという問題が生じている。

現在は、人事考課の評価結果が給与体系に直接反映していないことから、特に問題が顕在化していないが、今後、給与体系に反映させる上で、従業員のモチベーションを低下させる要因にもなりうるものと考えられる。

#### 【結果】

新しい人事評価制度を運用するに当たって、プロセス評価及び結果評価の適正な評価手法を明確にした上で、透明性が高く、弾力性のある評価制度を導入するよう要望する。それを踏まえて、それらの評価結果を給与体系に適正に反映させる仕組みを導入するよう要望する。

### (4) 積立資産の会計処理と預金振替処理との整合性について

#### ① 概 要

千葉市社会福祉事業団では、「施設整備積立資産」及び「人件費積立資産」を積み立てており、積立資産口座（普通預金口座）を用いて管理を行っている。出納職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高と照合し、差額がある場合には預貯金残高調整表を作成、会計責任者に報告しなければならないと定められている（千葉市社会福祉事業団経理規程（以下、「経理規程」という。）第 32 条第 2 項）。出納職員は、規定に従い取引金融機関の残高と帳簿残高と照合し、両者に差額がある場合には預貯金残高調整表を作成し、会計帳簿の残高と預貯金残高の適正な調整を行っている。

#### ② 手 続

組織規程を閲覧し、口座残高の確認方法を検証した。千葉市社会福祉事業団の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

#### ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

## ア. 口座残高の確認について（指 摘）【千葉市社会福祉事業団】

### 【現状・問題点】

平成 27 年度貸借対照表における積立資産の表示金額は次のとおりであった。

#### 残高証明書

普通預金（積立資産口座）	275,873,127 円
--------------	---------------

#### 貸借対照表

施設整備積立資産	214,992,120 円
人件費積立資産	116,436,000 円
積立資産 合 計	331,428,120 円

上記から分かるとおり、積立資産の残高証明書の金額は、2 億 7,587 万円であり、一方、貸借対照表の積立資産表示金額は 3 億 3,143 万円であったことから、両者の間には 5,555 万円の差異が生じていた。

これは、平成 27 年度予算に従えば、積立資産に計上すべきであった預金の振替が決算期までに適時、適切に実施されていなかったことによるものである。つまり、積立資産の会計処理は適正になされていたにも拘らず、実際の預金の振替が失念されていたことにより、上記のような差異が生じたのである。

これに対して、経理規程第 32 条第 2 項には、「出納職員は、預貯金について、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高と照合し、差額がある場合には預貯金残高調整表を作成、会計責任者に報告しなければならない」と定められている。実際に、出納職員においては、規定どおりに取引金融機関の残高と帳簿残高と照合し、差額がある場合には預貯金残高調整表を作成していた。

しかし、出納職員が行う毎月の取引金融機関の残高と帳簿残高の照合は、取引金融機関の預金残高と会計残高との照合のみであり、各口座残高と会計残高の照合を実施していなかった。

### 【結果】

予算に基づく積立資産の会計処理を行った場合には、預金の振替を適時、適正に行われたい。また、出納職員は、金融機関の残高と帳簿残高とを照合する作業において、金融機関の各口座残高についても確認作業を実施されたい。

## (5) 財務諸表に関する開示について

### ① 概要

財務諸表の開示においては、社会福祉法人会計基準及び社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）等に基づき行う必要がある。その際に、減価償却費及びリース取引については、以下のとおりに定められている。

まず、社会福祉法人会計基準においては、減価償却累計額の表示方法について、有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から減価償却累計額を直接控除した表示方法（直接法）及び減価償却累計額の科目をもって間接的に表示する方法（間接法）の2通りの方法が認められている。

#### 第4章 貸借対照表

1 (略)

2 (略)

3 (1)～(4) (略)

(5) 有形固定資産及び無形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって貸借対照表価額とする。

#### 第5章 財務諸表の注記

(1)～(8) (略)

(9) 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

次に、社会福祉法人会計基準注解（案）の（注9）リース取引に関する会計の3において、次のとおりにリース資産に係る注記を規定している。

#### (注9) リース取引に関する会計

1 (略)

2 (略)

3 リース取引については、以下の項目を財務諸表に注記するものとする。

(1) ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。

(2) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。

## ② 手 続

決算書、経理規程及び経理細則等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて、千葉市社会福祉事業団事務局への往査等を実施することにより、開示の検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 減価償却累計額の開示について（意 見）【千葉市社会福祉事業団】

#### 【現状・問題点】

平成 27 年度の貸借対照表は以下のとおりである。

貸借対照表  
平成28年 3月31日現在

第3号の1様式  
(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	787,908	938,857	△150,949	流動負債	468,618	626,536	△157,917
現金	504	481	23	事業未払金	337,315	506,247	△168,932
預金	691,634	708,915	△17,281	1年以内返済予定リース債務	6,474	1,516	4,957
事業未収金	90,099	225,981	△135,881	預り金	6,021	10,508	△4,488
未収金	2,956		2,956	職員預り金	10,800	8,425	2,375
商品・製品		403	△403	賞与引当金	102,606	98,336	4,270
原材料	291	435	△144	未払法人税等	5,403	1,502	3,900
立替金	2	13	△10	固定負債	584,237	665,473	△81,236
前払金	2,422	2,629	△208	リース債務	19,576	5,686	13,890
固定資産	1,386,030	1,200,872	185,158	退職給付引当金	564,661	659,787	△95,126
基本財産	466,097	161,386	304,710	負債の部合計	1,052,856	1,292,009	△239,153
建物	490,332	159,762	330,570				
投資有価証券	5,000	5,000		純 資 産 の 部			
減価償却累計額 △	29,236	3,376	25,860	基本金	5,000	5,000	
その他の固定資産	919,934	1,039,486	△119,552	基本金	5,000	5,000	
車輛運搬具	49,005	62,905	△13,899	国庫補助金等特別積立金	252,275	175,127	77,148
器具及び備品	319,042	315,247	3,796	国庫補助金等特別積立金	252,275	175,127	77,148
建設仮勘定		165,285	△165,285	その他の積立金	331,440	312,312	19,128
減価償却累計額 △	322,200	345,634	△23,434	施設整備等積立金	214,992	208,839	6,154
有形リース資産	32,368	7,582	24,786	人件費積立金	116,436	103,461	12,975
権利	76	76		工賃平均積立金	11	12	△1
ソフトウェア	2	18	△16	次期繰越活動増減差額	532,368	355,282	177,086
投資有価証券	2,000	2,000		次期繰越活動増減差額	532,368	355,282	177,086
退職給付引当資産	482,622	494,117	△11,495	(うち当期活動増減差額)	196,215	242,029	△45,815
施設整備積立資産	214,992	208,839	6,154				
人件費積立資産	116,436	103,461	12,975	純資産の部合計	1,121,082	847,720	273,362
差入保証金	25,590	25,590		負債及び純資産の部合計	2,173,938	2,139,729	34,209
資産の部合計	2,173,938	2,139,729	34,209				

減価償却累計額の表示は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の第25条において、「建物、構築物、機械及び装置、船舶、車両及びその他の陸上運搬具、工具、器具及び備品、リース資産又はその他の有形固定資産に対する控除科目として一括し

て掲記することを妨げない」としている。そのため、有形リース資産に係る減価償却累計額を含めて一括して掲記する際には、有形リース資産を減価償却累計額より上部に記載すべきであるが、現在は、減価償却累計額は、有形リース資産の上部に記載されている。

**【結果】**

貸借対照表の表示に係る諸規定に従い、有形リース資産の表示を減価償却累計額より上部に表記されたい。

**イ. リース資産に係る重要な会計方針について（意見）【千葉市社会福祉事業団】**

**【現状・問題点】**

平成 27 年度における千葉市社会福祉事業団全体の会計方針の注記は以下のとおりである。

<p>財務諸表に対する注記 (法人全体用)</p>
<p>1. 重要な会計方針</p>
<p>(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 (省 略)</p>
<p>(2) 固定資産の減価償却の方法 定額法によっている。</p>
<p>(3) 引当金の計上基準 (省 略)</p>
<p>(4) 棚卸資産の評価方法 (省 略)</p>
<p>2. 重要な会計方針の変更 該当なし</p>

上記の注記に記載されているとおり、「1. 重要な会計方針」において「(2)固定資産の減価償却の方法」の項には、定額法によっている旨が記載されている。しかし、通常の固定資産及びリース資産の減価償却の方法に係る注記の記載方法としては、区分して表示する必要があるが、両者を区分表示しておらず、一括して表示している。また、「2. 重要な会計方針の変更」につき、「該当なし」と記載されていた。

**【結果】**

「(2)固定資産の減価償却の方法」については、社会福祉法人会計基準の記載例において、リース資産とその他の資産に区分して償却方法の記載がなされているため、千葉市社会福祉事業団においても区分して記載をすることを要望する。

また、「2. 重要な会計方針の変更」につき、「該当なし」と記載されている項目については、当該項目は省略することが可能であるため、省略することにつき検討することを要望する。

## (6) ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校OB会について

### ① 概要

ことぶき大学校は、千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）に記載されているとおり、管理運営のための調整会議体系として、以下の会議体を有している。それらの中には、「ことぶき大学校卒業生連絡協議会（仮称）」が含まれている。

#### 【管理運営のための調整会議体系】

##### 運営委員会

大学校の円滑な運営を確保するため、要綱に基づいた運営委員会を設置し、学長から委嘱を受けた学識経験者、社会福祉団体関係者、関係行政機関等職員、大学校関係者（学生代表）が集まって年間カリキュラムや年中行事、その他必要な事項について審議します。

##### 学生自治会役員会

自治会役員会に参加し、学生の意向把握を行います。

##### 事務局会議

ことぶき大学校の運営方針、課題対策、意思決定、規格立案を行います。

##### 各事業ごとの会議

イベントを実施する際には、企画調整の会議を行います。

##### ことぶき大学校卒業生連絡協議会（仮称）

卒業生（個人・団体）との連絡調整を行います。

この「ことぶき大学校卒業生連絡協議会（仮称）」は、ことぶき大学校の卒業生との連絡調整を目的に設置を目指しているものであるが、現時点でも組織化されていないとされている。

### ② 手続

「千葉市ことぶき大学校 卒業生アンケート調査（平成 27 年度）」及び「千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」を閲覧し、卒業生への支援について、「ことぶき大学校卒業生連絡協議会」（仮称）を組織する旨を確認した。ことぶき大学校の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ア. ことぶき大学校OB会について（意見）【ことぶき大学校】

##### 【現状・問題点】

ことぶき大学校にはそれまで卒業生全体の組織がなかったが、平成 21 年度に行われた事業見直しで、ことぶき大学校の存続が危ぶまれたことから卒業生が署名活動を行い、それが契機となり、OB会設立の意見が出されていた。平成 23 年度には、「ことぶき大学校卒業生連絡協議会」（仮称）（以下、「連絡協議会」という。）の発足のための会則を事務局で準備していた。しかし、その連絡協議会の発足を事実上、確認することはできない。

ことぶき大学校としては、OB会は県生涯大学校に見られるような「卒業生の学び・交流」を目的とした会ではなく、卒業後のボランティア活動の支援や在校生・大学校に向けた卒業生からの支援を目的とする意図があった。しかし、連絡協議会の発足準備時に、大学校、卒業生及び学生自治会のいずれの側にも具体化へのプランがなかった。その後もことぶき大学校はボランティア人材育成を手探りで行っていく中で卒業生全体の組織の活用方法を見いだせていない。

また、これらのOB会について、具体的な活動が何もないまま今に至っているため、発足準備に関わった卒業生以外にはほとんど知られていないのが現状である。

そのため、「千葉県ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」に基づき実施された「千葉県ことぶき大学校 卒業生アンケート調査（平成 27 年度）」の卒業生アンケートの結果の中では、各卒業生から、ことぶき大学校のOB会の設立を要望する意見も寄せられている。

現在は、ことぶき大学校が当初意図した卒業後のボランティア活動の支援や在校生・大学校に向けた卒業生からの支援が実施できてはいなかったが、方法は違うものの支援自体は次に掲げるように、実現可能なやり方で行っている。

すなわち、年 1 回行う卒業生アンケートにより、ボランティアコーディネーターとの相談の機会を提供している（相談は年間随時受け付けており、卒業時に周知している）。

- i 希望者に対し毎年発行する「ボランティアガイド小冊子」を送付するほか、単発のボランティア情報を送付している。
- ii 各クラス等のOB会に教室貸し出しを行う規程を整備し、特にボランティアを目的とした活動には多くの貸し出し機会を提供している。

また、在校生・大学校に向けた卒業生からの支援としては、学生自治会の組織に、卒

業生の「顧問制度」を別途発足させ、支援を受けることができる仕組みとなっていることのほか、卒業生をボランティア体験の講師として招聘し、卒業生が現在行っているボランティアを発表する講座を行っていることや各OB会へ、在校生が見学や活動参加することができるかアンケートを取り、在校生へ情報提供をしていることが挙げられる。

#### 【結果】

ことぶき大学校は、平成 23 年度に検討した連絡協議会の仕組みと上記のような卒業生による「顧問制度」という、現在の仕組みの制度設計を比較検討し、在校生と卒業生との間でボランティア活動を中心とする情報交換の機能がより実質的に働く仕組みを再構築するよう要望する。その中で、卒業生への継続的な支援と活動の把握、在校生同士や卒業生との連絡支援を行うことを要望する。

### (7) ハーモニープラザ管理：ボランティアコーディネーターについて

#### ① 概要

ボランティアコーディネーターとは、以下のことを実施する制度として位置付けられている。

- i ボランティアに関係する学生の指導、相談、助言に関すること。
- ii ボランティア見学体験の企画・実施に関すること。
- iii 卒業生のモニタリングに関すること。
- iv 地域活動実践講座のカリキュラム作成及び実施に関すること。
- v その他ボランティアに関すること。

ことぶき大学校では、千葉市が実施した千葉市高齢者保健福祉推進計画に記載されているボランティア活動を希望している人と実際に開きがあること及び、学生アンケートから、「ボランティアをしたいが何を求められているか、自分に何ができるか分からない」、「気持ちはあっても自分一人ではなかなか始められない」といった意見があったことを受けて、これらを解消し、未経験の方でも円滑にボランティア活動に親しめるよう、ことぶき大学校ではボランティア活動参加への支援として下記の支援を行っている（出典：「千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書（2）施設の効用の発揮・施設管理能力 3. ボランティア活動参加への支援」）。

（1）職員がボランティアコーディネーターとして学生と面接し、持っている能力やご本人の希望を把握する。

（2）カリキュラムにボランティアについての基礎学習や実習を組み入れ、ボランティアを経験する場を提供する。

（3）コーディネート機能を発揮し、ボランティアセンターの活用や既存ボランティア団体の活動を含めて情報提供を行う。また、ハーモニープラザ内での連携や社会福祉事業団が持つスケールメリットを活かすなどして、体験・活躍の場を提供する。

## ② 手 続

「千葉市ことぶき大学校 卒業生アンケート調査（平成 27 年度）」及び「千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」を閲覧し、卒業生への支援について、ボランティアコーディネーターの役割及び現状について確認した。ことぶき大学校の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. ボランティアコーディネーターの活用について（意 見）【ことぶき大学校】

#### 【現状・問題点】

卒業生への継続的な支援及び活動の把握については現在、以下のような手法で行われている。

すなわち、卒業生への継続的な支援については、次のとおりである。

- i 年 1 回行う卒業生アンケートにより、ボランティアコーディネーターとの相談の機会を提供していること（相談は年間随時受け付けており、卒業時に周知している）。
- ii 希望者に対し毎年発行する「ボランティアガイド小冊子」を送付するほか、単発のボランティア情報を送付していること。
- iii OB会に教室貸し出しを行う規程を整備し、特にボランティアを目的とした活動には多くの貸し出し機会を提供していること等。
- iv 卒業生をボランティア体験（講習会）の講師として招聘し、本人の指導力養成の場として活用してもらうほか、卒業生が現在行っているボランティアを発表する講座を行っている（自らの活動発表の場として喜ばれている）。

また、「活動の把握」としては、年 1 回行う卒業生アンケートにより把握している。

当アンケートの結果を閲覧した結果、ボランティアコーディネーターの活用が十分に行われていない懸念があることが判明した。

ボランティアコーディネーターの支援内容は、支援を希望する学生に電話をかけ、先方に具体的な相談（〇〇の活動を探している等）があれば希望に沿うよう情報収集や紹介を行う。具体的な相談がなければ、さまざまな活動を紹介し、場合によってはボランティア体験の参加の声掛けをすることもある。また、活動開始後に受入側と意見交換や調整を行ったり、本人に声掛けをしたりするなど、その後のフォローを行っており、また活動を進めている上での課題や悩みの相談にも対応している。

しかし、「千葉県ことぶき大学校 卒業生アンケート調査（平成 27 年度）」の調査結果によると、「13 活動状況の提供や相談について、大学校のコーディネーターからの支援を希望されるか」という質問に対する回答については、その支援を希望しない旨の回答が 80%弱であった。このように支援を希望しない要因としては、現状、原因は明らかではないが次のとおりであると推察される。すなわち、ボランティアコーディネーターは平成 23 年度に配置されたが、ボランティア相談を始めたのは平成 24 年 1 月からであるため、ボランティアコーディネーターが学生に認識され始めたのは平成 24 年度の 13 期の学生からと考えられる。したがって、それ以前の卒業生にとってはボランティアコーディネーターの制度を認識していないか、それとも、顔見知りではないため、進んで相談をすることにはつながらないものと考えられる。

また、13 期からの卒業生に絞ると支援希望率は 14%となり、卒業生全体の支援希望率 5.2%より上昇する。確かに 13 期生以降の卒業生ではその 7 割超が既に何らかのボランティアを行っている。13 期生以降と 12 期生以前の卒業生のボランティア活動意識に大きな差があることを推測することができ、ボランティアコーディネーターに対する期待のあり方に温度差が感じられる。

以上の原因分析にあるとおり、卒業生のボランティアコーディネーター支援に対する期待のあり方からその支援を希望しないのではないかと考えられる。

#### 【結果】

したがって、ボランティアコーディネーターの活用が不十分である理由をアンケート調査結果から更に分析し、13 期以降の卒業生の更なる活用と 12 期生以前の卒業生に対する可能な限りでの意識づけをこれからも実施するよう要望する。

### (8) ハーモニープラザ管理：ことぶき大学校の定員割れについて

#### ① 概要

ことぶき大学校では、以下のとおり、平成 27 年度に 4 つの学科について各クラス 30 人の定員で学生の募集を行っている。

【学科別・クラス別定員管理等一覧表】 (単位:人)

専門講座	クラス名	登校曜日	募集人数	校舎
福祉健康学科	A	月曜日	30	中央区千葉寺町 ハーモニープラザ
	B	木曜日	30	
	C	金曜日	30	
園芸学科	A	水曜日	30	若葉区富田町 富田都市農業交流センター
	B	金曜日	30	
美術学科	A	水曜日	30	中央区千葉寺町
陶芸学科	A	木曜日	30	ハーモニープラザ
合 計			210	

これに対し、学生数の推移は以下のとおりである。福祉健康学科は平成 26 年度から定員が 60 人から 90 人に増加され、一方、美術学科及び陶芸学科は、平成 26 年度から 60 人から 30 人に削減されている。

【各年度の入学状況】

(単位：定員及び入学者は人)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
福祉健康学科	定員	60	60	60	90	90
	入学者	60	60	60	73	89
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	81.1%	98.9%
園芸学科	定員	60	60	60	60	60
	入学者	51	59	60	49	58
	割合	85.0%	98.3%	100.0%	81.7%	96.7%
美術学科	定員	60	60	60	30	30
	入学者	20	32	30	14	21
	割合	33.3%	53.3%	50.0%	46.7%	70.0%
陶芸学科	定員	60	60	60	30	30
	入学者	46	35	29	25	18
	割合	76.7%	58.3%	48.3%	83.3%	60.0%
合 計	定員	240	240	240	210	210
	入学者	177	186	179	161	186
	割合	73.8%	77.5%	74.6%	76.7%	88.6%

【各年度の卒業状況】

(単位：定員及び卒業生は人)

		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
福祉健康学科	定員	60	60	60	90	90
	卒業生	55	55	54	66	79
	割合	91.7%	91.7%	90.0%	73.3%	87.8%
園芸学科	定員	60	60	60	60	60
	卒業生	44	51	57	42	51
	割合	73.3%	85.0%	95.0%	70.0%	85.0%
美術学科	定員	60	60	60	30	30
	卒業生	17	31	29	13	21
	割合	28.3%	51.7%	48.3%	43.3%	70.0%
陶芸学科	定員	60	60	60	30	30
	卒業生	39	32	27	23	16
	割合	65.0%	53.3%	45.0%	76.7%	53.3%
合 計	定員	240	240	240	210	210
	卒業生	155	169	167	144	167
	割合	64.6%	70.4%	69.6%	68.6%	79.5%

② 手 続

「千葉市ことぶき大学校 卒業生アンケート調査（平成 27 年度）」、「千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」、平成 25 年度から 27 年度における応募者数と卒業生数、事業報告書及び決算書を閲覧し、学生数及び授業日数が記載されているものを確認した。ことぶき大学校の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ア. ことぶき大学校の定員割れについて（意見）【ことぶき大学校】

##### 【現状・問題点】

概要で掲載したとおり、入学時における定員と入学者数の比較では、福祉健康学科や園芸学科での定員割れは顕著ではないが、美術学科や陶芸学科の定員割れは顕著である。一方、卒業時における定員割れは程度の差はあれ、いずれの学科でも慢性的で顕著であると考えられる。すなわち、平成 27 年度の卒業時において、ことぶき大学校の定員は 210 人であるのに対して、実際の学生数は 167 人であり、その結果、43 人の定員割れとなっていた。具体的な定員割れの人数は、健康福祉学科が△11 人(定員：90 人、実際の学生数 79 人)、園芸学科：△9 人(定員：60 人、実際の学生数 51 人)、美術学科：△9 人(定員：30 人、実際の学生数 21 人)、陶芸学科：△14 人(定員：30 人、実際の学生数 16 人)であった。

募集時の定員割れに対して、ことぶき大学校では次のような対策を実施している。

- i 各学科講師一覧をプロフィール付きで平成 25 年度からホームページに掲載し、専門性を紹介している。また、パンフレットに主任講師のプロフィール・コメントを掲載している。これらの情報を含めた募集要項を作成している。
- ii ボランティア実践コースと位置付けられている福祉健康学科・園芸学科については、卒業後の活躍の場を想定して毎年カリキュラムを変更する他、学んだ内容を活かせる場の発掘を行っている。また、4 学科の授業ではないが地域活動実践講座やボランティア体験で、実際の活動の場を紹介・体験する機会を年々増やしている。
- iii クラブ活動は平成 25 年度からホームページで活動日と写真を紹介しており、平成 26 年度からはパンフレット又は募集要項で活動日を紹介し、平成 27 年度からはオープンキャンパスでクラブ見学を行っている。
- iv i～iiiのように内容の充実を目指すほかに、広報手段を多様化する、案内の配架先を増やす、体験講座などのPRイベントを新規で行っている。

しかし、これらの対策を行っていながらも、現状では上記のとおり定員割れの状況が続いている。

これは、以前に比べ、入学してから卒業するまでの退学者が増えてきていることも定員割れの要因と考える。すなわち、入学希望者や学生のうち、仕事をしている人が増え、仕事の都合で急に通学できなくなる学生や急に介護する側になる学生が多くなってきたため、募集時の定員割れだけでなく、卒業時の在籍数を確保することも難しくなっている。なお、応募してから入学するまでの辞退者についても、毎年一定数存在しており、募

集時の定員割れもある。ことぶき大学校でも入学辞退者や退学者に対する個別ヒヤリング等により、その要因を把握しているが、その後の追跡調査は実施していない。また、退学につながる兆候を日常活動の中から探る出す活動等、効果的な対策を打ち出すことが十分にはできない状況がある。

**【結果】**

ことぶき大学校が現在行っている調査の結果や現在は実施していない追跡調査等を踏まえて、定員割れに対する効果的な対策を打ち出すことができない要因（家族の介護や自身の健康状況等）とことぶき大学校の独自の努力により、定員割れを解消することが少しでも可能である要因を明かに峻別し、対応可能な範囲で定員割れに対する努力を実施し、入学希望者や在校生に対する更なる情報提供に努めることを要望する。そのような努力を実施してもなお募集時の定員割れの解消ができない場合は、学科の定員の見直しや統廃合、魅力的な学科の新設等を検討するよう要望する。

**(9) ハーモニープラザ管理：障害者福祉センターの人員配置について**

**① 概要**

障害者福祉センターでは、医師の指示に基づき、来所又は訪問により、身体に障害がある方に対して、身体機能の維持、改善及び日常生活動作訓練、言語訓練等を行っている。

**【診察・機能訓練別来所者数の年度推移】** (単位：人)

区 分	診 察	機 能 訓 練							
		理学療法		作業療法		言語・聴覚療法		計	
		延人数	内訪問	延人数	内訪問	延人数	内訪問	延人数	内訪問
平成23年度	90	1,107	19	714	21	909	17	2,730	57
平成24年度	86	1,243	33	777	15	1,042	8	3,062	56
平成25年度	86	1,187	36	658	32	948	6	2,793	74
平成26年度	60	704	34	678	33	886	13	2,268	80
平成27年度	64	864	17	681	34	840	20	2,385	71

機能訓練には、以下の3つの方法がある。

i 個別訓練

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、障害のある方一人一人を評価し、ご本人・ご家族のニーズに合わせた訓練プログラムを立て、家庭や住み慣れた環境の中で安定した生活が送れるように訓練を行う。

ii グループ訓練

グループ活動を通して、当事者や家族同士のコミュニケーション、日常の生活の困難さや思い、生活上の情報などの共有、訓練を図る。また、失語症・読話・レクリエーション・手工芸・おしゃべりなどのグループ訓練を行う。

iii 水浴訓練

自主練習・水中でのストレッチ・水中歩行訓練をグループで行った。グループのため、お互いの体験談などの情報交換の場にもなっている。水浴訓練に慣れると、他の水浴施設など、指導者のいない環境の中でも訓練が行えるように、指導者が入水しない「自主訓練」も加えて、自分で運動を続けられるように促す。

## ② 手 続

「千葉県ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」、平成 26 年度及び平成 27 年度の事業報告書・決算書を閲覧し、利用者数及び人員配置が記載されているものを確認した。障害者福祉センターの担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 障害者福祉センターの人員配置について（意 見）【障害者福祉センター】

#### 【現状・問題点】

「千葉県ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」において、非常勤・嘱託職員人数を含めて 22 人を配置する旨が記載されている。一方、現在は、23 人で運用を行っている。具体的には、以下のとおりである。

区 分	(人)	
	計 画 時	平成27年度末
所長	1	1
事務	5(3)	6(4)
指導員	1	1
理学療法士	1	1
作業療法士	1	1
言語聴覚士	2(2)	3(3)
看護師	2(2)	2(2)
指導員補助	2(2)	2(2)
監視員	2(2)	1(1)
医師	5(5)	5(5)
計	22(16)	23(17)

注：（ ）内は非常勤・嘱託職員の数であり、内数である。

提案時には、2 人の監視員を配置する予定であり、かつ、22 人での運用することを前提に提案をしていた。一方、実際には、監視員は 1 人である一方、事務を担う非常勤職員が

1人増加し、かつ、言語聴覚士を担う非常勤職員が1人増加している。

これは、以下のことが原因である。

事務職においては、指定管理提案書においては、事務員昼間1人と夜間2人の計3人であったが、勤務時間数の都合により日曜日の夕方が不在となり、この時間は施設貸出などの業務があるため、日曜日の午後のみ勤務する事務員1人を雇用した。

また、言語聴覚士は、指定管理提案書においては、聴力訓練担当と言語訓練担当の2人であったが、聴力訓練担当が高齢のため、平成27年度末に退職する予定になり、言語聴覚士が希少で雇用が困難であるため、早めに求人した。早く応募があり採用したが、言語訓練を専門分野とする人材であったため、研修と引き継ぎの期間として同時期に聴力訓練担当を2人雇用した結果による変動である。

また、利用者数（更生相談事業、機能訓練事業、施設貸出事業など）が平成27年度では、平成26年度と比較し増加していた。この増加原因は、機能訓練事業については、平成26年においては、理学療法士が産前産後休暇・育児休業で、代替の非常勤・嘱託職員等により実施していたため、一時的に利用者が減少していたが、平成27年度に当該職員が復帰したことを受け、利用者数が回復したためである。

更に、その他の事業における利用者数の増加は、現員（当時）で対応が可能であったため、特別な工夫・見直しは行っていない。しかし、必要に応じて、勤務時間の延長や勤務日以外への出勤により対応を行っているということであった。

しかしながら、概要で示した表のとおり、理学療法の利用者数は、理学療法士が産休を取った平成26年度において、平成25年度比較し、1187人から704人へと減少し（40.6%減少）、平成27年度においても864人と回復していない状況である。

これらのことから、専門職員の人員状況の変動により、障害者福祉センターでのサービスを受けることができなくなってしまう危険性が存在している。確かに、平成27年度の減少理由には、利用者の身体状況の改善、就業又は体調不良による利用休止や利用形態の多様化等の要因を多分に含んでいるものと考えられる。一方で、専門職員の欠員により、機能訓練を受ける希望者の需要に十分に答えられていないとも考えられる。

#### 【結果】

機能訓練を行う専門職員の人員配置には細心の注意を払い、欠員になるような事態に対して、早期にその危険性を把握し、人材募集等のあらゆる活動を総動員して適切に対応するよう要望する。

### (10) ハーモニープラザ管理：修繕業務について

#### ① 概要

ハーモニープラザの施設修繕業務については、千葉市ハーモニープラザ管理運営に関する

る基本協定書では、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要がある場合は、その旨を千葉市に通知するとともに、当該通知した日から 10 日以内に、個別修繕計画書に当該修繕に関する見積書を添えて千葉市に提出して、当該修繕の実施について千葉市と協議し、その承認を得たものについての修繕を実施するものとしている。当該基本協定書に記載されている「費用負担の確認」において、個別修繕に係る費用については、費用の額が 1 件につき、100 万円を超える場合には、千葉市との協議の上それぞれの負担を決定するものとされている（第 36 条第 2 項）。

当該修繕業務の実績に係る年度推移は次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
100 万円 を超える 修繕	0 (0 件)	0 (0 件)	0 (0 件)	0 (0 件)	1,425 (1 件)
100 万円 以下の修 繕	2,986 (12 件)	2,250 (7 件)	3,207 (20 件)	2,898 (15 件)	3,047 (9 件)
合 計	2,986 (12 件)	2,250 (7 件)	3,207 (20 件)	2,898 (15 件)	4,473 (10 件)

## ② 手 続

「千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」及び平成 27 年度の事業報告書・決算書を閲覧し、平成 27 年度における修繕の実施状況について確認した。また、ハーモニープラザ管理の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

### ア. 修繕業務について（指 摘）【ハーモニープラザ管理・地域福祉課】

#### 【現状・問題点】

概要で述べた基本協定書に記載されている「費用負担の確認」（第 36 条第 2 項）において、個別修繕の額が 1 件につき、100 万円を超える案件のうち、次の案件については、改善を要するものとする。すなわち、平成 28 年 3 月 10 日に「加圧給水ポンプ修繕一式」として、個別修繕の額で 1,425,600 円が計上されていた。そのため、当該修繕は、100 万

円を超える場合に該当し、負担金額につき協議すべき取引である。

平成 28 年 1 月 22 日付、地域福祉課宛の文書（「千葉市ハーモニープラザ加圧給水ポンプ修繕について」）により、次の 2 件の見積書が提出されている。すなわち、「上水加圧給水ポンプ修繕」（831,600 円（消費税等込み。以下同様。））と「雑用水加圧給水ポンプ」（831,600 円）である。工事業者からの 2 つの見積書は明らかに 2 つの工事を前提に発行番号についても異なる番号を付与しているが、工期は同時の実施であり、契約も 1 つの工事契約を前提としており、実際にもそのように工事が行われている。当時所管課はこれら 2 つの見積書の金額を 100 万円未満の工事であると錯誤したものと考えられる。その錯誤により、基本協定書に記載されている費用負担の協議について必要ないものと判断されている可能性が高い。

この個別修繕案件に係る実務上の処理は次のとおりであった。すなわち、不用の見込まれる経費（水道光熱費）より流用し実施する旨を市所管課へ口頭で報告した。その結果、千葉市へ経費要求をせず、当該年度の指定管理委託料で実施したことが分かった。しかし、当該修繕業務については、費用の額が 1 件につき、100 万円を超える場合には、千葉市との協議の上それぞれの負担を決定するものとされている基本協定の規定に従った処理を行っていないため、改善を要する事務処理である。

#### 【結果】

個別修繕の費用負担の手續に係る基本協定の規定に該当するにも拘らず、必要な費用負担の協議を行わず、結果として千葉市社会福祉事業団に過大な費用負担を強いる処理となっているため、基本協定に沿った公正な事務手續及び費用負担の協議を実施されたい。また、市所管課は、個別修繕に係るこのような不注意が今後発生しないよう、正当な注意をもって提出される文書の把握に努められたい。

### (11) ハーモニープラザ管理：アンケートの実施について

#### ① 概要

ハーモニープラザのアンケート調査については、「千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書（平成 22 年 11 月 29 日）」において、以下のとおり実施することが提案されている。

#### 1. さまざまな意見聴取による利用者ニーズの把握

##### (1) 施設利用者の意見を把握する「アンケートボックス」の設置

施設利用者の要望やご意見をいただけるよう、館内に「アンケートボックス」を設置しています。毎月末日に回収し、利用状況やご意見を分析した結果を共有しています。

##### (2) ハーモニープラザフェスタ開催時の利用者アンケート（年 1 回）

毎年 12 月に開催するハーモニープラザフェスタの時に、ハーモニープラザ全体の満足度アンケートを実施し、ご意見を分析し、結果をハーモニープラザ管理運営会議で共有しています。

### (3) 各種講座・研修・講演会開催時のアンケート

各種講座や研修、講演会などに関する利用者の満足度や要望などを把握するため、適宜アンケートや利用者懇談会を実施しています。

### (4) 日常活動における聞き取り

施設の利用者からのご要望・ご意見は積極的に聴取しているほか、建物敷地内では日ごろから利用者へのあいさつを心掛けており、千葉県ハーモニープラザを日常的に利用してくださる方々からご意見をいただけるよう努めています。

## ② 手 続

「千葉県ハーモニープラザ指定管理提案書(平成22年11月29日)」、「平成27年度 千葉県ハーモニープラザ 【事業報告書】」及び「平成27年度千葉県ハーモニープラザ施設維持管理自己評価表(別紙5)」等を閲覧し、ハーモニープラザのアンケート回収状況について確認した。また、ハーモニープラザ管理の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. アンケート回収について(意見)【ハーモニープラザ管理】

#### 【現状・問題点】

ハーモニープラザ管理に係るアンケート調査の状況については以下のとおりである。

すなわち、千葉県ハーモニープラザ管理運営に関する基本協定書に記載のある「利用者アンケート」について、「利用者の意見、要望等を把握し、及び管理業務に反映させるため、事業計画書に記載した実施計画で定めるところにより、すべての利用者を対象として管理業務の実施状況についてのアンケート調査を実施するものとする。」としている。

また、「ハーモニープラザ管理事業」としての利用者は存在していないため、ことぶき大学校や障害者福祉センターのアンケートにおいて、「各施設の各種講座・研修等のアンケートにプラザ全体への項目を追加」がハーモニープラザ管理のアンケート実施方法と考えられる。また、現在では、ハーモニープラザの1階エントランスロビーについて「アンケートボックス」を常設し、利用者の意見などの収集に努めている他、フェスタ・フェスティバル時にアンケートを実施している。

このようなアンケート調査の様式は次のとおりである。

## サマーフェスティバル ご来場者アンケート

ご来館日：平成27年 7月12日（日）

サマーフェスティバルにお越しいただきありがとうございます。  
今後の参考とさせていただきますので、アンケートにご協力ください。  
（あてはまるものに☑をお願いします。）



Q1 ハーモニープラザは利用しやすいですか。

とても良い  良い  普通  悪い

Q2 館内の雰囲気や快適性はいかがですか。

とても良い  良い  普通  悪い

Q3 建物全体・トイレ等は、清潔に保たれていましたか。

とても良い  良い  普通  悪い

Q4 参加したイベントはいかがでしたか。

とても良い  良い  普通  悪い

参加イベント名

Q5 ハーモニープラザにおいて実施している催しもの等のご感想や、今後行ってほしい企画等をお聞かせください。その他お気づきの点やご意見・ご要望などがありましたらご記入ください。

お客様についてお伺いします

●ご年代：\_\_\_\_\_代 ●性別：□男 □女

●お住まい：□中央区 □花見川区 □稲毛区 □若葉区 □緑区 □美浜区 □千葉市外

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいたアンケート用紙は、駐車場側入口と中庭の受付にて回収しています。

※ お答えいただいたアンケートは施設運営の参考とさせていただきます、その目的以外には転用いたしません。

〔発行元〕指定管理者：千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体

このようなアンケート調査の実施方法については、平成 26 年から平成 28 年に至るまで、毎年度、異なる方法で実施されている。具体的には、平成 26 年度では、対人方式による実施方法であったが、平成 27 年度では無人方式を採用し、平成 28 年度ではシールを使用した半対人方式による実施となっている。

平成 27 年度にアンケート調査の実施方法を変更した理由としては、利用者意見として、「アンケートが煩わしい」という意見が複数あったこと及び現場（職員）の意見では、アンケート数を意識しすぎて、「本来行事に集中できない」とのことから、平成 27 年度から無人式へ変更した。

その結果、アンケート調査の回答の回収状況は、次の表のとおりとなった。

【アンケート調査回答の回収状況に係る年度推移】 (単位：件)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
サマーフェスティバル	117	81	296
ハーモニープラザフェスタ	349	11	-

注：プラザフェスタにおける平成 28 年度アンケートは 11 月に実施のため未集計。

この表からは、各年度のアンケート調査の実施方法の相違により、アンケート調査回答の回収実績に大きな変動が見られる。サマーフェスティバルにおけるアンケート調査回答の回収件数は、平成 26 年度で 117 件であったが、平成 27 年度では、81 件に減少しており、平成 28 年度では 296 件と大幅に増加している。

また、ハーモニープラザフェスタにおけるアンケート調査回答回収件数は、平成 27 年度で 349 件に対して、平成 27 年度では 11 件と激減している。

特に、ハーモニープラザフェスタの開催時の利用者アンケートは 1 年間の 1 回であるが、ハーモニープラザを管理する上で利用者の意見を聴取する貴重な機会であるにも拘らず、アンケート調査の実施方法を変更したことにより、その貴重な機会を自ら逃しているものと考えられる。

また、平成 27 年度におけるアンケート調査回答の回収件数にみられるように、少数の回答件数に基づく意見等については、利用者全体の意見を反映しているかどうか判断することには慎重にならざるを得ない。

## 【結果】

ハーモニープラザ管理のアンケートを実施する意義は、指定管理業務に対する貴重な評価データとして業務改善に積極的に利用することができるものであるという積極的な意義を踏まえて、アンケート調査の効率的で効果的な実施方法で実施するよう要望する。例えば、アンケート調査の実施を積極的に行い、施設利用者にはその予約受付段階から、アンケート調査の意義を周知し、実際の利用の際には必ず利用者の代表者に協力を仰ぎ、参加者ひとり一人にアンケート用紙を渡していただき、終了の際には協力していただい

た利用者からその回答を回収するという習慣を根付かせることが重要である。

## (12) 外部業務委託における仕様書及び委託費（随意契約の妥当性）について

### ① 概要

指定管理業務のハーモニープラザ管理において、千葉市社会福祉事業団では、業務委託に係る入札制度のより一層の透明性、競争性及び公平性の確保のため、一定の資格要件を定め、事前に参加希望者を募り執行する「希望型指名競争入札制度」を導入している。

指定管理業務のハーモニープラザ管理における業務委託費としては、「清掃業務委託費」及び「警備業務委託費」を計上している。その契約の実績は次のとおりである。

【ハーモニープラザ管理 業務委託費】		（単位：千円）				
委託名	契約業者名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
清掃業務委託	日本美装(株)	18,500	18,500	18,500	18,500	18,500
警備業務委託	コスモセキュリティ(株)	13,780	13,780	14,854	14,854	14,854

注：税抜金額で表示している

ハーモニープラザ管理では、設備の定期点検や保守、廃棄物処理等、専門的知識が必要となる各種相談業務や、指定管理者が中核業務として推進する業務とは異なり、再委託することで効率化が図れる、維持管理上の業務について再委託を行っている。再委託を行う業務については、市の承認を得るとともに、基本的には入札を行った上で、適正な価格での業務委託を行い、市内事業者を積極的に活用するとともに、その管理も適正に行っている。

### ② 手続

「千葉市ハーモニープラザ 指定管理予定候補者管理運営の基準」等を閲覧し、また、ハーモニープラザ管理の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ア. 清掃業務委託の仕様書（特別清掃）について（指摘）【ハーモニープラザ管理】

##### 【現状・問題点】

施設清掃業務の委託内容については、「千葉市ハーモニープラザ 指定管理予定候補者管理運営の基準」において、以下のとおりに規定されている。

(a) 日常清掃

日又は週を単位として定期的に行う作業をいい、概ね施設内外の床掃除(掃き、拭き)、ちり払い、手摺り清掃、ゴミ等の処理、衛生消耗品の補充、衛生陶器洗浄、汚物処理、洗面所の清掃等のような作業をいう。

(b) 定期清掃

3か月又は6か月を単位として定期的に行う業務をいい、概ね施設内外の床洗浄、床ワックス塗布、壁の清掃、金具磨き、ガラス清掃、マット清掃、什器備品の清掃等のような業務をいう。

(c) 特別清掃

6か月又は年を単位として行う定期的な業務と不定期的な業務をいい、概ね照明器具及び時計の清掃、吹出口及び吸入口の洗浄、外壁及び外部建具の清掃、排水溝の清掃等のような業務をいう。

また、指定管理者としての千葉市社会福祉事業団が記載した「千葉市ハーモニープラザ清掃委託仕様書」においても、以下のとおり規定している。

(1) 日常清掃業務

下記休館日及び年末年始以外の午前8時00分から午後5時00分までの間に行う。

施設名	休館日
千葉市男女共同参画センター	月曜日、祝日
千葉市障害者相談センター	土曜日、日曜日、祝日
千葉市障害者福祉センター	月曜日、祝日
千葉市ことぶき大学校	土曜日、日曜日、祝日
千葉市社会福祉研修センター	土曜日、日曜日、祝日
千葉市ボランティアセンター	日曜日、月曜日、祝日
福祉関係団体事務局	土曜日、日曜日、祝日

(2) 定期清掃業務

清掃実施面積一覧表のとおり行う。なお、実施部については、委託者と協議の上決定すること。

(3) 特別清掃業務

清掃実施面積一覧表のとおり行う。なお、実施部については、委託者と協議の上決定すること。

特別清掃業務については、仕様書及び管理運営の基準いずれも、清掃実施面積一覧表に記載された部分につき、6か月又は年を単位として行う清掃である旨が記載されている。

しかし、実際の特別業務は以下のように行われている。

提案書との整合性について、実態としては専用業者にて行う（年6回実施）ガラス清掃以外のサッシ手すり清掃、ブラインド清掃、照明器具、モニュメント及び白砂利は定期清掃、壁面扇風機の清掃は、随時清掃として行っている。

実施の実態としては、ハーモニープラザの事業の都合上、担当者が汚れの有無について判断し、汚れていると判断した場合には、可能な日を電話で確認し、随時調整後、実施している。

平成27年度及び平成26年度における実施状況は、以下のとおりである。

●平成27年度

i ガラス清掃

4月20日、6月22日、8月31日、10月26日、12月17日、2月15日、2月16日

ii サッシ手すり清掃 月1回実施

iii ブラインド清掃 月1回実施 +（一斉清掃1月に実施）

iv 壁面扇風機 随時実施

v 照明器具 月1回実施（一斉清掃4月に実施）

vi モニュメント 月1回実施

vii 白砂利 月1回実施

●平成26年度

i ガラス清掃

4月21日、6月22日、8月18日、10月20日、12月15日、2月15日、2月16日

ii サッシ手すり清掃 月1回実施

iii ブラインド清掃 月1回実施（一斉清掃9月に実施）

iv 壁面扇風機 随時実施

v 照明器具 月1回実施（一斉清掃9月に実施）

vi モニュメント 月1回実施

vii 白砂利 月1回実施

【結果】

特別清掃業務に係る仕様書の内容と実際の実施内容が乖離しているため、年間契約における当年度の実施計画と実態とを整合させる調整を実施し、業務委託の仕様内容に明瞭性と信頼性を確保されたい。

イ. 清掃業務委託の仕様書について（指 摘）【ハーモニープラザ管理】

【現状・問題点】

千葉県ハーモニープラザ清掃委託仕様書の6（その他）において、次のことが記載されている。

「平成 25 年度～28 年度の契約については、平成 24 年度本清掃業務委託契約入札の落札者と随意契約を予定しております。ただし、随意契約を必ずしも保証するものではなく、当事業団の事情（予算、組織、制度、社会情勢等）により契約方法を予告なしに変更する場合があります。その変更によるいかなる責も当事業団は負いません。」

6（その他）の前半部分は、委託業者に対しては、随意契約を予定していることを通知する一方で、ただし書以降においては、千葉市社会福祉事業団の事情により随意契約を締結しない旨及びその際には、いかなる責も負わない旨が記載されており、必要以上に事業団の責めを回避する規定であると考えられる。そのため、委託業者にとって不利な規定となっているものと考えられる。

また、千葉市社会福祉事業団がハーモニープラザ管理を行っているのは、平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日時点であるため、本来は、平成 27 年度までを随意契約期間とすべきである。しかし、清掃業務委託契約書では、平成 28 年度が含まれており、本来の指定管理期間外となっている。

これは、指定管理業務を受託できなかった場合は、随意契約を実施しないことを理由としており、ハーモニープラザ管理者としては、指定管理期間と整合を図る必要は無いと考えているためである。

#### 【結果①】

千葉市社会福祉事業団の事情により随意契約を締結しない旨を記載することについては、千葉市社会福祉事業団の運営を行う際のリスク回避のために必要となる文言ではある。しかし、締結しない際には、いかなる責も負わない旨は、必要以上なリスク回避と考えられるため、当該文言を削除するか、又は随意契約を締結しない場合には、2 ヶ月前に通知する旨を伝える等、委託業者が公平な立場となり得る文言を追加することを検討されたい。

#### 【結果②】

ただし書を対抗要件として、ハーモニープラザ管理の指定管理期間外を記載しても問題はないと想定されているものと考えられるが、千葉市ハーモニープラザ管理の指定管理期間については明らかに定められている以上、その指定期間と整合性を確保して、委託業務の仕様書も作成されることを検討されたい。

### ウ. 外部業務委託における競争入札について（意見）【ハーモニープラザ管理】

#### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団が外部業者に業務委託を行う際には、現在、「希望型指名競争入札制度の手引き」に従って、対象業務委託や入札参加資格等を規定し、競争入札を行っている。そして、応札者に対して留意事項として以下のものが規定されている。

「希望型指名競争入札制度の手引き」の「5その他について」

(1) 資本若しくは人事面等において関連会社となる業者については、一緒に同一案件に申請は出来ません。

(2) 申請にあたり、現在の手持業務及び指名状況等を勘案し、技術者数等について十分考慮のうえ申請書を提出してください。

(3) 提出された申請書は、指名業者を選定するにあたっての参考資料とするものであり、直ちに指名につながるものものではありません。(審査のうえ、資格要件等に適合しなければ指名されないこともあります。)

(4) 入札時に積算内訳書の提出が必要となる場合があります。

(5) 指名後に資格要件等に適合しなくなった場合は、入札参加資格を失います。

(6) 年度開始前に入札執行となる契約案件については、当該年度予算案が理事会の議決を得られないときには、これに係る契約手続きを中止します。

広く競争入札を行う場合には、外部委託業者の選定過程について、全ての業者が参加可能であり、公平性・透明性が確保されているというメリットがある。しかし、競争入札において、和陽園及び千葉市桜木園において、入札された業者の中で、応札者が入札を辞退するケースがあった。これらにつき、現在、千葉市社会福事業団においては、個別事情を調査し、今後の契約事務における有効な改善策を検討する仕組みが存在しない。

#### 【結果】

応札者が辞退した際には、個別事情を考慮し追跡調査が必要であるかどうかの判断や追跡調査の結果によっては今後の入札における有効な対処法（事前の仕様内容等の情報提供の仕方に関する工夫等）を考慮する実務に変更するよう要望する。

## エ. 外部業務委託における予定価格の適正性について（指 摘）

### 【ハーモニープラザ管理】

#### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団は、外部業務委託において、平成 24 年度の希望型指名競争入札により委託を受けた外部委託業者と 1 年毎に随意契約を結び委託を行っている。随意契約の論点については、次の項で説明することとし、この項では、予定価格の設定について、現状及び問題点を述べることとする。

現在の随意契約において使用する予定価格は、再委託業者が平成 24 年度の希望入札時に見積を行った見積額を予定価格としており、平成 24 年度から平成 27 年度において、予定価格及び見積額が基本的に同額である。これらの見積額については、競争入札時の金額から変動がないこと及び予算額を決定する際において、市所管課との折衝を行った結果、大きな間違いは無いと判断したことを受けて妥当であると判断している。

しかし、ハーモニープラザ管理では、予定価格の決定に際し、入札時及び随意契約時には、以下の問題点が存在する。

まず、入札時における予定価格については、前年の業者との業務委託契約の締結金額が予定価格の算定根拠としており、これを予定価格及び落札価格として認識していることが問題である。

また、随意契約時においては、①予定価格に関する規定がないこと、②予定価格を設定するための判断基準がないこと、③予定価格設定のための見積り内訳が存在しないことにより、予定価格を精査することができないことが問題である。このような問題点が解決されない限り、予定価格の信頼を確保することはできず、経済性の精査を十分に行うことができない。

#### 【結果】

外部委託を行う際には、外部委託業務の仕様書に対応した積算方法の決定において、外部委託の業務水準に対応した労務単価、人工等を独自に見積もった積算書を作成されたい。独自の見積書を作成する際には、当該随意契約業者だけの1社見積ではなく、見積書に競争性を確保する意味で、可能な限り他社見積を入手し、適正な積算を行われたい。

### オ. 外部業務委託のモニタリングについて（意見）【ハーモニープラザ管理】

#### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団は、平成27年度のハーモニープラザ管理に係る業務委託費（清掃業務委託及び警備業務委託）においては、平成24年度希望型指名競争入札に際しての落札業者と随意契約を結んでいる。いずれも「業務履行状況が良好」であることを理由に業者と随意契約を締結している。また、毎年、契約業者が変更すると業務の引継が頻繁に発生し、安定的な業務遂行が実施できなくなり、また業務継続による品質向上が見込まれるためとの理由から、随意契約としている。

この中で、業務履行状況が良好となっているが、実態として、「千葉市ハーモニープラザ管理運営に関する基本協定書」に記載のとおり、日報等によりモニタリングを行っているが、具体的な定量的な判断基準はないため、定性的な情報によりモニタリングを行っているものと考えられる。

#### 【結果】

定性的な情報を用いて評価を行った場合は、担当者の主観による印象が強く、透明性を保つことができないため、客観的な評価基準が必要であると考えられる。そこで、下記のような評価項目を用いて、20項目の内70点以上であれば来年も随意契約を締結する等の意思決定をする等、定量的な評価を取り入れることを要望する。

清掃事項	大変悪い	悪い	普通	良い	大変良い	点数
<b>◇日常清掃実施要領</b>						
床面の清掃						
ごみの処理						
扉・間仕切り・低壁面・手すり等の清掃						
トイレトーパーや手洗い水石鹸等の備品の補充						
水回りの清掃						
備品の清掃						
机・ホワイトボードの清掃						
<b>◇随時清掃実施要領</b>						
金属部分・展示ブロックの磨き上げ						
排水溝の清掃						
扉・間仕切りガラス磨き						
扉腰壁巾木汚損除去						
<b>◇定期清掃実施要領</b>						
床面の洗淨清掃						
床面ワックス						
流し・ガス台・電子レンジの清掃						
<b>◇特別清掃実施要領</b>						
ガラス・手すり清掃						
ブラインド清掃						
壁面取付扇風機清掃						
照明器具清掃						
中庭モニュメント清掃						
白砂利清掃						
合計点						

**評価点**  
 大変良い:5点  
 良い:4点  
 普通:3点  
 悪い:2点  
 大変悪い:1点

(13) 外部業務委託における入札・契約の執行について

① 概要

委託費の入札・契約について、平成24年度以降（平成23年度中に準備行為として入札を行うものを含む）の入札及び契約の執行について、希望型指名競争入札制度の導入に伴い、「入札及び契約の執行について（通知）」を作成し、内部に周知している。次の内容は、この通知の一部抜粋である。

委託業務等の競争入札に付すべき契約において、随意契約が可能な場合として以下のものを全て満たしている場合には、次年度以降、随意契約による契約を可能とする旨が記載されている。

①事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であること。

②競争入札施行伺に以下の内容が記載されていること。

(記載例) 「次年度以降の契約方針」

次年度以降(25年度以降)の契約について、予算措置された場合は、予算措置額を超えない範囲での随意契約による契約を可能とする。」また併せて別段に前号の合理的理由を付していること

③前年度の当該契約の仕様書に、以下の内容が記載されていること。

(記載例) 「なお、25年度～28年度の契約については、24年度(入札による契約年度)

本〇〇業務委託契約入札の落札者と随意契約を予定しております。ただし、随意契約を必ずしも保証するものではなく、当事業団の事情(予算、組織、制度、社会情勢等)により契約方法を予告なしに変更する場合があります。その変更によるいかなる責も当事業団は負いません。」

④前号の内容を前年度、当該契約の競争入札説明会において、競争入札参加全業者に説明していること。

⑤競争入札実施時に一般競争入札又は希望型指名競争入札を採用すること。

※予算不担保のため、複数年契約を確約するものではないことに注意。

これらのうち、上記①については、実質的な要件であり、②～⑤については、形式的な要件である。

## ② 手 続

「入札・契約について(通知)」等を閲覧し、ハーモニープラザ管理の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ア. 随意契約に係る合理的理由について(指 摘)【ハーモニープラザ管理】

#### 【現状・問題点】

平成27年度の千葉市ハーモニープラザ清掃業務委託の決裁伺書において、随意契約を結ぶ旨が記載されている。業者選定理由として、平成24年度希望型指名競争入札においての落札業者であり、平成24～26年度の業務履行状況も良好である旨が記載されており、かつ、毎年、契約業者が変更すると業務の引継が頻繁に発生し、安定的な業務遂行ができなくなり、また、業務継続による品質向上が見込まれる旨が記載されている。

しかし、これらの選定理由では、「①事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であること」の要件を十分に具体的に、詳細に説明しておらず、当該清掃業務委託契約が継続的に同一業者と締結されることにより、清掃業務の品質向上につながるのかについて、説明していないものと考えられる。

**【結果】**

上記通知に記載の随意契約を実施する際には、当該清掃業務委託がその業務の性格上、事業を安定的に、同一業者と継続して契約を締結することにより、どのような理由で清掃業務の品質向上が見込まれるのかについて、業務を実施する技術者等の業務実施能力の向上等との関係で、より具体的に、詳細に記載することを検討されたい。

**イ. 業務委託の複数年契約について（指摘・意見）【ハーモニープラザ管理】**

**【現状・問題点】**

概要で示した通知の中に、「※予算不担保のため、複数年契約を確約するものではないことに注意」という記載がある。この記載に従って、外部委託業務契約については、複数年契約が一切なされていない。

しかし、千葉市ハーモニープラザ管理は市の指定管理業務であり、指定管理業務である以上、千葉市ハーモニープラザ 指定管理予定候補者選定要項に則り、指定期間（平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）において、ハーモニープラザの管理業務を行うこととなっている。そして、千葉市の予算形式上、複数年にわたる契約が可能となる債務負担行為が設定されている以上、指定期間内の予算の上限は確定し、指定期間において収益が担保されていると考えられる。したがって、上記通知に記載されているような、複数年契約を確約するものではないという根拠には合理性がないものと考えられる。

**【結果①：指摘】**

指定期間である 5 年間に亘り、規模の経済合理性を追求する収益予算の担保があると判断されるため、毎年度実施される単年度契約方式を見直し、経済合理性を追求することが可能となる複数年契約を導入することを検討されたい。

**【結果②：意見】**

千葉市社会福祉事業団事務局においては、業務委託の契約に当たり、複数年の契約について、現行の規定されている契約以外にも適用することができるよう経理規程を見直すことを要望する。以下、千葉市桜木園、和陽園、千葉市療育センターにおける業務委託の複数年契約に係る意見については同様である。

## 2. 千葉市桜木園について

### (1) 専門職員の欠員について

#### ① 概要

組織にとって「人」は財産であり、事業推進にあたり施設サービス利用者の満足度につながる専門職員等の確保は、特に千葉市社会福祉事業団の将来を大きく左右する重要な課題である。そこで、千葉市社会福祉事業団のホームページに掲載されている千葉市桜木園に関する職員募集の概要について、次の表のとおり確認することができる。

#### 【常勤職員（看護師）】

雇用形態	常勤看護師
募集職種	看護師
勤務内容	医療型障害児入所施設における看護業務
募集人数	若干名
応募資格	正看護師もしくは准看護師の有資格者（新卒者の応募可）
勤務先	桜木園（医療型障害児入所施設）

#### 【非常勤職員（介助員・指導員）】

雇用形態	非常勤職員
募集職種	(1)介助員 (2)指導員
勤務内容	重症心身障害児の介護及び療育
応募資格	採用日現在 65 歳未満の方。 (1)介護福祉士、ホームヘルパー2級、介護職員初任者研修修了者のうちいずれか (2)児童指導員任用資格、社会福祉主事任用資格のうちいずれか
勤務先	桜木園（医療型障害児入所施設）

#### 【非常勤職員（看護師）】

雇用形態	非常勤職員
募集職種	看護師
勤務内容	重症心身障害児の看護、外来診療の

	診察補助
応募資格	採用日現在 65 歳未満の方。正看護師 もしくは准看護師
勤務先	桜木園（医療型障害児入所施設）

【非常勤職員（事務員）】

雇用形態	非常勤職員
募集職種	事務員
勤務内容	窓口、電話、来客対応。外来診療、 短期入所の予約受付。文書作成、統計、 経理、医療費等請求事務。
応募資格	採用日現在 65 歳未満の方。パソコン 操作（ワード、エクセル）必須。要普 通自動車運転免許。
勤務先	桜木園（医療型障害児入所施設）

また、千葉県桜木園の管理に関する基本協定によると、人員の確保等に関して次の条項が規定されている。

<p>（人員確保）</p> <p>第 15 条 乙は、管理業務を実施するために必要な人員を、直接雇用する方法又は第三者からの派遣若しくは出向等による方法により適法に確保して、必要な研修等を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>
--

このように千葉県社会福祉事業団は、千葉県桜木園の指定管理者として専門職員等を確保するため、職員募集を行っている。

② 手 続

就業規則、委託料等返納金の計算に関する明細書、欠員職員等返納額積算等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて千葉県桜木園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ア. 常勤看護師の欠員補充について（意見）【千葉市桜木園】

##### 【現状・問題点】

千葉市桜木園が継続的に職員募集を行っている事情を考慮すると、専門職員、特に常勤看護師が不足していることは明らかである。入所施設における(a)提案書作成時、(b)年次協定書合意時、(c)精算時の職種別の配置人員移は、次の表のとおりである。なお、通所支援事業では、(a)提案書作成時、(b)年次協定書合意時、(c)精算時の職種別の配置人員の変動はないため記載を省略している。

【平成 27 年度職種別配置人員比較表】

(単位：人)

	(a) 提案書 作成時	(b) 年次協 定書合 意時	増減 (b)-(a)	(c) 精算時	増減 (c)-(b)
医師	2	2	-	2	-
看護師	26	26	-	21	△5
介護員	6	7	1	7	-
指導員	2	2	-	2	-
保育士	2	2	-	2	-
薬剤師	1	1	-	1	-
栄養士	1	1	-	1	-
理学療法士	1	1	-	1	-

千葉市桜木園では、平成 27 年度当初時点で常勤看護師 6 人の欠員状態にあった。配置計画に基づく人員を確保するため、看護師の欠員に対して、非常勤職員の雇用、看護師の紹介予定派遣、介護職の派遣職員による対応を行った結果、平成 27 年度期末時点での常勤看護師の欠員は 5 人であった。

【平成 27 年度看護師欠員への対応状況表】

区 分	人 数
当初看護師欠員	6 人
年度中途退職	1 人
年度中途採用	2 人（うち 1 人は派遣後）

介護職派遣	4人
非常勤職員	5人（短時間雇用を含む）

千葉県桜木園においては、非常勤職員の雇用に際しては、日勤専従や短時間労働を希望する者等を幅広く雇用し、専門職の雇用の確保に努めている。また、雇用した非常勤職員に対し、研修や福利厚生について職員と同等に取扱い、サービスの低下を防ぐとともに、非常勤職員の働く意欲の維持に努めている。更に、時間単価は平成27年度及び平成28年度において20円増額し、また、雇用困難な介護員については、別途980円から1,080円に増額している。

このような内部努力を千葉県桜木園では行っているが、上記の表のとおり、提案書作成時や年次協定書合意時において常勤職員による配置を計画していたにも拘らず、非常勤職員を配置している場合、利用者に対するサービスの低下の可能性や職員の継続的な雇用確保に対する懸念が生じる。千葉県桜木園では、非常勤職員、派遣職員を含めて、月1回の内部研修及び専門機関での外部研修へ参加、年2回のアンケート調査及び半年毎の保護者からのモニタリング等による情報収集を実施し、施設サービスの維持、向上に努めているが、千葉県桜木園の経営においても、非常勤職員による施設サービスの提供に係る品質確保が十分になされているかどうかに関して、明確な情報が蓄積されていない。

#### 【結果①】

障害児（者）に対する障害福祉サービス事業者への就労希望者は多いとは言えず、看護師等の専門職員が不足する状況は継続することが予測されるが、継続的な人材確保策を講じるよう要望する。

#### 【結果②】

施設サービスの利用者に対するサービス品質等の低下を防ぐためには、派遣等で確保した人材の研修等を十分に行い、併せて、施設サービス利用者等からの聞き取りやアンケート調査等の実施による情報収集を、目的を明確にして組織的に実施されるよう要望する。

### イ. 資格取得のための職務専念義務免除等の活用について（意見）

#### 【障害福祉サービス課、千葉県桜木園】

#### 【現状・問題点】

千葉県桜木園では看護師が配置されているが、認定看護師の資格を有する職員は現在存在しない。ここで、認定看護師制度は、特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践のできる認定看護師を社会に送り出すことにより、看護現場における看護ケアの広がりや質の向上をはかることを目的とした制度である。また、認定看護師になるには、日本国の看護師免許を有し、看護師免許取得後、実務研修が通算5年以上ある者（うち3年以上は認定看護分野の実務研修）が、認定看護師教育課程を修了

し、かつ、認定審査に合格することが必要である。なお、教育期間は連続した昼間の教育で6か月、授業時間数は615時間以上必要である。

千葉県桜木園において認定看護師の資格を現在配置され施設サービスに従事している看護師が取得することは、施設サービス提供の現場において指導的役割を担えることから施設全体のスキルアップにつながるるとともに収益の向上にも寄与するものである。また、看護師のキャリアアップの面で自己実現へのモチベーションが高まる効果も期待できる。しかし、現状では、看護師が長期に職場を離れることは、日々の人員配置をしていく上で難しいという認識があることを確認している。

#### 【結果①】

千葉県社会福祉事業団として、認定看護師取得に向けた具体的な支援制度はない。しかし、資格を取得することにより、職員の資質の向上及び市民サービスの提供において有益と考えられる場合は、事業団に職務専念義務免除を申請することができる。例えば、介護支援専門員資格の取得や准看護師から正看護師となるために必要な研修等を受講する場合には、千葉県社会福祉事業団は、職務専念義務免除申請を受理している。認定看護師については、加算がとれる以外にも、モチベーション向上等を含む人事面や専門職員の雇用面等からプラスと考えられる。

したがって、千葉県社会福祉事業団において、認定看護師の資格取得のための職務専念義務免除制度を積極的に活用する仕組みの検討を要望する。

#### 【結果②】

市所管課においても、千葉県桜木園の指定管理業務における施設サービスの品質の更なる向上に寄与することを認識し、看護師等の専門職員の人材・採用等に関する情報提供等の協力を、可能な限り実行することを要望する。

### ウ. 人件費の返納基準の明確化について（意見）

#### 【障害福祉サービス課、千葉県桜木園】

#### 【現状・問題点】

千葉県桜木園の管理に関する基本協定によると、委託料の返納の基準に関して次の条項が規定されている。

#### （返納の基準）

第45条 乙は、毎会計年度、次に掲げる委託料の科目に係る精算残額を甲に返納するものとする。

(1) 人件費支出

(2) 事務費支出福利厚生費

当該規定に基づき、平成27年度において精算残額を市に返納しており、返納額は次の

表のとおりである。

【委託料等返納金の推移表】

(単位：千円)

区 分	内 訳	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
入所施設	人件費	23,769	15,069	7,556
	福利厚生費	662	529	673
	合 計	24,432	15,598	8,229
通所支援事業	人件費	3,471	-	-
	福利厚生費	61	52	31
	合 計	3,532	5	31

このような返納額の算定については、平成 25 年度及び平成 26 年度では、人件費支出の残額は、人件費削減額及び欠員分の人件費が大半を占めることから、「精算残額＝欠員分の人件費－非常勤職員等による人員補充に係る人件費」として返納額を算出している。また、平成 27 年度以降については、人件費差額が発生しなくなることから、「精算残額＝予算額－決算額」として算出としている。この取り扱いは、千葉市社会福祉事業団が平成 24 年度から平成 26 年度において段階的に実施した給与改正によって生じる人件費削減額を精算対象から除外したものであるとしている。しかし、平成 27 年度以降の精算残額の算定方法では、平成 25 年度及び平成 26 年度における「精算残額＝欠員分の人件費－非常勤職員等による人員補充に係る人件費」を返納額とする精算方法で認められていた時間外勤務手当等の削減などの実績に対応した人件費の削減努力について取扱いを明記していない。そのため、明示的には、人件費の削減努力を誘導する方式であると評価することは難しいものと考えられる。

【結果】

今後は、給与体系等の見直し等の人件費縮減額を千葉市社会福祉事業団の経営努力とみなして精算対象から除外する取り扱いにとどまらず、千葉市桜木園を始め、千葉市社会福祉事業団自体が、社会福祉法人としての経営努力やモチベーションの維持・向上の意欲を保持することができるように、千葉市社会福祉事業団の経営努力を客観的かつ公正に評価できる指標を設け、精算対象から除外できる仕組みを、市所管課及び千葉市社会福祉事業団として検討することを要望する。

(2) 個別修繕の実施により取得した財産の管理について

① 概 要

千葉市桜木園の管理に関する基本協定によると、管理施設の維持管理に関して次の条項が規定されている。

(維持管理の実施)

第 34 条 (略)

2 乙は、維持管理計画に記載されていない管理施設の修繕で費用の支出が見込まれるものを実施する必要がある場合は、その旨を速やかに甲に通知するとともに、当該通知をした日から 30 日（市の休日の日数は、算入しない。）以内に、個別修繕計画書(様式第 9 号)に当該修繕に関する見積書を添えて甲に提出して、当該修繕の実施について甲と協議し、その承認を得たものについて修繕(以下「個別修繕」という。)を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定により実施した個別修繕の結果について、当該修繕を完了した日から 10 日以内に、個別修繕実施報告書(様式 10 号)を甲に提出して報告するものとする。

4 (略)

(費用負担の確認)

第 35 条 (略)

2 個別修繕に係る費用については、費用の額が 1 件につき 100 万円以下である場合には、当該費用が委託料に含まれるものみなして乙が負担するものとし、費用の額が 1 件につき 100 万円を超える場合には、甲及び乙協議の上それぞれ負担を決定するものとする。この場合において、協議が整わないときは、甲が合理的な負担割合を定めて、これを乙に通知するものとし、乙は、当該通知に従わなければならない。

3 (略)

平成 27 年度において、千葉市桜木園で実施した個別修繕は、次の表のとおりである。

【平成 27 年度個別修繕実績表】

件名	アルミパーテーション工事	104 号室床他修繕工事
修繕箇所	消毒室及び体験入所室内パーテーション設置	居室 104 号
修繕目的	消毒室：薬品保管庫不足のため、消毒室内を分離し使用するため。 体験入所室：外来患者の増加に伴い検査室を診察室(2)に変更し、体験入所室を検査室として使用するため。	利用者の転落防止に必要な高柵ベッドの不足により、一時的に当該居室 4 名を床敷サークルにて対応しているが、木製柵が劣化し、また、寄付により高柵ベッドを補充したため、他居室と同様にベッドでの対応に復旧する。

修繕期間	平成 28 年 3 月	平成 27 年 7 月
施工方法	アルミパーテーション設置	木製柵及び床板撤去、床貼り換え、残材処分
修繕費用	418,500 円（税込）	317,250 円（税込）
費用負担	指定管理者の負担	指定管理者の負担
個別修繕計画提出日	平成 28 年 1 月 5 日	平成 27 年 6 月 29 日
個別修繕計画承認日	平成 28 年 1 月 13 日	平成 27 年 7 月 2 日
修繕を実施した日	平成 28 年 3 月 4 日	平成 27 年 7 月 29 日～30 日
実施報告書の提出日	平成 28 年 3 月 18 日	平成 27 年 8 月 19 日

## ② 手 続

千葉県桜木園の管理に関する基本協定、個別修繕計画書、個別修繕実施報告書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて千葉県桜木園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

### ア. 個別修繕の結果報告について（指 摘）【千葉県桜木園】

#### 【現状・問題点】

個別修繕の結果について、当該修繕を完了した日から 10 日以内に、個別修繕実施報告書を市に提出して報告するものとされている（基本協定第 34 条第 3 項）。しかし、104 号室床他修繕工事においては、修繕の完了日が平成 27 年 7 月 30 日であるにもかかわらず、個別修繕実施報告書の提出日が平成 27 年 8 月 19 日であり、修繕が完了した日の 14 日後（市の閉庁日の日数は算入していない。）の提出となっている。

#### 【結果】

個別修繕が完了した場合、その結果を個別修正実施報告書に記載し、当該修繕を完了した日から 10 日以内に市に提出して報告されたい。

## イ. 個別修繕により取得した財産について（指 摘）【千葉市桜木園】

### 【現状・問題点】

アルミパーテーション工事について、千葉市桜木園では、保健所への申請に基づく部屋の用途変更のため、建物付帯設備として修繕費勘定で会計処理を行っているため、財産の取得として扱われておらず、固定資産台帳へ記載されていない。

受託事業の中で取得した固定資産について、一般には、委託業務期間中は善良なる管理者の注意をもって管理し、委託業務終了後は委託者である千葉市の指示に従ってその管理を終了することが適当と考えられるため、その所有権は委託者である千葉市に帰属すべきものであると考えられる。しかし、本件については、当該資産の所有権の帰属について千葉市と千葉市社会福祉事業団の間で協議がなされておらず、取得財産として千葉市へ報告していない。また、本件は千葉市においても公有財産（建物付属設備）として建物台帳に計上すべきであるかどうか疑わしく、そもそも、修繕工事により取得した資産と考えられる。したがって、当該資産は、千葉市社会福祉事業団に所有権があるものとみなされる。また、当該個別修繕の対象であるアルミパーテーションは、1年を超えて使用する有形固定資産であり、1組の金額が10万円以上であるため、有形固定資産に該当する。

### 【結果①】

個別修繕を実施した場合であっても、修繕工事の実施内容により財産を取得する可能性がある。アルミパーテーション工事の場合、新たに固定資産を取得したことになるため、千葉市社会福祉事業団経理規程等に従い、固定資産管理台帳等へ記載する等、適切に管理されたい。

### 【結果②】

また、受託事業の中で取得した固定資産について、所有権の帰属先、契約終了時の当該資産の取り扱い等を明確にすることを検討されたい。

## （3）防災計画について

### ① 概 要

千葉市桜木園の入所児（者）等は、障害の程度により、車椅子やウォーカー等の補助具がない場合、自力での移動が困難である。一方、災害発生時の避難経路の状況によっては、車椅子やウォーカー等の使用は困難となることが予想される。このため、多数の障害児（者）が利用する千葉市桜木園では、入所児（者）及び職員等の命を守るとともにサービスの早期再開を図るため、風水害等に対処するための風水害マニュアルを定めている。なお、風水害マニュアルの主な項目は、次の表のとおりである。

## 【風水害マニュアル抜粋】

- 1 警報発令時の指示体制の周知と情報伝達
  - (1) 千葉県及びテレビ・ラジオ等からの情報収集
  - (2) 指示体制の確認
  - (3) 冷静な行動指示
  - (4) 警戒態勢
- 2 警報等発令時の準備（役割分担）
  - (1) 消火活動の準備（暴風警報の場合）
  - (2) 救護活動の準備
  - (3) 避難誘導の準備
- 3 警報等発令時の安全対策の実施
  - (1) 状況別の避難先選定
  - (2) 避難手段と避難経路の確認
  - (3) 家等への引継
- 4 災害発生時の対応
  - (1) 情報の収集と避難の開始
  - (2) 利用児（者）及び家族の避難誘導
  - (3) 避難が必要ない場合
- 5 千葉県都川水系浸水想定図（洪水・内水ハザードマップ）による浸水区域

## ② 手 続

風水害対策マニュアル等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて千葉県桜木園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は特になかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 風水害マニュアルの更新について（意 見）【千葉県桜木園】

#### 【現状・問題点】

千葉県都川水系浸水想定図（洪水・内水ハザードマップ）による浸水区域では、1 時間当たりの雨量が 70mm（24 時間で 265mm）とされており、千葉県桜木園前の坂月川は、状況

により 50cm から 200cm の地域に指定されている。

近年頻発する豪雨災害において、災害時に弱い立場に置かれる障害者等の災害時要援護者への防災対策が課題となっている。風水害マニュアルは、平成 23 年度に制定後、見直しが行われていないため、昨今の豪雨災害に対応した風水害マニュアルとして整備されていないものと考えられる。

障害児（者）入所施設においては、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するために、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要がある。特に、近年は想定外の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し早めの対応を講じる必要がある。

#### 【結果】

千葉県桜木園においては、入所児（者）及び職員等の命を守るためにも、非常災害時における対応についてあらためて点検し、風水害マニュアルの適時、適切な改訂を実施するなど、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備を強化することを要望する。

### （４）通所支援事業について

#### ① 概 要

千葉県桜木園においては、通所支援事業（生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス）として、在宅の重症心身障害児（者）の方に通所していただき、日常生活動作や運動機能の訓練・指導等の必要な療育を提供している。当該事業の概要は、次の表のとおりである。

#### 【通所事業の概要】

対 象	重症心身障害児（者）の方（未就学児は母子通園）
実施日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝休日をのぞく） 午前 10 時～午後 4 時
利用定員	1 日 20 人
内 容	療育活動、食事、入浴など
利 用 料	各事業給付費の利用者負担額、給食費、その他

#### ② 手 続

関連資料一式を入手して、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて千葉県桜木園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

#### ア. 送迎車両の不足について（意見）【障害福祉サービス課、千葉市桜木園】

##### 【現状・問題点】

平成 27 年度の通所事業の定員は 20 人であり、利用実績は、次の表のとおりである。

【平成 27 年度通所事業利用実績表】

(単位：人、日)

区 分	契約人数 (人)	利用人数 (人)	利用日数 (日)
平成 27 年 4 月	28	21	266
平成 27 年 5 月	26	21	227
平成 27 年 6 月	26	21	289
平成 27 年 7 月	32	31	295
平成 27 年 8 月	32	31	295
平成 27 年 9 月	32	20	227
平成 27 年 10 月	33	19	253
平成 27 年 11 月	31	18	234
平成 27 年 12 月	30	21	242
平成 28 年 1 月	30	24	249
平成 28 年 2 月	29	20	226
平成 28 年 3 月	29	25	295
合計		272	3,098
月平均		22.7	258.2

契約者のうち、ひと月に実際に利用した方の月平均は、22.7 人と定員の 20 人を超えている。しかし、平成 27 年度の利用日数（年間 3,098 日）を開所日数（243 日）で除した 1 日当たりの利用者数は 12.7 人である。千葉市社会福祉事業団の第 3 次経営改善計画では、通所事業の利用者増が課題として掲げており、平成 32 年度の 1 日当たりの利用者数の目標を平均 18.0 人としている。したがって、平成 27 年度実績は平成 32 年度の目標値に対して 70%の達成率である。今後 5 年間で目標未達成率である 30%を解消していく必要があり、そのための経営努力が必要である。

その経営努力の中でも、通園事業の利用者増加の対策の一つとして、送迎車の増車がある。現在、通所事業では 2 台の送迎車（マイクロバス、リフト車）を使用しているが、毎

週月曜日と第4金曜日については、病棟所有のリフト車をあらかじめ確保し、送迎対応の用に供している。また、該当する日に病棟の入所者が他病院を受診する場合には病棟所有のリフト車が利用できないことがあり、その場合には、送迎用のリフト車を千葉市大宮学園から借用している。例えば、平成28年度は、10月末までの間に5月23日（月）、6月6日（月）、6月13日（月）の3回、千葉市大宮学園からリフト車を1台借用している。このように、現状では送迎車の慢性的な運用不足に悩まされている。

**【結果】**

千葉市桜木園は、市が設置する公の施設であり、また、通所事業は指定管理業務の一つである。管理業務の実施に際して必要な資産が不足する状況に対して、施設の設置者である市が公有財産を取得して貸与するか、又は千葉市社会福祉事業団の法人全体の経営方針として、千葉市桜木園の利用者増加のためにも送迎車を独自に購入するか等の対策を検討するよう要望する。

**(5) 医薬品の管理について**

**① 概要**

千葉市桜木園では、入所者及び一部外来診療受診者への処方に供するため、平成28年3月末現在、153種類、342個、173万円の医薬品を園内の調剤所（薬局）において管理している。なお、主な医薬品在庫の内訳は、次の表のとおりである。

**【平成27年度医薬品残高表】**

(単位：円)

区分	薬品名	数量	金額
外用	デスモプレシン点鼻薬0.01%	8	53,464
内服	トピナ錠50mg	10	95,820
注射	ラピアクタ点滴静注液バック300mg	20	115,100
内服	イーケプラ錠500mg	1	66,013
内服	イーケプラドライシロップ50%	1	118,506
内服	タミフルドライシロップ3%	9	59,769
内服	ラミクタール錠100mg	2	69,564
ワクチン類	インフルエンザHAワクチンフルービックHA	54	182,520
その他		237	965,860
合計		342	1,726,638

**② 手続**

医薬品棚卸確認書、医薬品残高表等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手

続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて千葉市桜木園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

#### ア. 実地棚卸結果の会計責任者への報告について（指 摘）【千葉市桜木園】

##### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団経理規程によると、棚卸資産の評価及び管理に関して次の条項が規定されている。

（棚卸資産の評価及び管理）

第 45 条 （略）

2 会計責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を確かめなければならない。

3 （略）

4 （略）

千葉市桜木園では、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行っている。しかし、実地棚卸は、調剤所（薬局）に配置された薬剤師 1 名で行われているが、その実地棚卸の結果について、会計責任者へ報告されていない。

##### 【結果】

毎会計年度末に実施される医薬品の実地棚卸の結果については、その実施後、所定の様式に基づき速やかに会計責任者へ報告されたい。

#### イ. 医薬品の貸借対照表への計上について（指 摘）【千葉市桜木園】

##### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団経理規程によると、棚卸資産の評価及び管理に関して次の条項が規定されている。

（棚卸資産の評価及び管理）

第 45 条 貯蔵品等の棚卸資産のうち、経理細則に定める資産については、その品目ごとに受払帳を備え、異動及び残高を把握しなければならない。

2 （略）

3 （略）

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、棚卸資産のうち、毎会計年度一定数量を購入し、経常的に消費するもので常時保有する量が明らかに1年間の消費量を下回るものについては、販売用品及びこれに準ずるものを除き、その購入時に消費したもものとして処理することができる。

千葉市桜木園では、医薬品について、経常的に消費し、常時保有する量が1年間の消費量を下回るものと判断して、その購入時に費用処理をしたままであり、期末の实地棚卸の結果、金額的な重要性の有無にかかわらず、棚卸資産に計上していない。

#### 【結果①】

療養介護・医療型障害児入所施設の運営を主とする千葉市桜木園においては、医薬品（投薬用薬品、注射用薬品、外用薬、検査用試薬、造影剤等の薬品）は、質的・金額的に重要な資産である。したがって、経常的に消費し、常時保有する量が1年間の消費量を下回るものとして処理したものであっても、棚卸資産に該当するため、毎会計年度末では貸借対照表に棚卸資産として計上されたい。

#### 【結果②】

経理細則においては、経理規程第45条に定める資産は、切手及び印紙、製品、原材料とされているため、医薬品を含めるよう改訂されたい。

### （6）被服管理について

#### ① 概要

千葉市桜木園では、千葉市社会福祉事業団被服貸与規程（以下、「被服貸与規程」という。）に基づき、職員に対して業務の遂行上で必要な被服の貸与を行っている。

#### ② 手続

被服貸与規程、被服貸与簿、貸与品個人台帳等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて千葉市桜木園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

#### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

## ア. 貸与品及び貸与期間について（指 摘）【千葉市桜木園】

### 【現状・問題点】

被服貸与規程によると、貸与品及び期間に関して次の条項が規定されている。

(被貸与者、貸与品及び貸与期間)  
 第3条 被服を貸与される職員ならびに貸与される被服の種類、員数及び貸与期間は別表のとおりとする。  
 2 前項の規定にかかわらず、施設長は、勤務の態様、既貸与品の状態及びその他事情を考慮して、貸与期間の伸縮及び貸与品の枚数を変更することができる。

千葉市桜木園では、経費節減のため、次のとおり、貸与される被服の種類等を変更したり、貸与被服として指定された被服でも実際には貸与されなかったりしている。このような変更の際して、意思決定文書が作成されていない。

### 【看護師】

規 程			実 際		
貸与品	期間	枚数	貸与品	期間	枚数
訓練衣(上下)	2	1	-		
浴衣(上下)	2	2	-		
上靴	1	1	ナースシューズ	1	1
前掛	1	1	-		
予防衣	1	2	-		
靴下	1	4	靴下	1	4
看護衣	1	2	白衣(上下)	1	2
帽子	1	2	-		

### 【介護員】

規 程			実 際		
貸与品	期間	枚数	貸与品	期間	枚数
訓練衣(上下)	2	1	-		
浴衣(上下)	2	2	-		
上靴	1	1	ナースシューズ	1	1
前掛	1	1	-		
予防衣	1	2	-		
靴下	1	4	靴下	1	4
看護衣	1	2	ポロシャツ、ズボン	1	2
帽子	1	2	-		

【指導員】

規 程			実 際		
貸与品	期間	枚数	貸与品	期間	枚数
訓練衣(上下)	2	1	-		
浴衣(上下)	1	2	-		
上靴	1	1	スポーツシューズ	1	1
靴下	1	4	靴下	1	4
指導衣(上下)	1	2	ジャージ上下、Tシャツ	1	2

【保育士】

規 程			実 際		
貸与品	期間	枚数	貸与品	期間	枚数
訓練衣(上下)	2	1	-		
浴衣(上下)	2	2			
上靴	1	1	スポーツシューズ	1	1
前掛	1	1	-		
予防衣	1	2			
保育衣	1	2	ジャージ上下、Tシャツ	1	2
靴下	1	4	靴下	1	4

【栄養士】

規 程			実 際		
貸与品	期間	枚数	貸与品	期間	枚数
上靴	1	1	上靴	1	1
白衣	1	2	白衣	1	2
前掛	1	3	-		
調理帽	1	2	調理帽	1	2
炊事服(上下)	1	1	白衣	1	1
ゴム長靴	1	1	-		

【用務員】

規 程			実 際		
貸与品	期間	枚数	貸与品	期間	枚数
上靴	1	1	上靴	1	1
靴下	1	4	靴下	1	4
作業服(上下)	1	2	ポロシャツ、ジャージ	1	2

【医師・薬剤師】

規 程			実 際		
貸与品	期間	枚数	貸与品	期間	枚数
上靴	1	1	上靴	1	1
診察衣(上下)	1	2	白衣	1	2

【理学療法士】

規 程			実 際		
貸与品	期間	枚数	貸与品	期間	枚数
訓練衣(上下)	1	2	ジャージ上下、Tシャツ	1	2
上靴	1	1	-		
前掛	1	1	-		
スポーツシューズ	1	1	スポーツシューズ	1	1

【結果】

上記のように、専門職員への被服の貸与の変更内容は、すべて貸与される被服の種類削減であった。しかし、貸与される被服の種類等を変更した場合には、被服貸与規程に従い、決裁権限者である施設長の決裁を得る手続を実施されたい。

イ. 貸与品の返納及び廃棄処分について（指 摘）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

被服貸与規程によると、貸与品の返納及び廃棄処分に関しては次のとおり規定されている。

(貸与品の返納及び廃棄処分)

第7条 貸与品は転任、退職、休職、又は貸与期間が経過したときは、直ちに返納しなければならない。ただし、貸与期間が経過し、損傷が著しく、使用不能と理事長が認めた場合は廃棄処分にすることができる。

しかし、貸与期間に満たない中途退職等の場合、貸与品の返納が行われ、千葉市桜木園にて廃棄処分を行っているが、被服貸与簿（貸与品管理台帳及び貸与品個人台帳）への記載が行われていない。また、貸与期間が経過した場合、貸与品の返納は行われておらず、千葉市桜木園園長の承認がないにも拘らず、被貸与者自らが廃棄処分を行っている。

また、千葉市桜木園では、経費節減のため、貸与期間の経過後も使用可能な貸与品については、継続使用するように被貸与者に協力依頼し、新たな貸与に対する辞退は職員の申し出によっている。しかし、貸与期間の経過時における新たな貸与の辞退について、被服貸与簿への記載が行われていない。

## 【結果】

被服貸与規程に従い、貸与の状況を被服貸与簿に適時かつ正確に記録することを実施されたい。また、被貸与者自らが廃棄処分を行う場合には、被服貸与簿に園長の承認の証跡を残すことを実施されたい。

## (7) 外注費について

### ① 概要

千葉市桜木園の管理業務を実施するため、清掃業務、給食業務、車両運行管理業務を第三者に委託している。委託業務の概要は、次の表のとおりである。

#### 【清掃業務】

契約件名	平成 27 年度千葉市桜木園清掃業務委託
契約金額	13,932 千円（税抜）
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
契約目的	千葉市桜木園の建物等の衛生的な環境を維持し、円滑な使用に資するため。
契約方法	随意契約
業者全体理由（随意契約理由）	平成 24 年度の希望型指名競争入札により、上記業者と当該業務委託契約を実施しているが、契約履行状況も良好であり、業務の継続性、安定性の観点より引き続き上記業者と随意契約としたい。

#### 【給食業務】

契約件名	平成 27 年度千葉市桜木園給食業務委託
契約金額	19,440 千円（税込）
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
契約目的	千葉市桜木園の利用者に対し、安全な給食を日々提供するため。
契約方法	随意契約
業者全体理由（随意契約理由）	平成 24 年度の希望型指名競争入札により、上記業者と当該業務委託契約を実施しているが、契約履行状況も良好であり、多様な食形態を提供することから、引き続き上記業者と随意契約としたい。

### 【車両運行管理業務】

契約件名	平成 27 年度千葉市桜木園車両運行管理業務委託
契約金額	11,586 千円 (税込)
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
契約目的	千葉市桜木園に所属する車両を安全且つ効率的に使用するため。
契約方法	指名競争入札
指名業者	5 社
次年度以降の契約方針	平成 28 年度以降の契約について、利用対象者の特性を理解した業者及び運転員に従事させることで、事業の安定性を図るため、予算措置された場合には、予算措置額を超えない範囲での随意契約による契約を予定している。

## ② 手 続

業務委託契約書、業務仕様書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて千葉市桜木園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ア. 予定価格の設定について（意 見）【千葉市桜木園】

#### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団経理規程によると、予定価格に関して次の条項が規定されている。

（一般競争入札）

第 68 条 略

2 前項にある予定価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予算の範囲内において予定価格を決定しなければならない。ただし、概算価格 10 万円未満の契約の場合は、予定価格の作成を省略することができる。

（随意契約）

第 70 条 略

4 契約事務担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 68 条第 2 項の規定に準じて予定価格を定めるものとする。以下、略。

平成 27 年度千葉市桜木園清掃業務委託及び給食業務委託は、随意契約によっており、千葉市社会福祉事業団経理規程第 70 条第 4 項に従い、予定価格を定めることが必要である。しかし、千葉市桜木園では、予定価格を決定するため、平成 26 年度の委託業者から、平成 24 年度の希望型指名競争入札での契約額と同額の見積書を徴取し、積算根拠としている。予算編成時点の見積り徴取や契約時点での設計書作成、予定価格の設定の際に、経済性のチェックや原価交渉等が行われず、2 年目以降の 4 年間は、初年度の契約額で事実上、固定してしまう結果となっている。

【結果①】

予定価格の設定に際しては、前年度の契約額と同額とするのではなく、見積・積算内訳の作成と参考見積りに対する経済性のチェック、随意契約業者との原価交渉等に基づく原価低減、原価管理活動を行うことを要望する。

【結果②】

また、下記に掲げた項目の他、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に予定価格を定めることを要望する。

- i 千葉市社会福祉事業団和陽園等の他の施設における契約金額等を参考とすること。
- ii 予定価格は、単価、数量（時間数、日数）、人数等を基に積算されることから、単価については、賃金行動に関する調査結果を参考とすること。
- iii 仕様書に基づいて積算することにより予定価格の基礎となる設計金額を算定したのち、市場価格や他の団体における契約金額を考慮して予定価格を決定すること。
- iv 入札業者から入札額の内訳を入手すること。
- v 落札業者から落札額の内訳を入手すること。

イ. 実施計画の入手と履行状況の評価について（意見）【千葉市桜木園】

【現状・問題点】

清掃業務、給食業務、車両運行管理業務のいずれの業務委託契約書においても、計画・報告に関して次の条項が規定されている。

（計画・報告）

第 9 条 乙は、仕様書に基づき契約業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を履行するものとする。ただし、甲において実施計画に異議があるときは、甲乙協議する。

2 乙は、日誌、報告書等の書面をもって、業務の履行状況を速やかに甲に報告するものとする。

3 以下、略。

清掃業務、給食業務、車両運行管理業務のいずれの業務委託においても、契約初年度は指名競争入札を行い、次年度以降の契約については、履行状況を評価した上で、利用者の特性を理解した業者を従事させること等で事業の継続性と安定性を図るため、予算措置額を超えない範囲での随意契約による契約を行っている。

#### 【結果】

清掃業務、給食業務、車両運行管理業務のいずれの業務委託においても、実施計画を入手し、実施計画にしたがって計画的に業務が履行されていることを評価することを要望する。また、契約の履行状況を客観的かつ効率的に判断するため、履行状況の評価に際しては、実施計画に基づいたモニタリングを実施することを要望する。

### ウ. 随意契約に係る合理的理由について（指 摘）【千葉市桜木園】

#### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団では、平成 24 年以降の入札及び契約の執行について、希望型指名競争入札制度の制定に伴い、平成 23 年 11 月 1 日付けで、以下のとおり契約方法の変更について各施設長へ通知している。

#### 【入札・契約の執行について（通知）】

- 1 委託業務等の競争入札に付すべき契約において随意契約が可能な場合
  - (1) 経理規程に定めるところにより競争入札を付すべき契約については、原則競争入札に付すことを再度確認すること。但し、以下の各号を全て満たしている場合は、次年度以降、随意契約による契約を可能とする。
    - ① 事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であること。
    - ② 競争入札施行伺に以下の内容が記載されていること。  
(記載例) 「次年度以降の契約方針 次年度以降 (25 年度以降) の契約について、予算措置された場合は、予算措置額を超えない範囲での随意契約による契約を予定している。」また併せて別段に前号の合理的理由を記載していること。
    - ③ 前年度の当該契約の仕様書に、以下の内容が記載されていること。  
(記載例) 「なお、25 年度～28 年度の契約については、24 年度 (入札による契約年度) 本〇〇業務委託契約入札の落札者と随意契約を予定しています。但し、随意契約を必ずしも保証するものではなく、当事業団の事情 (予算、組織、制度、社会情勢等) により契約方法を予告なしに変更する場合があります。その変更によるいかなる責も当事業団は負いません。」
    - ④ 前号の内容を前年度、当該契約の競争入札説明会において、競争入札参加全業者に説明していること。

⑤ 競争入札実施時に、一般競争入札または希望型指名競争入札を採用すること。

※予算不担保の為、複数年契約を確約するものではないことに注意。

(2) 随意契約が可能な期間

前項において、競争入札に付すべき契約において随意契約することができる期間は、別紙のとおりとする。その期間を経過した場合の翌年度の契約は、経理規程に定めるところに従い、必ず競争入札に付すこと。

2 委託業務等の競争入札に付すべき契約において随意契約が不可の場合

(1) 経理規程に定めるところにより、随意契約を行う合理的な理由がない場合

(2) 前年度と比べ、当該委託業務の仕様の大幅な変更があった場合

(3) 当初競争入札伺いにおいて、当該年度随意計画を予定していたが、随意契約による見積金額が当該年度の当該業務予算措置額（内示額）を超えた場合

【別紙 経理規程に定める競争入札に付する契約において、随意契約が可能な場合の随意契約金額】

対象業務	執行予定額	随意契約できる期間
業務委託希望型指名競争入札 実施要項第 2 条に該当する対象 業務	100 万円以上	最大 4 年

清掃業務及び給食業務においては、平成 24 年度の希望型指名競争入札により、業務委託契約を実施しているが、契約履行状況も良好であり、業務の継続性、安定性等の合理的な理由が成り立つことから、平成 25 年度、26 年度、27 年度と、予算措置額を超えない範囲での随意契約による契約を行っている。なお、平成 24 年度以降、仕様の大幅な変更がなかったことから、結果として、平成 24 年度の希望型指名競争入札での落札額と同額で、平成 25 年度、26 年度、27 年度は業務委託契約を随意契約にて締結している。

原則的な契約方法は、経理規程に基づき競争入札であることを再度確認したうえで、上の①から⑤の 5 つの要件のすべてを満たす場合には、競争入札後最大 4 年間は随意契約できるとしている。

上の①から⑤の随意契約による契約を可能とする要件のうち、③から④は手続き上の形式的な要件であり、②についても、千葉市桜木園は千葉市からの指定管理業務を非公募で受託していることから、予算措置されないことは想定されないことから、これら 5 要件のうち、①のみが実質的な要件であり、②から⑤については形式的な要件であると考えられる。したがって、①の事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であることは、唯一の実質的な要件となっている。

平成 27 年度千葉市桜木園清掃業務委託に伴う業者選定に関する決裁伺書の業者選定理由には、「平成 24 年度の希望型指名競争入札により、上記業者と当該業務委託契約を実施しているが、**契約履行状況も良好であり**、業務の継続性、安定性の観点より引き続き上記業者と随意契約としたい。」との記載がある。また、平成 27 年度千葉市桜木園給食業務委託に伴う業者選定に関する決裁伺書の業者選定理由には、「平成 24 年度の希望型指名競争入札により、上記業者と当該業務委託契約を実施しているが、**契約履行状況も良好であり、多様な食形態を提供するにあたって**、業務の継続性、安定性が求められることから、引き続き上記業者と随意契約としたい。」との記載がある。

しかし、これらの選定理由では、「①事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つ契約であること」の要件を十分に具体的に、詳細に説明しておらず、当該清掃業務委託契約が継続的に同一業者と締結されることにより、清掃業務の品質向上につながるのかについて、説明していないものと考えられる。

#### 【結果】

上記通知に記載の随意契約を実施する際には、清掃業務委託や給食業務委託がその業務の性格上、事業を安定的に、同一業者と継続して契約を締結することにより、どのような理由で該当する業務の品質向上が見込まれるのかについて、業務を実施する技術者等の業務実施能力の向上等との関係で、より具体的に、詳細に記載することを検討されたい。

### エ. 業務委託の複数年契約について（指 摘）【千葉市桜木園】

#### 【現状・問題点】

5つの要件のすべてを満たして競争入札後最大4年間、随意契約とする場合でも、「予算不担保の為、複数年契約を確約するものではないことに注意」と記載されている。しかし、千葉市桜木園については、指定管理者制度が導入されており、千葉市の予算形式上、複数年にわたる契約が可能となる債務負担行為が設定されている以上、指定期間内の予算の上限は確定し、指定期間においては予算制約による合理的な調整はあるものの、収益そのものは担保されていると考えられる。したがって、上記通知に記載されているような、複数年契約を確約するものではないという根拠には合理性がないものと考えられる。

#### 【結果】

受託側である事業者は、5年間の要員計画や資金調達計画等が安定的に継続的に策定することができ、受託事業の品質を維持向上させることが可能になる一方、そのような効果を委託側である千葉市桜木園は享受することができるため、複数年契約の方が、委託側にとっても受託側にとっても効果的かつ効率的である。

競争入札後最大4年間は随意契約とする実質的な要件として、事業の安定性、継続性の合理的な理由が重要であることを鑑みた場合、役務の提供を継続して受ける契約においては、契約期間をとおして支払額が定額であり、仕様の大幅な変更の可能性がなく、変更契

約を締結する必要がないものについては、例えば、施設の指定管理期間と整合させた5年間の複数年契約を前提に提案型のプロポーザル方式に契約方式を移行するなど、複数年契約を導入することを検討されたい。

### 3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

#### (1) 千葉市社会福祉事業団和陽園の概要について

千葉市社会福祉事業団が運営する千葉市社会福祉事業団和陽園（以下、「和陽園」という。）は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（従来型及びユニット型）施設（短期入所を含む。）、訪問介護・介護予防訪問介護事業所、居宅介護支援事業所から構成されている。それらのうち、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（従来型及びユニット型）施設（短期入所を含む。）の概要は次のとおりである。

##### ① 養護老人ホームの概要について

養護老人ホームとは、老人福祉法第20条の4に基づき、身体の衰え、家庭の事情、経済的等理由により、自宅において生活することが困難な65歳以上の方に対し、日常生活の支援を行う施設である。また、自立支援計画の作成や入所者への生活相談を実施している。

#### ア. 施設規模について

千葉市社会福祉事業団が運営する和陽園における養護老人ホームの施設の規模は次のとおりである。

##### 【養護老人ホーム】

施設名	養護老人ホーム 和陽園
延床面積	2,829.37 m <sup>2</sup>
定員数	84人
月平均在所者数	78.6人

#### イ. 組織機構・職員配置状況について

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団が運営する和陽園における養護老人ホームの平成28年3月31日現在の組織機構は次のとおりである。

【養護老人ホーム 組織機構】

園 長	事務長	事務員	—	—
		看護師	—	—
		栄養士	—	—
	介護長	主任介護員	フロアリーダー	介護員・介助員
		相談員	—	—

また、和陽園における養護老人ホームの平成 28 年 3 月 31 日現在の職員数は以下のとおりである。

【養護老人ホーム 職員数】

職 種 名	人 数
事務職	1 人
看護師	1 人
栄養士	—
介護員	8 人
小 計	10 人
非常勤嘱託職員(医師・栄養士)	2 人
非常勤職員(指導員補助・介助員)	5 人
小 計	7 人
合 計	17 人

ウ. 決算について

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団が運営する和陽園における養護老人ホームの決算の推移は次のとおりである。

【養護老人ホーム 事業区分事業活動内訳表】 (単位：千円)

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
サービス活動収益計	205,401	181,749	173,977
サービス活動費用計	170,333	183,772	181,722
サービス活動増減差額	35,067	△2,023	△7,745
サービス活動外増減差額	149	632	559
特別増減差額	14,438	△25,445	24,569
当期活動増減差額	49,655	△26,835	17,382

【養護老人ホーム 貸借対照表内訳表】

(単位：千円)

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	38,547	149,698	25,000
固定資産	21,161	120,178	138,004
基本資産	—	89,440	81,182
その他の固定資産	21,161	30,738	56,821
資産の部合計	59,708	269,876	163,005
流動負債 <sup>注</sup>	△3,197	139,418	12,772
固定負債	—	17,650	27,021
負債の部合計	△3,197	157,069	39,793
国庫補助金等特別積立金	—	76,737	69,759
その他の積立金	—	18,000	36,000
次期繰越活動増減差額	62,905	18,070	17,452
純資産の部合計	62,905	112,807	123,212
負債及び準資産の部合計	59,708	269,876	163,005

注：平成 25 年度において事業団事務局に対する貸付けを拠点区分間借入金のマイナスとして計上していることにより、流動負債がマイナスとなっている。

② 特別養護老人ホームの概要について

特別養護老人ホームとは、老人福祉法第 20 条の 5 及び介護保険法第 48 条第 1 項第 1 号に基づき、常時介護を必要とし、家族が介護困難な状況にある方で、介護保険法に基づく要介護認定を受けられた方に日常生活の介護を行う施設である。施設として、1 部屋当たり 4 人以下の相部屋方式（従来型と言われるもの。）と、共有スペースを併設している個室形式（ユニット型と言われるもの。）がある。また、施設サービス計画の作成や利用者への生活相談を実施している。

ア. 施設規模について

和陽園における特別養護老人ホームの施設の規模は次のとおりである。

【特別養護老人ホーム（従来型）】

施設名	特別養護老人ホーム 和陽園
延床面積	1,568.87 m <sup>2</sup>
定員数	56 人
月平均在所者数	54.2 人

【特別養護老人ホーム（ユニット型）】

施設名	特別養護老人ホーム（ユニット型） 和陽園
延床面積	1,206.91 m <sup>2</sup>
定員数	40人
月平均在所者数	31.0人

イ. 組織機構・職員配置状況について

和陽園における特別養護老人ホーム（従来型・ユニット型）の平成28年3月31日現在の組織機構は次のとおりである。

【特別養護老人ホーム（従来型）組織機構】

園長	事務長	事務員	—	—
		看護師	—	—
		栄養士	—	—
	介護長	主任介護員	フロアリーダー	介護員・介助員
		相談員	介護支援専門員	—

【特別養護老人ホーム（ユニット型）組織機構】

園長	事務長	事務員	—	—
		看護師	—	—
		主任介護員	ユニットリーダー	介護員・介助員
	介護長	相談員	介護支援専門員	—

また、和陽園における特別養護老人ホーム（従来型・ユニット型）の平成28年3月31日現在の職員数は以下のとおりである。

【特別養護老人ホーム（従来型）職員】

職 種 名	人 数
事務職	1人
看護師	2人
栄養士	1人
介護員	10人
小 計	14人
非常勤嘱託職員	1人
非常勤職員	15人
小 計	16人
合 計	30人

【特別養護老人ホーム（ユニット型）】

職 種 名	人 数
事務職	1 人
看護師	2 人
栄養士	—
介護員	11 人
小 計	14 人
非常勤嘱託職員	—
非常勤職員	9 人
小 計	9 人
合 計	23 人

ウ. 決算の推移について

千葉市社会福祉事業団が運営する和陽園における特別養護老人ホーム（従来型）の決算の推移は次のとおりである。

【特別養護老人ホーム（従来型）事業区分事業活動内訳表】 （単位：千円）

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
サービス活動収益計	318,153	308,245	323,906
サービス活動費用計	224,761	252,964	234,097
サービス活動増減差額	93,392	55,280	89,809
サービス活動外増減差額	109	94	237
特別増減差額	△12,446	4,191	△162,055
当期活動増減差額	81,054	59,566	△72,008

【特別養護老人ホーム（従来型）貸借対照表内訳表】 （単位：千円）

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
流動資産	144,905	306,276	165,489
固定資産	18,193	259,915	107,773
基本資産	—	66,946	61,923
その他の固定資産	18,193	192,969	45,849
資産の部合計	163,098	566,191	273,263
流動負債	12,290	190,678	19,363
固定負債	—	66,749	60,047
負債の部合計	12,290	257,427	79,411

国庫補助金等特別積立金	—	98,389	55,484
その他の積立金	—	12,000	24,000
次期繰越活動増減差額	150,808	198,374	114,366
純資産の部合計	150,808	308,764	193,851
負債及び準資産の部合計	163,098	566,191	273,263

社会福祉法人千葉市社会福祉事業団が運営する和陽園における特別養護老人ホーム（ユニット型）の決算の推移は次のとおりである。なお、特別養護老人ホーム（ユニット型）は平成27年度7月より事業を開始している。

【特別養護老人ホーム（ユニット型）事業区分事業活動内訳表】（単位：千円）

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
サービス活動収益計	—	—	123,698
サービス活動費用計	—	—	134,909
サービス活動増減差額	—	—	△11,211
サービス活動外増減差額	—	—	129
特別増減差額	—	—	239,112
当期活動増減差額	—	—	228,030

【特別養護老人ホーム（ユニット型）貸借対照表内訳表】（単位：千円）

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
流動資産	—	—	63,427
固定資産	—	—	345,051
基本資産	—	—	317,990
その他の固定資産	—	—	27,061
資産の部合計	—	—	408,479
流動負債	—	—	11,893
固定負債	—	—	41,524
負債の部合計	—	—	53,417
国庫補助金等特別積立金	—	—	127,030
その他の積立金	—	—	12,579
次期繰越活動増減差額	—	—	215,450
純資産の部合計	—	—	355,061
負債及び準資産の部合計	—	—	408,479

## (2) 利用者預り金の管理について

### ① 概 要

和陽園において、小口現金及び貴重品の管理サービスを行っている。小口現金及び貴重品の管理サービスとは、利用者の小口現金及び貴重品（主として預金）の保管管理を和陽園が行い、利用者の求めに応じて、現金の入出金及び預金の払出し・預け入れを代行する業務である。

平成 28 年 3 月末時点において和陽園が保管管理している小口現金及び預金は次のとおりである。なお、預金は複数の口座を所有している利用者があるため、預り件数と利用者数は一致しない。

【利用者から預かった現金：A】 (単位：千円)

項 目	件 数	金 額
養護老人ホーム	73件	5,625
特別養護老人ホーム	50件	3,517
特別養護老人ホーム（ユニット型）	37件	843
老人短期入所施設	3件	125
合 計	163件	10,111

【利用者から預かった預金：B】 (単位：千円)

項 目	件 数	金 額
養護老人ホーム	97件	85,800
特別養護老人ホーム	8件	10,409
特別養護老人ホーム（ユニット型）	0件	—
老人短期入所施設	0件	—
合 計	105件	96,210

【利用者から預かった現金預金：A+B】 (単位：千円)

項 目	件 数	金 額
養護老人ホーム	170件	91,425
特別養護老人ホーム	58件	13,927
特別養護老人ホーム（ユニット型）	37件	843
老人短期入所施設	3件	125
合 計	268件	106,321

上記の現金及び預金に関して、和陽園では、「利用者預り金等取扱要綱（以下、「要綱」という。）」を設定し、同要綱に基づき役務を提供している。

## ② 手 続

平成 28 年度和陽園運営方針、要綱、社会法人会計基準、社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）（以下、「運用指針」という。）等関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて和陽園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ア. 利用者預り金の簿外管理について（意見・提案）【和陽園】

#### 【現状・問題点】

和陽園では、運用指針 1 (3) 及び「千葉市 指導監査調書 老人福祉施設 会計管理に関すること」その他項目 10 を根拠に、施設の利用者から預かった小口現金及び預貯金を和陽園の貸借対照表において計上せず、簿外管理となっている。

#### 【運用指針】

##### 管理組織の確立

(3) 施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと。なお、ケアハウス・有料老人ホーム等で将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理するものとする。

#### 【千葉市 指導監査調書 老人福祉施設 会計管理に関すること】

##### 10. その他

○ 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに適正に管理がなされているか。

（留意事項 1－ (3)、指導監査徹底通知の 5 の (4) のエ）

運用指針において、施設利用者から預かる金銭等について法人に係る会計とは別途管理することが規定されているが、和陽園が施設利用者から預かる金銭等のうち、将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理することとされ（上記運用指針の「なお書」）、貸借対照表において計上する必要がある。現在、施設利用者から預かっている金銭等については、施設利用者の生活用品等に支出さ

れるものとされているため、和陽園では法人会計に含めておらず、また、貸借対照表にも含めていない。和陽園が施設利用者から預かる金銭等の出納を管理するためには事務的な負担が少なからず認識できるものであり、その出納管理に対する対価を手数料として徴収しているものではないが、法人会計に含めなくとも、「内部牽制に配慮」することと「個人ごとの適正な出納管理」を行うことが求められている。このような実態を踏まえると、少なくとも和陽園において施設利用者からの金銭等に係る適正な出納管理のための手数料のあり方を検討し、要綱等において出納管理手数料に関しても規定することが運営上必要になるものと考えられる。更に、和陽園の事業に不可欠な日常生活用品等の購入等に預かった金銭等が出納管理されることから、法人会計に含めないとしても、貸借対照表への預り金計上、又は貸借対照表に係る注記を行うことが預かった金銭等の適正な出納管理のためには必要であるものと考えられる。

ちなみに、和陽園において利用者から預かった金銭等の合計金額は、次の表に示すとおり、千葉市社会福祉事業団の総資産の4.9%、また、和陽園の総資産の12.6%であり、金額的な重要性は高いと判断される。しかし、和陽園においては、施設利用者から預かる金銭等について預り金として計上していないため、業務の実態を適切に反映することができないものと考えられる。

【経常増減差額 推移及び比率】

(単位：千円)

項 目		平成27年度
利用者から預かった現金預金	A	106,321
和陽園 総資産	B	844,747
千葉市社会福祉事業団 総資産	C	2,173,938
比率 A/B (%)		12.6%
比率 A/C (%)		4.9%

【結果①：意見】

和陽園は、施設利用者から預かる金銭等の適正な出納管理を行う費用負担として、要綱等においてその事務手数料の徴収に係る規定を整備し、施設利用者の入居時に合意する等の手続きを整備するよう要望する。

【結果②：提案】

施設利用者から預かる金銭等について、運用指針で求められている適正な出納管理だけでなく、預り金として貸借対照表に計上する等、より透明性の高い会計実務が実施される運用指針等に改訂されることを要望する。

## イ. 預り金（現金）の出納簿の記載方法について（指 摘）【和陽園】

### 【現状・問題点】

和陽園の養護老人ホームにおいては、利用者から預かる金銭等のうち、現金にかかる出納簿である「小口現金出納簿」（要綱第 5 条）を日々記帳するのではなく、1 か月ごとにまとめて作成している。

具体的には、利用者からの預かった現金の預け入れ及び払出しの日々の記録を、印鑑管理責任者である養護老人ホーム主任生活相談員が、出納職員としてメモを作成し、当該メモを 1 か月ごとに計算表に入力し紙面に印刷したものを「小口現金出納簿」としている。

現行の「小口現金出納簿」の作成方法では、利用者から預かった現金にかかる出納簿が月末に一括して作成されているため、例えば月の半ばなどの出納簿が未作成の時期に、預かった現金について利用者等より小口現金出納簿の閲覧の申し出があった場合（要綱第 13 条第 2 項）には、申し出があった月の小口現金出納簿を作成していないため、利用者等が小口現金出納簿を閲覧することができない状況となる。

### 【結果】

和陽園は、同園の養護老人ホームにおいて、要綱に記載のとおり、預り金等を適時に報告及び提示できるよう、現金に係る出納簿「小口現金出納簿」を現金の預入れ及び払出しに応じて記帳されたい。

## ウ. 預り金状況報告の未実施について（指 摘）【和陽園】

### 【現状・問題点】

和陽園の特別養護老人ホーム（従来型）において、各利用者等に対して、「預り金状況報告」という報告書を作成し、6 月末、9 月末、12 月末及び 3 月末に収支状況について利用者からの預り金について報告を行い（要綱第 13 条第 1 項）、報告内容に関して利用者等が確認した旨の署名を入手している。

そこで、平成 27 年度の「預り金状況報告」を閲覧した結果、2 人（通帳管理 No.9 及び 28）の「預り金状況報告」において 12 月末の収支状況の記載及び確認の署名がなかった（平成 27 年 12 月末残高 No.9 13 万円、No.28 9 万円）。同報告について担当者に預り金等の報告及び提示の状況を確認したところ、担当者の失念により預り金等の報告及び提示を実施していないことが分かった。また、預り金等の報告及び提示に関する業務について確認したところ、担当者が同業務を実施することになっているが、業務を実施したことに関して担当者以外の者による確認を実施することはこれまでなく、そのような認識もなかった。担当者が預り金等の報告及び提示を適正に実施したことについて、和陽園が組織として把握することができない。

**【結果①】**

和陽園は、要綱第 13 条第 1 項に規定されている預り金等の報告及び提示のとおり、収支状況について四半期毎に利用者等に報告されたい。

**【結果②】**

和陽園は、預り金等の報告及び提示に関する業務に関して、その業務の遂行を確認し、適切な収支状況について報告が実施されるように、当該業務の確認を含めた管理を実施されたい。

**エ. 預り金総括表の未作成について（指摘・意見）【和陽園】**

**【現状・問題点】**

和陽園において、利用者から預かる金銭等に対して、要綱第 5 条に基づき、諸帳簿を作成することが規定されているが、同条に規定されている預り金総括表（様式 1）が作成されていない。

預り金総括表は、利用者が和陽園に預けている金銭等を網羅的に把握する表であり、当該総括表が作成されないと、利用者から預かった金銭等に関して、網羅的に管理することができない。

また、現行の預り金総括表（様式 1）において、記載される項目が次のとおり設けられている。

**【預り金総括表（様式 1） 記載項目】**

No.	氏名	千葉銀行 (普通)	千葉銀行 (定期)	その他	合計金額
-----	----	--------------	--------------	-----	------

ここで、和陽園においては、利用者から現金及び預金を預かっていることから、利用者から預かった現金に関しても預り金総括表で管理する必要がある。

しかし、現行の預り金総括表（様式 1）においては、現金に関して独立して記載する欄が設けられていないため、その他の欄において記載することになる。また、利用者から預かる預金においては、千葉銀行以外の預金も存在することから、千葉銀行以外の預金はその他の欄において記載することになる。このように、現行の預り金総括表（様式 1）において設けられている記載項目では、現金と預金が同一の欄に記載されることになり、利用者から預かる金銭等を管理するにあたり煩雑となる。

更に、現行の預り金総括表（様式 1）では、ある一定の時期における利用者が和陽園に預けている金銭等の残高を記載する表となっていることから、仮に、異常な取引が行われていたとしてもその異常性を発見することができない。具体的には、ある利用者の口座で多額の引出が不正に実施されていたとしても、その口座のおおよその残高を把握していなければ、不正に引き出された後の残高について異常性を発見できないということである。

【結果①：指摘】

要綱第5条に規定されている預り金総括表を作成されたい。

【結果②：指摘】

預り金総括表（様式1）については、利用者から預かった金銭等を網羅的に管理できるよう、その記載項目について現金の項目を追加されたい。

【結果③：意見】

利用者から預かった金銭等について、年度を通じて現金を含めて、現預金の預け入れ及び払出しに関して異常性を発見できるような預り金総括表へ形式を変更することを要望する。例えば、次のように、個人別の残高を月次推移として把握できるような形式が考えられる。

【預り金総括表（具体例）】

氏名 ○○ ○○						
平成△△年						
月	現金	普通預金	定期預金	その他	合計	作成印
4月	54,321	1,234,567	7,654,321	0	8,943,209	
5月	45,321	1,234,321	7,654,321	0	8,933,963	
6月	...	...	...	...	...	
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
						検査印

オ. 預り金残高に関する確認の内部統制について（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

和陽園において、利用者の預り金等の管理責任者を園長とし、預り金全般の管理を行うこととされている（要綱第3条）。

また、要綱第4条第1項において証書等管理保管責任者及び現金管理責任者として介護長が規定されている。更に、要綱第4条第1項及び第2項において、印鑑保管管理責任者

及び出納職員としては、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（従来型及びユニット型）の各施設の主任生活相談員が規定されている。

そして、要綱第 12 条第 1 項において、預り金総括表（様式 1）について年に 1 回管理責任者である園長の検査を受けることが規定されている。

ここで、和陽園においては、預り金総括表（様式 1）を作成していないことから、要綱第 12 条第 1 項に規定されている年に 1 回の管理責任者である園長の検査が行われていない。しかし、個人別預貯金出納簿（様式 2）及び小口現金出納簿（様式 3）の検査は証書又は現金管理保管責任者が行うことになっているが、実際には園長が実施している（要綱第 12 条第 2 項及び第 3 項）。

具体的には、毎月末、園長自ら現金の実査を行い、実査金額と小口現金出納簿の月末残高との照合を行っている。また、預金通帳と個人別預貯金出納簿の月末残高との照合を実施している。これは、利用者預り金に関してその業務の重要性に鑑みて実施しているということであった。

ここで、和陽園の運営方針 1 管理業務の実施体制（4）職務分掌において、園長の分掌事務は「園の総括に関すること」と定められている。

**【運営方針 1 管理業務の実施体制（4）職務分掌】**

職名	分掌事務
園長	(1) 園の総括に関すること

そのため、利用者預り金に関してその業務の重要性を踏まえた場合に、それらの検査を園長が実施するとしても、実際の現金実査及び小口現金出納簿との照合作業を園長が直接実施することは、職務分掌の観点から内部統制上の課題があるものと判断される。

**【結果①】**

要綱第 12 条第 1 項において規定されているとおり、預り金総括表（様式 1）について年に 1 回管理責任者である園長は検査されたい。

**【結果②】**

利用者預り金等取扱要綱第 3 条に規定されているとおり、園長はその職務分掌に応じて、全般の管理を行うことを検討されたい。例えば、適時、適切な現金実査及び出納簿との照合等が実施されているか確認することや預り金総括表を年に 1 回検査することといった、預り金に関する業務全般が要綱に基づき適切に運用されているかどうかといった管理業務を行うことが肝要である。

**カ. 個人別預貯金出納簿の記載誤りについて（指 摘）【和陽園】**

**【現状・問題点】**

和陽園の養護老人ホームにおいて、預金通帳の記載では平成 27 年 4 月 27 日付で引き出

されている預金の額が、個人別預貯金出納簿では平成 27 年 4 月 20 日付で引き出されていると記載されている。そして、平成 27 年 4 月 20 日付で引き出されている項目に関して介護長による検査（検査印の押印）がなされている。

ここで、預貯金の残高が正しく記載されていない項目に関して、介護長による検査印が押印されていることは、介護長の確認が形骸化していることが懸念される。

#### 【結果】

要綱第 12 条 2 項に規定されているとおり、介護長は適切な検査を実施されたい。例えば、適切な検査を実施するために、記載されている個人別預貯金出納簿の日付や金額に対して、その都度、レ点等を付すことにより、より正確な検査が実施されると考えられる。

### キ. 受領書の入手について（指 摘）【和陽園】

#### 【現状・問題点】

和陽園は利用者の依頼に基づき平成 27 年 8 月 27 日付けで預貯金の払い戻しを実施し、同日付で払い戻し金額の全額を支払っている。ここで、預貯金の払い戻しを行った場合には、和陽園は利用者から受領書を入手することになっている。そのため、通常は利用者が 8 月 27 日付けで預貯金の払い戻しを受領した旨の受領書が作成されなければならない。しかし、9 月 3 日付で利用者が預貯金を受領した旨の受領書となっており、受領書の信頼性に問題がある。

#### 【結果①】

預貯金の払い戻しを行った場合には、規定に基づき、その都度、本人に手渡して受領書に本人等からの署名を受けるようにされたい。

#### 【結果②】

預貯金の払い戻しを行った場合に、その都度、本人への手渡し及び署名の受取りが実務上困難である場合には、現行の要綱では当該事例に係る条文を定めていないことから、実務に応じた要綱の作成をされたい。具体的には、預貯金の払戻しを行った場合に、払戻しの都度ではなく一定期間内に確認を取る旨の規定を設定することなどが考えられる。

### （3）被服の管理について

#### ① 概 要

和陽園では、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団被服貸与規程（以下、「被服貸与規程」という。）に基づき、職員に対して各年度当初に業務の遂行上に必要と考えられる被服を規定された枚数の範囲で各年度貸与している。貸与の方法としては、被貸与者に対して、事前に必要とする貸与品の数量及びサイズを調査し、調査結果をもとに貸与品の発注を行

い、被貸与者に貸与している。ここで、規定された各職種に対する貸与品、期間及び数量、また、平成 27 年度の支給枚数の実績は以下のとおりである。（支給枚数は被貸与者の状況により増減する。）

【貸与品 規程枚数 実貸与品 実枚数】

指導員・指導員補助・介護員（居宅）・介護支援専門員・運転員			
規 程		平成 27 年度	
貸与品	枚数	貸与品	実数
ジャージ（上下）	2	ボックスジャケット ストレートパンツ	0～1 0～1
白衣		白衣（上下）	
調理帽		帽子	
介護衣（上下）		長袖ポロシャツ	0～1
浴衣（上下）		ハーフパンツ	
前掛		エプロン	
看護衣		排泄介助用エプロン	
上靴	2	ナースシューズ	0～1
浴室靴		サンダル	

栄養士			
規 程		平成 27 年度	
貸与品	枚数	貸与品	実数
ジャージ（上下）		ボックスジャケット ストレートパンツ	
白衣	2	白衣（上下）	2
調理帽	2	帽子	
介護衣（上下）		長袖ポロシャツ	
浴衣（上下）		ハーフパンツ	
前掛		エプロン	
看護衣		排泄介助用エプロン	
上靴	2	ナースシューズ	
浴室靴		サンダル	2

介護員（居宅を除く）・介助員・訪問介護員			
規 程		平成 27 年度	
貸与品	枚数	貸与品	実数
ジャージ（上下）		ボックスジャケット ストレートパンツ	0～2 0～2
白衣		白衣（上下）	
調理帽	1	帽子	0～1
介護衣（上下）	2	長袖ポロシャツ	0～2
浴衣（上下）	1	ハーフパンツ	0～2
前掛	2	エプロン	0～1
看護衣		排泄介助用エプロン	0～1
上靴	1	ナースシューズ	0～2
浴室靴	1	サンダル	0～2

看護師・准看護師			
規 程		平成 27 年度	
貸与品	枚数	貸与品	実数
ジャージ（上下）		ボックスジャケット ストレートパンツ	
白衣		白衣（上下）	0～2
調理帽		帽子	
介護衣（上下）		長袖ポロシャツ	
浴衣（上下）		ハーフパンツ	
前掛	1	エプロン	0～1
看護衣	2	排泄介助用エプロン	
上靴	1	ナースシューズ	0～1
浴室靴		サンダル	0～2

## ② 手 続

被服貸与規程等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて和陽園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ア. 貸与品管理台帳及び貸与品個人台帳の未作成（指 摘）【和陽園】

##### 【現状・問題点】

平成 27 年度の和陽園において、被服貸与規程に基づき同規定の被貸与者に対して、規定されている枚数の範囲内において被服を貸与している。貸与にあたり、被貸与者に対して、サイズの調査を実施しており、同調査により平成 27 年度における個人別の貸与品及び貸与枚数を把握することが可能である。

しかし、和陽園では、被服貸与規程第 9 条において作成が義務付けられている貸与品管理台帳（様式第 2 号）及び貸与品個人台帳（様式第 3 号）を作成していないため、和陽園における貸与品の管理状況が不明である。

##### 【社会福祉法人千葉市社会福祉事業団被服貸与規程】

（被服貸与簿）

##### 第9条

所属長は、貸与品管理台帳（様式第2号）及び貸与品個人台帳（様式第3号）を備え、貸与の状況を記録しなければならない。

そのため、和陽園が保有している各貸与品の枚数が不明であり、資産を適切に管理することができていないと考えられる。

##### 【結果】

和陽園における所属長は貸与品管理台帳（様式第 2 号）及び貸与品個人台帳（様式第 3 号）を作成し、貸与の状況を適切に記録されたい。

#### イ. 被服の管理について（指摘・意見）【和陽園】

##### 【現状・問題点】

和陽園では、被服に関して規定された貸与枚数では不足が生じるため、新規の貸与品に加えて、貸与期間が過ぎても使用可能な状態にあるものについては返納させず、継続して貸与している。これは、被服貸与規程第 3 条第 2 項に基づき貸与期間の延長を実施しているものである。

### 【被服貸与規程】

(被貸与者、貸与品及び貸与期間)

#### 第3条

2前項の規定にかかわらず、施設長は、勤務の様態、既貸与品の状態及びその他事情を考慮して、貸与期間の伸縮及び貸与品の枚数の変更をすることができる。

ここで、上記の貸与品の運用においては、和陽園に入職した初年度において、貸与品の不足が生じ、被貸与者において業務の遂行上問題となると想定される。そのため、業務の遂行上、被貸与者において貸与品が不足するという問題が発生すると想定されるにも拘らず、被服貸与規程で定められた枚数から実務上必要な枚数へ貸与規程を変更していない。

また、和陽園は貸与被服の返納を受けた後に、状態等を考慮して保管及び破棄をしているが、返納された旨の記録を取っていない。そのため、被服貸与規程第7条において規定されている被服の返納が適正に行われているか不明な状況である。

### 【被服貸与規程】

(貸与品の返納及び廃棄処分)

#### 第7条

貸与品は転任、退職、休職、又は貸与期間が経過したときは、直ちに返納しなければならない。ただし、貸与期間が経過し、損傷著しく、使用不能と理事長が認めた場合は廃棄処分をすることができる。

更に、被服貸与規程第7条において使用不能と理事長が認めた場合は廃棄処分をすることができる」と規定されているにも拘らず、廃棄処分を行うに当たり理事長の承認を得ていない。

### 【結果①:指摘】

和陽園は、勤務の様態、既貸与品の性質及びその他事情を考慮して、被服貸与規程で定められた貸与品及び貸与枚数を変更されたい。具体的には、年度ごとに現在業務を行う上で必要とされている貸与品の数量を職員等に対して聞き取り調査を実施し、業務上必要とされている貸与品及び当該数量を決定し、当該決定に基づき、被服貸与規程別表を更新されたい。

### 【結果②:指摘】

和陽園は、被服貸与規程第9条に基づき、貸与被服の返納を受けた場合、返納された状況の記録を行われたい。

### 【結果③:意見】

和陽園は、被服貸与規程第7条に基づき、規定に基づき被服の廃棄にあたり園長の承認を得ることを要望する。

#### (4) 保険請求の確認について

##### ① 概 要

和陽園では、運営している特別養護老人ホームにおいて、利用者に「福祉施設」、「福祉施設看護体制加算」、「福祉施設栄養マネジメント加算」、「福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ」等のサービスを提供しており、当該サービスの対価として介護保険の請求を千葉県国民健康保険団体連合会等へ毎月実施している。また、和陽園では、保険請求にあたり「介護老人福祉施設管理システムSP」という、利用者や提供したサービス等の管理ソフトを使用している。

ここで、一部のサービスの対価は、各サービスの単価に利用者が特別養護老人ホームに滞在した日数（入所実日数）を乗じて算出されることから、和陽園では利用者が利用者の自宅等の施設外で宿泊を希望する場合には、利用者に外泊届を提出させ、入所実日数を把握している。

##### ② 手 続

施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書、利用料請求書、介護給付費過誤決定通知書（事業所分）、外泊届等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて和陽園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

##### ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ア. 外泊に関するシステム入力の誤りによる保険請求の過少について（指 摘）【和陽園】

##### 【現状・問題点】

和陽園では、利用者が施設外で宿泊する際に外泊届を入手し、当該外泊届に基づき、「介護老人福祉施設管理システムSP」へ外泊開始日及び外泊終了日、また介護給付請求及び利用料請求の有無を入力している。

ここで、外泊開始日とは、特別養護老人ホームから外泊先へ向かった日、また、外泊終了日とは、外泊先から特別養護老人ホームへ戻った日であり、和陽園においては、両日ともに、施設に滞在している時間があることから、サービスの提供があり保険請求の対象となると判断し、介護給付請求及び利用料請求を行うように入力している。

平成 27 年度の各月の外泊件数のうち 10%の件数をサンプルとして無作為に抽出し、当該サンプルについて外泊届に記載されている外泊日数と「介護老人福祉施設管理システム S P」において入力されている外泊日数との照合を実施した。その手続を実施した結果、1 件のサンプルにおいて、外泊日数の相違（1 日）が発見された。

当該サンプルにおいては、外泊終了日において介護給付を請求しないようにシステム上入力されていたため、本来は請求すべき外泊終了日における介護給付を請求しない状態となっており、保険請求の過少となっていた。

#### 【結果】

介護給付請求を行うにあたり、「介護老人福祉施設管理システム S P」に入力された利用者の外泊記録のうち、次の項目について、外泊届との整合性を正確に確認されたい。

- i 開始日（施設から外泊先へ向かった日）
- ii 終了日（外泊先より施設に戻った日）
- iii 外泊開始日情報 介護給付請求・利用料請求
- iv 外泊終了日情報 介護給付請求・利用料請求

### イ. 介護請求時の請求内容の確認方法について（意見）【和陽園】

#### 【現状・問題点】

介護請求を行うにあたり、請求内容が適正であるか、担当者 2 人により請求内容について口頭による確認を実施している。しかし、請求するにあたり確認する項目ごとにその性質が異なることを考えると、全ての項目を口頭で確認する方法では、項目ごとにその性質を加味した確認ができていないと考えられる。

例えば、短期入所事業において介護報酬を請求するにあたり、利用者が施設へ入所した日時と退所した日時は報酬金額算定の根拠となるが、入所時期の記載については、利用者の登録などシステムへの入力時に十分に確認していることから、請求時には口頭の確認においても問題ないと判断される。しかし、退所時期については、平成 27 年度において退所時期の入力が行われなかったことにより介護報酬の過誤請求となっている事例が存在することから、入所時と比べて確認の精度が低いと考えられる。

#### 【結果】

月々で変動しない項目については、口頭による確認で問題ないが、月々で異なる項目やこれまでの過誤が多く発生した項目については、慎重に確認することを要望する。例えば、過去の過誤を分析し、多発する過誤の要因についてはチェックリスト等を作成して、口頭による確認とともに、チェックリストによる確認を実施することなどが考えられる。

## (5) 業務の外部委託について

### ① 概要

和陽園では、次の項目について業務の外部委託を実施している。

#### 【委託業務一覧】

No	件名	主な内容	
1	清掃業務	日常清掃	日曜及び元旦を除く7時～16時
		定期清掃	屋内床面清掃（弾性床材、石材、タイル等） 屋内床面清掃（カーペット） ガラス及びサッシ等清掃 浴室清掃 屋上清掃
2	給食業務	提供日	年365日 入所者への朝食、昼食、おやつ及び夕食提供業務 （但し、おやつは月・水・金のみ提供）
		食事の種類	普通食、きざみ（一部ソフト食）、ミキサー食、 ペースト食、特別食（エネルギーコントロール食、 塩分制限食等）、行事食（誕生会、敬老会、忘年会）

上記の業務委託に関して、平成 27 年度において希望型指名競争入札を実施しており、契約の概要は以下のとおりである。

#### 【清掃業務】

業務委託名	和陽園清掃業務委託
契約場所	千葉県若葉区千城台南4丁目13番1号 和陽園
契約期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日
契約金額（税抜）	7,480千円
予定価格（税抜）	x,xxx千円
最低制限価格（税抜）	5,938千円
契約保証金	千葉県社会福祉事業団経理規程76条により免除

#### 【給食業務】

業務委託名	和陽園給食業務委託
契約場所	千葉県若葉区千城台南4丁目13番1号 和陽園
契約期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日

契約金額（税抜）	27,498千円
予定価格（税抜）	x,xxx千円
最低制限価格（税抜）	18,851千円
契約保証金	千葉県社会福祉事業団経理規程76条により免除

注：予定価格については、実際の金額を便宜的に x x x 円としている。

## ② 手 続

業務委託契約書、業務委託仕様書、予定価格書、支出負担行為伺書、入札通知書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて和陽園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ア．業務委託の複数年契約について（指 摘）【和陽園】

#### 【現状・問題点】

和陽園においては、平成 27 年度に締結した委託業務契約に関して全て単年度の契約となっている。これは、経理規程第 71 条に基づき、長期継続契約を締結するためには定められた次の何れかに該当しなければならず、当該要件に該当しないと判断しているため、単年度の契約となっているものである。

- i 電気、ガス、上下水道の仕様若しくは電気通信役務の提供を受ける契約
- ii 物品の賃貸借契約において、契約業者が調達した賃貸借物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、複数年度にわたる契約を必要とするもので、理事長が別に定めるもの

しかし、単年度の契約を一定期間継続した場合、当該継続期間を複数年度の契約とした場合に比べて契約金額の総額が高くなる場合が多いと考えられる。また、複数年度の契約を保証することにより、受託事業者側において、長期間にわたるノウハウの蓄積や業務効率の推進が見込まれるため、より高品質なサービス提供を受ける可能性が高まると考えられる。

更に、平成 23 年 11 月 1 日付けで各施設長に通知された、「入札及び契約の執行について（通知）」（通知については、93 頁参照）において、留意事項として「予算不担保のため、複数年契約を確約するものではないことに注意」と記載されていることから、複数年度の契約を実施していないものと考えられる。

しかし、和陽園が運営している事業は、養護老人ホームや特別養護老人ホームなど、複数年度にわたり入居し利用することが想定される事業であり、将来にわたって収支が大きく変動しないと想定されるため、精度の高い将来収支予測が可能と考えられる。そのため、形式的に将来の予算が担保されていなくとも、将来収支予測に基づき、実質的に収益が見込まれ、委託業務について将来の支出を予定することは可能と判断される。

以上より、委託業務契約に関して、複数年度にわたる契約との比較考慮せずに、単年度の契約を結んでいることは経済性、効率性の面でも合理的ではないと判断される。

#### 【結果】

和陽園における業務の外部委託契約に当たっては、将来収支予測に基づき、実質的に収益が見込まれ、委託業務について将来の支出を予定することは可能と判断されるため、複数年契約の仕組みを検討されたい。

### イ. 委託に関する実施計画書の入手及び評価について（指 摘）【和陽園】

#### 【現状・問題点】

和陽園では、平成 27 年度の給食業務委託契約書において、仕様書に基づき契約業務に関する実施計画書を策定することとされている。

#### （計画・報告）

第 5 条 乙は、業務委託仕様書に基づき策定した実施計画書を提出し、計画的に業務を履行するものとする。ただし、甲において実施計画書に異議があるときは、甲乙協議する。

和陽園は、給食業務委託における実施計画書として、各種マニュアル（調理等）、業務代行保障制度及び緊急連絡体制を、また、特別養護老人ホーム（ユニット型）においては、その開設前後における計画表（横軸に 1 日の時間推移を記載し、縦軸に食数、従業員数、作業内容、各従業員の予定が記載された表）を実施計画書としている。

ここで、実施計画書は、業務委託仕様書に記載されている内容が、契約期間に渡って実施されるために、契約に際し、契約事業者が具体的な業務の実施方法を策定し、和陽園に提出するものである。そのため、和陽園で実施する施設行事、給食業務に携わる人員体制、当該人員への予防接種や各種検査など、年間の業務遂行計画に記載されている各項目について、契約事業者が準備しなければならない具体的な項目や実施する方法、また、突発的な事象の発生により、計画が実施できなかった場合の代替案などの計画が記載されるものとする。そして、和陽園はその記載された内容について実行可能性の検討を行い、契約事業者が当該業務を契約期間に亘って円滑に遂行できるかどうかについて、初めて判断することができるものである。そして、契約事業者が契約期間に亘って業務を円滑に遂行できると判断した場合に、契約を締結することとなる。そして、和陽園に提出された実施計画

書に記載される具体的な項目が契約期間に亘って履行されているか、和陽園は実施計画書に基づき評価する必要がある。

しかし、和陽園が現時点で実施計画書としている資料では、様々な資料が個別に作成されているため、年間の業務遂行計画を体系的に一覧で確認することができず、また、年間を基準とした計画の記載が見受けられない。また、記載内容については、和陽園と契約事業者とが合意した内容であるのか、更には、実施計画書に基づき業務遂行状況を評価しているか等について確認することができない。

**【結果】**

和陽園は、給食業務委託において契約事業者が策定した実施計画書を入手し、当該内容を検討して、給食業務委託の実施計画書としなければならず、実施計画書に基づいて業務の遂行が実施されているかどうかについて評価することを実施されたい。

**ウ. 清掃業務委託予定価格設計書の管理費の設定について（指 摘）【和陽園】**

**【現状・問題点】**

和陽園は、清掃業務委託予定価格設計書において管理費を法定福利費及び事務的経費等とし、平成 27 年度では、直接施工費の 5.0%を管理費として積算している。また、平成 26 年度においては、直接施工費の 8.0%を管理費として積算している。和陽園の清掃業務委託予定価格設計書の直接施工費の内訳と管理費の推移は次のようになる。

**【清掃業務委託予定価格設計書 推移】** (単位：千円)

項目	平成26年度	項目	平成27年度
直接施工費 ①	5,581	直接施工費 ②	8,483
人件費	5,198	人件費	7,785
その他費用	383	その他費用	698
管理費 ①×8.0%	446	管理費 ②×5.0%	424

ここで、和陽園は、平成 27 年度は特別養護老人ホーム（ユニット型）の開設により、清掃業務委託予定価格設計書において直接施工費を算定するにあたり、人員を 1 人多く見積もっており、その結果、人件費が増加している。また、平成 27 年度の清掃業務委託予定価格設計書において管理費を算定するにあたり、平成 26 年度は直接施工費の 8.0%と積算していた管理費（定期清掃を含む。）を、前年度の実績を参考に管理費の金額を同額程度と積算したことにより、直接施工費の 5.0%と積算している。

しかし、一般的に法定福利費は人件費に関して一定の比率で発生すると考えられる。そのため、平成 27 年度の管理費の積算において、人件費が増加したことに伴い法定福利費が増加すると想定される。また、平成 27 年度において特別養護老人ホーム（ユニット型）を開設していることから、平成 27 年度の管理費の積算において、事務的経費も増加する

ことが想定される。このように管理費の構成要素である法定福利費及び事務的経費が増加すると想定されるにも拘らず、和陽園では、平成 27 年度の管理費の積算において、平成 26 年度を下回る金額を算定している。その要因が平成 26 年度の管理費に定期清掃に係る金額を含んでいたと考えられるとしても、そもそも、平成 27 年度の管理費の算定を行うにあたり、前事業年度と同額程度と算定した根拠が不明瞭であり、同額程度になるように、管理費を算定する際に用いる比率を 5% とすることに合理性はないと考えられる。

以上より、平成 27 年度の和陽園における清掃業務委託に関する管理費の積算は、合理的ではないと考えられる。

#### 【結果】

和陽園は、清掃業務委託予定価格設計書において管理費を算定するにあたり、その構成要素としている法定福利費及び事務的経費等の会計的性格を考慮し、実態に合った適正な管理費の額を算定されたい。

### エ. 清掃業務委託予定価格の設定について（意見）【和陽園】

#### 【現状・問題点】

和陽園では、競争性のある入札においては、事業者間の競争により入札価格が低下することが見込まれる場合に、その低下を考慮して清掃業務委託予定価格設計書において設計された金額（以下、設計金額という。）を算定している。具体的には、事業者間の競争により入札価格が低下する見込みを考慮して、積算を行う際の労務費の時給単価等を端数処理することにより積算単価とする。そして同単価を用いて設計金額を算定し、算定した金額を予定価格としている。

本来、業務委託予定価格設計書においては、仕様書等に基づき業務遂行により発生する金額を積算するものである。和陽園のように、入札の状況により労務費の時給単価等を変更するなど、業務内容以外の要素を含めて積算を実施した場合には、算定された金額が、業務内容と入札の状況との二つの要素を有することとなり、算定された設計金額の適正性を判断することが難しくなる。また、積算を行う際の労務費の時給単価等を端数処理することによって、事業者間の競争により入札価格が低下する見込みを考慮した場合には、積算された金額をどの程度減少させるのか、合理的な基準がなく入札を担当する者の主観的な判断によることになると想定される。そのため、事業者間の競争により入札価格が低下する見込みを考慮して予定価格を決定するにあたり、合理的な判断に基づいているとは考えられない。

#### 【結果】

和陽園は、業務委託予定価格設計書においては、業務内容に応じて設計金額を積算し、積算された金額を基礎として入札の競争性等の実績に基づいて予定価格を設定するよう要望する。

例えば、業務委託予定価格設計書において、業務内容に応じた労務単価や時間数等を用いて労務費等の直接人件費等を積算し、設計書とする。そして、その設計書において積算された金額に基づき、入札時の経済情勢、同種の入札案件の落札率、入札に参加する事業者数の多寡等、当該委託契約案件の競争性を反映する要素を考慮して、設計金額に適切な修正を施し予定価格とすることが適切であると考えられる。このような予定価格の設定に際しては、一定の判断目安を基準として設定しておくことも検討する必要がある。具体的には、当該委託契約案件の競争性を反映する要素として、入札参加事業者数だけに絞って予定価格の設定方法を仮に示すとすると、次のような設定方法を示すこともできるものとする。

**【設計金額の積算と予定価格の設定の一つの考え方】**

i 平成〇〇年度 △△業務委託における設計金額の積算額と予定価格の設定		
設計された金額	A	5,432,100 円
入札業者数		12 社
修正率	B	5.0%
予定価格	$A \times (1 - B)$	5,160,495 円
端数処理		5,160,000 円
ii 予定価格設定のための修正率（修正率は任意の数値）		
No.	入札参加事業者数	修正率
1	～3 社	0.0%
2	～5 社	1.5%
3	～7 社	2.5%
4	～10 社	4.0%
5	～15 社	5.0%

**オ. 落札した事業者による契約の辞退について（意見）【和陽園】**

**【現状・問題点】**

和陽園では、平成 27 年度の清掃業務委託に係る希望型競争入札を実施し、1 番札の落札業者及び 2 番札の落札業者ともに契約を辞退している。ここで、1 番札の落札事業者は、落札後の協議の中で仕様書の一部の落丁により自らの入札金額の積算に誤りが生じたことを理由に落札金額の増加を要望してきた。

それに対して和陽園は、仕様書配布前に落丁がないことを確認しており、また、事業者の入札を担当した者に仕様書を配布した際に落丁の有無を確認することを要請していることから、落札事業者の要望に対応できないと回答したところ平成 27 年 3 月 19 日に辞退の申し出があった。

1 番札の落札業者の辞退を受けて、2 番札の落札事業者に対して、契約を申し出たところ

ろ、2番札の落札事業者から契約から施工まで期間が短く準備ができないため辞退の申し出があった。その後、3番札の事業者と契約に至っている。

ここで、もし1番札の落札業者が入札に参加していなかった場合、2番札の落札事業者の入札金額で契約を締結していた可能性が高いと想定される。そのため、現在、和陽園は本来契約できた2番札の落札事業者の入札金額よりも高い3番札の事業者の入札金額で契約し、経済的不利益を被っていると考えられる。

更に、落札後に落札した事業者が辞退したため、追加で和陽園において入札に係る事務手続を実施していることから、契約金額以外にも経済的な不利益が発生していると考えられる。

現在、和陽園では、落札者が契約を辞退することにつき何ら制限を設けていない。落札者が契約を辞退することにつき何ら制限を設けていないことは、公正な競争を阻害する可能性があり、また、和陽園において追加で事務手続を行わなければならないことから、それらの経済的不利益を防止するような手段を講じる必要があると考えられる。

#### 【結果】

和陽園においては、落札後に落札した事業者が辞退した場合、その辞退理由によっては、一定期間入札に参加することを制限するなどの規定を設けることを要望する。

### (6) 訪問介護事業に関する事業計画について

#### ① 概要

和陽園では、訪問介護・介護予防訪問介護事業所を設置しており、介護福祉士又は訪問介護員が要介護の方に対し、自立し日常生活を営むことができるように、入浴・排泄・食事の介護やその他生活全般における支援サービスを提供することとしている。

当該サービスの利用者は主に養護老人ホームの入居者であり、介護報酬を請求するにあたり「同一建物減算」の適用を受け10%の減額を受けている。ここで、「同一建物減算」とは、平成27年度より利用者の住居と同一敷地内に所在する事業所に対して、保険請求額の10%を減額する処理であり、和陽園においては、敷地内に養護老人ホーム及び訪問介護・介護予防訪問介護事業所を設置していることから、適用の対象とされた。

和陽園では、「同一建物減算」の適用が平成27年度より適用され、これまでの収益の減少が見込まれることから、収益の拡大を目指し、在宅訪問介護を強化し、平成26年度支援実績を超える利用者の支援を実施することを計画していた。結果として、年間利用者数累計で前年実績638人を上回る利用者数687人を確保している。なお、特別養護老人ホームが自主事業となった平成26年度以降の訪問介護・介護予防訪問介護事業所、和陽園及び千葉市社会福祉事業団における経常増減差額の推移と比率は次のとおりである。

【各事業等の経常増減差額等の推移】

(単位：千円)

項 目	平成26年度	平成27年度
訪問介護・介護予防訪問介護事業所 A	46,664	50,997
和陽園 B	53,985	71,778
千葉県社会福祉事業団 C	243,596	201,990
比率 A/B (%)	86.4%	71.1%
比率 A/C (%)	19.2%	25.2%

② 手 続

第3次経営改善計画、平成27年度事業計画書及び資金収支予算書、平成26年度事業報告書及び決算書、平成27年度事業報告書及び決算書等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて和陽園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 訪問介護事業に関する事業計画について（意 見）【和陽園】

【現状・問題点】

特別養護老人ホームが自主事業となった平成26年度以降の訪問介護・介護予防訪問介護事業所の経常増減差額は、和陽園全体の経常増減差額に対して、平成26年度は86.4%、平成27年度は71.1%と高い比率となっている。また、千葉県社会福祉事業団全体との比率においても、平成26年度は19.2%、平成27年度は25.2%と高い比率となっている。そのため、訪問介護・介護予防訪問介護事業所の運営は、和陽園においてはもちろんのこと、千葉県社会福祉事業団全体においても経営において重要性を有していると判断される。現在、訪問介護・介護予防訪問介護事業所に関して、単年度の事業計画は策定されているが、将来の需要予測に基づいた複数年度の事業計画が策定されておらず、長期的な視点に立った経営計画が不十分であることを意味する。

【結果】

訪問介護事業を主たる自主事業として位置付けるためにも、訪問介護・介護予防訪問介護事業所に関して、千葉県社会福祉事業団及び和陽園における収益規模での重要性に鑑み、将来の長期にわたる事業計画を策定することを要望する。

## (7) 施設再整備に関する事業計画について

### ① 概 要

平成 21 年度に実施された事務事業評価における外部委員評価において、和陽園を民営化するべきであるとの意見が出されたことを踏まえ、平成 26 年 4 月から事業を千葉市社会福祉事業団に譲渡し民営化することが決定され、当該事業譲渡にあたり「千葉市和陽園事業譲渡実施計画（以下、「実施計画」という。）」が策定された。実施計画では、施設の建物等の老朽化が著しいため、今後 10 年間に於いて機能を維持するために必要な修繕を実施することが決定された。また、実施した修繕による機能維持が難しくなることが見込まれる平成 36 年以降に和陽園の施設全体を再整備することが決定された。

実施計画における再整備計画は、施設の規模として、養護老人ホーム（定員 80 人）、特別養護老人ホーム（従来型定員 50 人、ユニット型 30 人）を基本とすることが定められた。また、上記の規模における建物等の再整備資金として約 24 億 2 千万円が見込まれている。再整備資金の内訳は、次のとおりである。

#### 【再整備資金内訳】 (単位：百万円)

項 目	金 額
建設費	2,000
設備備品及び設計監理料	300
撤去解体費用	120
合 計	2,420

実施計画における再整備計画において、上記の再整備資金の財源として、自己資金と借入金が想定されている。ここで、借入金について、独立行政法人福祉医療機構の貸付けを利用することが想定されている。同機構の貸付けを利用した場合、貸付限度額が建設費の 75% であることから、想定される借入金は 18 億 1,500 万円である。そのため、残りの 6 億 500 万円を自己資金と想定している。

また、実施計画では、自己資金の財源確保の考え方として、「経営改善に努め収益向上を図り、再整備資金を積み立てる。」と記載されている。

#### 【再整備資金の財源】 (単位：百万円)

財 源	金 額
自己資金	605
借入金	1,815
合 計	2,402

実施計画では、10 年後の建替えに 6 億円の自己資金が必要なことから、毎年 6,000 万円

の積み立てを計画しており、実施計画に基づき平成 26 年度において、6,000 万円の施設整備積立金が計上されている。そこで計上された 6,000 万円の計上内訳は、千葉市社会福祉事業団事務局が 3,000 万円、養護老人ホーム和陽園が 1,800 万円、特別養護老人ホーム和陽園が 1,200 万円となっている。これは、これらの積立額の配分について、和陽園では千葉市社会福祉事業団事務局と協議し 6,000 万円のうち 50%を千葉市社会福祉事業団事務局で、また残りの 50%を和陽園で積立てることとなったためである。

ここで、事業を実施していない千葉市社会福祉事業団事務局が和陽園の施設整備積立金を計上することは、和陽園以外の事業を実施している拠点から施設整備積立金の原資を繰り入れていることになる。和陽園以外において事業を実施している拠点では、主として指定管理事業を行っていることから、千葉市社会福祉事業団事務局の施設整備積立金は指定管理事業における剰余金であり、その発生要因は、千葉市社会福祉事業団の人件費削減によるものと判断される。「平成 25 年度における非公募施設における精算手続きについて(確認)」において記載されているように、指定管理事業において、経営努力によらない人件費の削減により発生した予算額と決算額との差額は、通常、精算残額として千葉市に返納することが要請される。しかし、本事例においては、剰余金の発生要因が和陽園の建替を目的とした千葉市社会福祉事業団の人件費削減によるものであることが認められたため、千葉市との協議の結果、平成 24 年度、平成 25 年度及び平成 26 年度の 3 年間の指定管理料の剰余金のうち、剰余金の発生要因が和陽園の建て替えを目的とした千葉市社会福祉事業団の人件費削減による剰余金の返還は不要とされている。

また、和陽園内における施設整備積立金の配分は、定員人数比をもとに次の比率で按分している。

【和陽園 施設整備積立金 按分比率】

拠 点	定員数	定員数比率	配分比率	配分額
養護老人ホーム	80 人	61.5%	60.0%	18,000千円
特別養護老人ホーム	50 人	38.5%	40.0%	12,000千円
合 計	130 人	100.0%	100.0%	30,000千円

② 手 続

千葉市和陽園事業譲渡実施計画、平成 27 年度事業計画書及び資金収支予算書、平成 26 年度事業報告書及び決算書、平成 27 年度事業報告書及び決算書、第 3 次経営改善計画、千葉市外郭団体指導要綱に基づく協議について(回答)、平成 25 年度における非公募施設の精算手続きについて(確認)等の関連資料一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析及び質問等)を実施し、併せて和陽園への往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ア. 施設再整備に関する事業計画について（意見）【和陽園】

##### 【現状・問題点】

千葉市和陽園事業譲渡実施計画において、事業譲渡の基本的な考え方として、施設再整備の財源のうち自己資金として、事業譲受後 10 年後の可処分内部留保額を想定している。可処分内部留保額の算定式は事業収支残高に積立収支残高を加算し、所要運転資金を控除するものである。実施計画における収支見込みは以下のとおりである。

##### 【千葉市和陽園事業譲渡実施計画】

(4) 事業譲渡後10年間の収支見込み			単位：百万円
収支項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度～ 平成35年度
事業収支残高	440	454	576
積立収支残高	122	154	154
所要運転資金 注1	170	111	106
再処分内部留保額 注2	392	497	624

注1 所要運転資金は介護報酬振込遅延分等の必要最低限で算定した。  
注2 可処分内部留保額は事業収支残高と施設整備等積立金を合算し所要運転資金を減じた額で算出。実質的に使える資金であり、これが将来の和陽園の再整備資金となる。

上記の表においては、再整備に係る自己資金として、平成 35 年度までの和陽園の内部留保額を見積もっている。この内部留保額について、これまでの事業収支による現金預金の累計値（表中の事業収支残高）に、施設整備積立金の収支残高累計値（表中の積立収支残高）を加え、その後、年間に必要な運転資金（表中の所要運転資金）を控除して算定している。ここで、平成 25 年度に策定された計画における事業収支残高について、各年度の発生額を算定すると次のとおりである。

##### 【事業収支残高 発生見込額】

（単位：百万円）

収支項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度以降
事業収支残高	61.0	14.0	15.3

注：平成 28 年度以降の数値は平均値である。

これに対して、平成 25 年度、平成 26 年度及び平成 27 年度の事業活動資金収支差額の

実績値は次のとおりである。

【事業活動収支資金収入差額】

(単位：百万円)

収支項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事業活動資金収支差額	206.0	36.8	79.8

平成 26 年度及び平成 27 年度に関して、当初の事業収支残高の各事業年度の発生見込と実績値との間に大きな乖離が生じていることから、千葉市和陽園事業譲渡実施計画における計画が概算的な性質を有していたとしても、事業収支の見込みについて、その精度が極めて低いものと考えられる。

また、所要運転資金は介護報酬振込遅延分等の必要最低額で算定している。仮に、所要運転資金が事業計画策定時の想定を超える金額となった場合には、想定した可処分内部留保額が不足することになり、事業計画の見直しが必要となる。

そのため、将来の収支見込みに基づき事業計画を策定する場合には、収支の見込が事業計画策定時より変動することを想定し、その場合においても、当初の事業計画が実施できるように、収支予測の算定においては保守的な見積りを実施することが求められるものである。しかし、実際の実施計画では所要運転資金について保守的な見積りが実施されていない。

【結果①】

収支見込における事業収支残高を、これまでの実績や想定される新たな経営環境に基づき算定する必要があり、また、一度策定した計画は、事業年度ごとに実績値と比較するなどして、当該実績値との乖離がある場合には、計画値を見直すことを要望する。

【結果②】

収支見通しにおける所要運転資金の見積りを保守的な観点から算定し、所要運転資金が想定よりも低くなった場合においても、再整備計画を遂行できるように収益について保守的な見積りの算定を行うなど、所要運転資金の見積りの見直しを行うよう要望する。

イ. 施設整備積立金の積立て漏れについて（指 摘）【和陽園】

【現状・問題点】

平成 26 年度及び平成 27 年度において、和陽園の施設再整備のための財源のうち自己資金として、次のように拠点ごとに施設整備積立金を計上している。

## 【施設整備積立金の内訳】

(単位：千円)

拠 点	平成26年度	平成27年度	合 計
千葉市社会福祉事業団事務局	30,000	—	30,000
養護老人ホーム	18,000	18,000	36,000
特別養護老人ホーム	12,000	12,000	24,000
小 計	60,000	30,000	90,000
特別養護老人ホーム（ユニット型）注	—	12,579	12,579
合 計	60,000	42,579	102,579

注：特別養護老人ホーム和陽園（ユニット型）は平成27年度より事業を開始しているため、平成26年度の計上はなく、また平成27年度の計上額は新規に建設した建物に係る減価償却費相当額であるため、実施計画における既存の建物の建替えに係る施設整備積立金には該当しない。

ここで、平成27年度において施設整備積立金が3,000万円しか計上されていないことは、次の理由による。

平成27年度予算編成時において、千葉市社会福祉事業団事務局において3,000万円、和陽園において3,000万円の予算を編成していたが、千葉市社会福祉事業団事務局において3,000万円の施設整備積立金の計上を見直し、和陽園にて6,000万円の施設整備積立金の計上することにした。

しかし、平成27年度において和陽園は施設整備積立金として3,000万円分の予算しか編成していないことから、追加の3,000万円分について施設整備積立金を補正予算に計上せず、結果として、平成27年度の千葉市社会福祉事業団全体として施設整備積立金は、計画された金額6,000万円ではなく3,000万円となった。

ここで、千葉市社会福祉事業団事務局において3,000万円の施設整備積立金の計上を見直したのは次の理由による。

平成26年度まで指定管理事業において剰余金が生みだされた場合には、「千葉市外郭団体指導要綱に基づく協議について（回答）」及び「平成25年度における非公募施設の精算手続きについて（確認）」に基づき、指定管理料の剰余金について千葉市へ返還せずに和陽園の施設整備積立金とすることが認められていた。そのため、千葉市社会福祉事業団事務局で和陽園に関する施設整備積立金3,000万円を計上していた。そして、平成27年度においては、指定管理料の剰余金について千葉市へ返還せずに和陽園の施設整備積立金とすることが認められていなかったにも拘らず、当初の予算編成において平成26年度と同様に千葉市社会福祉事業団事務局に3,000万円、和陽園に3,000万円分の施設整備積立金の予算を編成したため、予算編成後、千葉市社会福祉事業団事務局において施設整備積立金3,000万円分を計上することを見直し、決算においては施設整備積立金3,000万円を執行しなかった。

本来であれば、当初の予算を見直し補正予算を作成し、和陽園において3,000万円の施設整備積立金を追加で計上する必要があるものと考えます。しかし、千葉市社会福祉事業団事務局では、施設整備積立金の計上は見積りであり、当初の計画通りに積立てを実施しなくとも、「千葉市和陽園の事業譲渡に係る協定書」に基づき、平成30年度を目途に策定を予定している再整備計画において、当初積み立てると計画していた金額より不足する3,000万円分の施設整備積立金しか計上しなくても問題ないと判断し、平成27年度においては施設整備積立金を追加で計上しなかった。

なお、和陽園が第3次経営改善計画において施設整備積立金について以下のように積立てを予定している。

【第3次経営改善計画 積立目標額】 (単位：千円)

区分	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
養護老人ホーム	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000
特別養護老人ホーム	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
合計	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000

本来、施設整備積立金の積立は、積立期間にわたり継続的、計画的に実施されるべきであり、経営環境等の変化によりその計画された積立を実施できない、または実施しないと判断する場合には、必要とされる積立総額と積立期間に基づき、新たな積立計画を検討しなければならぬものと考えます。上記に記載のとおり、誤った予算編成により、計画された積立を実施しないことは、合理性に欠けると判断される。また、合理的な理由なく、計画された積立を実施せず将来に先送りすることは、将来の積立原資を圧迫することになり、積立の実行可能性を低くする。

【結果】

平成30年度を目途に策定を予定している再整備計画を策定するまでは、当初の計画に基づき各年度において計画された金額の施設整備積立金を計上されたい。特に、平成27年度において計上されなかった3,000万円分の施設整備積立金について、追加で施設整備積立金を計上されたい。

ウ. 施設整備積立金の計上拠点について (意見) 【和陽園】

【現状・問題点】

既存建物に係る施設整備積立金の原資は、実施計画に記載されているとおり、「経営改善に努め収益向上を図り、再整備資金を積み立てる。」こととされている。そして、和陽園の収益力を増加させるために、特別養護老人ホームを増床し、特別養護老人ホーム(ユニット型)の事業を開始している。

なお、和陽園における平成26年度及び平成27年度の和陽園の事業区分事業活動内訳表

の経常増減差額の内訳は以下のとおりである。

【経常増減差額】 (単位：千円)

拠 点	平成26年度	平成27年度	累 計
養護老人ホーム	△1,390	△7,186	△8,576
特別養護老人ホーム	55,375	90,046	145,421
特別養護老人ホーム (ユニット型)	—	△11,081	△11,081
合 計	55,236	71,778	125,764

上記の表より、平成26年度においては、実施計画において積み立てると計画された6,000万円に476万円不足するものの、平成27年度の経常増減差額を考慮すると2年間で積立想定額の1億2,000万円を超える経常増減差額を計上している。一方、前項までで記載のとおり、千葉市社会福祉事業団事務局で施設整備積立金の50%である3,000万円を負担することとしているが、和陽園の経常増減差額では、施設整備積立金の全額を計上することが可能である。

#### 【結果①】

和陽園においては、経常増減差額の累計値より施設整備積立金全額を計上する能力があると考えられることから、施設整備積立金を千葉市社会福祉事業団事務局と按分することなく和陽園にて全額計上することを要望する。

なお、第3次経営計画において、平成28年度より施設整備積立金を全て和陽園にて計上する予定となっていることから同計画に基づき施設整備積立金の積立を実施するよう要望する。

#### 【結果②】

平成26年度において千葉市社会福祉事業団事務局で計上された施設整備積立金については和陽園において修正計上するよう要望する。

## 4. 千葉市社会福祉事業団いきいきプラザについて

### (1) 業務の外部委託について

#### ① 概 要

千葉市社会福祉事業団いきいきプラザ（以下、「いきいきプラザ」という。）では、以下の業務について外部委託を実施している。

【委託業務一覧】

(単位：千円)

委託名	内 容
清掃設備業務委託 中央区・花見川区・美浜区	以下の施設における日常清掃業務、定期清掃業務及び特別清掃業務等 ・中央いきいきプラザ ・花見川いきいきプラザ ・美浜いきいきプラザ
清掃設備業務委託 稲毛区・若葉区・緑区	以下の施設における日常清掃業務、定期清掃業務及び特別清掃業務等 ・稲毛いきいきプラザ ・若葉いきいきプラザ ・緑いきいきプラザ
給食業務委託	以下のいきいきプラザに併設する、老人デイサービスセンターにおける食事管理業務 ・中央いきいきプラザ ・花見川いきいきプラザ ・美浜いきいきプラザ

上記の業務委託に関して、平成 24 年度に希望型指名競争入札を実施し、落札した事業者と平成 25 年度以降随意契約を継続して締結している。各契約の概要は以下のとおりである。

【清掃業務①】

業務委託名	清掃設備業務委託 中央区・花見川区・美浜区
契約方式	随意契約
契約期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日
契約金額（税抜）	16,100千円
予定価格（税抜）	16,168千円

【清掃業務②】

業務委託名	清掃設備業務委託 稲毛区・若葉区・緑区
契約方式	随意契約
契約期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日
契約金額（税抜）	21,638千円
予定価格（税抜）	22,004千円

### 【給食業務】

業務委託名	給食業務委託
契約方式	随意契約
契約期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日
契約金額（税抜）	14,169千円
予定価格（税抜）	13,996千円

## ② 手 続

業務委託契約書、業務委託仕様書、予定価格書、支出負担行為何書等の関連資料一式をし、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施し、併せて中央区いきいきプラザへの往査等を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 業務委託の複数年契約について（意 見）【いきいきプラザ】

#### 【現状・問題点】

いきいきプラザにおいては、平成 27 年度に締結した委託業務契約に関して全て単年度の契約となっている。これは、経理規程第 71 条に基づき、長期継続契約を締結するためには定められた次の何れかに該当しなければならず、当該要件に該当しないと判断しているため、単年度の契約となっているものである。

- i 電気、ガス、上下水道の仕様若しくは電気通信役務の提供を受ける契約
- ii 物品の賃貸借契約において、契約業者が調達した賃貸借物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、複数年度にわたる契約を必要とするもので、理事長が別に定めるもの

しかし、単年度の契約を一定期間継続した場合、当該継続期間を複数年度の契約とした場合に比べて契約金額の総額が高くなる場合が多いと考えられる。また、複数年度の契約を保証することにより、受託事業者側において、長期間にわたるノウハウの蓄積や業務効率の推進が見込まれるため、より高品質なサービス提供を受ける可能性が高まると考えられる。

更に、平成 23 年 11 月 1 日付けで各施設長に通知された、「入札及び契約の執行について（通知）」（通知については、93 頁参照）において、留意事項として「予算不担保のため、複数年契約を確約するものではないことに注意」と記載されていることから、複数年度

の契約を実施していないものと考えられる。

しかし、いきいきプラザが運営している事業は、指定管理事業であり、契約された指定管理期間において収益を見込むことができると考えられる。そのため、形式的に将来の予算が担保されていなくとも、指定管理期間にわたり収益が見込まれ、委託業務について将来の支出を予定することは可能と考えられる。

以上より、委託業務契約に関して、複数年度にわたる契約との比較考慮せずに、単年度の契約を結んでいることは経済性、効率性の面でも合理的ではないと考えられる。

#### 【結果①】

千葉市社会福祉事業団事務局においては、委託の契約に当たり、複数年度の契約について、現行の規定されている契約以外にも適用することができるよう経理規程を見直すことを要望する。

#### 【結果②】

いきいきプラザにおける業務の外部委託契約に当たっては、将来収支予測に基づき、実質的に収益が見込まれ、委託業務について将来の支出を予定することは可能と判断されるため、複数年契約の仕組みを検討するよう要望する。

### イ. 予定価格の設定について（指 摘）【いきいきプラザ】

#### 【現状・問題点】

いきいきプラザにおける平成 27 年度の業務委託契約書は、随意契約によっており、経理規程第 70 条第 4 項に基づき予定価格を設定している。

#### 【経理規程】

（一般競争入札）

#### 第68条

2 前項にある予定価格については、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予算の範囲内において予定価格を決定しなければならない。ただし、概算価格10万円未満の契約の場合は、予定価格の作成を省略することができる。

（随意契約）

#### 第70条

4 契約事務担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第68条第2項の規定に準じて予定価格を定めるものとする。以下、略。

平成 25 年度から平成 27 年度における、いきいきプラザが締結した随意契約による業務委託契約の予定価格の推移は次のとおりである。

【随意契約による業務委託に係る予定価格の推移】

(単位：千円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
清掃設備業務委託契約 中央区 花見川区 美浜区	16,168	16,168	16,168
清掃設備業務委託契約 稲毛区 若葉区 緑区	22,004	22,004	22,004
給食業務委託契約	14,169	14,169	14,169

注：金額は税抜きの金額である。

また平成 24 年度に実施した、希望型指名競争入札における諸契約の予定価格及び契約金額は次のとおりである。

【入札による業務委託に係る予定価格】

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度 予定価格
清掃設備業務委託契約 中央区 花見川区 美浜区	16,168
清掃設備業務委託契約 稲毛区 若葉区 緑区	22,004
給食業務委託契約	14,169

注：金額は税抜きの金額である。

上記の 2 つの表より、平成 25 年度以降における随意契約の予定価格は、平成 24 年度に実施した希望型競争入札の予定価格と同額である。このことから、人件費の単価、消耗品費及び管理費等など予定価格の設定の根拠となる数値を見直していないものと考えられる。また、委託契約が毎年継続されることにより、事業者において業務の効率化が推進されると考えられ、予定価格を低下させることもできるものと考えられる。しかし、いきいきプラザでは原価低減活動も実施していなければ、予定価格の低下も実現していないものと考えられる。

また「清掃設備業務委託契約 稲毛区 若葉区 緑区」において、平成 25 年度以降水質検査を実施しないことから、仕様書より当該項目を除き、契約金額については前事業年度より水質検査料分の金額を減額させている。

【清掃設備業務委託契約 稲毛区 若葉区 緑区の契約金額の推移】

(単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
清掃設備業務委託契約 稲毛区 若葉区 緑区	22,000	21,638	21,638	21,638

一方、平成 25 年度以降における予定価格は、平成 24 年度に実施した希望型競争入札の予定価格と同額であり、平成 25 年度から実施していない水質検査料分の減額が反映していない。

## 【結果】

予定価格の設定に際しては、前年度の予定価格を引き継ぐのではなく、各事業年度の労務費単価の変動を反映した設計書の積算内訳に基づく予定価格を設定されたい。

例えば、人件費の積算に関しては、各事業年度の「職種別民間給与実態調査」や最低労働賃金の変動等を参考として、労務費単価を増減させることなどが考えられる。

ちなみに、平成 24 年度以降千葉県の最低労働賃金は次の表のとおり推移している。設計書における労務費の積算において、当該賃金等の増減率等を参考データの一つとして、労務費単価に反映させることなどが考えられる。

### 【厚生労働省千葉労働局 千葉県における最低賃金の推移】 (単位：円/時間)

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地域別最低賃金	756	777	798	817
前年からの増加額	—	21	21	19

## 5. 千葉市療育センターについて

### (1) 各施設の業務内容及び運営状況について

#### ① 概 要

千葉市療育センターは、障害児、障害者の療育及びリハビリテーションの総合拠点施設として建設され、心身障害、身体障害、発達障害を持つ児童及び者の日常生活への適応と社会参加を図ることを目的としている。

千葉市療育センター及び系列施設の施設別の実施事業の概要は次のとおりである。

#### 【療育相談所】

対象	心身の発達に遅れや障害（の疑い）のある 18 歳未満の児童
実施日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝祭日を除く）：9 時～17 時 15 分
内容	心身の発達についての相談及び診察に基づく必要な支援
利用料	保険診療の自己負担額（診療・療育を伴わない相談は無料）

#### 【相談支援事業所ぱれっと】

対象	知的障害者・身体障害者・障害児全般またはその家族
実施日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝祭日を除く）：9 時～17 時 15 分
内容	障害福祉サービスもしくは通所給付決定の申請・変更を希望する障害者あるいは障害児の保護者に対し、サービス等利用計画や障害児支援利用計画の作成を実施
利用料	無料

【すぎのこルーム】

対象	<p>&lt;医療型児童発達支援センター&gt;          上肢、下肢、または体幹に機能障害のある就学前の児童          &lt;児童発達支援事業&gt;          心身の発達に遅れのある就学前の児童          &lt;日中一時支援（日中預かり型）&gt;          千葉県在住の上肢、下肢または体幹に機能障害のある          小学校3年生までの児童</p>
実施日時	<p>月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝祭日を除く）          &lt;医療型児童発達支援センター&gt;          10時～14時30分          &lt;児童発達支援事業&gt;          午前の部 10時～12時30分          午後の部 14時30分～16時30分          発達グループ 15時～16時30分          &lt;日中一時支援（日中預かり型）&gt;          9時～17時</p>
利用定員	<p>&lt;医療型児童発達支援センター&gt;          1日10人          &lt;児童発達支援事業&gt;          午前・午後 各1日10人 発達グループ各日6人          &lt;日中一時支援（日中預かり型）&gt;          1日1人</p>
内容	<p>&lt;医療型児童発達支援センター&gt;          保護者とともに通園し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練療育活動を実施          &lt;児童発達支援事業&gt;          生活習慣の体得や集団生活への適応訓練を実施          &lt;日中一時支援（日中預かり型）&gt;          日中、肢体不自由児を家庭で見守る者がいない場合、一時的にお預かりし、日常生活の支援を実施</p>
利用料	<p>各事業給付費の利用者負担額、医療費（医療型児童発達支援センターのみ）、給食費</p>

注：この他、すぎのこルームでは、自主事業として兄弟・姉妹一時預かり事業（夏休み等の長期休暇中に、施設利用時の兄弟・姉妹を一時的に預かる）を実施している。

【やまびこルーム】

対象	聴覚障害を持つ就学前の児童
実施日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝祭日を除く） グループ指導 10時～12時、13時30分～16時 個別指導 9時10分～、10時45分～、13時～、15時～の1日4コマ
利用定員	1日20人
内容	聴覚・言語の指導訓練及びコミュニケーション能力の育成支援
利用料	障害児通所給付費の利用者負担額、給食費

注：この他、やまびこルームでは自主事業として兄弟・姉妹一時預かり事業を実施している。

【いずみの家】

対象	<就労移行支援事業> 就労を希望する65歳未満で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方 <就労継続支援B型事業> 雇用契約を締結する通常の事業所に雇用されることが困難で、通所できる知的障害のある方
実施日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝祭日を除く） 9時～17時
利用定員	<就労移行支援事業> 6人 <就労継続支援B型事業> 34人
内容	<就労移行支援事業> 一般の就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力を身につけるための訓練等を実施 <就労継続支援B型事業> 一般企業等での就労が困難な方に、施設内において就労の機会を提供し、就労等に必要な知識や能力の向上のための訓練や支援を実施
利用料	訓練等給付費の利用者負担額、給食費

注：この他、いずみの家では自主事業として土日余暇活動支援事業（地域参加の促進及び自立支援の一環として、障害者に余暇活動の機会を提供する）を実施している

【ふれあいの家】

対象	千葉市内在住または在勤・在学の 18 歳以上の障害者、福祉団体、ボランティア団体、障害児者の保護者
実施日時	火曜日～日曜日（祝祭日を除く） 午前 9 時～12 時 午後 13 時～17 時 15 分
内容	地域の身体障害者に対して各種の相談に応じるとともに、創作、スポーツ、レクリエーション及び日常生活訓練等の事業を実施
利用料	無料（ただし教習、講習にかかる教材費）

【発達障害者支援センター】

対象	千葉市内在住の、自閉症・アスペルガー症候群やその他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害があるご本人・ご家族、支援する方々および関係機関
実施日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝祭日を除く） 9 時～17 時
内容	相談支援、発達支援、就労支援、普及・啓発・研修など
利用料	無料

【大宮学園たけのこルーム】

対象	＜医療型児童発達支援センター＞ 上肢、下肢、または体幹に機能障害のある就学前の児童 ＜児童発達支援事業＞ 心身の発達に遅れのある就学前の児童 ＜日中一時支援（日中預かり型）＞ 千葉市在住の上肢、下肢または体幹に機能障害のある小学校 3 年生までの児童
実施日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝祭日を除く） ＜医療型児童発達支援センター＞ 10 時～14 時 30 分 ＜児童発達支援事業＞ 午前の部 10 時 30 分～12 時 30 分 午後の部 14 時 30 分～16 時 30 分 発達グループ 15 時～16 時 30 分 ＜日中一時支援（日中預かり型）＞ 9 時～17 時

利用定員	<医療型児童発達支援センター> 1日10人 <児童発達支援事業> 午前・午後 各1日10人 発達グループ各日6人 <日中一時支援（日中預かり型）> 1日1人
内容	<医療型児童発達支援センター> 保護者とともに通園し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練療育活動を実施 <児童発達支援事業> 生活習慣の体得や集団生活への適応訓練を実施 <日中一時支援（日中預かり型）> 日中、肢体不自由児を家庭で見守る者がいない場合、一時的にお預かりし、日常生活の支援を実施
利用料	各事業給付費の利用者負担額、医療費（医療型児童発達支援センターのみ）、給食費

注：この他、大宮学園たけのこルームでは自主事業として兄弟・姉妹一時預かり事業を実施している。

#### 【大宮学園ひまわりルーム】

対象	知的発達に遅れのある3歳から就学前の児童
実施日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝祭日を除く） 10時～14時
利用定員	1日40人
内容	保護者のもとから通園させ、心身の発達と集団生活に適応できる基礎作りを目的とした療育活動を実施（入園後3か月は親子通園）
利用料	障害児施設給付費の利用者負担額、給食費

注：この他、大宮学園ひまわりルームでは自主事業として兄弟・姉妹一時預かり事業を実施している。

## ② 手 続

千葉県療育センター内の各施設を視察するとともに、施設の役割及び運営状況について、事務局及び施設長からの説明を受けた。また、療育相談所及び平成28年度から定員が削減されたやまびこルーム、すぎのこルーム、大宮学園たけのこルームについては、施設の役割及び運営状況に加え、運営方針、職員の配置状況、業務内容等の運営状況全般について事務局及び施設長に対するヒヤリングを実施した。

### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項等はなかった。なお、次のとおり意見を述べることとする。

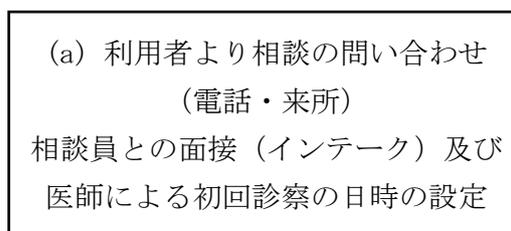
#### ア. 相談から療育方針決定までの待機期間について（意見）

##### 【療育相談所・障害福祉サービス課】

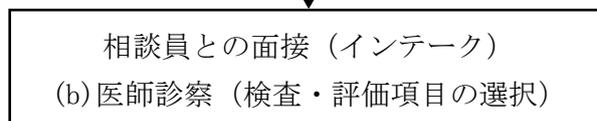
##### 【現状・問題点】

療育相談所は、医療法第7条1項及び心身障害児総合通園センター設置運営要綱に基づき、心身障害及びその疑いのある児童に対する医学的診断を行うとともに、その障害に応じた療育、訓練を実施している。療育相談所の利用の流れは以下のとおりである。

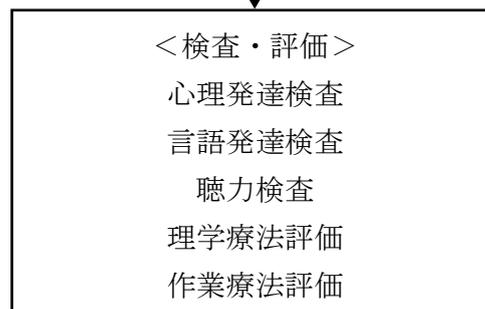
相談員（常勤2人）が対応し、  
相談者の心配、不安及び利用  
目的を確認  
相談員が日程調整を実施



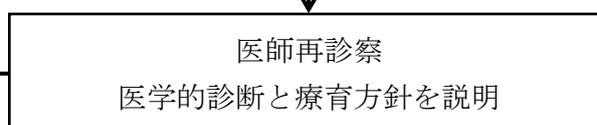
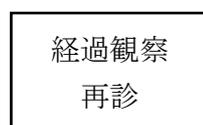
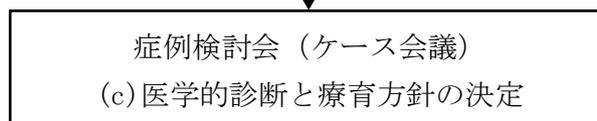
相談員による対象児に関する  
情報収集と、医師による診察  
同日に実施

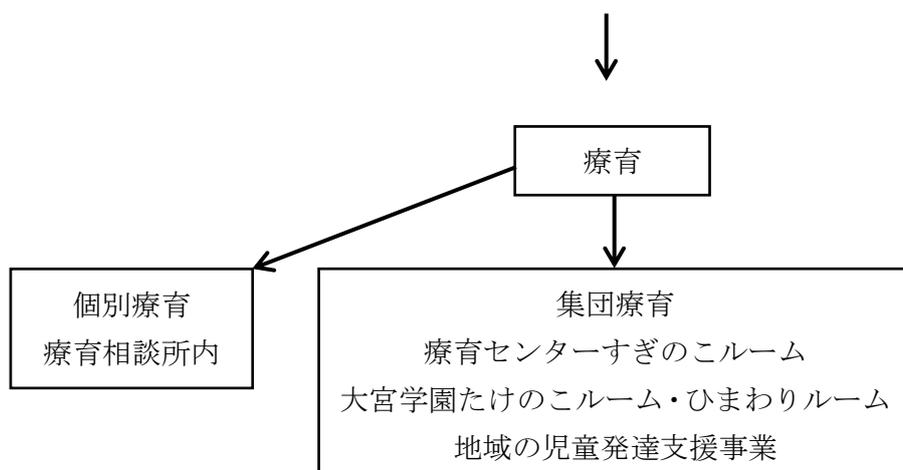


医師の診察によるオーダーに  
基づいて検査・評価項目を決  
定



医師、相談員、専門職員の合  
議による検討





療育相談所の現状では、電話または来所による初回の相談（a）から、医師による初回診察（b）までが約3か月、更に、検査及び評価を経て、リハビリ計画が策定（c）されるまで約3か月もの期間を要している。また、療育相談所における新規の件数は以下のとおり増加傾向にあり、利用者の待機期間が更に長期化することが懸念されている。

【療育相談所 新規相談件数推移】

（単位：人）

施設人	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
療育相談所	472	568	492	619	597

出典：「療育相談所統計」

療育相談所において、新規相談件数の増加は児童相談所、養護教育センター及び各区保健福祉センターとのネットワークの構築、医師会及び幼稚園協会との連携強化等を実施し、また、外部研修に職員を派遣するだけでなく、医師会や幼稚園協会等の研修会、研究会に研修講師を積極的に派遣する等の施策が結実しているものと分析している。また、全国的にも少子化でありながら障害児は増加しているという以下のような統計データもあり、千葉市における障害児保育に関する潜在的な需要も比例して増加していると考えられる。

【障害児を受け入れている施設数及び障害児の入所数推移（全国）】

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
障害児入所数	45,369人	48,065人	50,788人	53,322人
受入保育所数	13,950箇所	14,493箇所	14,658箇所	15,087箇所

出典：厚生労働省ホームページ「現状・課題と検討の方向性」

しかし、新規の相談件数の増加に伴い、比例して待機期間は徐々に長期化しており、療育相談所としては大きな課題として認識している。療育相談所では、その理由は、相談件数の増加によって、相談員によるインテーク及び専門職員による検査・評価に時間を要していると分析している。

このような状況の中、療育相談所では千葉市社会福祉事業団の第3次経営改善計画（平成28年度～32年度）において、初診・初回評価待ち期間の短縮を改善目標として定め、対策を講じている。以下はその概要である。

【療育相談所 課題・対策・目標】

課題	初診・初回評価待ち期間の短縮	
対策	業務見直しによるインテーク所要時間の短縮	
目標	現在3か月待ちであるが、2か月まで短縮	
工程	平成28年度	業務が迅速に展開できるようインテーク記録の見直し・簡略化
目標	平成29年度	年度内に2か月待ちまで短縮
値等	平成30年度	体制の継続(必要に応じてPDCAサイクルに基づく改善実施)
	平成31年度	同上
	平成32年度	同上

出典：「第3次経営改善計画」

平成28年度は第3次経営改善計画の1年目であり、インテーク（療育相談）記録に関する様式の見直しを実施している。具体的には、従来は利用者の情報を文章によって記載を要する様式であったものを、可能な限り記入者の裁量による記載部分を減らすことにより、記入者の負担を軽減する様式に変更している。この結果、インテーク記録の記入時間が短縮され、平成28年12月初旬の相談受付分は平成29年2月中旬前後の予約となっている。参考までに、新旧の様式について、変更箇所の一部を下記に示す。

【インテーク記録の様式】

旧 様 式	新 様 式
現在の生活状況	現在の生活状況
排泄	排泄 自立・未自立（オムツ・オムツで事前／事後報告・トレーニングパンツ・排尿のみ自立・睡眠時のみオムツ）
着脱	着脱 上：可・部分援助で可・不可 下：可・部分援助で可・不可 ボタン：可・不可
言葉	言葉 理解：呼人への反応（ ）・日常指示（ ）・集団指示（ ）・傾聴姿勢（ ） 表出： 聴こえ：心配あり・なし

様式の改善という観点では、医療歴・相談歴や、家庭環境に関する様式についての変更は実施されていないが、生活状況における様式と同様に、可能な部分は選択式にする等、更なる改善の余地があるものと考えられる。この点について、療育相談所における第3次経営改善計画とは別に、千葉市特別支援連携会議作業部会において、千葉市内共通のアセスメントシート（ケアプラン・療育プランを考える上での必要な情報を集約した記録）の作成が検討されていることがある関係で、一部様式の変更が未実施の状況である。

しかしながら、第3次経営改善計画の平成28年度における取り組みに関しては、一定の成果はあるものの、未だ待機期間は2.5か月程度を要している。このような状況をさらに改善するには、障害を早期の段階で発見する仕組みを構築することにより、障害児の情報をいち早く、長期に蓄積して専門職員の判断に利用し、検査・評価に要する時間を短縮することが一つの方法としてあげることができる。全国的にも障害児が増加傾向にあるという状況で、自治体において、障害の早期発見システムの導入に関する予算が確保されている事例がある。例えば、千葉県浦安市では以下のような取り組みがなされている。

#### 【千葉県浦安市における取り組み】

発達障害の乳幼児、1歳半から早期支援へ…浦安市が全国初

浦安市では、発達障害を見つけられるシステムを導入し、1歳半健診の際、希望者を対象に試してもらって療育支援も行う。1歳半の幼い子どもを対象にした取り組みは全国初だという。

市は平成28年12月をめどに、対人関係を築くのが苦手な発達障害の一種「自閉症スペクトラム障害」を見つけられるシステムを導入する。1歳半健診で保護者から希望があれば子どもに画像を見てもらい、目の動きから障害を抱えている可能性を指摘、専門施設での療育を促す。システム導入費などとして新年度予算案に1,780万円を計上する。

出典：「読売新聞ホームページ 平成28年2月9日」

上記のような取り組みについて、導入事例のある自治体と連携することにより知識を共有し、千葉市内における各施設への導入の検討材料とすることが可能となる。そして、障害の早期発見システムが確立した場合には、蓄積される利用者の情報が早期から充実することによって医師及び専門職員、相談員の判断要素になるとともに、利用者に対しても長期的に余裕を持った療育計画を提供することができる。このような、障害の早期発見に係る取り組みを実施することで、利用者のさらなる満足度を得られることが期待される。

#### 【結果①】

療育相談所の課題である利用者の待機期間の短縮を図るため、第3次経営改善計画に定めたインテーク記録の様式に関する対策及び改善を更に推進し、また、今後実施される千葉市内における共通のアセスメントシートの検討においても、療育相談所の課題である待機期間の問題が改善されるような様式の実現がなされるよう要望する。

## 【結果②】

現在、他の自治体等で導入が進められている障害の早期発見に関するシステムについて、システムの運用状況、効果の確認も含めて情報の共有を実現し、市所管課においても導入の可否を検討することにより、更なる利用者の満足度を得られるような仕組みの構築、サービスの提供がなされるよう要望する。

## イ. 専門職員の配置状況について（意見）【療育相談所】

### 【現状・問題点】

療育相談所においては、検査・評価とは別に心理判定員、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士による継続訓練を実施している。療育相談所における各訓練項目の件数は、以下のとおり推移している。

#### 【継続訓練件数推移】

(単位:人)

区分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
心理指導	582	1,172	1,198	1,250	561
言語聴覚療法	2,526	2,942	2,400	1,505	1,843
理学療法	513	506	558	580	572
作業療法	529	418	930	1,146	1,211

出典：「療育相談所統計」

上記の件数推移に関する増減要因として、以下の理由を療育相談所に対する質問により確認している。

心理指導については、平成 27 年度が前年比で 689 人の減少 (55.1%減) となっている。これは、平成 27 年度に常勤の心理判定員が 1 人 (指導件数の多い熟練の判定員であった) 退職し、また、早期発見・早期療育の観点から新規の心理評価を第一優先としたためである。当該職員の退職以降、個別の心理指導は中止されているが、第 3 次経営改善計画において心理指導の再開を改善目標としている。

言語聴覚については、最も件数が多かった平成 24 年度と比較して、平成 27 年度が 1,099 人の減少 (37.3%減) となっている。これは、平成 25 年度に常勤の言語聴覚士 1 人が産休に入ったこと及び、非常勤の言語聴覚士 1 人が退職したことによる。

作業療法については、最も件数が少なかった平成 24 年度と比較して、平成 27 年度が 793 人の増加 (189.7%増) となっている。これは、平成 23 年度に常勤の作業療法士が 1 人退職して件数が減少したものの、平成 25 年度に常勤の作業療法士 1 人を採用し、件数が回復したためである。

以上より、継続訓練の件数は、専門職員の配置状況によって大きく影響を受けていることがわかる。しかし、千葉市療育センターは、千葉市との間で「千葉市療育センターの管

理に関する基本協定書」を取り交わしており、当該協定書において、人員の確保については以下のような条項がある。

(人員確保)

第 15 条 乙は、管理業務を実施するために必要な人員を、直接雇用する方法又は第三者からの派遣若しくは出向等による方法により適法に確保して、必要な研修等を行うものとする。

また、施設管理運営基準においても、「各職種については必ず配置するとともに、必要な員数を常勤又は非常勤（嘱託）により配置すること」との条項が記載されており、当該配置基準と現状の配置状況を比較すると以下のとおりとなる。

【専門職員の人員比較】

(単位：人)

区 分	施設管理運営基準	平成 27 年度	平成 28 年度
心理判定員	常勤 3、非常勤 1	常勤 2、非常勤 2	常勤 3
言語聴覚士	常勤 3、非常勤 1	常勤 4、非常勤 2	常勤 4、非常勤 1
理学療法士	常勤 1	常勤 1	常勤 1
作業療法士	常勤 2	常勤 2、非常勤 1	常勤 2

注：施設管理運営基準は第 2 期（～平成 27 年）のものであり、第 3 期（平成 28 年～）については施設管理運営基準において人員の定めはない。

平成 28 年度の配置状況としては、例えば、心理判定員は第 2 期の施設管理運営基準と比較して非常勤 1 人の減少、平成 27 年度と比較して専門職員合計で 1 人の減少であるが、少人数体制における欠員の影響は大きく、また、常勤 3 人の内訳も、1 人については入所 2 年目、もう 2 人については入所 1 年目という経験が浅い職員であることにより、現状中止している心理指導の継続訓練の再開には至っていない。さらに、現在千葉県社会福祉事業団のホームページにて、非常勤の心理判定員の募集を行っているが、療育相談所としては、施設管理運営基準上は非常勤の欠員であるところを、常勤で補充したい希望を持っており、市所管課に対しても要望を提出していることを千葉県療育センター事務局へのヒヤリングにより確認しているが、予算確保の問題から実行はされていない。この要望は、千葉県療育センターとしては、熟練した心理判定員による安定した継続訓練を実施するために、雇用が不安定な非常勤職員よりも、常勤職員を育成したいと考えているからであり、実際に、平成 28 年 3 月 31 日付で、非常勤の心理判定員 2 人が同時に退職し、常勤 2 人を採用するという事態も起きている。

現在は、このような専門職員の人員変動による影響により、継続訓練を希望する利用者の需要に応えられていない状況にあるものと考えられる。また、欠員によって、経験の浅い専門職員に作業の負荷が掛かっている状況であり、サービスに関する質の低下は依然として懸念される状態である。

### 【結果①】

心理判定員の専門職員が施設管理運営基準より少ない現状に関しては、早期に人員を確保し、常勤、非常勤の配置に関しても、安定的なサービスの提供をする上で最適な人員配置を検討するよう要望する。また、非常勤職員を採用する場合は、ローテーションの工夫等により専門職員に掛かる負荷を軽減し、サービスの質の低下が生じない体制が実現されるよう要望する。

### 【結果②】

継続的な人員の確保という観点からは、検査・評価及び継続訓練を行う専門職員の人員配置には、上席者による専門職員に対するコーチング等の人材育成等を含めた労務管理を実施し、欠員が生じるような事態に対しては、早期にその可能性を把握するよう努め、人材募集等の活動により適切に対応するよう要望する。

## ウ. 周辺都市との経営状況の比較、分析について（意見）【千葉市療育センター】

### 【現状・問題点】

利用者の待機期間の長期化、専門職員の人材難という現況において、千葉市療育センターの利用者から更なる満足度を得るためには、利用者のニーズや潜在需要等を的確に把握、分析し、現時点だけではなく将来にわたるサービスの提供を考慮する必要がある。例えば、千葉市療育センターでは、以下のような他都市との比較資料を入手している。

### 【他都市における療育センターの設置状況】

自治体	人口	施設人	延床面積
さいたま市	125 万人	ひまわり学園	3,152 m <sup>2</sup>
		さくら草	3,242 m <sup>2</sup>
川崎市	145 万人	南部地域療育センター	738 m <sup>2</sup>
		中央療育センター	2,957 m <sup>2</sup>
		西部地域療育センター	2,661 m <sup>2</sup>
		北部地域療育センター	2,113 m <sup>2</sup>
横浜市	370 万人	南部地域療育センター	2,202 m <sup>2</sup>
		戸塚地域療育センター	2,462 m <sup>2</sup>
		北部地域療育センター	2,975 m <sup>2</sup>
		中部地域療育センター	4,253 m <sup>2</sup>
		西部地域療育センター	2,657 m <sup>2</sup>
		東部地域療育センター	3,617 m <sup>2</sup>
		療育センターあおば	2,823 m <sup>2</sup>
		港南地域療育センター	3,093 m <sup>2</sup>
		総合リハビリテーションセンター	13,346 m <sup>2</sup>

相模原市	72 万人	陽光園	3,289 m <sup>2</sup>
千葉市	96 万人	千葉市療育センター	5,652 m <sup>2</sup>

注：近隣都市を抜粋している

これらのデータは、外部監査の実施過程で千葉市療育センターと他都市とを比較するために、他都市の施設の面積等のデータを千葉市療育センターに調査依頼し初めて比較することができたものである。上記のような資料の入手や他都市との連携等により、各都市の療育センターが提供するサービスの質を把握することが可能となる。例えば、各都市における人口に対する障害児の割合に差がないことを前提とすると、特に横浜市は千葉市と比較して人口1人当たりで広いスペースを確保していることが読み取れる。人口1万人あたりの延床面積を比較すると、以下のとおりとなる。

【人口1万人当たりの延床面積】 (単位：m<sup>2</sup>)

さいたま市	川崎市	横浜市	相模原市	千葉市
51.2	58.4	101.2	45.7	58.9

また、現状で千葉市療育センターが入手している資料は、各都市における施設の概要にとどまっているが、加えて障害児の契約人数、利用者数の推移、専門職員数の推移等の情報について他都市と情報共有することにより、千葉市の提供しているサービスの状況を客観的、多角的に分析することは、千葉市療育センターの方向性を検討するにあたって有用なプロセスとなることが期待される。

更に、現状では人員の異動等により継続訓練件数が年度によって著しく増減しているが、結果的に断らざるを得なかった件数等の継続的な管理、推移分析等によっても、千葉市における潜在的な需要の把握が可能であると考えられる。

#### 【結果】

千葉市療育センターの事業計画の策定にあたっては、相談数や療育件数の過去の実績及び推移に留意しながらも、更に、他都市についての施設対応状況、利用者の需要の把握に努めることにより、千葉市療育センター全体及び各施設において提供するサービスを検討し、それに基づいた人員の配置や予算の検討がなされるよう要望する。

### エ. 職員の倫理綱領及び行動指針の掲示について（意見）【千葉市療育センター】

#### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉事業団では、職員に対する経営理念の浸透という観点において、まず事業団全体での経営理念を掲げ、その上で各施設における基本方針を定めている。千葉市療育センターにおいては、基本方針として「療育センター倫理綱領」及び「療育センター職員行動指針」を定めており、その概要は以下のとおりである。

### 【療育センター倫理綱領】

(前文)

心身に障害のある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を享受できるように支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

- 1 生命の尊厳
- 2 個人の尊厳
- 3 人権の擁護
- 4 社会への参加
- 5 専門的な支援

### 【療育センター職員行動指針】

(前文)

千葉県療育センターは、管轄する大宮学園を含めた職員一人ひとりが組織の一員として自らの行動に責任と自覚を確立するため「療育センター職員行動指針」を定め、センター内外に示します。

療育センターのすべての職員は、この行動指針の遵守に努めることとし、殊に管理・監督する立場にある者は、自らが模範となるよう率先して実行に努めます。

- 1 社会的ルールの遵守（コンプライアンス）の徹底
- 2 社会貢献の推進
- 3 人権の尊重
- 4 プライバシーの保護
- 5 個人情報保護と管理
- 6 説明責任（アカウンタビリティ）の徹底
- 7 危機管理（リスクマネジメント）の徹底

千葉県療育センターでは、平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されたことを契機に、「虐待防止に関する指針」を定め、当該指針において「療育センター職員行動指針」を来訪者の目に届くようすべての施設の掲示板等へ掲出することとしている。なお、「療育センター倫理綱領」については、「虐待防止に関する指針」において掲出を義務づけてはいないが、実態としては「療育センター職員行動指針」とともに掲出されている。更に、各施設で実施されている虐待防止会議において、これらの指針等を確認し、職員の意識共有を図るとともに、「人事評価シート（事業団職員共通）」において「事業団及び所属施設の理念、方針および目標を理解し、行動できていたか」との項目を設けることにより、これらの指針等の浸透度を確認し

ている。

当該取り組みは、業務に従事する職員の意識向上に資するだけでなく、施設に児童を預ける保護者に対して安心感を与えるという点においても有用な施策であると考えられる。

#### 【結果】

経営方針及び経営理念の浸透は、組織運営における成果をあげる上で不可欠なものであり、様々な施策を講じて十分に周知を行う必要がある。千葉市社会福祉事業団内のすべての施設において、効果的かつ統一的に経営方針及び経営理念が浸透されるよう、千葉市療育センターで実施されている取り組みが展開されることを要望する。

なお、この項に関連して、「1. 事業団の管理運営について」の「(1) 経営理念の浸透について」(63頁参照)でも意見を述べている。

## (2) 療育相談所における自己負担額の徴収業務及び保険請求業務について

### ① 概要

療育相談所では、心身の発達についての相談を受け、診察に基づき利用者に対して医学的診断及び検査を行うとともに、その障害に応じた療育、訓練を実施している。そして、実施した医療行為及び療育行為に基づき、自己負担額の徴収業務及び保険請求業務を実施している。利用者が負担する金額は、千葉市では、子ども医療費助成制度において保険診療に係る自己負担額を定めており、療育相談所における徴収額も当該制度に基づいたものとなっている。子ども医療費助成制度とは、助成対象の利用者が医療機関(整骨院等を含む)に通院又は入院した場合や院外処方箋により保険薬局等で薬を受け取った場合(療育相談所では薬剤の取扱いは行っていない)に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額の全部又は一部を助成する制度である。制度の概要は以下のとおりである。

#### 【助成の内容】

助成対象	0歳～小学3年生	小学4年生～中学3年生
助成区分	通院・入院	
利用者負担額	通院1回につき300円	通院1回につき500円
	入院1日につき300円	入院1回につき300円
市民税所得割が課税されていない方は無料		

注：療育相談所では通院のみで対応している。(出典：「千葉市ホームページ」)

### 【助成方法】

現物給付	償還払い
千葉市内の医療機関で、子ども医療費助成受給券と健康保険証を提示することにより、利用者負担額のみを支払う方法	医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、翌月以降、領収書を添付して市に申請することで、後日、利用者負担額を除いた額の助成を受ける方法

注：子ども医療費助成受給券は、健康保険証の写し、市町村民税課税証明書等を貼付することにより申請が可能となる。

療育相談所では、指定管理者の業務の一環として診療行為及び医療行為を実施し、これらの行為に基づいた自己負担額の徴収業務及び保険請求業務を行っている。千葉市療育センターの指定管理者制度では、利用料金制を採用していないため、徴収した自己負担額及び請求した保険給付額は千葉市療育センターの直接的な収益とはならない。そのため、当該業務において療育相談所が行う会計処理については、自己負担額を収受した際の預り金の計上及び千葉市の口座へ収納した際の預り金の取崩しを行っている。

診療行為及び療育行為が行われた当日の自己負担額は、翌日に千葉市の銀行口座へ入金されるため、千葉市療育センターの貸借対照表には基本的に期末日における1日分の自己負担額に係る預り金が計上される。参考までに、平成27年度の決算においては、千葉市社会福祉事業団の貸借対照表には預り金が602万円計上されているが、その内訳として、千葉市療育センターにおいて平成28年3月31日に利用者から収受した自己負担額は3,900円だけ含まれていることを決算書及び総勘定元帳上で確認することができる。

## ② 手 続

療育相談所における自己負担額の徴収及び保険請求業務について、千葉市療育センター事務局にヒヤリングを実施するとともに、関連証憑の閲覧、証憑突合、決算書及び総勘定元帳の通査を実施し、当該業務の合理性、合規性等を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項等はなかった。なお、次のとおり意見を述べることとする。

## ア. 療育相談所の業績管理について（意見）【療育相談所】

### 【現状・問題点】

療育相談所は、「千葉市療育センターの管理に関する基本協定書」に基づき、相談、診療、療育事業を実施しているが、この中には、医療行為または療育行為によって発生した自己負担額の徴収業務及び保険請求業務も含まれる。ただし、上記概要で述べたとおり、千葉市療育センターの指定管理者制度では利用料金制を採用していないため、診療件数の増減は直接的には千葉市療育センターの収益に影響しないことにより、実施した医療行為に対する診療報酬点数や保険請求額等の記録はあるものの、業績管理の指標としての収益や原価及び管理経費の管理は実施していない。確かに、指定管理期間における収益が指定管理料によって担保されている。しかし、経営管理上、発生しているコストに見合う収益が確保されているかどうか、月次、年次等の期間における医業利益額や利益率等の目標を設定し、業績管理を実施することは、指定管理者として千葉市療育センターの効果的、効率的な経営を行ううえで前提条件であると考え、この視点が明確に認識されていない。つまり、業績管理を効果的、効率的に実施することが、指定管理者としての業務に対するインセンティブを高め、提供するサービスの質や原価管理等に対する意識の向上につながり、千葉市療育センターを設置した千葉市を含めて、当該療育事業の適正な評価につながるものと考えられる。

### 【結果】

療育相談所においては、経営の実態を表す収支の実績を作成して収益及び費用の対応関係や費用超過の状況を適切に把握して分析し、指定管理者としてコストに見合う療育相談サービスの業績評価を実施するよう要望する。

## イ. 査定減、返戻、保留に係る案件の管理について（意見）【療育相談所】

### 【現状・問題点】

療育相談所においては、利用者の自己負担額の徴収業務及び保険請求業務を実施しているため、査定減、返戻、保留といった案件が発生した場合には、療育相談所の業務の中で適切に対応する必要がある。

ここで、査定減、返戻、保留とは、以下のようなものをいう。

### 【査定減、返戻、保留】

区分	内容
査定減	査定減とは、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）又は社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）において診療報酬請求の内容が審査された結果、過誤、不適當及び不必要な請求と判断され、保険給付額が減額されるこ

	<p>とをいう。</p> <p>査定減については、減額された分を差し引いて保険給付額が入金されるが、査定減を不服とした場合に再審査請求を行い、当該再審査が認められることにより、当初の請求額が入金されることがある。</p>
返戻	<p>返戻とは、診療報酬請求書（レセプト）を作成、送信する際に、保険番号の誤りや送信後に判明した保険資格の喪失等の事務的な問題がある場合に、国保連または支払基金の審査において医療機関に差し戻されることをいう。</p> <p>返戻の場合は、医療機関において誤りの内容を精査し、国保連または支払基金に再請求を行う。</p>
保留	<p>保留とは、医療機関における診療行為自体は終了しているが、利用者の保険証の不携帯、申請中または書き換え中等の理由によって、国保連または支払基金に対する診療報酬の請求を保留しているものをいう。</p> <p>保留については、後日に保険証の確認ができた場合はその時点で国保連または支払基金へ請求を行うが、確認が月跨ぎとなる場合は、①概要の【助成方法】（償還払い）にあるとおり、利用者に診療報酬の10割を請求し、利用者は、診療報酬の領収書を添付して市に助成金の給付を申請する。</p>

上記のうち、査定減及び返戻については、自己負担額を子ども医療費助成制度に基づいて定額徴収しているため、療育相談所において新たな現金の收受及び返金業務は発生しない。

ただし、保留においては、医療者に対する10割請求が発生する可能性があるため、その場合は、收受した利用料全額を療育相談所において預り金計上し、翌日に千葉市の口座へ収納する。平成27年度において当該案件は3件あったが、窓口現金残高確認書、銀行口座の払込票及び総勘定元帳を通査したところ、10割の利用料收受、收受に伴う預り金の計上、銀行口座への収納、収納に伴う預り金の取崩しが適切に実施されていることを確認することができた。

しかし、療育相談所では、これらの案件を記録し対応を行っているが、実務上は、査定減、返戻、保留の事務処理について異なる帳票で管理しており、また、案件ごとの金額や点数の記載がないため、一元的な情報の管理がなされていない。療育相談所における現状の管理方法は、以下のとおりとなっている。

【査定減、返戻、保留案件の記録状況】

区 分	帳 票	媒 体	金 額	点 数
査定減	返戻レセプト等	表計算ソフト	記載なし	記載なし
返戻	処理状況			
保留	月遅れ請求処理	表計算ソフト	記載なし	記載なし
	月遅れ患者一覧表	レセプト		

これらの案件の発生、処理状況の進捗及び結果は、預り金の計上を除き、療育相談所における会計処理及び収益等の管理には直接的に影響はしないが、査定減及び返戻の事務処理における請求金額及び請求点数の適切な管理は、指定管理者として効果的、効率的に実施すべき項目の一つであると考えられる。また、保留案件の管理帳票の一つである月遅れ請求処理には、進捗、対応状況が記載されているが、利用料金が未収となった場合における再請求や催促を実施する時期及び方法といった、利用者の対応に関する実務上のマニュアルが存在しないため、記載されている対応が適切かどうかを判断することができない。

【結果①】

査定減、返戻、保留の取引については、患者ごとに発生及び解消の時期、対応状況、顛末、金額及び点数等の情報を記載した管理表を作成し、千葉県療育センター内で情報共有、管理及び承認行為がなされることを要望する。

【結果②】

保留の取引において未収の利用料が発生した場合の、保護者等に対する電話連絡、督促、催告等の実務的な取扱いを定めたマニュアルを作成し、当該マニュアルに従って請求業務の実施及び管理がされることを要望する。

(3) 施設定員の考え方について

① 概 要

千葉県療育センターにおける以下の施設において、定員に対する利用者数の減少が顕著であるとして、市所管課である障害福祉サービス課が平成 28 年度から定員の削減を決定し、千葉県社会福祉事業団において削減後の定員にて業務を実施している。

【定員の削減状況】 (単位:人)

区 分	～平成27年度	平成28年度～
すぎのこルーム	30	10
やまびこルーム	30	20
大宮学園たけのこルーム	30	10

また、定員の削減が実行された各施設における1日当たりの平均利用者数は、以下のとおり推移している。

【1日当たり平均利用者数の推移】 (単位:人)

区 分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
すぎのこルーム	10.7	8.3	6.8	7.6	6.8
やまびこルーム	10.4	11.2	12.4	13.6	12.9
大宮学園たけのこルーム	6.1	7.4	6.0	5.6	5.7

これらの施設の見直し後の定員に対しても、利用者数は少ない状況が続いている。これらの施設の利用者数が伸び悩む背景には、千葉市の子育てに対する取り組みが影響の一つとして考えられる。例えば、千葉市における近年の待機児童数は以下のとおりに推移している。

【千葉市内における保育所の待機児童推移】 (単位:人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
3歳以上	235	29	4	0	0	1
3歳未満	97	94	28	0	0	10
合計	350	123	32	0	0	11

注：各年4月1日時点での実績

千葉市では、平成22年に「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」を策定し、保育所利用者数の予測に基づいた計画的な保育所の設置や、市内全6区に相談者の希望に合った保育サービスを紹介する「子育て支援コンシェルジュ」を設置するなどの対策を講じ、平成26年に待機児童ゼロを達成した。ただし、平成28年4月1日までの1年間は、20箇所の認可保育所の増加及び737人の定員増加を実施したものの、申込みが定員の増加を上回る840人となったため、新たに11人の待機児童が発生している（出典：「平成26年4月13日 日本経済新聞」）。

また、千葉市では、保育所の実施事業の一環として障害児保育にも注力しており、集団保育が可能で日々の通所ができる心身に障害のある児童が、保護者の就労等により保育を必要とする場合に、原則としてすべての保育所において受入が可能である体制を整えている。

このように、千葉市における待機児童解消の対策によって、需要が市内の保育所に流れていると推測することができ、千葉市及び千葉市療育センターにおいても同様の分析を行っている。次に引用し掲載する議事録でも、保育所の実施事業の一環として障害児保育にも注力している千葉市の状況を把握することができる。

#### 【千葉市保健福祉局指定管理者選定委員会】

障害企画課長	仮にすぎのこルームを使ったとしても、週に 1 回来られて、あとは最寄りの保育所に通うという利用の方法を、数多くの方が実施している状況でございます。 (中略)
選定委員	これはやはり社会全体の状況の変化によって、こういうことが起こっているということですか。
障害企画課長	そうですね。千葉市では保育所の入所率は 100%ということで、そういったこともあって、どんどんそちらの方に流れていったのかと考えております。

出典：「平成 26 年度 第 1 回障害者施設等部会議事録」

#### 【千葉市障害者施策推進協議会】

障害者自立支援課長	次に、(中略)「大宮学園運営事業」でございます。平成 22 年度から平成 24 年度までは平成 26 年度目標を上回っておりましたが、平成 25 年度からは実績が大きく減少しております。これは、障害児保育の充実により、一般保育所を利用する障害児が増加したことが原因と考えております。
-----------	---

出典：「平成 27 年度 第 1 回千葉市障害者施策推進協議会議事録」

## ② 手 続

各施設の利用者の定員削減に係る経緯を検証するため、各施設の視察及び施設長に対する質問、事業概要及び千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会の議事録の閲覧を実施した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり意見を述べることとする。

### ア. 施設定員に関する決定方針について（意 見）【千葉市療育センター】

#### 【現状・問題点】

概要で述べたとおり、千葉市療育センターにおける 3 箇所の施設において、市所管課である障害福祉サービス課が平成 28 年度から定員の削減を決定している。これは、指定管

理者選定委員会において、施設の利用者数の減少が問題視されることが多く、所管課としても同様の問題意識があり、インクルーシブ教育の充実など利用者ニーズの変化や現状の定員設定などを勘案して、定員の削減を行ったとしている。このことについては次の資料だけでは十分には確認することはできないものとする。

【千葉市保健福祉局指定管理者選定委員会議事録】

選定委員	ちょっといいでしょうか。昨年も今年もですが、やはり「すぎのこルーム」も「やまびこルーム」も、そもそもの定員が課題なのかという印象を持ちます。(中略)「すぎのこルーム」の医療型児童発達支援センターで言うと、アベレージがだいたい7人くらいという数値は、市民的立場としてはやはり素直に「うん」とは言えません。(中略)
高齢障害部長	指定管理者の施設要件としては30人ということでは、いわゆる定員数があって、現在7人くらいしか入っていないところの努力はしっかりしろというのは、もう十分肝に銘じていくつもりでございます。

出典：「平成26年度 第1回障害者施設等部会」

選定委員	いくつかの事業で定員充足率のかなり低い事業があったかと思えます。その割には、提案書の方向のところは、割とさっぱりとしているのですが、ここに書かれているほかに、何か広報とか利用拡大に向けた方策をお持ちでしょうか。(中略)
社会福祉事業団	「すぎのこルーム」、大宮学園で言うと「たけのこルーム」が日々の利用定員に対しての充足率が非常に低く、27%~28%ということで3割弱でした。こちらについては、利用者の自由度を少し持たせようということで、具体的に「午前の部」「午後の部」というように二部制にして、事業を実施してみようということで、具体的な方法で提案させて頂きました。

出典：「平成27年度 第2回障害者施設等部会」

確かに、平成28年度より定員の削減が実施された施設については、定員と利用者数との乖離・減少が顕著ではあるが、千葉市及び千葉市療育センターにおいて、施設の定員に関する決定方針自体が存在していない。このような状況において、過去の利用者数実績を重視した定員管理を行うのは施設の設置趣旨から合理的な目標管理を行うことが難しくなるものとする。

【結果①】

施設における定員の決定に関しては、過去の利用者実績のみならず、潜在需要の分析、今後の千葉市における保育事業の取り組みと展望、施設における今後の利用者数確保の方

策及び実現可能性等を考慮した決定方針を明確にし、当該方針に基づいて検討がなされるよう要望する。

【結果②】

また、定員は施設の設置趣旨や規模・面積との関係で設置当時から決められているものと考えられるため、現状では利用者実績が当初設定された定員との乖離を明確に認識するとともに、業績評価においては、施設規模のあり方の見直しや空きスペースの有効利用等について分析・評価するよう要望する。

イ. 施設の定員及び利用者数に対する評価手法について（意見）【千葉市療育センター】

【現状・問題点】

上記で述べたとおり、千葉市療育センターの各施設は、指定管理者選定評価委員会の意見も踏まえて、市所管課である障害福祉サービス課が平成 28 年度からの定員の削減を決定している。一方で、以下の表で示すとおり契約者数自体は増加している施設も存在する。

【年度末契約者数推移】

(単位:人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
すぎのこルーム	32	26	22	19	20
やまびこルーム	50	57	66	66	69
大宮学園たけのこルーム	25	20	25	25	22

また、施設への入所に際しては療育相談所を経由するケースが相当数であり、療育相談所における新規相談件数も、療育方針決定までの待機期間という課題はあるものの増加傾向にある。参考データとして示すと、平成 27 年度におけるすぎのこルーム及び大宮学園たけのこルームへの新規紹介者数及び療育相談所における新規相談件数の推移は以下の表のとおりである。

【平成 27 年度 各施設における児童の来所経路】

(単位:人)

やまびこルーム	千葉県こども病院	43
	その他医療機関	16
	療育相談所	6
	その他	8
すぎのこルーム	療育相談所	171
	その他	22
大宮学園たけのこルーム	療育相談所	131
	リハビリテーションセンター	21
	その他	15

注：やまびこルームは聴覚障害児が対象であり療育相談所における診断件数が少数である。

【療育相談所 新規相談件数推移】

(単位:人)

施設	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
療育相談所	472	568	492	619	597

出典：「療育相談所統計」

療育相談所においては、児童相談所、養護教育センター及び各区保健福祉センターとのネットワークの構築、医師会及び幼稚園協会との連携強化等を実施する等の施策により、新規相談件数が増加したと分析している。このように、各施設における契約者数及び療育相談所における新規相談件数の増加という現状に鑑みると、潜在的な施設の利用者数（利用者数に誘導可能なる母集団）はむしろ増加傾向にあると考えられる。また、施設の利用者数が伸び悩む要因として、障害児保育も含めた千葉市の保育事業の充実があげられるが、これは、文部科学省が提唱するインクルーシブ教育システムの枠組みの中では、むしろ望ましい状況であると考えられる。ここで、文部科学省が提唱するインクルーシブ教育システムとは、以下のようなものをいう。

インクルーシブ教育システムについて

<現在の重要課題～共生社会の実現との関係>

- 障害者が積極的に参加・貢献できる社会＝共生社会の実現は、様々な人が生き生きと活躍できる社会の実現であり、国民全体にとって有益。
- 各分野において、共生社会実現のための取組が進められている。
- 教育分野の重要課題は、一人一人に応じた指導や支援（特別支援教育）に加え、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を構築すること。

<インクルーシブ教育システムの構築に必要な要件>

- ①障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと
  - ②障害のある者に対する支援のために必要な教育環境が整備されること（基礎的環境設備）
  - ③障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を行使するため、個々に必要となる適当な変更・調整（合理的配慮）が提供されること等
- ※「インクルーシブ教育システム」と必要な要件は、平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された、新しい概念である。

出典：「文部科学省ホームページ インクルーシブ教育システム構築事業」

【結果①】

各施設の定員及び利用者数に関しては、単に定員に対する利用者数の過去実績だけで評価することをせず、現場での施設サービス実施状況等をつぶさに視察し、施設設置当初の

定員に対して、指定管理者がどのように工夫をして管理運営を行っているのかについて、総合的に評価する仕組みを提案するよう要望する。

【結果②】

また、千葉市療育センターにおいても、契約者数の推移や利用者数増加の施策、潜在需要の分析等を実施した上で、千葉市全体での取り組みも含め、指定管理者として取り組んでいる利用者の利用促進策等を評価する手法等、多角的な検討に基づいた効果的で、代替的な評価手法を提案するよう要望する。

(4) 業務の外部委託について

① 概要

業務の外部委託については経理規程「第 12 章 契約」により競争入札を実施しているが、平成 23 年 11 月 1 日付「入札・契約の執行について（通知）」事業団事務局長）に基づき、競争入札による契約を締結した年度以降最長 4 年間については随意契約が可能としている。

千葉市療育センターにおいては、指定管理者としての中核業務ではなく、センター内における管理業務を再委託することにより効率化を図っている。平成 27 年度における主要な委託業務の概要は以下のとおりである。

【清掃・設備管理業務】

契約件人	平成 27 年度 清掃衛生・設備管理業務委託
契約金額	24,120 千円
契約業者人	協和ビル管理株式会社
見積徴収日	平成 27 年 3 月 25 日
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
契約目的	施設建物の良好かつ衛生的な環境を保持し、美観を永年にわたり維持すること及び設備等の機能を合理的かつ最高度に発揮させ、施設全体を良好な環境に維持することを目的とする。
契約方法	随意契約
業者選定理由	千葉市入札参加資格者人簿登録業者であり、平成 26 年度における業務履行上、特に問題がなかったため平成 27 年度については随意契約としたい。
支払方法	年 12 回払い（月締め請求後 30 日以内の支払い）

【給食業務】

契約件人	平成 27 年度 給食業務委託
契約金額	15,070 千円
契約業者人	株式会社メフォス
見積徴収日	平成 27 年 3 月 25 日
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
契約目的	給食業務を委託することにより、園児等に安全で適正な給食を供することができるため。
契約方法	随意契約
業者選定理由	千葉県入札参加資格者人簿登録業者であり、平成 26 年度における業務履行上、特に問題がなかったため平成 27 年度については随意契約としたい。
支払方法	年 12 回払い（月締め請求後 30 日以内の支払い）

【自動車運行管理業務】

契約件人	平成 27 年度 自動車運行管理業務委託
契約金額	27,754 千円
契約業者人	株式会社宮園福祉
見積徴収日	平成 27 年 3 月 25 日
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
契約目的	自動車運行管理業務を委託することにより、車両の安全管理並びに効率的な車両管理を図ることができるため。
契約方法	随意契約
業者選定理由	千葉県入札参加資格者人簿登録業者であり、平成 26 年度における業務履行上、特に問題がなかったため平成 27 年度については随意契約としたい。
支払方法	年 12 回払い（月締め請求後 30 日以内の支払い）

上記の委託業務は、いずれも平成 25 年度に競争入札を実施し、平成 27 年度は随意契約としては 2 年目である。平成 25 年度以降の契約金額の推移は以下のとおりである。

【委託業務の契約金額推移】

区 分	清掃・設備管理	給 食	自動車運行管理
平成 25 年度	24,120 千円	15,070 千円	27,684 千円
平成 26 年度	24,120 千円	15,070 千円	27,684 千円
平成 27 年度	24,120 千円	15,070 千円	27,754 千円

注：平成 27 年度の自動車運行業務は、福祉バスのリフト点検業務の追加により、契約金額が 70 千円増額されている

## ② 手 続

委託費に関する支出負担行為伺書、予定価格書、業務委託契約書、見積書、業務仕様書等の関連資料を閲覧するとともに、事務局に対する質問等を実施し、事務手続の適切性を検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることとする。

### ア. 予定価格の設定について（指 摘）【千葉市療育センター】

#### 【現状・問題点】

経理規程第 70 条 4 項は、随意契約によろうとするときは、事前に予定価格を定めることを求めている。しかし、平成 27 年度の千葉市療育センターにおける随意契約については、前事業年度の契約額を基礎とした見積書を、随意契約の決裁伺書の作成時点で入手し、当該金額をそのまま予定価格としている。

また、給食業務については、見積書の内訳として時間単価、工数の積算表を随意契約予定事業者から入手しているが、清掃・設備管理業務及び自動車運行業務については詳細な積算表を入手していない。ただし、自動車運行管理業務については、見積書上「月単価×12 か月」という概算での積算表は入手している。そのため、予算策定時及び契約時において、契約金額についての経済性の検証や価格交渉を実施することができない状況である。

#### 【結果①】

外部委託を実施する際には、機械的に前年度の契約額を予定価格とするのではなく、他社見積り、他の千葉市社会福祉事業団における契約の価格水準、人件費の単価の変動、履行の難易度の変化、業務経験による効率性の向上等を考慮し、独自に実施した積算書に基づいて予定価格を設定されたい。

#### 【結果②】

また、随意契約を締結する際には、独自に決定した予定価格及び積算書と契約業者から入手した見積書及び積算書を比較し、経済性の検証や価格交渉を実施されたい。

## イ. 委託業務の履行状況の評価について（意見）【千葉市療育センター】

### 【現状・問題点】

千葉市療育センターにおける平成 27 年度の随意契約については、決裁伺書中の業者選定理由として「千葉市入札参加資格者人簿登録業者であり、平成 26 年度における業務履行上、特に問題がなかったため」との記載がなされている。

また、いずれの業務委託契約書においても、委託業務の実施計画及び委託業者から千葉市療育センターへの報告について以下の条項を定めている。

#### （計画・報告）

第〇条 乙は、仕様書に基づき契約業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を履行するものとする。ただし、甲において実施計画に異議があるときは、甲乙協議する。

2 乙は、日誌、報告書等の書面をもって、業務の履行状況を速やかに甲に報告するものとする。

注：業務委託契約書において、甲は千葉市社会福祉事業団であり、乙は委託契約業者である。

千葉市療育センターにおいては、各委託業務の作業日報及び業務日誌の提出を受けて業務の履行状況を確認している。ただし、作業日報及び業務日誌は、実施日、実施者、業務の頻度等の日々の業務履行状況に関する情報であり、決裁伺書において随意契約締結の根拠としている業務の安定的な遂行を評価する資料としては不十分である。そのため、翌事業年度における随意契約締結の根拠となるべき業務の定量的な履行状況の評価は実施されていない状況である。これは、予定価格を機械的に前年度の契約額とする事実上の事務処理において、千葉市療育センターの考える業務水準と実施された履行業務との比較、検証が実施されていないことに起因していると考えられる。

### 【結果】

委託業務については、作業日報や業務日誌の閲覧のみで評価をするのではなく、千葉市療育センターの考える適切な業務水準に照らして、委託業者の業務の履行状況が定量的にも評価することができるような仕組みを構築することを要望する。

## ウ. 随意契約に係る合理的理由について（指摘）【千葉市療育センター】

### 【現状・問題点】

委託費の入札・契約については、平成 24 年度以降（平成 23 年度中に準備行為として入札を行うものを含む）に執行されるものに関して、「入札及び契約の執行について（通知）」（平成 23 年 11 月 1 日 事業団事務局長）（93～94 頁を参照）に基づき、入札による契約締

結した年度以降最長4年間については随意契約が可能としている。

千葉市療育センターにおける清掃・設備管理業務、給食業務及び自動車運行管理業務においては、いずれも平成25年度の競争入札により業務委託契約を締結している。その後の事業年度については、業務の履行状況も良好であり、事業の安定性、継続性等の合理的な理由が成り立つ契約であるとして、予算措置額を超えない範囲での随意契約を締結している。なお、随意契約となる平成26年度及び平成27年度については、清掃・設備管理業務及び給食業務については、仕様の大幅な変更がなかったことから、平成25年度に締結した競争入札による契約額と同額であり、自動車運行管理業務については、平成27年度に福祉バスのリフト点検業務が追加された分のみ契約額が増額されている。

「入札・契約について（通知）」によれば、随意契約を締結するにあたって充足すべき①から⑤の要件のうち、②及び③については書類記載上の要件、④については③の記載事項を競争入札説明会において説明していることが要件である。また、⑤については一般競争入札または希望型指名競争入札を採用していることが要件であるため、千葉市療育センターにおける委託業務契約において問題となることはない。つまり、これら5つの要件のうち、②から⑤までの要件は形式的な要件であり、①の「事業の安定性、継続性等の合理的理由が成り立つこと」との記載が、随意契約の締結時に唯一考慮すべき実質的な要件となっている。

ここで、千葉市療育センターの平成27年度における随意契約の締結に関する決裁伺書には、清掃・設備管理業務、給食業務、自動車運行管理業務いずれの事業についても「平成26年度における業務委託契約履行上も特に問題は見あたらなかったため」との記載があるが、「入札・契約について（通知）」で定められた「事業の安定性、継続性等の合理的理由」を客観的、具体的かつ詳細に記載しておらず、引き続き前事業年度と同一の委託業者と随意契約を締結することの合理的な理由が示されていない。

#### 【結果】

「入札・契約について（通知）」に基づく随意契約を締結する際には、清掃・設備管理業務、給食業務及び自動車運行管理業務について、業務実施者の熟練度の向上や業務の効率化等の視点に基づき、前事業年度と同一の委託業者と契約を締結することの合理性を、それぞれの業務の特性を考慮した上で具体的かつ詳細に記載することを検討されたい。

### エ. 業務委託の複数年契約について（指 摘）【千葉市療育センター】

#### 【現状・問題点】

「入札・契約の執行について（通知）」においては、競争入札後の最大4年間にわたって随意契約とするには、通知に記載されている①～⑤の要件を満たすことを求めているが、「予算不担保の為、複数年契約を確約するものではないことに注意」との注釈が付されている。この点、千葉市療育センターに適用がなされるか否かを考慮した場合、千葉市療育

センターについては指定管理者制度の導入がなされており、千葉市の予算形式上、複数年にわたる契約が可能となる債務負担行為が設定されているため、指定期間内の予算の上限が確定し、指定期間においては予算制約による合理的な調整はあるものの、収益が担保されていると考えることができる。したがって、通知に記載されているような、複数年契約を確約するものではないという根拠は合理性がないと考えられる。

**【結果】**

千葉市療育センターに関しては、指定期間である5年間にわたる経営計画を安定的に策定することが可能であり、受託事業の業務効率や品質をより向上させることができる環境にある。そのため、業務委託契約についても、委託業者からの提案を長期的な視点において検討することが、事業の業務効率や品質の向上に資するものと考えられる。したがって、現行の単年度契約方式を見直し、経済合理性を追求することが可能となる複数年契約を導入することを検討されたい。

## Ⅱ 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の外部監査の結果

### 1. 社会福祉協議会収入管理について

#### (1) 各区事務所および本部における会費収入管理について

##### ① 概要

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下、「千葉市社会福祉協議会」という。）の収入のうち、会費収入については、住民会員からの会費（以下、「住民会費」という。1口200円）、施設・団体等からの会費（以下、「特別会費」という。1口3,000円）、企業等からの会費（以下、「賛助会費」という。1口10,000円）の3つに区分され収納されている。過去5年間の会費収入の年度推移は、次の表のとおりである。この表は、事業報告書に記載の「会員の状況」の表にまとめられている会員口数に単価をかけて算出した（「会員の状況」には住民会費、特別会費、賛助会費の別では口数のみの記載であり、収入金額が集計されていないため。）。

【会費収入の年度推移】

(単位：口、円)

地区	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	口数	会費収納額	口数	会費収納額	口数	会費収納額	口数	会費収納額	口数	会費収納額
住民会員 (1口200円)										
中央区	44,307	8,861,400	44,168	8,833,600	44,454	8,890,800	44,072	8,814,400	44,690	8,938,000
花見川区	35,381	7,076,200	35,754	7,150,800	36,755	7,351,000	36,163	7,232,600	35,062	7,012,400
稲毛区	32,068	6,413,600	32,543	6,508,600	32,281	6,456,200	32,798	6,559,600	32,166	6,433,200
若葉区	24,278	4,855,600	24,723	4,944,600	24,601	4,920,200	26,104	5,220,800	24,096	4,819,200
緑区	22,589	4,517,800	22,979	4,595,800	22,929	4,585,800	23,263	4,652,600	23,037	4,607,400
美浜区	29,271	5,854,200	27,966	5,593,200	27,926	5,585,200	27,161	5,432,200	28,239	5,647,800
本会分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民会費合計	187,894	37,578,800	188,133	37,626,600	188,946	37,789,200	189,561	37,912,200	187,290	37,458,000
特別会員 (1口3,000円)										
中央区	413	1,239,000	406	1,218,000	398	1,194,000	412	1,236,000	382	1,146,000
花見川区	120	360,000	142	426,000	66	198,000	79	237,000	97	291,000
稲毛区	146	438,000	135	405,000	126	378,000	123	369,000	123	369,000
若葉区	26	78,000	20	60,000	20	60,000	28	84,000	39	117,000
緑区	13	39,000	7	21,000	14	42,000	10	30,000	13	39,000
美浜区	41	123,000	51	153,000	52	156,000	82	246,000	48	144,000
本会分	37	111,000	55	165,000	48	144,000	46	138,000	41	123,000
特別会費合計	796	2,388,000	816	2,448,000	724	2,172,000	780	2,340,000	743	2,229,000
賛助会員 (1口10,000円)										
中央区	67	670,000	72	720,000	95	950,000	82	820,000	72	720,000
花見川区	64	640,000	65	650,000	71	710,000	67	670,000	75	750,000
稲毛区	33	330,000	32	320,000	35	350,000	31	310,000	34	340,000
若葉区	14	140,000	13	130,000	12	120,000	12	120,000	25	250,000
緑区	1	10,000	2	20,000	2	20,000	4	40,000	3	30,000
美浜区	17	170,000	25	250,000	29	290,000	26	260,000	20	200,000
本会分	30	300,000	19	190,000	17	170,000	25	250,000	29	290,000
賛助会費合計	226	2,260,000	228	2,280,000	261	2,610,000	247	2,470,000	258	2,580,000
合計	188,916	42,226,800	189,177	42,354,600	189,931	42,571,200	190,588	42,722,200	188,291	42,271,649
端数分	-	▲5	-	+176	-	▲606	-	▲226,991注1	-	+4,649
事業報告書記載額	188,916	42,226,795	189,177	42,354,776	189,931	42,570,594	190,588	42,495,209注2	188,291	42,271,649
決算額	188,916	42,226,795	189,177	42,354,776	189,931	42,570,594	190,588	42,505,209	188,291	42,271,649

注1：事業報告書記載の会員口数は会費合計を単価で割り返しているだけなので端数が生じる。

H26年度事業報告書の会員口数について以下の誤りがあった。

i 若葉区+214,015円 住民会費：(誤) 26,054口→(正) 24,984口

ii 中央区+13,000円他 口数の記載誤り

注2：決算数字との差異10,000円は、H26年度の事業報告書の記載の本会取扱いの会費収納額について以下の誤りがあった。

本会▲10,000円 (誤) 388,000円→(正) 398,000円

これらの会費の納付の時期については、特に納入期限を定めておらず、基本的に 67 地区部会における総会等で、主に地区部会の構成団体である自治会に対して会員募集を周知（日時及び場所等）して収納窓口を設置し、その期間に指定の場所で納められた会費を随時各区の事務所へ納付・収納している。このような納付方法であるため、基本的には自治会ごとに会費を取りまとめ、随時収められることとなる。

なお、千葉市社会福祉協議会会員・会費の会計上の性格については、任意であり対価性がない、いわゆる賛助会費としていることから、寄付金収入と近似的な性格を有するものとして扱われている。したがって納付がない場合でも、これまで未収金という債権として会計的に認識はしていない。

## ② 手 続

会費の収納手続を本部において確認し、平成 27 年度における区事務所における預金通帳への入金状況と会計処理のタイミングを検証した。また、区事務所の通帳から本部の通帳への振替のタイミングとその金額の網羅性について検証した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ア. 各自治会収納の住民会費の網羅性に対する牽制について（指摘・意見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

住民会費の納付の単位は基本的に自治会単位である。自治会における会計担当者が住民会費の収納・とりまとめ・区事務所への納付等の事務を行っている。各自治会の会計担当の就任期間は決して短くないのが通常であるということであった。誠実に会費の会計処理を行っていることを前提として、区事務所や本部での牽制は特に仕組みとしても運用としても実施されていないことが分かった。

会費の収納が現在では強制ではないことが前提であるため、会費の未収金管理が徹底されていないものと考えられる。

また、自治会における会費の収納事務について、自治会の監事による監査の対象には一部の自治会を除き含まれていないため、自治会レベルの会費の収納事務に対する牽制機能はもともと働いていないことも分かった。

#### 【結果①：指摘】

自治会における会費の収納事務については、自治会としての収入ではないため預り金としての性格であり、最終的に収入処理を行う区事務所又は本部において、自治会レベルで

の会費の収納に対する牽制の仕組みを整備されたい。

具体的には、会費の収納に携わる自治会会計担当者への会計処理の透明性の要請等を行うことなど、自治会役員への啓発等を定期的実施することを検討されたい。

**【結果②：意見】**

また、自治会にとって収納された会費は、いずれ区事務所へ納付されるまでの一時的な預り金という負債であるため、自治会の監事等による監査を行うよう要請することも検討するよう要望する。

**イ. 各区事務所での収納の網羅性について（指 摘）【事務局】**

**【現状・問題点】**

各区事務所における平成 27 年度までの会費の収納事務は、窓口での随時の納付の際に、各自治会の名称を手書きにより通帳の各行に記載する慣行で入金元を特定することができるようにしている。しかし、窓口での納付に対する預金への入金の網羅性について、牽制を効果的に実施する仕組みが整備・運用されていることを確認することができなかった。窓口で受け付けた現金については金庫で保管し、7 日以内に入金するルールとされているが、現金出納帳等による管理はされていない。

A D（現金自動預金機）入金日は、窓口での納付の際に発行した領収書の日付より 7 日以上、数日～20 日程度遅れているケースもあり、適時の納付処理がなされていない。

**【結果】**

窓口で会費を受付けた場合、受け付けの都度、管理簿に記載し、承認を受け、受け付けた現金が網羅的に預金口座へ入金されていることを確認する仕組みづくりを整備されたい。なお、平成 28 年 10 月より現金出納帳への記帳については実施しているということである。

**ウ. 各区事務所での会計処理のタイミングについて（意 見）【事務局】**

**【現状・問題点】**

平成 27 年度までは各自治会からの会費の随時納付に対して、区事務所は、自らの通帳に入金するものの、その都度会計処理を行っておらず、四半期ごとに本部の通帳へ振替える際に初めて会計処理を行っていた。平成 28 年度からは、区事務所各自治会が会費を納付する際に、会計上、入金処理を行う方法に改められている。

平成 27 年度までは、区事務所に会費が納付されても会計処理が行われなかったことは、会費の納付という会計取引に対して、現金主義であればその時点で入金処理を会計上行うが、各四半期の間は現金主義でも会計処理がなされない、簿外預金を保有していたこととなる。これは、内部統制上、預金という資産の盗用につながるリスクが常に発生していたことを意味し、不適切であったと言える。

また、本部においては、区事務所における会費の入金処理が年間4回であったことから、資金計画上、合理的で、適時適切な資金管理を遂行することについて支障をきたしていたものと推察される。

更に、花見川区の区事務所で管理している会費用通帳によると、平成27年度第4四半期の会費の入金が約5百万円あり、平成27年度会費全体の約60%を占めていた。同様に、美浜区においても、第4四半期での会費の入金が約4百万円あり、平成27年度会費全体の70%を超える。各自治会における会費の収納のタイミングと会費の預りの期間が適切であったかどうか、懸念される。

各自治会から入金された会費を一旦プールしておき、全て集まってから区事務所に振込あるいは持参する地区部会の多い区事務所では、年度の終わりに入金が集中するということがあった。一方、各自治会から区事務所の窓口へ直接持って行ってもらうことにしている地区部会では適時に入金されている（その場合も、上記ア（住民会費の収納の網羅性）の問題は残る。）。

#### 【結果】

会費収入の適時な収納処理について、地区部会⇒区事務所⇒正式な預金口座への入金⇒会計処理⇒本部認識という流れの中で、内部統制上の予防的・発見的な牽制組織の仕組みを構築されるよう要望する。

## エ. 会費の会計的性格について（意見）【事務局】

### 【現状・問題点】

一般的に、会費は会員に対して毎年度、賦課・収納することが行われ、会費を支払わない会員に対しては、督促等の行為を行い会費の納付を促し、未納の会費がある場合は未収金の管理を行うのが通常である。

千葉市社会福祉協議会における会費収入は、概要でも述べたとおり、住民会費、特別会費及び賛助会費の3つに区分されて収納されている。しかし、それら会費の会計処理は基本的に現金主義であり、会費の債権管理については会計的に実施していない。このような会計上の取扱いは、寄附金収入の会計処理に類似している。

確かに、住民会員の会費については、各自治会会計担当役員が各住民に周知し、会費をお願いして収納したとしても、会費を支払わない住民に対して、債務を認識させ、督促等を行うことは現実的ではないものと考えられる。

しかし、施設法人を会員とする特別会費や企業を対象とする賛助会費については、住民会員の場合と異なり、千葉市社会福祉協議会からのサービスの提供の受益者であったり、当該サービスの提供に協賛したりするものとも考えられるため、特別会費及び賛助会費に対する現在の取り扱いについては、見直しを行う余地が残されているものと考えられる。

他の政令市等の自治体の社会福祉協議会では、社会福祉協議会の目的に賛同するとともに協働している法人や団体を正会員として位置づけ、広報誌の送付や研修の実施を行っているところも多い。未収管理を行っているところもあるということである。

社会福祉活動を行う法人や団体を正会員として位置づけ、情報の提供や研修等の機会を提供し、入退会の定めを明確にし、会費収入の債権管理を行っていくことは、千葉市社会福祉協議会の経理的基盤の強化のためにも検討を要する課題であると考えられる。

#### 【結果】

現在、特別会員及び賛助会員として取り扱っている会員について、地域福祉を推進する各種関係機関等との連携、協働、サービス提供の強化等の経営努力により、会費の納付義務を確立できる、会員制度への見直しを要望する。

### オ. 事業報告書における会員の状況に関する集計ミスについて（指 摘）【事務局】

#### 【現状・問題点】

概要に記載のとおり、平成 26 年度の事業報告書の〈会員の状況〉の会員口数について誤りがあった。特に若葉区での誤りが顕著である。

若葉区住民会員：（誤）26,054 口→（正）24,983 口： 1,071 口の差異

また、平成26年度の事業報告書の〈会員の状況〉の会費収納額合計が決算額より10,000円少なくなっていた。

これらの誤りに関しては、以下の原因が考えられる。

- i 集計表を利用するごとに一度作成した表をコピーするのではなく、入力し直していた。
- ii 会員口数については、入金合計を割り返して記載しており、積み上げていった数字ではない。
- iii 1口の単価より大きい金額で、かつ1口の単価で割り切れない金額で入金してきた場合、その取扱いのルールが明確となっていない。

#### 【結果】

「会員の状況」の会員口数を集計する際には、口数の取扱いのルールを明確にするとともに、開示するデータの作成については、根拠資料の精査を複数の職員が実施し、牽制し合う組織の仕組みを構築されたい。

## （2）共同募金について

### ① 概 要

共同募金は地域ごとにその用途や集める目標額を事前に定めて、募金を実施する仕組み

である。千葉県共同募金会の配分委員会において、当年度の募金の地域目標額を設定し、社会福祉協議会への助成割合を決定している。平成 27 年度は 40%を広域目標額（本部配分）とし、60%を地域目標額（市町村配分）としている。

共同募金の資金によって行われる民間社会福祉活動については、広域助成と地域助成に分けて助成計画が作成されるが、このうち、地域助成については、各市町村社会福祉協議会を通じて行うこととされている。

この地域助成は以下の2つに分けられる。

- i 一般募金・地域助成：  
地域福祉の発展・充実に係る翌年度事業への助成
- ii 市町村歳末たすけあい助成：  
年末年始の時期を主とした地域福祉の発展・充実に係る当年度事業への助成

直近3年間の千葉市社会福祉協議会での共同募金配分金の額は以下のとおりである。

【共同募金配分金の年度推移】

(単位：円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
一般募金配分金	25,175,000	26,854,000	27,158,000
歳末たすけあい募金配分金	2,556,822	2,491,706	2,751,491
合 計	27,731,822	29,345,706	29,909,491

共同募金の事務処理については、千葉市社会福祉協議会の中にある千葉県共同募金会の千葉市支会の事務局において行っている。募金の方法としては現金によるものと振込によるものがある。そのうち、現金による募金については、区事務所あるいは本会で受付後、原則として当日のうちに千葉県共同募金会千葉市支会の口座に振り込む。現金の管理については会費や寄附金の現金持込の場合と同じルールで（金庫で保管の場合は7日以内に振込）あるということである。領収書は発行しているが、特に現金受払簿等は作成していない。入金実績表を年4回提出することになっており、入金年月日、相手先、金額が記載される。

振込によるものについては、千葉県共同募金会千葉市支会の口座へ直接振り込んでもらい、千葉市社会福祉協議会の口座は通さない。

また、現金による共同募金のうち、募金箱の現金回収の事務処理は以下のとおりである。

- i 募金箱設置場所からの回収依頼  
↓
- ii 区事務所あるいは本会担当者が募金箱の現金回収  
↓
- iii 回収した現金の振込（千葉県共同募金会千葉市支会の口座）  
↓
- iv 領収書の発行

↓

v 入金実績表の作成

募金箱の現金回収のタイミングや回収方法についてのルールは定められていないが、回収のタイミングは募金運動期間終了後（1月上旬）もしくは設置先の意向により行っているということである。

② 手 続

共同募金の事務処理について担当課に質問し、外部監査の実施に必要な資料の閲覧、分析等を実施した。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

ア. 現金での受付の管理について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

共同募金の受付、振込等の処理については、千葉県共同募金会の千葉市支会の立場で行っており、千葉市社会福祉協議会として処理しているものではない。しかし、共同募金の現金受付分は、会費や寄附金の現金受付同様、現金出納帳に記帳されることがないまま、金庫で保管される場合もあるため、受領から振込までの期間、千葉市社会福祉協議会の現金と会計上は区分されず、事実上金庫で保管されていることが懸念される。

【結果】

千葉市社会福祉協議会とは別に、千葉県共同募金会千葉市支会としての立場で、共同募金会の募金に係る現金の管理状況を会計上、把握するためにも、現金出納帳を作成し、現金の現物管理においても、金庫での現金残高を管理していくよう要望する。

イ. 募金箱の現金回収について（意 見）【事務局】

【現状・問題点】

募金箱の現金回収については、募金運動期間終了後（1月上旬）もしくは設置先の意向により、その回収のタイミングを設定して回収しているということである。しかし、募金箱の現金回収のタイミングや回収方法に関する一定のルールが定められていない。そのた

め、全ての募金箱について、その募金箱の回収が一定のルールに基づき適時適切に実施されておらず、募金箱の回収の網羅性の確認もできない状況である。

【結果】

募金箱の現金回収に係る一定のルールを策定し、募金箱回収の網羅性を確保して、募金の回収の正確性や網羅性に留意するよう要望する。

## 2. 共同募金配分金事業サービス区分について

### (1) 概 要

共同募金配分金事業については、以下の区分で経理処理されている。

- i 事業区分：社会福祉事業
- ii 拠点区分：連絡・助成事業
- iii サービス区分：共同募金配分金事業

これらのうち、「共同募金配分金事業」サービス区分について、拠点区分別資金収支明細書上の収入と支出の各計上科目は以下のとおりである。なお、数字は平成 27 年度の金額である。

- i 収入：  
事業活動収入／経常経費補助金収入（大科目）／共同募金配分金収入（中科目）  
29,909,491 円
- ii 支出：  
その他の活動支出／サービス区分間繰入金支出（大科目）29,909,491 円

この繰入金支出先として、「調査・企画・広報等事業」、「地域ぐるみネットワーク事業」、「ボランティア活動事業」及び「在宅福祉・助成援護等事業」の各サービス区分でサービス区分間繰入金収入に計上し使用されている。

平成 27 年度に各サービス区分で共同募金配分金についてサービス区分間繰入金収入に計上された金額は以下のとおりである。

- i 「調査・企画・広報等事業」： 4,500,906 円
- ii 「地域ぐるみネットワーク事業」： 11,614,614 円
- iii 「ボランティア活動事業」： 7,049,618 円
- iv 「在宅福祉・助成援護等事業」： 6,744,353 円
- 合 計 29,909,491 円

千葉市社会福祉協議会の経理規程第 11 条によれば、「勘定科目は、会長が別に定める。」と規定されており、「社会福祉協議会モデル経理規程」の勘定科目説明によっているということである。

「社会福祉協議会モデル経理規程」の勘定科目説明（資金収支計算書）では、共同募金配分金事業に係わる独立した拠点区分、サービス区分が設定されていない場合のみ、共同募金配分金を原資にして行った事業に要する支出として、以下の小区分毎に記載している。

大区分：共同募金配分金事業費

中区分：一般募金配分金事業費

小区分：老人福祉活動費

障害児・者福祉活動費

児童・青少年福祉活動費

母子・父子福祉活動費

福祉育成・援助活動費

ボランティア活動育成事業費

災害ボランティア支援事業費

中区分：歳末たすけあい配分金事業費

## （２）手 続

社会福祉法人の事業区分、拠点区分、サービス区分について質問した上で、外部監査の実施に必要な資料の閲覧、分析等を実施した。

## （３）結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 共同募金配分金事業に係るサービス区分等の設定について（意 見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

サービス区分は、拠点区分別資金収支明細書（又は拠点区分別事業活動明細書）において事業ごとに資金収支の状況（又は事業活動の状況）を把握するためのものである。「社会福祉協議会モデル経理規程」の勘定科目説明（資金収支計算書）において、共同募金配分金事業に係る独立した拠点区分、サービス区分が設定されていない場合のみ、共同募金配分金を原資にして行った事業に要する支出を別掲としているのは、独立した拠点区分、サービス区分としている場合には、その拠点区分、サービス区分で収支が把握できるが、それらの区分がない場合、その収支が把握できないからであると考えられる。

しかし、千葉市社会福祉協議会の「共同募金配分金事業」については、サービス区分と

して独立しているにも拘らず、支出の内容が全て、サービス区分間繰入金支出で一括して計上されているため、当該サービス区分で支出の内容が把握することができない。

一方、共同募金配分金の使途については、赤い羽根データベース「はねっと」によって公表されている。

「はねっと」によって使途が明確なのであれば、支出を全額「サービス区分間繰入金支出」とするのではなく、「共同募金配分金事業」の中の各支出項目に計上すれば会計上使途が明確となるものと考えられる。

また、「調査・企画・広報等事業」、「地域ぐるみネットワーク事業」、「ボランティア活動事業」、「在宅福祉・助成援護等事業」の各サービス区分においても、共同募金配分金と区分して各財源に対する使途が明確になると考える。

#### 【結果】

現在の共同募金配分金事業に係る支出について、全てサービス区分間繰入金支出とするのではなく、「社会福祉協議会モデル経理規程」に基づき、小区分に、使途ごとの事業名と支出金額を明記する方法に変更するよう要望する。

### 3. 人件費及び運営費補助金について

#### (1) 概要

千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱別表によれば、人件費及び運営管理費は、以下の経費を対象として交付されることとなっている（ただし、これらの経費に充てるべき会費その他の収入額は控除する）。

「これらの経費に充てるべき会費その他の収入額」は、どのような基準で会費等を経費に充当すべきであるかについては明確にされていない。

- i 市社協の運営に要する役職員に係る人件費
- ii 市社協の運営に要する事務局・区事務所維持管理費、調査研究費、非常勤職員賃金、職員被服貸与費、職員健康診断料、振込手数料、及び会議開催費

ただし、各号において、委託事業費その他の事業費で支弁する職員に係る経費は除くとされている。

人件費及び運営費補助金の会計処理については、全て、社会福祉事業／法人運営事業拠点で処理されている。

そこで、直近3年間の決算額内訳書から人件費及び運営費補助金の年度推移を示すと、次の表のとおりである。

【人件費及び運営費補助の年度推移】 (単位：円)

大 科 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常経費補助金収入	429,354,534	487,806,362	512,817,061
人件費支出	391,973,166	441,679,973	462,311,276
事務費支出	15,491,883	22,275,938	24,746,945
その他の活動による支出 <sup>注</sup>	21,889,485	23,850,451	25,758,840
支 出 計	429,354,534	487,806,362	512,817,061

注：旧基準での大科目は「その他の支出」

人件費支出は、事業の従事割合に応じてサービス区分間で配分されることはなく、職員が所属するサービス区分において計上されている。

法人運営事業拠点は単一サービス区分であり、この法人運営事業拠点に人件費計上されている職員の所属は以下のとおりである。

- i 役員
- ii 総務課：総務係、経理係（非常勤1名除く）
- iii 地域福祉推進課：推進係、ボランティアセンター（嘱託1名除く）
- iv 社会福祉課：支援係、心配ごと相談所
- v 中央区事務所（貸付相談員、仕事相談センターは除く）
- vi 花見川区事務所（貸付相談員は除く）
- vii 稲毛区事務所（貸付相談員、小中台地域福祉交流館は除く）
- viii 若葉区事務所（貸付相談員は除く）
- ix 緑区事務所（貸付相談員及び生活支援コーディネーターは除く）
- x 美浜区事務所（貸付相談員は除く）

また、人件費及び運営費補助金の交付申請時の提出資料、実績報告時の提出資料は、次のとおりである。

<交付申請時>

千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱第4条において、交付申請時に「千葉市社会福祉協議会補助金交付申請書」に添付する書類として以下のものを記載している。

- i 事業計画書、ii 収支予算書、iii 所要額内訳書、iv 定款、v 補助事業等の効果を記載した書類、vi その他市長が必要と認める書類

<実績報告時>

千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱第8条において、実績報告時に「千葉市社会福祉協議会事業等実績報告書」に添付する書類として以下のものを記載している。

- i 収支決算書、ii 補助事業等の経過及び成果を証する書類、iii 決算額内訳書、iv その他市長が必要と認める書類

補助金交付決定額申請書及び補助金交付決定通知書の金額は、「収支予算書」ではなく、

「所要額内訳書」の合計金額である。「所要額内訳書」の申請時と実績時の比較は以下のとおりである。

【平成27年度人件費及び運営費補助金の申請額・実績比較】（単位：円）

大 科 目	申請額	実 績	差 異
経常経費補助金収入	533,736,000	512,817,061	△ 20,918,939
人件費支出	489,957,000	462,311,276	△ 27,645,724
事務費支出	17,949,000	24,746,945	6,797,945
その他の活動による支出	25,830,000	25,758,840	△ 71,160
支 出 計	533,736,000	512,817,061	△ 20,918,939

注1：平成27年12月給与規程の改正により、申請時より減額となったため。

注2：事務局コピー機等賃借料、通信運搬費、車両支出、清掃料等が申請時にはなかったため。

## （２）手 続

市所管課より人件費及び運営費補助金に関する「千葉市社会福祉協議会事業等実績報告書」の提出を受け、市所管課による分析や調査の実施について質問等を行った。また、千葉市社会福祉協議会が作成した平成 27 年度職員人件費処理に係るサービス区分の所属表と組織図との分析、照合等を行った。更に、人件費及び運営費補助金の申請時と精算時の比較分析を行った。

## （３）結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 人件費について（意 見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

概要に記載のとおり、人件費及び運営費補助金の人件費部分については、平成 25 年度から 2 年間で 7 千万円増加しており、平成 27 年度は 4 億 6,231 万円にのぼる。補助の対象は、千葉市社会福祉協議会の法人全体に係る部門（役員、総務係、経理係、推進係、ボランティアセンター、支援係及び心配ごと相談所）である。これらの部門については、単に法人の管理部門であるというだけではなく、社会福祉事業の中の各拠点（法人運営事業拠点、連絡助成事業拠点、自立支援事業拠点及び放課後児童健全育成事業拠点）や公益事業の拠点（施設管理運営等事業）の業務も一部担っているものと考えられる。

しかし、現状では、法人運営事業拠点以外の人件費については各拠点の専任の直接人件費のみが計上されており、法人全体に共通する部門の人件費については配分されていない。

これらの共通人件費については、まずは実施する事業の委託料の間接費として回収され

るべきであり、次に自主財源を充当し、それでも不足する部分について、運営費補助（資金不足）として認識し、充当・補填していることを会計上の仕組みとして明確にする必要があるものと考えられる。

**【結果】**

実施する事業の各委託料について、人件費の間接部門従事分の計算方法を検証するとともに、人件費及び運営費補助金のうち、人件費に対する補助金の金額の妥当性について検証することを要望する。

**② 所管課における実績報告等の検証について（意見）【地域福祉課】**

**【現状・問題点】**

市所管課では、人件費及び運営費補助金に関する千葉市社会福祉協議会からの「実績報告書」及び「決算額内訳書」、収支計算書等の提出を受けて以下の視点により調査を実施している。

- i 収支計算書等に記載されている運営補助金収入額と実績報告書記載の金額に相違がないか。
- ii 補助金が充当されている支出について、千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱別表に記載されている対象経費以外の支出がないか。

市所管課においては、補助金の実績報告書等で報告された補助金充当経費等について、申請時との比較や前期との比較等、異常な支出の把握及び増減分析による当該年度の特徴等の把握のための分析がなされていない。これに対して、所管課としては、千葉市社会福祉協議会は予算・決算等の執行状況について適正に監事監査を受け、更に、評議員会及び理事会に諮っているという報告を受けているため、そのような分析を実施することは特に必要がないという認識であった。

しかし、千葉市社会福祉協議会が決算等に対して監事監査を受け、評議員会及び理事会に諮っていたとしても、その決算の一部である補助金について、市所管課が補助金の適正な執行を確認するための必要な分析を実施しない理由にはならない。

**【結果】**

市所管課においても、実績報告を受け、補助金申請額と精算報告額の比較分析やその内訳の精査等の分析を実施した上で、多額の人件費及び運営費補助金の適正性に関する審査を実施するよう要望する。

**③ 提出書類の明確化について（意見）【地域福祉課】**

**【現状・問題点】**

申請時に千葉市社会福祉協議会から提出される書類のうち、「所要額内訳書」の合計額

が実際の交付決定額と結びつくものであり、補助金の所管課は、これに基づいて交付決定を行っている。

これに対して、実績報告時に提出される「決算額内訳書」は勘定科目と結びついたものではあるが、申請時の「所要額内訳書」とは項目が異なるものである。申請時に提出される「所要額内訳書」を検討し、これに基づいて交付決定したのであれば、同じ資料での実績ベースが提出されない限り、比較分析が容易に実施できないものである。そうでなければ、申請時と比較して、補助金の内訳の各項目の数字と比較分析できないという問題がある。

一方で、千葉市社会福祉協議会においては、「所要額内訳書」の予算・実績の比較分析を実施している。その「所要額内訳書」と「決算額内訳書」との差異は、前者が財務会計上の勘定科目と対応したものではなく、後者がそれらと対応したものである点にあり、同じ対象補助金でこのような内訳の差異を残すことは、補助金申請時、精算時の双方の事務処理に過大な負担をもたらすものである。

#### 【結果】

市所管課は、人件費及び運営費補助金の実際の交付決定額と結びつく申請時の内訳（＝「所要額内訳書」）について、千葉市社会福祉協議会の勘定科目と結び付いた「決算額内訳書」の内容・形式・勘定科目と整合するような様式等の変更を行うよう要望する。そのことにより、市所管課での申請時と精算時での比較分析を容易にし、千葉市社会福祉協議会においても、財務会計上の勘定科目で容易に申請及び精算報告を実施することが可能となり、双方にとって、効果的、効率的な事務執行を期待することができる。

## 4. 会費及び寄附金の税額控除等について

### (1) 概 要

千葉市社会福祉協議会は、平成 24 年 1 月 1 日より「税額控除対象法人」の証明を受けており（租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしており、千葉市より「税額控除に係る証明書」が発行されている。）、寄附者等は所得控除の他、税額控除も選択することができる。

この税額控除については、会費（住民会費、特別会費、賛助会費）と寄附金のいずれも対象となっている。

控除対象額の計算は以下のとおりである。

$$(\text{税額控除対象寄附金} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

千葉市社会福祉協議会のホームページを閲覧すると、まず、「会員募集」と「寄附のお願い」の案内がなされており、そのうち、「寄附のお願い」の箇所には「寄附金税額控除について」の説明がある。しかし、「会員募集」箇所にはこのような説明はない。

住民会費は1口200円であるため対象となるケースはほとんどないと考えられるが、特別会員は、3,000円以上、賛助会員は10,000円以上なので、対象となるケースがあるものと考えられる。すなわち、特別会員は、社会福祉施設、団体、商店及び機関等を対象とするが、個人商店等であれば対象となる。また、賛助会員は企業・会社・事業所等を対象とするが、個人事業等であれば対象となる。

## (2) 手 続

税額控除の対象となっている会費及び寄附金に関する資料を依頼・閲覧し、監査上と必要と考えられる監査手続（質問、確認、分析等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 税額控除に関するホームページ上の記載について（意 見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

会費や寄附金を支払った際に受け取る領収書には、以下のとおり、個人の所得控除又は法人の損金算入の対象となる旨が記載されている。しかし、税額控除の対象となる旨は記載されていない。

#### <領収書の記載>

「本会は、社会福祉法人ですので、本会への会費・寄附等は所得税法第78条により控除の対象となり、法人の場合には法人税法第73条により控除の対象となり、・・・一定額の損金算入が本領収書により認められます。」

税額控除に関する周知については、ホームページの「寄附のお願い」の箇所の説明のみである。このように、ホームページの「会員募集」の箇所には説明がないため、寄附金の場合には税額控除の対象となるが、会費の場合には対象とならないといった誤解を与える可能性がある。「寄附金税額控除について」の説明をホームページに掲載する際に、会費の税額控除についても検討されたということであるが、大部分が住民会費であるため掲載しなかったということであった。

しかし、税額控除の適用対象となることが周知されることによって、特別会員、賛助会員の増加にもつながるものと考えられる。

#### 【結果】

寄附金同様、会費についても税額控除の対象であるため、寄附金の場合には税額控除の対象となるが、会費の場合には対象とならないといった誤解を与えないよう、ホームページ上

で、会費に係る税額控除の記載についても検討するよう要望する。

## ② 領収書の適正な管理について（指 摘）【各区事務所、事務局】

### 【現状・問題点】

会費や寄附金の税額控除を受けるには、確定申告の際に「税額控除に係る証明書」と「領収書」を添付する必要がある。そして、会費や寄附金を銀行等で振込む場合は、振込用紙の控えが領収書になる（希望があれば証明書を発行している）。また、現金での会費や寄附金の支払の場合は受付場所（本会、各区事務所）において領収書を発行している。

寄附金については経理係にて寄附台帳、会費については会員加入状況実績表（本会分は「特別・賛助会員一覧」）に入力し管理している。

ここで、寄附金の領収書のうち、本会と各区事務所の平成 27 年度末の含まれる領収書の冊束をサンプルとして、管理状況を確認した。また、会費の領収書のうち、各区事務所の直近の使用済の領収書の冊束をサンプルとして、管理状況を確認した。また、通帳の任意のページについて、領収書の網羅性について確認した。その結果、当該領収書について、次のような問題点が把握された。

- i 領収書番号に欠番が見られた。
- ii 領収書番号に重複が見られた。
- iii 控えが全て破棄され残されていない。  
(領収書を渡しているのか、書損じなのか判断がつかない。)
- iv 領収書に番号が記載されていないものがある。

### 【結果】

本会と各区事務所において、領収書に関する会計上の管理ルールを確認し、当該ルールに基づいた管理が実施されるよう、周知、徹底されたい。また、各区事務所等の領収書の発行状況や管理状況については、事務局において定期的にチェックすることを実施されたい。

## 5. 雇用保険料預り金の会計処理について

### (1) 概 要

職員の雇用保険料は、職員負担分と事業所負担分を合わせて労働基準監督署へ納付する。年度当初（6月～7月頃）に1年分の概算額を計算し、翌年度の同じ時期に1年分の概算額と確定額との差額を精算するとともに、新たな1年の概算額を計算する。

また、雇用保険料は、個人負担分と会社負担分の合計を一括、もしくは3回に分けて納付する。職員負担分雇用保険料相当額は毎月支給される給料から控除する。会計処理とし

ては納付時に立替金で処理し、給与から控除して預かった際に立替金を取り崩す処理などが考えられる。

## (2) 手 続

雇用保険料預り金の会計処理に関する資料を依頼・閲覧し、外部監査の実施に必要な監査手続（質問、確認、分析等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

### ① 過年度雇用保険料の預り金の滞留について（指 摘）【事務局】

#### 【現状・問題点】

概要で述べた雇用保険料の会計処理及び貸借対照表等の上での表示について、平成 28 年 3 月期には、預り金を雑収入に振り替えていた（約 700 万円）。その内容としては、過年度において預り金を減少させるべきところを、誤って経費として処理していたものと推測されるが、発生当時を特定することができずその内容の真偽を確認ができなかった。

#### 【結果】

預り金の残高を決算期ごとにその内容を確認し、決算時点でも貸借対照表や財産目録上に数年にわたって明らかに滞留しているもの、内容不明で残っているものがないよう、残高把握に努められたい。

## 6. 地域支え合い活動について

### (1) 概 要

地域支え合い活動は、平成 27 年度の介護保険制度の改正に伴い、地域支援事業において、支援が必要な高齢者が安心して地域で生活できるよう、住民主体の活動を含めた生活援助活動の地域における仕組みづくりを推進するものである。この地域支え合い活動は、高齢者生活支援サービス基盤づくり事業として助成事業となっている。

当該事業は、本会が地区部会に対して活動エリア内の住民相互の支え合いによる買物の手伝いや散歩等の外出付き添いなど、日常的な生活支援活動の仕組みづくり構築へ向けて各種提案や助成などの支援を行うものである。

この地域支え合い活動での助成金については、1 地区部会当たり事業費を 250,000 円と

し、このうち 150,000 円は補助金を財源として、100,000 円は共同募金分配金収入を財源として支給するものである。

平成 27 年度の当該助成金の予算と実績は以下のとおりである。

- i 助成金の交付決定額 1,350,000 円 (@150,000 円×9 地区部会)
- ii 助成金の確定額 450,000 円 (@150,000 円×3 地区部会)
- iii 助成金の戻入額 900,000 円 (@150,000 円×6 地区部会)

また、平成 27 年度の地区部会助成金支出のうち、当該事業での支出額 (=「地域支え合い活動助成金」) 及び財源別の内訳は以下のとおりである。

- ・地域支え合い活動助成金 515,352 円
  - i 助成金 450,000 円 (@150,000 円×3 地区部会)
  - ii 共同募金 65,352 円

「社会福祉法人千葉市社会福祉協議会地域支え合い活動助成金交付要綱」(以下、「地域支え合い活動助成金交付要綱」という。)によれば、助成対象者の年度別予定数は以下のようになっている。なお、( ) 内は助成実績又は目標である。

- i 平成 27 年度 10 地区部会 (助成実績：3 地区部会)
- ii 平成 28 年度 30 地区部会 (助成目標：10 地区部会)
- iii 平成 29 年度 21 地区部会

また、地域支え合い活動の推進のため、「地域支え合い活動マニュアル」が作成されており、地域支え合い活動を具体的に実施するための実務的なマニュアルとなっている。また、以下の 4 地区部会の活動事例が紹介されている。

#### ① 松ヶ丘地区部会「高齢者お助け隊」

- i きっかけ：平成 20 年に千葉市地域福祉推進モデル事業として検討を開始、平成 20～21 年度の 2 か年で各 15 万円、計 30 万円の補助を受けている。民生委員による地域住民へのヒヤリングやボランティアの募集、地域の大学との定例会による支援方法の模索などを経て、平成 21 年 10 月活動開始した。
- ii 現 状：松ヶ丘地区部会福祉ネットワーク委員会が中心となって、20 人で活動を行っている。
- iii 作業実績：平成 22 年度 38 件  
平成 23 年度 62 件  
平成 24 年度 45 件  
平成 25 年度 71 件

注：「地域支え合い活動マニュアル」は平成 26 年度に作成されており、その時点で把握されている実績までを記載 (以下、同様)。

## ② こてはし台地区部会「ご近所のたすけあい」

- i きっかけ:地域の少子高齢化が進み、高齢者世帯等で日常生活への諸問題が顕在化。いざというときのセーフティネットの必要性を感じ事業を立ち上げた。立ち上げ時に先行事例を調査、住民アンケートを実施。アンケート結果をもとに協議を重ね、支援内容や実施方法を決定。平成 22 年度から活動をスタート。  
当該事業単体に対しての補助等は受けていないが、地区部会が推進する事業全体に対して、県社協の地域福祉フォーラム設置支援事業での助成金を、平成 20~22 年度の 3 か年で各 20 万円、計 60 万円を受けている。
- ii 現 状:20 人の福祉活動推進員が主体となり運営。約 100 人が協力ボランティアとして登録中。

## ③ 小倉地区部会「小倉地区部会たすけあいの会」

- i きっかけ:地区部会による住民アンケートを実施し、日常生活のちょっとした困りごとに対応するための住民相互による「たすけあい活動」の必要性が確認され、平成 24 年 8 月に発足。  
平成 24 年度に千葉市の地域見守り活動支援補助金(新規立ち上げ)を 15 万円受け、平成 25 年度に若葉区地域活性化支援事業のうち地域拠点支援事業(拠点整備)から 50 万円の補助を受けている。
- ii 現 状:コーディネーター、協力会員が連携、エリア内にある植草学園大学からも学生、教員による協力等も得て活動にあたっている。
- iii 作業実績:平成 24 年度 70 件  
平成 25 年度 192 件  
平成 26 年度 399 件

## ④ 加曾利地区部会「加曾利たすけあいの会」

- i きっかけ:エリア内の超高齢化が進むなか、見守りや助け合いの仕組みが全くないことを重要な地域課題ととらえ、平成 23 年度に千葉市地域支えあい体制づくり事業補助金制度に申請、約 240 万円の補助金を獲得し、「加曾利あんぜん・あんしんネット(見守り活動)」「加曾利たすけあいの会」の両事業をスタートさせた。
- ii 現 状:エリア内の福祉施設「桜が丘晴山苑」より拠点事務所の提供、電話対応(ニーズ把握等)、資機材保管(軽トラック・脚立等)等の協力をいただき、会を運営。
- iii 作業実績:平成 24 年度 60 件  
平成 25 年度 102 件  
平成 26 年度 146 件

## (2) 手 続

地域支え合い活動（補助事業名：高齢者生活支援サービス基盤づくり事業）に関する資料を依頼・閲覧し、外部監査の実施に必要な監査手続（質問、確認、分析等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① 平成 27 年度の実績について（意 見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

概要で記載したとおり、地域支え合い活動助成金交付要綱での助成対象者の年度別予定数に対して、実績が大幅に下回っている理由として、千葉市社会福祉協議会は、次のとおり考えている。

- i 助成対象を地区部会に限定していること。
- ii 助成対象を立ち上げ費用に限定していること。
- iii 担い手の確保や活動開始に向けた気運の醸成に時間を要すること。なお、助成対象期間は3年である。

当該事業での助成金は地区部会に対象を限定しており、自治会が独自で実施する生活援助活動には支給されない。地区部会はそれぞれ所管する地域は異なっており、地区部会単位での活動が必ずしも効果的であるとは言えない。地区部会単位で地域支え合い活動が有効に働いていない現状が認識される場合、複数の自治会単位で地域支え合い活動が機能する仕組みを考えることも必要であるものとする。また、助成対象についても、地区部会を中心としながらも、地域のNPO法人や学校、関係団体、施設等などにも一部、助成対象を拡大することも考えられる。

現在、自治会や地区部会の役員の高齢化が進んでいる中、地域支え合い活動の将来の担い手として、地域の学校等との連携は日常生活の支援を行うボランティアの活用という視点でもあるべき方向性の一つであるとする。

また、地域支え合い活動の立上げの際の検討会議には、各地区部会に関連する地域のNPO法人や学校、関係団体、施設等の参加も促し、その仕組みを検討していくことも有効である。実際に地域支え合い活動を共に担っていくと考えられる人の意見については、その立上げ段階から取り入れ、立上げ後も継続して活動を広げていくことができるような仕組みを作っていく必要があるものとする。

当該事業での助成金は、立上げ費用のみを対象とするものであるが、構築された仕組みを継続させるためにも、地域の支え合い活動の仕組みが、継続的に効果を上げているのかどうかについてフォローし、その課題の要因分析を行い、次年度の助成目標にフィードバックさせていくことが、重要な助成事業のP（計画）・D（実施）・C（評価）・A（反映）の経営サイクルを回していくうえで必要であると考えます。

#### 【結果①】

地域支え合い活動助成金の助成対象としての地区部会のあり方や助成対象を地域のNPO団体、学校、関係団体、施設等に広げることについて、再度見直すことを要望する。

#### 【結果②】

また、地域支え合い活動の仕組み作りの立上げの際には、地域のNPO団体、学校、関係団体、施設等、共に継続的に活動を担っていくと考えられる人材の意見を採り入れていくことも検討するよう要望する。

#### 【結果③】

更には、構築された地域支え合い活動を継続してフォローし、その課題を分析、次年度の目標にフィードバックさせていくことを要望する。

### ② ボランティアセンターとの連携について（意見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

ボランティアセンターでは、潜在的な地域の担い手の確保を目的とした講座（「受講者を概ね中学校区単位の地区部会エリアに限定した“見守り・支え合い”活動への参加を呼び掛ける講座」）を実施し、また、地域支え合い活動の中で連携がされている。しかし、地域支え合い活動の仕組みづくりの中では、ボランティアセンターとの連携は行われていない。ボランティアセンターではボランティア登録者の情報と地域のボランティアニーズについての情報が集積されているはずである。地域支え合い活動の仕組みづくりの段階から、当該地域のボランティア登録者やボランティア経験者の意見を採り入れ、また、ボランティアセンターからも地域でのニーズを把握することにより、地域独自の仕組みづくりが期待されているものと考えます。

#### 【結果】

地域支え合い活動の仕組みづくりの段階において、ボランティアセンター等、関係団体との有機的な連携（会議への参加や情報入手など）を構築するよう要望する。

### ③ 補助金交付申請書の添付書類について（意見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

地域支え合い活動の推進のため千葉市へ補助金の申請を行っているが（補助事業等名は

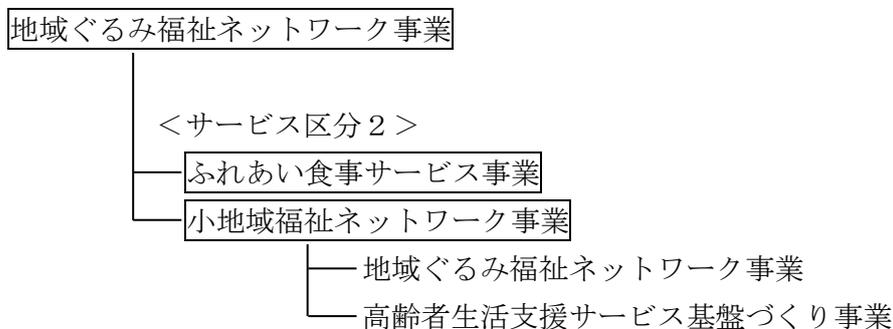
「高齢者生活支援サービス基盤づくり事業」)、その際に提出される「千葉市社会福祉協議会補助金交付申請書」には、添付書類として、次の書類が記載されている。

- i 事業計画書、ii 収支予算書、iii 所定額内訳書、iv 定款、
- v 補助事業等の効果を記載した書類

iii所定額内訳書にあたるものとして、「平成27年度収入・支出予算 財源内訳及び経費概要表」が提出されているが、その旨明確ではない。

「平成27年度収入・支出予算 財源内訳及び経費概要表」はサービス区分2の小地域福祉ネットワーク事業の範囲で作成されている。高齢者生活支援サービス基盤づくり事業は、サービス区分2の「小地域福祉ネットワーク事業」の中に含まれるものである。

<サービス区分1>



さらに、「平成27年度収入・支出予算 財源内訳及び経費概要表」においては、収入科目は、「地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助金収入」1,959千円と「高齢者生活支援サービス基盤づくり補助金収入」1,500千円に分かれているものの、支出科目は、両補助金収入分の合計（事業費支出2,947千円、事務費支出871千円、助成金支出51,199円）で積算されており、高齢者生活支援サービス基盤づくり事業についての支出が把握できない。

#### 【結果】

「千葉市社会福祉協議会補助金交付申請書」添付書類については、千葉市補助金等交付要綱に定められたものを記載しているが、実際の添付書類がどの書類に該当するのかを明確にするよう要望する。また、添付書類の内容については、当該補助事業の経費の配分、経費の使用法、補助金の算出の基礎が明確となるよう、他の補助金とは区分して作成するよう要望する。

## 7. ボランティアセンターについて

### (1) 概 要

ボランティアセンターでは次に記載する業務を実施している。

- i ボランティア活動の相談窓口及び活動先紹介業務
- ii ボランティア紹介希望者（施設）からの相談受付及びコーディネート業務
- iii ボランティア講座の企画及び開催
- iv ボランティアに関する情報収集及び提供業務
- v 福祉教育事業の普及・推進業務
- vi その他前号に掲げる以外のボランティア振興に関する業務

まず、i で記載されているボランティア活動を始めたい人の登録～紹介の業務の流れは以下のとおりである。

#### <窓口での受付>

本会と各区のボランティアセンター窓口において、職員の直接聴取のもと登録用紙に名前、連絡先、活動したい場所・内容・曜日などを記載する。

↓

#### <登録情報の管理>

登録用紙は本会で一括管理、データ入力され、各区と登録者データを共有する。

↓

#### <活動先の紹介>

- (i) 年8回発行の「ボランティアのお知らせ」を郵送又はメール配信
- (ii) ホームページでのお知らせ
- (iii) 緊急時には登録者（経験者）に直接連絡（年10件程度。そのうち、半分程度はマッチング。）

↓

#### <登録データの更新>

毎年度「個人ボランティア活動調査」（アンケート調査）により更新の可否、活動内容を確認している。

このような流れで行っているボランティアセンターの業務の中で、新規のボランティア登録者数と累計でのボランティア登録者数の直近3年間の推移は次の表のとおりである。

【新規・累計ボランティア登録者数の推移】

(単位：人)

区 分		平成25年度	平成26年度	平成27年度
個人	新規登録	447 注1	369	342
	更新なし	△ 211	△ 291	△ 279
	登録抹消	△ 134	△ 164	△ 546 注2
	小計	102	△ 86	△ 483
	累計	4,398	4,312	3,829
グループ	新規登録	16	17	16
	更新なし	△ 5	0	△ 9
	登録抹消	0	△ 4	0
	小計 (グループ数)	11	13	7
	累計 (グループ数)	168	181	188
個人・グループ合計		9,511	9,393	9,338
個人登録者のうち活動調査送付件数 注3		4,341	4,386	2,613
上記のうち回答のあった数		1,102	1,067	937
当年度に活動したと答えた人数		484	515	541

注1：東日本被災地支援活動関係の登録者数が多かった。

注2：登録抹消者546人のうち、443人は過去13年間データ更新のない人。

注3：活動調査は、過去5年以内にデータ更新のある個人登録者を対象に実施。

次に、ii で記載されているボランティア紹介希望者からの相談受付業務の流れは以下のとおりである。

＜相談受付＞

本会と各区のボランティアセンターにおいて、施設や団体、ケアマネジャー等から、窓口、FAX、メールによる受付を行う。

↓

その後、依頼内容を書面（「ボランティア募集カード」）により提出し依頼を行う。

↓

＜ボランティアの紹介＞

上記 i のとおり。

更に、iii で記載されているボランティア入門講座の開催状況は、以下のとおりである。

【ボランティア入門講座開催状況の推移】

(単位：数、人)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度		
			目標	実績	差異
講座数注	16	16	33	30	△ 3
参加者数	261	336	810	438	△ 372
参加者のうちボランティア登録者数	107	97	—	52	

注：講座数には小学校、中学校、高校・大学ボランティア講座、3講座を含む。

ボランティア入門講座は、ボランティア活動のきっかけづくりとして、体験を含めた企画を基本としているが、平成 27 年度より千葉市社会福祉協議会の「第 2 次地域福祉活動

実施計画」の重点取組項目の1つとして、これまでの入門講座に加え「受講者を概ね中学校区単位の地区部会エリアに限定した“見守り・支え合い”活動への参加を呼び掛ける講座」を新たに企画し、入門講座の一部として位置づけて開催している。

表中の平成27年度入門講座実績数30講座、参加者438人のうち、「受講者を概ね中学校区単位の地区部会エリアに限定した“見守り・支え合い活動”への参加を呼び掛ける講座」は21講座、参加者301人となっている。

また、最初のオリエンテーションの際にボランティアの登録の案内を行っており、その場で登録用紙を提出できるようになっているということである。

## (2) 手 続

ボランティアセンターの活動に係る資料を依頼し、閲覧・分析し、外部監査の実施に必要な監査手続（質問、確認、分析等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ① ボランティア入門講座について（意 見）【ボランティアセンター】

#### 【現状・問題点】

“見守り・支え合い”活動への参加を呼び掛ける講座を中心とするボランティア入門講座実施の成果としては、受講者がどの程度その地域の“見守り・支え合い”活動に参加することになったかを把握することにより、評価することができるものと考えられる。

概要にも記載したとおり、ボランティア入門講座の受講者数のうち、ボランティアに登録した人数については把握されているが、活動への参加状況については把握されていない。

なお、受講者のうちボランティア登録した人の割合は、以下のとおりである。

平成25年度：41%、平成26年度：29%、平成27年度：12%

概要に記載のとおり、ボランティア入門講座参加者数は年々増加しているが、一方で、そのうちのボランティア登録者数については年々減少している。その要因は、“見守り・支え合い”活動への参加を呼び掛ける講座を新たに企画し、入門講座の一部として位置づけ、受講者を当該地域もしくは近隣区域の方に限定したこと、また、内容が専門的になってしまったことであると分析している。

#### 【結果】

ボランティア入門講座実施の成果として、受講者のボランティア活動の状況を把握する

とともに、受講者が増加しているにもかかわらず、そのうちボランティア登録者が減少している原因を分析し、登録者増加に向けた市民へのアプローチの手法を検討するよう要望する。

## ② ボランティア登録者について（意見）【ボランティアセンター】

### 【現状・問題点】

地域の“見守り・支え合い”活動の担い手を確保していくために、地域における日常的で多様なボランティアへのニーズを的確に把握し、その多様なニーズに対応するために、ボランティア活動を始めたいとする多様な人材を登録者として増やしていくことが重要であると考えます。

しかし、概要に記載のとおり、ボランティア新規登録者については、年々減少している。また、過去5年以内にデータ更新のある個人登録者を対象にボランティア活動実績及び登録の継続について活動調査を実施しているが、回答のあった割合は、直近3年間で24～35%、回答のあった中で「活動中」と回答とした割合はさらにその50%前後となっている。ボランティアに登録しているが、ボランティア活動を行っていない登録者が相当数存在することが分かる。

更に、平成27年度には、登録継続について未回答者の抹消作業を見直し、登録実態を明確にするため、過去13年間更新について未回答者を抹消した。平成27年度の登録抹消者である546人のうち、443人が過去13年間に登録更新について回答がなかった登録者であった。過去13年間にわたって、実際にボランティア活動に参加できる人のデータベースが有効に活用することができていたかについて疑念が残る。

### 【結果】

ボランティア登録者については、実際にボランティア活動に参加できる人のデータを適正に把握し、適時にボランティア活動の紹介ができるようにデータベースを更新し活用することを要望する。

また、地域包括ケアシステム構築のための仕組みづくりの重要な要素の一つとして、ボランティアセンターへの相談等だけではなく、千葉県あんしんケアセンターをはじめ、各団体や施設等との定期的な情報交換等により、ボランティア登録者に対して積極的な日常的ボランティア活動への参加の紹介ができるような仕組みの構築を要望する。

## 8. 千葉市ハーモニープラザ管理運営業務委託について

### (1) 自主事業について

#### ① 概要

千葉市は、平成 11 年 9 月 24 日施行の千葉市ハーモニープラザ設置管理条例（以下、「設置管理条例」という。）に基づき、社会福祉の増進及び男女共同参画社会の形成の促進を図るため、市民の自主的な活動及び交流の場を提供するとともに、各種の事業を行う施設として、千葉市ハーモニープラザ（以下、「プラザ」という。）を設置している。プラザは、障害者福祉センター、障害者相談センター、ことぶき大学校、社会福祉研修センター、男女共同参画センター、その他の施設から構成されている。プラザの管理は指定管理者に行わせるものとしている。

平成 23 年度から平成 27 年度まで、社会福祉法人千葉市社会福祉事業団、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会及び公益財団法人千葉市文化振興財団の 3 法人から構成される千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体の共同事業体が指定管理者として千葉市ハーモニープラザ管理運営に関する基本協定書を締結している。千葉市社会福祉協議会では、社会福祉研修センターの管理運営業務を請け負っている。

施設の管理運営に当たって想定される収入の形態としては利用料金収入、指定管理料収入、自主事業による収入の 3 形態がある。

利用料金収入については、障害者福祉センター・男女共同参画センターを使用するために指定管理者の許可を受けた者で、男女共同参画センターの施設を使用するものが、指定管理者に対し、その使用に係る利用料金を支払わなければならないとされている（設置管理条例第 11 条第 1 項）。

一方、自主事業による収入については、平成 27 年 8 月 28 日発効の千葉市ハーモニープラザ指定管理予定候補者管理運営の基準（以下、「管理運営の基準」という。）、及び同日発効の千葉市ハーモニープラザ指定管理予定候補者選定要項（以下、「選定要項」という。）において、次のとおり記載されている。

【千葉市ハーモニープラザ指定管理予定候補者管理運営の基準】（一部抜粋）

6 自主事業

指定管理者は、本施設において実施する必須業務以外に、自らの発意、企画提案により、市の承認を得て自主事業を実施することができる。

(1) 実施できる自主事業

選定要項で定める必須業務以外で、本施設の設置目的の範囲内で行う事業とする。

(2) 自主事業を行うための条件

自主事業に係る費用は、全て指定管理者の負担とし、指定管理料及び利用料金を当該費用に充てないこと。

(3) 自主事業を行う際の手続き

ア 事業計画書に当該自主事業について記載し、市の承認を受けること。

イ 事業計画書に記載のない自主事業を実施しようとするときは、実施の30日前までに、個別自主事業実施計画書を市に提出し、承認を受けること。

ウ 利用料金の定めのある施設、設備等を利用する場合は、所定の利用料金を支払うこと。

(4) 自主事業を行うに当たっての留意事項

指定管理者は、自主事業の実施により収入を得ることができる。ただし、利益（余剰金）が発生した場合の取扱いについては、選定要項及び協定書に定めるとおりとする。

【千葉市ハーモニープラザ指定管理予定候補者選定要項】（一部抜粋）

5 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、本施設の管理（それに付随する設備の管理を含む。）とします。

※詳細は「管理運営の基準」を参照してください。

(1) 指定管理者の必須業務の範囲（市から支払う指定管理料に含まれる業務）

ア 事業実施業務

（ウ）社会福祉研修センターで実施する業務

(2) 自主事業として行うことができる事業（市から支払う指定管理料に含まれない業務）

ア 施設の興行の企画・誘致業務

イ その他の業務

※管理運営の基準にない業務は、指定管理者自ら必要な許可等を取得し、市の承諾を得た上で実施することになります。

また、本施設では、自動販売機設置は市の公募貸付によるものとするため、指定管理者の自主事業として行うことはできません。

【千葉市ハーモニープラザ指定管理予定候補者選定要項】（一部抜粋）

9 経理に関する事項

本施設については、利用料金制度を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

また、自主事業による収入等についても自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理者の収入として見込まれるもの

ア 利用料金収入

イ 指定管理料

ウ 自主事業による収入

管理運営の基準に示す条件のもと、指定管理者は自らの興行の企画・誘致、飲食・物販事業等の自主事業を積極的に行うことにより収入を得ることができます。

ただし、興行主（指定管理者が自ら興行主となることも可能）は、利用料金を指定管理者に、または、利用料金以外の行政財産の使用料が必要な場合にあっては、所定の手続後、所定の使用料を市に支払うこととなります。

(2) 管理経費（市が支払う経費に含まれるもの）

(3) 指定管理料の支払い

(4) 口座の管理

(5) 利益の還元（剰余金の取扱い）について

## ② 手 続

社会福祉研修センター業務運営事業に関する資料を確認し、その内容について千葉市社会福祉協議会の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 自主事業の計画の必要性について（意 見）【社会福祉研修センター】

#### 【現状・問題点】

「千葉市ハーモニープラザ指定管理提案書」（平成 22 年 11 月 29 日、千葉市ハーモニープラザ管理運営共同事業体）によれば、自主事業を実施できる施設はことぶき大学校と女性センターに限定されていることとしており、自主事業の計画は行っていない。

概要に記載したとおり、設置管理条例、管理運営の基準、及び選定要項の内容を確認したところ、利用料金収入については、徴収の対象者が限定されており、社会福祉研修センターで徴収することは想定されていない。一方、自主事業について実施できる施設についての制約は確認できなかった。そのため、社会福祉研修センターでも自主事業を実施することは可能であると考えられる。

#### 【結果】

自主事業を計画・実施することにより自主財源を確保し、今後の活動に有効に活用することを検討するよう要望する。

### イ. 自主事業に係る剰余金の取扱いについて（意 見）【社会福祉研修センター】

#### 【現状・問題点】

指定管理者は、自主事業の実施により収入を得ることができるが、利益（剰余金）が発生した場合には一定の計算に基づき市に還元することとされている。これは、当該利益は指定管理者の経営努力によるものである一方で、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものであるため、計画を大きく超える利益があった場合は、その一部を市民に還元することも必要となるためとされている。

還元のルールについては、「千葉市ハーモニープラザ指定管理予定候補者選定要項」9(5)イに例示として記載されている。

【千葉市ハーモニープラザ指定管理予定候補者選定要項】（一部抜粋）

9 経理に関する事項
本施設については、利用料金制度を導入するため、指定管理者は利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。
また、自主事業による収入等についても自らの収入とすることができます。
(5) 利益の還元（剰余金の取扱い）について
ア 趣旨
指定管理者が管理業務や自主事業の実施により利益を得た場合、当該利益は指定管理者の経営努力によるものである一方で、公共財産である公の施設の管理運営業務から生まれたものであります。したがって、計画を大きく超える利益があった場合は、その一部を市民に還元することも必要となるため、以下の通り利益の還元をお願いしているところです。
イ 還元額
指定管理者は、①事業年度において、剰余金（総収入額が総支出額を超える場合におけるその超える部分の金額で、自主事業に係るものを含みます。）が生じ、原則として、剰余金が当該年度の総収入額の10%に当たる額を超える場合には、剰余金と当該年度の総収入額の10%に当たる額の差額の2分の1の額を市に還元するものとします。ただし、自主事業に係る収支が赤字となった場合は、自主事業を除く指定管理業務の収支により利益の還元額を計算します。
なお、決算により損失が生じた場合、市がこれを補填することはありません。

【例】

①自主事業に係る収支が黒字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	1,000万円	700万円	300万円
自主事業	500万円	400万円	100万円
合計	1,500万円	1,100万円	400万円

利益の還元額 = (400万円 - 1,500万円 × 0.1) / 2 = 125万円

②自主事業に係る収支が赤字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	1,000万円	700万円	300万円
自主事業	100万円	300万円	▲200万円
合計	1,100万円	1,000万円	100万円

利益の還元額 = (300万円 - 1,000万円 × 0.1) / 2 = 100万円

③指定管理業務に係る収支が赤字となった場合

	収入	支出	剰余金
指定管理業務	900万円	1,000万円	▲100万円
自主事業	500万円	300万円	200万円
合計	1,400万円	1,300万円	100万円

利益の還元額 = (100万円 - 1,400万円 × 0.1) / 2 = ▲20万円（利益の還元なし）

上記のルールは、平成 26 年度に実施された包括外部監査の結果に対応して、自主事業に係る収支が赤字となった場合、指定管理業務に係る剰余金の取り扱いを明確にしたものとされている。確かに、上記②については自主事業の収支が赤字であり、指定管理業務に係る収支に剰余金が生じている事例の取り扱いである。また、①と③については、自主事業に係る収支が黒字であるが、指定管理業務に係る収支が黒字である場合（①）、赤字である場合（②）の取り扱いルールが示されている。それらの特徴は、指定管理業務であっても自主事業であっても、同一のルールで明瞭に剰余金の返還ルールを規定し、これを基本的な考え方として全庁的に周知がなされていることである。

今年度の外部監査で新たに論点としている点は、指定管理業務と自主事業との事業そのものの性格の相違に基づく剰余金の取り扱いのあり方についてである。

まず、指定管理業務と自主事業とは同じ公の施設の指定管理者が施設の管理運営の中で事業により剰余金等を獲得することであるため、それらの事業から生じる剰余金を一定のルールで市へ返還し、利用者に還元するという基本的な考え方が根底にある。この点については、自主事業に係る剰余金についてまで市への返還の対象とすることが指定管理者の経営努力を削ぐことにならないかという問題点はある。しかし、市の政策として自主事業に係る剰余金についても返還の対象となることをすでに決定しているものと認識する。

次に、自主事業に係る剰余金を指定管理業務に係る剰余金と同率で市へ返還するルールについては、自主事業の任意性、専門性、自発的展開等の性格から考えた場合、必ずしも指定管理業務と同一の返還率でルール化する必要はないものとする。

#### 【結果】

自主事業から得た剰余金の還元に関する計算方法について、指定管理業務からの剰余金の返還ルール（収益の10%との比較に基づく基準）と同一にするよりも指定管理者として自主事業の実施におけるモチベーションを高めることができるという認識がある場合には、例えば、自主事業に係る剰余金の返還ルールにつき、収益の20%との比較に基づく基準等を提案するなど、指定管理業務に付随する自主事業の改革を進めるよう要望する。

## （2）モニタリングの内容について

### ① 概要

千葉市社会福祉協議会は、毎月、自己評価シートにより、業務のモニタリング、評価を行っている。自己評価の方法として、設定した各項目を5点満点で評価している。評価項目は、以下のとおりである。

【平成27年度 社会福祉研修センター自己評価シート】（月次分）

評価基準		評価については、各項目ごとを5点満点で評価する		
		1 直ちに改善 2改善必要 3普通 4良好 5目標レベル		
項目	評価	内容	可否	備考欄
研修事業	研修の実施	市が示した研修体系に基づいた研修を行えたか		
		27年度事業計画書に記載した企図に沿った研修を行えたか		
		研修実施後、講師との振り返りを行ったか		
		設定定員を超える申込が実現されたか		
		受講者の一定の満足（評価）は得たか		
	情報収集及び情報提供	社会福祉に関する出版物等の情報収集を行っているか		
		施設に図書閲覧コーナーを設け情報提供に努めているか		
		関係機関や職能団体等との連携に基づき、情報収集・提供に努めているか		
	モニタリング	アンケート調査を実施し事業報告を行っているか		
		アンケートの調査結果を講師等の関係者に周知しているか		
		アンケートの調査結果に基づき、事業の改善や見直しを図っているか		
	調査研究	人材育成と資質向上を図るための調査・研究を実施しているか		
		調査・研究を目的とする関係会議等に積極的に参加しているか		
	職員研修	調査研究に向け、関係機関や職能団体等との連携に努めているか		
		職場内研修を計画的かつ定期的実施しているか		
職員は各種研修等に積極的に参加し、脂質の向上に努めているか				
研修センターの管理	モニタリング	職員は研修報告等を通じて情報の共有化を図っているか		
		ハーモニープラザモニタリング委員会への協力を行っているか		
	備品管理	研修受講環境について利用者アンケート等を実施しているか		
		備品台帳を作成し、定期的に備品のチェックを行っているか		
	苦情対応	市の備品を処分する場合は、事前に市と協議を行っているか		
		苦情を解決するための精度（苦情受付担当など）を設けているか		
		苦情を解決するための制度について、利用者へ周知しているか		
	個人情報保護及び情報公開	担当者は、樹脂した苦情を書面で記録し責任者に報告しているか		
		千葉市社会福祉協議会情報公開規程ならびに同個人情報保護規定に基づき、適切に対処しているか		
		個人情報の取扱いに関して、利用者に周知しているか		
個人情報の取扱いに関して、利用者に周知しているか利用目的を明確にし、規程に遵守しているか				
開示請求があった場合は、適切に処理しているか				
広報啓発	ホームページ・広報活	利用促進のための広報活動を行っているか		
		ホームページでの情報提供の更新をおこなっているか		
契約の履行	事業計画及び事業報告	市が定める期日までに事業計画書（2号）を作成し提出しているか		
		市が定める期日までに事業計画書（3号）を作成し提出しているか		
		市が定める期日までに月次事業報告書を作成し提出しているか		
		市が定める期日までに年次事業報告書を作成し提出しているか		

また、年度末には実績報告書に、自己評価表を添付して提出している。過去5年間の自己評価表の推移は、下記のとおりである（表中単位は、「点」である。）。

【実績報告書11. 研修センター 自己評価表】（年度末分）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1. 研修事業					
(1) 研修実施	4	4	4	4	4
(2) 情報収集・提供	5	5	5	5	5
(3) 調査・研究	4	5	5	5	5
(4) 職員研修	5	5	5	5	5
2. 施設管理業務					
(1) モニタリング（アンケート実施）	5	5	5	5	5
(2) 備品管理	5	5	5	5	5
(3) 個人情報	5	5	5	5	5
3. 広報・啓発業務					
(1) ホームページ	5	5	5	5	4
(2) チラシ等広報活動	5	5	5	5	5

\*評価の基準（各項目5点満点で絶対評価）

1（直ちに改善）、2（改善必要）、3（普通）、4（良好）、5（目標レベル）

一方、選定要項によれば、千葉市は指定管理者制度導入により、効率的に福祉を担う人材の養成と資質向上を図る効果を見込んでおり、この制度導入効果を達成するため、市と連携して地域福祉を推進してきた社会福祉法人としてのノウハウを活用して、専門性が高く効果的な社会福祉に関する研修を企画・実施し、市民に提供される公的・民間福祉サービスの質の向上に寄与することを指定管理者に期待している、としている。千葉市が設定した社会福祉研修センターの管理運営に関する成果指標及び数値目標は、以下のとおりである。

**【成果指標及び数値目標（千葉市設定）】**

成果指標	①研修の延べ参加者数
	②アンケート総合評価（5点満点）の平均点
数値目標	①延べ定員の9割以上の参加者数
	②全研修を通して4.3点以上

**② 手 続**

社会福祉研修センター業務運営事業に関する資料を確認し、その内容について千葉市社会福祉協議会の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

**③ 結 果**

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

**ア. 研修の延べ参加者数について（意 見）【社会福祉研修センター】**

**【現状・問題点】**

研修の延べ参加者数について、市が設定した数値目標は、延べ定員の9割以上の参加者数である。過去5年間の受講率の実績は以下のとおりである。

【研修センター研修受講率実績（受講率＝受講者数／定員）】

研修区分	研修名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
研修区分	研修名	受講率	受講率	受講率	受講率	受講率
福祉施設職員	福祉施設新任職員研修	93.3%	101.7%	117.8%	117.5%	105.0%
	福祉施設職員研修（入所・通所施設）	198.9%	104.8%	92.7%	98.3%	74.2%
	福祉施設監督者研修	121.7%	120.0%	76.0%	108.6%	87.5%
専門課題	財務担当職員研修	58.3%	60.0%	60.0%	46.7%	40.0%
	人事・労務担当職員研修	63.3%	113.3%	120.0%	96.7%	390.0%
	看護職員研修	80.0%	233.3%	106.7%	60.0%	33.3%
	栄養士等給食担当職員研修	103.3%	66.7%	46.7%	66.7%	53.3%
	カウンセリング研修	140.0%	140.0%	71.7%	100.0%	53.3%
	救急法（救急員養成）研修Ⅰ	75.0%	100.0%	83.3%	95.0%	100.0%
	救急法（救急員養成）研修Ⅱ	100.0%	62.5%	91.7%	41.7%	175.0%
	介護技術向上研修	185.0%	106.7%	103.3%	110.0%	68.3%
社会福祉法人	トップセミナー	53.3%	110.0%	53.3%	116.7%	193.3%
	施設長研修	93.3%	136.7%	36.7%	56.7%	96.7%
訪問介護事業所等従事者	訪問介護員（ホームヘルパー）現任研修Ⅰ	93.3%	93.3%	56.7%	83.3%	30.0%
	訪問介護員（ホームヘルパー）現任研修Ⅱ	53.3%	46.7%	30.0%	43.3%	60.0%
	サービス提供責任者現任研修	103.3%	56.7%	43.3%	30.0%	23.3%
	ケアマネジャー現任研修	115.0%	116.7%	170.0%	87.0%	206.7%
	訪問介護フォローアップ研修	78.6%	53.3%	43.3%	54.2%	84.4%
	介護指導者養成研修	85.0%	55.0%	80.0%	60.0%	64.0%
	介護指導者養成研修（研究偏）	100.0%	20.0%	—	20.0%	140.0%
	認知症対応スキル向上研修	71.3%	60.0%	53.3%	93.3%	30.0%
行政職員	福祉担当新任職員研修	113.3%	153.3%	220.0%	210.0%	226.7%
	生活保護関係職員新任地区担当員研修	273.3%	333.3%	293.3%	152.5%	125.0%
	福祉担当職員研修	116.7%	96.7%	93.3%	53.3%	35.0%
	生活保護関係職員地区担当員研修Ⅰ	358.3%	258.3%	316.7%	100.0%	92.5%
	生活保護関係職員地区担当員研修Ⅱ	125.0%	233.3%	175.0%	—	85.7%
	生活保護関係職員生活保護査察指導員等研修	70.0%	50.0%	62.5%	150.0%	25.7%
市民対象	社会福祉研修セミナー	98.3%	90.1%	99.4%	110.1%	116.0%
	切り紙・折り紙教室	—	—	—	—	—
計（指定管理分）（1）		100.9%	91.3%	93.4%	98.9%	106.7%
地域福祉従事者研修	主任児童委員研修	72.8%	78.0%	86.7%	79.3%	72.0%
	新任民生委員児童委員研修	—	—	167.5%	—	—
認知症介護実践者等養成研修	認知症介護実践者研修Ⅰ	88.0%	102.0%	94.0%	84.0%	95.3%
	認知症介護実践者研修Ⅱ	96.0%	70.0%	72.0%	70.0%	108.0%
	認知症介護実践者研修Ⅲ	106.0%	84.0%	66.0%	62.0%	107.7%
	認知症介護実践者研修Ⅳ	98.0%	94.0%	78.0%	90.0%	103.3%
	認知症介護実践リーダー研修	75.0%	85.0%	55.0%	35.0%	65.0%
研究協力	「医療介護連携危機予知トレーニング」教材開発のための研修		100.0%			
	「医療介護連携危機予知トレーニング」教材開発のための研修、「認知症介護における生活記録の書き方」講座			95.0%		
	「認知症介護における生活記録の書き方」講座、介護職のためのSOAP記録講座				95.0%	
計（指定管理以外）（2）		86.1%	85.8%	109.2%	78.1%	95.5%
（1）＋（2）計		99.1%	90.6%	96.4%	96.5%	103.2%

※1 実績報告で集計が誤っている箇所があるが、正しい数値で集計し直している。

※2 以下のものは受講率の算定方法を修正している。（定員÷延受講者数）⇒（定員延人数÷延受講者数）

- ・訪問介護事業所等従事者・介護指導者養成研修（定員20人⇒定員520人（20人×26日））
- ・認知症介護実践者等養成研修・認知症介護実践者研修Ⅰ～Ⅳ（定員50人⇒定員300人（50人×6日））
- ・認知症介護実践者等養成研修・認知症介護実践リーダー研修（定員20人⇒定員200人（20人×10日））

上記の実績を見ると、全体での累計値では各年度とも9割を超える受講率となっている。一方で、個別の研修ごとの受講率を見ると、9割を下回っているものが散見される。年度によるばらつきはあるものの、5年間継続して9割を下回っているものとして、以下のものが挙げられる。

- i 専門課題
  - i) 財務担当職員研修
- ii 訪問介護事業所等従事者
  - i) 訪問介護員（ホームヘルパー）現任研修Ⅱ
  - ii) 訪問介護フォローアップ研修
  - iii) 介護指導員養成研修
- iii 地域福祉従事者研修（指定管理以外の研修）
  - i) 主任児童委員研修
- iv 認知症介護実践者等養成研修（指定管理以外の研修）
  - i) 認知症介護実践リーダー研修

千葉市社会福祉協議会は指定管理業務に係る研修区分で6区分の研修を、また、指定管理業務以外の研修区分で3つの区分の研修を、多岐にわたり実施している。その中には座学講座である研修もあれば、実技を伴う研修もある。これまでの研修の達成すべき目標数値は、これらの様々な性格を有する研修を一律に規定するものとして「延べ定員の9割以上の参加者数」という指標を採用してきた。このような一律の数値目標による研修実績の評価は研修の性格を反映しない方法であり、研修ごとの評価結果の比較において有効性に疑問が残るものと考えられる。

#### 【結果】

上記のような参加者数が少ない研修の改善策を検討する前提としては、研修の性格に応じた数値目標をよりきめ細やかに設定することを要望する。

### イ. 研修の受講率の算定方法の誤りについて（指 摘）【社会福祉研修センター】

#### 【現状・問題点】

研修の受講者数については、「社会福祉研修センター受講者数実績統計表」を作成し、定員数、参加者数、過不足人数を把握し、その原因を分析している。資料に基づいて実績報告書を作成して、受講率も算出している。前述アの表の欄外に記載のとおり、例年と異なる方法で受講率を計算しているものがあつた。数値のみを判断すると100%を超える受講率となり、誤った情報で実績報告をしている状況である。

該当するものについて、修正前、修正後の数値を比較したものが以下のとおりである（表中単位は、「日」、「人」である。）。

【研修センター研修受講率実績（受講率＝受講者数／定員）（修正前）】

研修区分	研修名	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
		日数	定員	受講数	受講率	日数	定員	受講数	受講率	日数	定員	受講数	受講率
訪問介護事業所等従事者	介護指導者養成研修	26	20	16	80.0%	24	20	12	60.0%	26	20	333	1665.0%
認知症介護実践者等養成研修	認知症介護実践者研修Ⅰ	6	50	47	94.0%	6	50	42	84.0%	6	50	286	572.0%
	認知症介護実践者研修Ⅱ	6	50	36	72.0%	6	50	35	70.0%	6	50	324	648.0%
	認知症介護実践者研修Ⅲ	6	50	33	66.0%	6	50	31	62.0%	6	50	323	646.0%
	認知症介護実践者研修Ⅳ	6	50	39	78.0%	6	50	45	90.0%	6	50	310	620.0%
	認知症介護実践リーダー研修	13	20	11	55.0%	10	20	7	35.0%	10	20	130	650.0%

【研修センター研修受講率実績（受講率＝受講者数／定員）（修正後）】

研修区分	研修名	平成25年度				平成26年度				平成27年度			
		日数	定員	受講数	受講率	日数	定員	受講数	受講率	日数	定員	受講数	受講率
訪問介護事業所等従事者	介護指導者養成研修	26	20	16	80.0%	24	20	12	60.0%	26	520	333	64.0%
認知症介護実践者等養成研修	認知症介護実践者研修Ⅰ	6	50	47	94.0%	6	50	42	84.0%	6	300	286	95.3%
	認知症介護実践者研修Ⅱ	6	50	36	72.0%	6	50	35	70.0%	6	300	324	108.0%
	認知症介護実践者研修Ⅲ	6	50	33	66.0%	6	50	31	62.0%	6	300	323	107.7%
	認知症介護実践者研修Ⅳ	6	50	39	78.0%	6	50	45	90.0%	6	300	310	103.3%
	認知症介護実践リーダー研修	13	20	11	55.0%	10	20	7	35.0%	10	200	130	65.0%

【結果】

実績報告書に記載する内容は、事業の状況を正確に伝える必要がある。報告書提出前に、前期比較等を実施し、異常値の有無等を把握し、計算誤りや記載誤りのない状態で報告するよう検証する手段の構築を検討されたい。

ウ. アンケート総合評価について（意見）【社会福祉研修センター】

【現状・問題点】

アンケートの総合評価の平均点について、千葉市が設定した数値目標は、全研修を通して4.3以上である。過去5年間のアンケートの総合評価の実績は次に示す一覧表のとおりである。

この表からも分かるとおり、一部の研修を除き、総合評価実績は4を超えており、平成23年度や平成24年度には4未満であった研修がその後4以上に評価が高まっている研修を確認することもできる。また、専門課題・看護職員研修については、平成27年度の研修につき、総合評価5点満点がついており、満足度の高い研修であったことが伺える。

一方で、総合評価の数値目標である4.3を超えていない研修も散見される。年度によるばらつきはあるものの、5年間継続して4.3を下回っているものとして、以下のものがあげられる。

- i 専門課題
  - i) 財務担当職員研修
- ii 行政職員
  - i) 福祉担当新任職員研修
  - ii) 生活保護関係職員新任地区担当員研修

全体として、管理職や行政職員の研修についての評価が低い傾向にあると推察される。

【研修センター実施の研修アンケート結果／総合評価実績】

研修区分	研修名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
研修区分	研修名	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価	総合評価
福祉施設職員	福祉施設新任職員研修	4.2	4.4	4.7	4.7	4.67
	福祉施設職員研修（入所・通所施設）	4.2	4.6	4.8	4.8	4.78
	福祉施設監督者研修	4.5	4.6	4.6	4.6	4.50
専門課題	財務担当職員研修	3.8	3.7	3.8	3.9	4.11
	人事・労務担当職員研修	3.9	3.3	4.2	4.6	4.51
	看護職員研修	4.2	4.0	4.5	4.5	5.00
	栄養士等給食担当職員研修	4.4	4.2	4.3	4.3	4.43
	カウンセリング研修	3.7	3.7	4.3	4.9	4.69
	救急法（救急員養成）研修Ⅰ	4.5	4.5	4.0	4.2	4.42
	救急法（救急員養成）研修Ⅱ	4.6	4.7	4.7	4.3	4.50
	介護技術向上研修	4.4	4.5	4.8	4.6	4.87
	社会福祉法人	トップセミナー	4.0	4.6	4.4	4.4
訪問介護事業所等従事者	施設長研修	4.3	4.6	4.2	4.2	4.52
	訪問介護員（ホームヘルパー）現任研修Ⅰ	3.7	4.4	4.2	4.6	4.41
	訪問介護員（ホームヘルパー）現任研修Ⅱ	4.9	4.9	4.8	4.6	4.65
	サービス提供責任者現任研修	4.4	4.6	4.5	4.4	4.71
	ケアマネジャー現任研修	4.7	4.7	4.7	4.7	4.66
	訪問介護フォローアップ研修	4.7	4.4	4.6	4.5	4.64
	介護指導者養成研修	—	—	—	—	—
	介護指導者養成研修（研究偏）	—	—	—	—	—
	認知症対応スキル向上研修	4.7	4.2	4.4	4.5	4.45
行政職員	福祉担当新任職員研修	3.7	4.1	4.0	3.9	3.83
	生活保護関係職員新任地区担当員研修	3.5	3.6	3.6	3.9	4.02
	福祉担当職員研修	4.1	4.2	4.4	4.4	4.71
	生活保護関係職員地区担当員研修Ⅰ	3.9	4.0	4.0	4.3	4.00
	生活保護関係職員地区担当員研修Ⅱ	4.0	4.1	3.5	—	4.40
	生活保護関係職員生活保護査察指導員等研修	4.3	4.0	4.0	4.2	4.00
	市民対象	社会福祉研修セミナー	—	4.4	4.4	4.4
	切り紙・折り紙教室	—	—	—	—	—
計（指定管理分（1） （アンケート対象者数）		—	—	—	—	—
地域福祉従事者研修	主任児童委員研修	3.9	4.1	4.5	4.5	4.54
	新任民生委員児童委員研修	—	—	—	—	—
	認知症介護実践者研修Ⅰ	—	—	—	—	—
	認知症介護実践者研修Ⅱ	—	—	—	—	—
	認知症介護実践者研修Ⅲ	—	—	—	—	—
	認知症介護実践者研修Ⅳ	—	—	—	—	—
	認知症介護実践リーダー研修	—	—	—	—	—
研究協力	「医療介護連携危機予知トレーニング」教材開発のための研修	—	—	—	—	—
	「医療介護連携危機予知トレーニング」教材開発のための研修、「認知症介護における生活記録の書き方」講座	—	—	—	—	—
	「認知症介護における生活記録の書き方」講座、介護職のためのSOAP記録講座	—	—	—	—	—
計（指定管理以外）（2） （アンケート対象者数）		—	—	—	—	—
（1）＋（2）計 （アンケート対象者数）		—	—	—	—	—
		4.20	4.26	4.18	4.42	4.46

総合評価が4.3を下回っている上記の3つの研修については、千葉市社会福祉協議会においても研修の実施手法やテキスト・資料等の内容、講師の人選等に改善点が残されていることを認識している。受講生にとってより魅力的である研修内容と実施手法にするためには研修アンケートの結果を踏まえた具体的な改善策が求められているものと考えられる。

### 【結果】

各研修の総合評価については、年々改善される傾向にはあるが、総合評価が求められた

水準に満たないものが散見されるため、総合評価が低くなる要因を明確にし、研修受講性の満足に直接つながる講師の人選、テキスト等の内容の改訂等を早急に実施するよう要望する。

## 9. 外部団体との経費の精算について

### (1) 概要

平成5年3月31日付け「千葉市と社会福祉法人千葉市社会福祉協議会の事務移管及び事務委託に関する確認書」に基づき、千葉市社会福祉協議会は千葉市から以下の事務の移管を受けている。

<事務の移管>

- i 民生委員・児童委員協議会事務局の運営
- ii 母子福祉推進員協議会事務局の運営
- iii 日本赤十字社千葉県支部千葉市地区本部事務局の運営
- iv 千葉県共同募金会千葉市支会事務局の運営
- v むいぐるみ動物貸出事業
- vi 区老人クラブ連合会育成指導

このうち、民生委員・児童委員協議会（以下、「民児協」という。）事務局においては、民児協在籍の非常勤職員1名がおり、千葉市社会福祉協議会から給与支払し、雇用保険も加入している。事務処理の流れは以下のとおりである。

民児協の給与規程に基づき算定された給与総額が民児協から社協に振り込まれる（会計処理なし）。

↓

千葉市社会福祉協議会で源泉所得税の計算、差引支給額を民児協職員へ振込（会計処理なし）。

↓

源泉所得税は、千葉市社会福祉協議会職員の源泉所得税と一緒に納付。年末調整も社協職員と一緒に実施する。

外部団体職員の給与事務を行っているのは、民児協のみである。その他、外部団体の車輛費、賃借料、通信運搬費等の経費については、外部団体分を割り当てし、当該外部団体へ請求している（立替金処理）。

## (2) 手 続

外部団体との資金の流れや経費の負担の有無についてヒヤリングし、必要な資料について閲覧した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 民児協職員給与の支払、精算時の会計処理について（指 摘）【事務局】

#### 【現状・問題点】

民児協在籍非常勤職員の給与に関しての民児協から千葉市社会福祉協議会の入金及び、千葉市社会福祉協議会から本人への支払について、簿外処理となっている。

#### 【結果】

入金時に預り金、あるいは仮受金等の勘定科目で処理し、支払時にはこれを取り崩す処理を行われたい。

### ② 民児協職員給与の取扱いについて（意 見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

民児協と千葉市社会福祉協議会の間で人件費に関する取り決めがない。現状は、外部団体職員の給与を千葉市社会福祉協議会の給与台帳に記載しており、また、外部団体に在籍職員を千葉市社会福祉協議会の雇用保険に加入させている。民児協に在籍していて、民児協の業務をし、民児協で給与の負担もしているのであれば、民児協の給与台帳に記載し、民児協で雇用保険加入すべきではないかと考える。

#### 【結果】

民児協職員給与、雇用保険の取扱いについて、民児協との間で明確にしておくよう要望する。

## 10-1. 放課後児童健全育成事業の会計処理について

### (1) 固定資産について

#### ① 概要

放課後児童健全育成事業に関して取得した固定資産に関する決算書類のうち、附属明細書等に記載されているものは以下のとおりである。

【平成27年度 固定資産増加明細表】 (単位：円)

資産の種類及び名称	期首帳簿価額 (A)	当期増加額 (B)	当期減価償却額 (C)	当期減少額 (D)	期末帳簿価額 (E=A+B-C-D)	減価償却累計額 (F)	期末取得原価 (G=E+F)
その他の固定資産（有形固定資産）							
器具及び備品 （うち国庫補助金等の額）	3,937,186	2,342,628	748,979	0	5,530,835	3,297,300	8,828,135
	3,937,186	2,342,628	748,979	0	5,530,835	1,400,061	6,930,896

【平成27年度 別紙1「基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書】 (単位：円)

資産の種類及び名称	期首帳簿価額 (A)	当期増加額 (B)	当期減価償却額 (C)	当期減少額 (D)	期末帳簿価額 (E=A+B-C-D)	減価償却累計額 (F)	期末取得原価 (G=E+F)
その他の固定資産（有形固定資産）							
器具及び備品 （うち国庫補助金等の額）	3,937,186	2,342,628	748,979	0	5,530,835	3,297,300	8,828,135
	3,937,180	2,342,628	748,979	0	5,530,829	1,400,061	6,930,890

【平成27年度 別紙③「補助金事業等収益明細書】 (単位：円)

交付団体及び交付目的	区分	交付金額	うち国庫補助金等特別積立金積立額					交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
			法人運営事業	連絡・助成事業	自立支援等事業	放課後児童健全育成	施設管理運営等事業			
千葉県・県地域ぐるみ福祉振興基金助成金	県補助金	207,000			207,000					
千葉県・福祉介護人材確保対策事業	県補助金	1,000,000								1,000,000
千葉市・運営補助金	市補助金	512,817,061		512,817,061						
千葉市・地域ぐるみ福祉ネットワーク事業補助	市補助金	7,276,000			7,276,000					
千葉市・高齢者生活支援サービス基盤整備づくり補助金	市補助金	450,000			450,000					
千葉市・在宅福祉サービス事業補助金	市補助金	7,028,548			7,028,548					
千葉市・心配ごと相談所運営補助金	市補助金	242,028			242,028					
千葉市・日常生活自立支援等事業補助金	市補助金	28,448,000					28,448,000			
千葉市・法人後見事業補助金	市補助金	1,490,000					1,490,000			
千葉県共同募金会・共同募金配分金	共募	29,909,491			29,909,491					
中央競馬馬主社会福祉財団助成金	施設	1,150,000	1,150,000			1,150,000				
合計		590,018,128	1,150,000	512,817,061	46,263,067	29,938,000	0	1,000,000		

【平成27年度 別紙⑦「国庫補助金等特別積立金明細書】 (単位：円)

区分並びに積立て及び取崩しの事由	補助金の種類			合計	各拠点区分の				
	国庫補助金	地方公共団体補助金等	その他の団体からの補助金		法人運営事業	連絡助成事業	自立支援等事業	放課後児童健全育成受託事業	施設管理運営等事業
前期繰越額				5,440,302	421,596	78,750	0	3,937,180	1,002,776
当期積立額		2,342,628	1,150,000	3,492,628	0	1,150,000	0	2,342,628	0
当期取崩額				1,097,614	146,983	84,500	0	748,979	117,152
当期末残高				7,835,316	274,613	1,144,250	0	5,530,829	885,624

## ② 手 続

放課後児童健全育成事業に関する資料を確認し、その内容について千葉市社会福祉協議会の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

### ア. 国庫補助金等特別積立金積立額の計上について（指 摘）【事務局】

#### 【現状・問題点】

通常、施設整備等補助金の受入れに対応して国庫補助金等特別積立金が計上される。会計上、放課後児童健全育成事業拠点区分の拠点区分別資金収支計算書及び拠点区分別事業活動計算書には施設整備等補助金の計上がない。

#### 【結果】

放課後児童健全育成事業拠点区分の拠点区分別資金収支計算書及び拠点区分別事業活動計算書に、施設整備等補助金の計上を行われたい。

### イ. 固定資産の取扱いについて（指 摘）【事務局】

#### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉協議会としての固定資産の範囲は、取得日後1年を超えて使用する有形及び無形の資産であって、1個もしくは1組の金額が10万円以上のものとしている。

事業費・修繕料支出の中に、10万円を超える支出があり、内容を確認したところ、子どもルーム（以下、「ルーム」という。）の環境整備のための物品及び経年劣化による修繕等であり、千葉市社会福祉協議会の固定資産としては計上していないということであった。一方、施設整備等による収支の固定資産取得支出の器具及び備品取得支出として7台分の冷蔵庫が計上されており、貸借対照表上も有形固定資産の器具及び備品に計上されている。

事業の中で取得した資産については、当該事業のために使用されることが想定されているものと考えられる。

ルームの環境整備のための物品等については、従来から千葉市社会福祉協議会の固定資産に計上せず、委託者の資産として計上されているものであり、その資産に施した修繕であれば、受託者側で修繕費支出として処理することは妥当である。その場合であっても、受託事業者として、善良な管理者の注意をもって管理することが必要である。

一方、千葉市社会福祉協議会の固定資産に計上したものについては、所有権が千葉市社

会福祉協議会にあるものとして資産計上している。しかし、受託事業の中で取得したものであり、その所有権は本来委託者に帰属すべきものであると考えられる。委託契約が終了した際には、委託者の資産として返還することが妥当と考えられる。そのため、資産計上が必要なものか個々の資産ごとに判断が必要である。

#### 【結果】

事業運営上必要な支出のうち、千葉市社会福祉協議会の固定資産計上基準に基づき資産計上したのものについて、所有権の帰属先、契約終了時の当該資産の取り扱い等を明確にし、固定資産計上の要否を検討されたい。

## (2) 現金・預金の管理について

### ① 概要

ルームで扱う金銭は、児童育成係から支給する教材費や消耗品費等のいわゆる「公金」と保護者から集める「おやつ代」がある。「公金」と「おやつ代」は別口座で管理することとされており、「おやつ代」管理口座の名義は「〇〇子どもルーム山田花子（責任者指名）」のように登録することとなっている。

「公金」は、算定基準日現在の在籍児童数及び基本体制指導員数に基づいて算出した支給額を年5回に分けて児童育成係から公金口座へ振り込みにて支給する。年度末に精算し、残高については児童育成係へ返金する。

「おやつ代」は、子ども一人あたり実費負担2,000円/月としており、毎月末までに翌月分を「おやつ代集金袋兼領収証」にて現金で徴収し、指導員は受領を確認した際、受領印（私印）と受取日を記入の上、徴収したお金は速やかに銀行口座へ入金して管理する。徴収は1か月分ごとに行う。月ごとの支出は、行事に使う額を除いて平均的に行い、年度末には概ね使い切るように計画立てて行う。

年度ごとに各ルームに配付される金銭出納帳（公金用・おやつ代用）を日々の記録として活用し、毎月末には通帳残高と手元にある現金残高とが整合するかどうか確認し、年度末には精算し、翌年度は新たな金銭出納帳を使用する。

徴収したおやつ代は、個人毎に受領表に記録し、金銭出納帳には「〇月おやつ代▲名分」とまとめて記入する。

おやつ代滞納者の扱いについて、当月分のおやつ代を前月末までに納付しない保護者に対しては、お迎え時や連絡帳のやり取り等の中で速やかに督促を行い、督促を行った際は、日誌に必ず記録し、また連絡帳はコピーして保管しておく。おやつ代を1箇月以上滞納している保護者に対しては、千葉市社会福祉協議会より督促状を送付する等の対応をする。会計報告書上には「〇月分おやつ代滞納〇名」と記入しておく金は年度末に精査をし、残高が1円以上ある場合は児童育成係へ返金する（「子どもルーム運営の手引き」より抜粋）。

## ② 手 続

子どもルーム運営の手引きを確認し、その内容について千葉市社会福祉協議会の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. おやつ代の会計処理について（意 見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

ルームのプログラムの一つとして、おやつ時間を設けることとしており、おやつ代については、子ども一人あたり月額 2,000 円を現金で徴収し、速やかに銀行口座へ入金して管理することとしている。

おやつ代用の金銭出納帳で入出金を管理することとしているが、おやつ代の入出金については実績報告書上に記載されておらず、簿外処理されている可能性がある。

#### 【結果】

おやつ代として現金徴収するものについて、実費として全額使い切る場合であっても、現金預金の動きがある場合は、それを会計上認識し、決算書に反映させることにより、取引規模の把握や実費徴収額としての妥当性の検証が可能となるため、会計処理について検討するよう要望する。

### イ. おやつ代管理口座残高の取扱いについて（意 見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

「おやつ代」管理口座の名義は「〇〇子どもルーム山田花子（責任者指名）」のように登録することとなっている。おやつ代管理口座については、決算書上、預金残高に計上されていないということであった。おやつ代は子ども一人あたり実費負担として月額 2,000 円を現金で徴収しており、年度末には概ね使い切るよう計画立てて行うこととしており、多額の残高が残る可能性も低いと考えられるが、手許現金・預金残高が全てのルームで 0 円となっているかどうかは不明である。

#### 【結果】

「おやつ代」管理口座残高及び手元現金については簿外処理とせず、決算書に反映させるよう要望する。

## 10-2. 放課後児童健全育成事業の人員配置について

### (1) 計画と実績の比較について

#### ① 概要

職員について、受託者は、児童の安全面への配慮や事業の安全な運営のため、ルームには放課後児童支援員（以下、「指導員」という。）を配置するものとされている。指導員の区分として指導員A（資格あり、フルタイムの月給制）、指導員B（資格あり、短時間労働の時給制）、補助指導員（無資格、短時間労働の時給制）を想定している。職員の配置については、突発的な事故等に対して、交代要員を十分に対応できる体制を整えておくこととされている。

指導員の配置基準は以下のとおりである。

#### 1. 指導員の配置

##### (1) 一般のルーム

- ・登録児童53人までは、指導員Aを2人配置する。
- ・従来の配置と比べて減となる場合は、指導員Bを配置する。

登録児童数	従来の配置数	支援の単位数	27年度配置（人工）		
			指導員A	指導員B	計
40	2	1	2	0	2
53	3	1	2	1	3
60	3	1	3	0	3
80	4	2(40+40)	4(2+2)	0	4
93	5	2(53+40)	4(2+2)	1(1+0)	5
100	5	2(60+40)	5(3+2)	0	5
106	6	2(53+53)	4(2+2)	2(1+1)	6
120	6	2(60+60)	6(3+3)	0	6

※実際の活動は支援の単位にとらわれずに行われることも想定される。

※指導員Aの確保が困難な場合、支援の単位ごとに、指導員A2人配置の場合は1人（3人配置の場合は2人）を除いて、指導員Bをもって代えることができる。

（また、状況により指導員Bを指導員Aに代えることも可とする）

##### (2) 高学年ルーム

- ・登録児童40人までは、指導員A1人、補助指導員1人を配置する。
- ・登録児童60人までは、指導員A1人、指導員B1人、補助指導員1人を配置する。

登録児童数	従来の配置数	支援の単位数	27年度配置（人工）			
			指導員A	指導員B	補助指導員	計
40	2	1	1	0	1	2
60	3	1	1	1	1	3

（仕様書別紙「27年度子どもルームの指導員配置について」より）

また、指導員からの子どもの処遇や運営に関する相談に対応するため、運営相談員を2区ごとに2人、計6人配置することとされている。

さらに、指導員の研修等として、受託者は指導員等の専門性の向上を目指した研修を実施するとともに、千葉市等が実施する研修に参加する機会を確保することとされている。

指導員等は児童の自主性、社会性及び創造性を高める遊びの指導等自己研鑽に努めることが求められている。

## ② 手 続

職員の配置状況について契約書、仕様書等を確認し、その内容について千葉市社会福祉協議会の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 他団体との連携について（意 見）【事務局】

#### 【現状・問題点】

指導員の採用について、ことぶき大学校卒業生の活用の可能性について確認したところ、現段階では想定していないが、今後検討していきたいと考えているということであった。

#### 【結果】

社会貢献への意識の高い住民が活躍できる機会を提供することにより得られる効果はあるものと考えられるため、ことぶき大学校卒業生の活用について検討するよう要望する。

## 10-3. 放課後児童健全育成事業の児童数の増減について

### (1) 当初計画と実績の比較について

#### ① 概 要

千葉市放課後児童健全育成事業実施要綱によれば、市が行う放課後児童健全育成事業を実施するため、平成 27 年度において 151 箇所のルームを設置している。各ルームの受入枠（定員）は市において設定している。各地区の児童数定員、基準指導員数、及び児童数実績、4 月時点の児童数に対応した指導員数は次のとおりである。

【区別・ルームの種類別 児童数に対応した指導員数】

区 分			計 画				
区 分	ルームの種類	ルーム数	児童数				計
			受入枠 (定員)	指導員 A	指導員 B	補助指 導員	
中央区	低学年クラス	24	1,566	80	2	0	82
	高学年クラス	6	240	6	0	6	12
	計	30	1,806	86	2	6	94
花見川区	低学年クラス	24	1,393	70	3	0	73
	高学年クラス	2	80	2	0	2	4
	計	26	1,473	72	3	2	77
稲毛区	低学年クラス	19	1,331	67	1	0	68
	高学年クラス	6	240	6	0	6	12
	計	25	1,571	73	1	6	80
若葉区	低学年クラス	18	916	48	0	0	48
	高学年クラス	2	80	2	0	2	4
	計	20	996	50	0	2	52
緑区	低学年クラス	19	1,214	62	2	0	64
	高学年クラス	4	180	4	1	4	9
	計	23	1,394	66	3	4	73
美浜区	低学年クラス	22	1,614	81	0	0	81
	高学年クラス	5	200	5	0	5	10
	計	27	1,814	86	0	5	91
合 計	合 計	151	9,054	433	9	25	467

(単位：人)

実 績									
児童数					指導員等(平成27年4月現在、児童数に対応した必要人員数)				
利用児童数 (H27/4)	利用児童数 (28/3)	利用児童数 (年間累計)	利用児童数 (月平均)	稼働率 (年平均)	指導員 A	指導員 B	補助指 導員	計	
1,454	1,359	17,228	1,436	92%	77	3	0	80	
153	107	1,583	132	55%	6	0	6	12	
1,607	1,466	18,811	1,568	87%	83	3	6	92	
1,277	1,168	14,982	1,249	90%	68	4	0	72	
48	21	415	35	43%	2	0	2	4	
1,325	1,189	15,397	1,283	87%	70	4	2	76	
1,292	1,182	15,012	1,251	94%	65	3	0	68	
116	58	1,092	91	38%	6	0	6	12	
1,408	1,240	16,104	1,342	85%	71	3	6	80	
829	764	9,789	816	89%	47	1	0	48	
27	18	258	22	27%	2	0	2	4	
856	782	10,047	837	84%	49	1	2	52	
1,158	1,095	13,624	1,135	94%	62	2	0	64	
105	64	1,094	91	51%	4	0	4	8	
1,263	1,159	14,718	1,227	88%	66	2	4	72	
1,515	1,459	18,105	1,509	93%	78	4	0	82	
145	95	1,451	121	60%	5	0	5	10	
1,660	1,554	19,556	1,630	90%	83	4	5	92	
8,119	7,390	94,633	7,886	87%	422	17	25	464	

## ② 手 続

ルームの児童数の増減の内容について千葉市社会福祉協議会の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

### ア. 利用児童数増減分析について (意 見)【事務局】

#### 【現状・問題点】

ルームごとに受入枠(定数)があり、4月から3月にかけて児童数が減少していく傾向がある。この傾向については、長休期間(夏休み、冬休み、春休み)を利用し、自立心の向上を目的に、一人(もしくは兄弟)で長時間の留守番を経験させる児童が多くいることから、ルームで退所する児童が増加するためであるとみられている。一方、まれに年度末にかけて利用者が増加しているルームもある。

事業実施に当たり、ルームごとに指導計画(前期・後期)を作成しているということであるが、利用児童数の増減分析に基づく要員配置基準や消耗品供給基準の設定等、標準数値の設定は行われていない。

## 【結果】

事業を行うに当たり、利用児童数が4月から3月にかけて減少する傾向等、利用児童数の増減要因をルームごとに把握し、利用児童数の趨勢についての的確な把握に努め、利用児童数の増減に対応した要員計画、消耗品供給計画等の標準数値の設定を踏まえた安定的な事業の遂行が可能となる環境の構築を検討するよう要望する。

### 10-4. 放課後児童健全育成事業の運営管理について

#### (1) 運営管理について

##### ① 概要

放課後児童健全育成事業は児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものとして厚生労働省が実施している事業であり、全国で22,608か所、登録児童数1,024,635人となっている（平成27年5月1日現在、厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ）。

運営主体は市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とするが、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとされており、運営主体別には公営8,631か所、民営13,977か所となっている（厚生労働省ホームページより）。

##### ② 手続

子どもルーム運営の手引きを確認し、その内容について千葉市社会福祉協議会の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

##### ③ 結果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

## ア. 目標設定について（意見）【事務局】

### 【現状・問題点】

業務に関しては契約内容に基づき実施しており、業務改善のために必要な事項がある場合は千葉市と協議の上決定しているということであった。

### 【結果】

受託事業者として契約内容に基づき実施することは当然であるが、受託事業者として自ら独自の目標を設定し、その達成度を把握・確認することでより質の高いサービスを提供できるものと考えられる。目標設定をすることを検討するよう要望する。

## イ. 他団体比較について（意見）【事務局】

### 【現状・問題点】

概要に記載のとおり、当事業は全国で 22,608 か所、登録児童数 1,024,635 人の規模で運営されており、事業の実施主体は市町村が適切と認めた者に委託等することで運営されている。事業の運営に当たっては他団体との比較は行っていない。近隣団体では習志野市、船橋市、八千代市、市原市が同様の業務を行っているということであった。

### 【結果】

事業の有効かつ効率的な運営のために、予算実績比較をするとともに、他団体との比較分析を行うことで現状の問題点や参考とすべき改善点が顕在化する可能性があると考えられる。他団体との比較分析の実施を検討するよう要望する。

## ウ. モニタリングについて（意見）【事務局】

### 【現状・問題点】

事業の運営に際して、仕様書どおりに業務が行われていることについて、誰がどのタイミングでどのようにモニタリングしているか確認したところ、チェックリスト等は作成されていないが、仕様書に記載されている業務に関しては千葉市へ報告しているということであった。

### 【結果】

委託者である千葉市への報告のための業務は定型化されており、必要な事項を都度確認しているものと考えられるが、実施報告のための業務として実施しただけでは業務の改善のための情報が蓄積される可能性は期待しがたい。実施している業務が仕様書どおりに、また、受託事業者として自ら設定した基準をクリアしていることを確認するために、更に、問題点を早期に発見・対応するために、ルームの実施状況のモニタリング体制を整えることを要望する。

## エ. 積算方法について（意見）【事務局】

### 【現状・問題点】

事業運営の受託金収益は、契約当初に概算額で契約し、事業終了後、実績報告の上、実績精算している。そのため、間接的に発生した経費の見積がされておらず、実績報告に盛り込まれなかった経費については千葉市社会福祉協議会の持ち出しとなり、法人としての継続性にとってマイナス要因となる可能性がある。

委託事業事務処理については、事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費として一般管理費の計上が認められる事例がある。

例えば、一般管理費の積算については、以下の計算方法により算出する。

$$\text{一般管理費} = \text{直接経費（Ⅰ. 人件費 + Ⅱ. 事業費）} \times \text{一般管理費率}$$

また、一般管理費率は、委託契約締結時の比率とする。一般管理費率は、10%もしくは、以下のマニュアル<sup>注</sup>で示された計算式によって算出された率のいずれか低い率とし、特殊要因等がある場合は、協議のうえ一般管理費率を決定する。

注：「委託事業事務処理マニュアル」経済産業省大臣官房会計課：平成27年4月

### 【結果】

積算の方法について、一般管理費を考慮して適正な積算に努められるよう要望する。

## 11. 自立支援等事業について

### （1）補助金の積算方法について

#### ① 概要

自立支援等事業は、「日常生活自立支援等事業」と「生活福祉資金貸付事業」の二つの事業を実施している。さらに「日常生活自立支援等事業」は「日常生活自立支援事業」と「法人後見事業」の二つの事業を実施している。

日常生活自立支援等事業は千葉市からの補助金により運営しており、また生活福祉資金貸付事業は千葉県社会福祉協議会からの受託金収入により運営している。

#### ② 手続

日常生活自立支援等事業に関する予算経費内訳書を確認し、その内容について千葉市社会福祉協議会の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

### ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

#### ア. 補助金の積算方法について（指 摘）【事務局】

##### 【現状・問題点】

補助事業等の経費及び補助額は、「千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱」の別表で決められている。（日常生活自立支援事業、法人後見事業ともに、それぞれの対象経費の総事業費から負担金その他の収入額を控除した額の10分の10）

予算積算書において、総事業費から、利用料収入とサービス区分間繰入金収入を控除した額を補助金として算定している。サービス区分間繰入金収入の見積額は、日常生活自立支援事業が915千円、法人後見事業は306千円である。

事業に係る経費として補助対象となるのは収入を除いた額であるが、サービス区分間繰入金収入は、別の事業の余剰分であり、当該事業を行う上で獲得した収益ではない。そのため、補助金として申請すべき金額に反映させて交付申請することが妥当である。

一方、別の事業においては、余剰分の付け替えを行っていることになり、本来の事業の目的以外の目的で資金が使われたことになる。この点につき、他事業からの繰入に制限を設けていないという認識を事務局は持っている。

また、日常生活自立支援事業については低廉な料金設定を前提としていること、法人後見事業においては多額の報酬を得られるケースの受任がないことから補助金が不可欠となっているため、予算編成時に最小限の経費を見積もっているという回答を得ている。しかし、補助金受領額が交付対象事業の全てであるという事業は業務委託と実質的にどのように異なるのか不明確である。

##### 【結果】

事業自体が自主財源で行われる事業であれば、余剰資金を別の目的で使用することは何ら問題ないが、補助金や委託契約で行われるものについては、その資金がその目的のために使用されることが予定されるため、資金の使途、及び補助金申請の際の積算方法の見直しを検討されたい。

#### イ. 予算実績差異分析について（意 見）【事務局】

##### 【現状・問題点】

日常生活自立支援等事業について、各年度の予算は、見積時点での状況と過年度の実績を勘案して見積もっているが、予算実績差異分析の実施は行っていないということであった。ただし、見積時点での過年度実績を勘案する作業が毎年度サイクル化されていること

から、予算実績差異分析資料を作成した場合と同様の効果が得られているものと考えているとの回答を得ている。

#### 【結果】

必要な人的資源、物的資源を効率的に活用するために、また、業務の改善・サービスの向上を図るために必要な判断材料となるため、予算と実績の差異を分析することを検討するよう要望する。

すなわち、事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つとしてP（計画）・D（実施）・C（評価）・A（反映）の経営サイクルがある。この経営サイクルの4段階を繰り返すことにより、業務を継続的に改善することを目指すものである。

予算実績差異分析を実施することは、実施した事業自体が計画どおりに行われたか、効率的に行われたかなどを確認するとともに、問題点・反省点を洗い出し、次年度以降の事業実施に当たっての改善点を検討する際の判断材料として活用するための情報を収集する重要な作業である。分析に際し、定量的な情報（金額）、定性的な情報（金額以外）を把握することにより、次年度以降さらに有効かつ効率的な事業を行うための判断材料を集約できることになり、予算編成のために行う金額的な見積りのための分析とは異なる情報が収集できる可能性がある。このような手法を活用し、業務の改善に主眼を置いた予算実績差異分析の実施を検討するよう要望する。

## 12. 生活福祉資金貸付事業について

### （1）千葉県社会福祉協議会の窓口業務としての受託業務について

#### ① 概要

生活福祉資金貸付制度は、他からの融資の受けられない所得の比較的少ない世帯、家族の中に日常生活において介護が必要な高齢者（65歳以上）や身体障害者（身体障害者手帳所持）、知的障害者（療育手帳所持）、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持）のいる世帯の自立と安定に役立てていただくための貸付制度で、市区町村の社会福祉協議会が窓口となって運営している。

また、臨時特例つなぎ資金（生活福祉資金貸付制度とは異なる）とは、離職者を支援するための公的給付又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対し、給付または貸付を受けるまでの間の生活費を貸し付けることにより、その自立を支援することを目的とする資金である。なお、目的達成に向け、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し、効果的・効率的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立促進を図ることとしている。

生活福祉資金は社会福祉法第2条第2項第7号に規定される第一種社会福祉事業であり、

「…生活困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」とされている。当該貸付事業は、国（厚生労働省）及び県の補助事業であり、国が制度要綱をはじめとした各種基準等を整備し、千葉県が国の通知等に基づいて規則を制定し、千葉県社会福祉協議会が国の基準や県の規則等に基づき生活福祉資金規程等を整備した上で貸付事業を運営するものである。当該貸付事業の貸付事務について、千葉県社会福祉協議会から千葉市社会福祉協議会に委託されている。

千葉市社会福祉協議会への委託事業について千葉県社会福祉協議会は予算の範囲内で千葉市社会福祉協議会へ事務費を交付している。貸付事務費は国・県が基本的にそれぞれ2分の1を負担しており、社会福祉協議会の貸付件数等実績に基づき配分される。

千葉市社会福祉協議会の決算書上、社会福祉事業、自立支援等事業拠点区分、生活福祉資金貸付事務サービス区分において処理されている。

過年度における貸付事務に関する実績は以下のとおりである。

【過年度実績（相談・貸付件数、貸付金額）】

（単位：件、円）

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数（件）	5,708	5,368	5,115	6,628	5,016
貸付件数（件）	671	426	285	260	248
貸付金額	354,804,710	207,560,954	149,948,618	117,628,684	139,218,115

【過年度実績（受託金額、支出済額）】

（単位：円）

受託金額					
生活福祉資金貸付事務	31,236,054	30,565,972	35,074,525	39,732,881	20,197,529
臨時特例つなぎ資金貸付事務	485,295	572,940	522,672	577,000	582,000
計	31,721,349	31,138,912	35,597,197	40,309,881	20,779,529
支出済額					
生活福祉資金貸付事務	31,236,054	30,565,972	35,074,525	39,732,881	20,197,529
相談員・自立生活支援員等整備事業	20,064,374	23,581,972	28,004,525	33,327,381	16,200,029
貸付事業推進	3,650,919	6,984,000	7,070,000	6,405,500	3,997,500
東北被災3県への社会福祉協議会職員派遣に伴う経費	7,520,761	0	0	0	0
臨時特例つなぎ資金貸付事務	485,295	572,940	522,672	577,000	582,000
計	31,721,349	31,138,912	35,597,197	40,309,881	20,779,529

【過年度実績（職員数）】

（単位：人）

職員数					
非常勤職員	省略	省略	12	14	7
人材派遣	省略	省略	2	0	0

## ② 手 続

生活福祉資金貸付事業について、事業の概要を把握し、資料を閲覧するとともに、担当者への質問を実施した。

## ③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

## ア. 目標設定について（意見）【事務局】

### 【現状・問題点】

概要で記載したとおり、生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業は委託契約に基づき実施され、千葉市社会福祉協議会の貸付件数等の実績に応じて実費が受託金として入金される。過年度実績は概要に記載のとおりである。

平成 27 年度の受託金収益は、生活福祉資金貸付事務受託金収入が激減している。これは、平成 27 年度から施行された生活困窮者自立支援制度による支援と当事業の自立相談による支援とが重なること等から、相談員等を配置する上での主要財源であった「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」が平成 26 年度で終了となったため、担当職員数を 14 人から 7 人に減員したことによるものであるとの回答を得ている。「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」は厚生労働省から地方自治体（県）に交付され、県から千葉県社会福祉協議会へ補助金として支給され、千葉県社会福祉協議会から千葉市社会福祉協議会への委託料に反映される。

一方、貸付金額は増加しているものの、相談件数、貸付件数はともに減少している。これは、平成 27 年度に教育支援資金の貸付が実績として多かったためと分析されている。非常勤職員が平成 27 年度に 7 人に半減しているのは、自立支援相談員の減少であり、貸付相談員の減少ではない。このように減少していない貸付相談員に関して、新規貸付件数については、目標設定を行っているが、相談件数についての数値目標は設定されていない。

### 【結果】

取引件数を増加させることは、必要な市民への必要なサービスの提供であるため、資金の動きを伴う貸付取引だけでなく、相談件数についても目標設定をして実績と比較し、問題点・改善点・課題の洗い出しを行い、翌年度以降の業務の効率化のために活用することを検討するよう要望する。

## イ. 会計処理科目について（指摘）【事務局】

### 【現状・問題点】

当該貸付事業は千葉県社会福祉協議会からの委託事業であり、生活福祉資金貸付事業の運営に当たっての会計処理については、「生活福祉資金会計要領」（以下、「会計要領」と呼ぶ）第 5 「市町村社協が行う会計処理要領」に基づいて行うことが求められる。

会計処理について、「会計要領」に記載されている内容と異なる科目で処理されているものがあった。内容は以下のとおりである。

【民生委員実費弁償費及び市町村社協事務費の受入時の仕訳】

区 分	「会計要領」の記載		千葉市社会福祉協議会の会計処理		
	借方	貸方	借方	貸方	金額
	資産	サービス活動 収益	資産	サービス活動収 益	
大科目	流動資産	受託金収益	流動資産	受託金収益	
中科目	現金預金また は事業未収金	都道府県社協 受託金収益	現金預金また は事業未収金	都道府県社協受 託金収益	
小科目		貸付事業受託 金収益		生活福祉資金事 業費受託金収益	18,198,029
				生活福祉資金協 力費	1,999,500
				臨時特例つなぎ 資金 <sup>注1</sup>	582,000

注1：臨時特例つなぎ資金は、「会計要領」が対象とする「生活福祉資金貸付制度」には該当しないが、同一のサービス区分としているため、合わせて記載している。

【結果】

千葉市社会福祉協議会では取引内容をより明確にするために科目を設定したものと考えられるが、受託事業実施の際のルールに反している状況にある。現状では要綱の変更がないということであるため、小科目の科目を修正するとともに、現状小科目として設定している科目については小科目の細分科目として設定し直すなどの対応を検討されたい。

(2) 経理区分間繰入金支出の取り扱いについて

① 概 要

拠点区分別資金収支明細書上において、「生活福祉資金貸付事業」サービス区分から「日常生活自立支援等事業」サービス区分へ、「拠点区分間繰入金支出」として 710,516 円の資金の異動があった。

② 手 続

決算書及び附属明細書の数値を確認するとともに、その内容について千葉市社会福祉協議会の担当者に質問を実施し、その回答について検討を行った。

③ 結 果

上記の監査手続を実施した結果、特に指摘事項はなかった。なお、次のとおり、意見を述べることとする。

## ア. 兼務人件費の積算について（意見）【事務局】

### 【現状・問題点】

「生活福祉資金貸付事業」サービス区分から「日常生活自立支援等事業」サービス区分への繰入の内容について確認したところ、日常生活自立支援事業から人件費を支出するが、生活福祉資金貸付事業を兼務していることから繰入れたものであり、当該取扱について予め発注者（千葉県社会福祉協議会）と協議したところ、差支えない旨の確認を得ている、との回答を得ている。

兼務している職員の人件費相当分が決算書上「人件費支出」に含まれていないことにより、人件費支出が過少に計上されており、実体を反映していない状況にある。予算積算上において、「その他の活動による収入」として「経理区分間繰入金収入」を見積もっており、これが兼務人件費を想定して計上しているものであるならば見積も可能と考えられる。

### 【結果】

兼務人件費の積算について、サービス区分間の繰入等で対応するのではなく、人件費に含めて見積をすることを要望する。

## イ. 事業従事人件費の実績集計とその評価について（意見）【事務局】

### 【現状・問題点】

当該繰入は、「生活福祉資金貸付事業」サービス区分から「日常生活自立支援等事業」サービス区分への支出である。生活福祉資金貸付事業は、「千葉県社会福祉協議会」からの受託事業であり、一方、日常生活自立支援等事業は、「千葉市」からの補助金による事業である。このように2つの事業は異なる性格を有するものであるにも拘らず、前者に従事する職員の人件費は、一括して後者の事業に計上されているため、現状では前者に従事した職員の人件費の一部を前者の事業から後者の事業へ繰入れる処理を行っている。

しかし、千葉市社会福祉協議会としては、生活福祉資金貸付事業に従事している職員の実際の従事割合を的確に把握していないため、その実際の従事割合に基づき、当該事業の人件費を集計しているわけではない。そもそも受託事業としての人件費の積算が実績と比較してどの程度過少であるのかを把握しない限り、千葉市社会福祉協議会としての事実上の負担額が不明である。社会福祉法人の健全な経営の視点からは事業そのものの重要性を評価する際、人件費の適正な負担の程度が把握されていないものと考えられる。

### 【結果】

生活福祉資金貸付事業に従事する職員の実際の従事割合を把握し、受託収益のうち人件費に充当することができる額との比較分析を行い、事実上超過負担をしているかどうか

か、また、その超過額が事業の継続実施の上で許容できる範囲であるのかどうかについて、経営上の評価を行うよう要望する。

### 13. 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会たすけあい金庫貸付について

#### (1) 概 要

千葉市社会福祉協議会は、昭和 38 年 6 月 1 日施行の社会福祉法人千葉市社会福祉協議会たすけあい金庫貸付規程（以下、「たすけあい金庫貸付規程」という。）に則り、低所得世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難であり、且つ僅少の出費等によって生活をおびやかされるおそれのある者を対象（たすけあい金庫貸付規程第 3 条）に、7 種類の資金（家屋補修費、応急生活費、療養費、支度費、葬祭費、出産費、その他）の貸付事業を行ってきた。

貸付金は無利子（たすけあい金庫貸付規程第 4 条）、延滞利子については支払期日翌日から支払の日までの日数に応じ、延滞元金 100 円について 1 日 3 銭の割合で発生する（たすけあい金庫貸付規程第 9 条）。

貸付を受けようとする者は、予め所定の条件を満たした連帯保証人を 1 人立てる必要がある（たすけあい金庫貸付規程第 11 条）。

借受人が償還は半年賦又は月賦による元金均等償還（たすけあい金庫貸付規程第 7 条）で、償還金の支払を怠ったときは、千葉市社会福祉協議会は借受人に対し、一時償還を請求することができる（たすけあい金庫貸付規程第 13 条）

各種の資金の貸付限度、据置期間、償還期間については、以下の表のとおりである。

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間
家屋補修費	8 万円以内	2 か月以内	12 か月以内
応急生活費	8 万円以内	2 か月以内	12 か月以内
療養費	20 万円以内	2 か月以内	36 か月以内
支度費	15 万円以内	2 か月以内	就職 12 か月以内 就学 36 か月以内
葬祭費	8 万円以内	2 か月以内	12 か月以内
出産費	20 万円以内	2 か月以内	36 か月以内
その他	5 万円以内	1 か月以内	8 か月以内

上記貸付事業は、平成 22 年度に終了し、以後、新たな貸付は行っておらず、現在は既に実行した貸付金の返還を受けるのみである。平成 27 年 3 月末日時点で、未償還の借受

人は 55 人であり、未償還元金は合計 422 万 8,390 円である。

## (2) 手 続

たすけあい金庫年度別借受者一覧表、千葉市たすけあい金庫借用証書、たすけあい金庫借入申請書、千葉市たすけあい金庫貸付台帳、償還免除決裁伺書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## (3) 結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 消滅時効が完成していない借受人への対応について（指 摘）

#### 【千葉市成年後見支援センター】

##### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉協議会は、平成 25 年度以降、年に 1 回、未償還の借受人に対して督促状を送付し、督促状が到達したものの何らの反応もない借受人に対しては、翌年度も督促状を送付する一方で、督促状が到達しなかった借受人又は督促の結果返済が困難である事情が判明した借受人に対しては、その後、督促状の送付を含め特段の措置を講じていない。なお、平成 27 年度に督促状を送付した借受人は 5 人である。また、連帯保証人に対して督促状を送付した実績はない。

平成 25 年度以降の督促に対して返済を行った借受人は存在せず、平成 27 年度の回収実績も 0 円である。

未償還の借受人 55 人のうち、平成 29 年度以降に消滅時効（民法第 167 条第 1 項により 10 年間）が完成する借受人は 5 人であり、当該 5 人の未償還金額（元金のみ）は以下のとおりである（金額が多い順）。

- A 19 万 2,000 円
- B 14 万 5,800 円
- C 14 万 5,800 円
- D 6 万 7,000 円
- E 4 万 9,500 円

##### 【結果】

上記 5 人の借受人に対しては、速やかに住所調査を行い、最新の住所を把握すると共に、速やかに延滞金を含めた未償還金額全額の返還を求める最後通告を行い、併せて連帯保証人に対しても速やかに督促をされたい。

その上で、督促に対して反応がない場合は、速やかに借受人及び連帯保証人に対して貸金返還請求訴訟の提起等の法的手続をされたい。

## ② 消滅時効が完成している借受人への対応について（意見）

### 【千葉市成年後見支援センター】

#### 【現状・問題点】

上記①の 5 人を除く 50 人の借受人については、既に全額について消滅時効が完成していると思料される。

当該貸付金は金銭消費貸借契約（民法第 587 条）に基づくものであり、私債権であると考えられることから、消滅時効期間が経過したとしても、時効の援用がない限り債権は消滅しない（民法第 145 条）。そのため、現段階においても、借受人に対し返還を求めることは法的に可能である。

しかし、仮に借受人及び保証人に対して請求を行っても、消滅時効が援用される可能性が高く、今後の回収に向けた費用（人件費や催告等の費用や訴訟手続の費用等）と消滅時効の援用により回収できなくなる可能性が高いという実回収の可能性の低さを比較すると、今後も債権を管理し、回収に向けた請求行為を行うことは費用対効果が著しく低く、経済的合理性を欠くものとする。また、平成 17 年度までは、消滅時効が完成した借受人に対しては、たすけあい金庫貸付審査委員会の決議を経て、債務の免除を行っていたこととの均衡からも、借受人に対して返還を求めることは不適切であるとする。

#### 【結論】

既に消滅時効が完成している 50 人の借受人に対しては、引き続き債権管理を継続しても費用対効果の観点から経済的合理性を欠くと考えられることや、以前のたすけあい金庫貸付審査委員会による債務免除のケースとの公平性からは、早急に債権の免除を行い、債権管理の対象から外すことを要望する。

## 14. 高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金について

### （1）概要

千葉市社会福祉協議会は、平成 5 年 4 月 1 日施行の高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付規程（以下「改造資金貸付規程」という。）に則り、高齢者及び重度障害者と同居又は同居を予定している者が居住する千葉市内の住宅で、高齢者及び重度障害者居室等を増改築又は付帯設備を改造する者を対象（改造資金貸付規程第 4 条）に、次の貸付条件（同第 6 条）で、資金の貸付事業を行ってきた。

- i 貸付限度額 1 件当り 500 万円
- ii 据置期間 6 月以内
- iii 償還期間 10 年以内
- iv 利率 年 3 パーセント（据置期間中は無利子）
- v 償還方法 年賦、半年賦、月賦

貸付を受けようとする者は、予め所定の条件を満たした連帯保証人を 1 人（貸付金額が 150 万円以上の場合は 2 人）立てる必要があり、保証人を立てることが困難な場合は、増改築・改造の対象である建物及び宅地を担保に代えることができる（改造資金貸付規程第 12 条）。

借受人が故意に償還金の支払を怠ったときは、千葉市社会福祉協議会は借受人に対し、一時償還を請求することができる（改造資金貸付規程第 8 条）。また、延滞利子については支払期日翌日から支払の日までの日数に応じ、延滞元金につき年 10.75 パーセントの割合で発生する（改造資金貸付規程第 9 条）。

上記貸付事業は、平成 22 年度に終了し、以後、新たな貸付は行っておらず、現在は既に実行した貸付金の返還を受けるのみである。

平成 27 年 3 月末日時点で、未償還の借受人は 4 人であり、未償還元金は合計 575 万 8,780 円である。

## （2）手 続

高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付借用証書、高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金借入申込書、高齢者及び重度障害者居室等増改築・改造資金貸付台帳、督促状等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析及び質問等）を実施した。

## （3）結 果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

### ① 消滅時効が完成していない借受人への対応について（指 摘）

#### 【千葉市成年後見支援センター】

#### 【現状・問題点】

千葉市社会福祉協議会は、平成 25 年度以降、年に 1 回、未償還の借受人に対して督促状を送付し、平成 27 年度に送付した督促状は借受人 4 人のうち 3 人について到達している。なお、連帯保証人に対して督促状を送付した実績はない。

平成 25 年度以降の督促に対して返済を行った借受人は存在せず、平成 27 年度の回収実績も 0 円である。

未償還の借受人 4 人のうち、平成 29 年度以降に消滅時効（民法第 167 条第 1 項により 10 年間）が完成する借受人は 2 人であり、当該 2 人の未償還金額（元金のみ）は以下のとおりである（金額が多い順）。

A：290 万 6,280 円

B：54 万円

#### 【結果】

上記 2 人の借受人に対しては、速やかに延滞金を含めた未償還金額全額の返還を求める最後通告を行い、併せて連帯保証人に対しても速やかに督促をされたい。

その上で、督促に対して反応がない場合は、速やかに借受人及び連帯保証人に対して貸金返還請求訴訟の提起等の法的手続をされたい。

## ② 消滅時効が完成している借受人への対応について（意見）

### 【千葉市成年後見支援センター】

#### 【現状・問題点】

上記①の 2 人を除く 2 人の借受人（C 及び D）については、既に全額について消滅時効が完成していると思料される。なお、2 人の借受人の未償還金額（元金）は、C が 230 万円、D が 1 万 2,500 円である。

当該貸付金は金銭消費貸借契約（民法第 587 条）に基づくものであり、私債権であると考えられることから、消滅時効期間が経過したとしても、時効の援用がない限り債権は消滅しない（民法第 145 条）。そのため、現段階においても、借受人に対し返還を求めることは法的に可能である。

しかし、仮に借受人及び保証人に対して請求を行っても、消滅時効が援用される可能性が高い。C については、元金は高額であるものの、消滅時効が援用される可能性が高く、引き続き債権を管理し、請求行為を行うことは費用対効果が低いと考えられる。また、D については、消滅時効が援用される可能性が高いことに加え、元金自体が少額であり、引き続き債権を管理し、請求行為を行うことは費用対効果が低いと考えられる。

したがって、C 及び D については、今後も債権を管理し回収に向けた行動をとることは費用対効果が悪く、経済的合理性を欠くと考える。

#### 【結果】

既に消滅時効が完成している借受人 2 人に対しては、引き続き債権管理を継続し費用対効果の面からは経済的合理性を欠くと考えられるため、早急に債権の免除を行い、債権管理の対象から外すよう要望する。

#### 第4 利害関係について

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。